

平成 29 年

塩竈市議会会議録

(第162巻)

第4回定例会 12月11日 開 会
12月21日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 9 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 1 日間（1 2 月 1 1 日～1 2 月 2 1 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 11	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第1号、議案第64号ないし第80号	1
12	火	休 会		2
13	水	〃	総務教育常任委員会 10:00～	3
14	木	〃	民生常任委員会 10:00～	4
15	金	〃	産業建設常任委員会 10:00～	5
16	土	〃		6
17	日	〃		7
18	月	本会議	一般質問 13:00～ ①鎌田 礼二 議員 ②志子田吉晃 議員 ③阿部かほる 議員 ④小野 幸男 議員	8
19	火	〃	一般質問 13:00～ ⑤土見 大介 議員 ⑥西村 勝男 議員 ⑦志賀 勝利 議員 ⑧曾我 ミヨ 議員	9
20	水	休 会		1 0
21	木	本会議	委員長報告 13:00～	1 1

塩竈市議会平成29年12月定例会会議録 目次

(12月定例会)

第1日目 平成29年12月11日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	3
志 賀 勝 利 君	3
承認第1号	11
議案第64号ないし第80号	12
提案理由説明	12
総括質疑	23
鎌 田 礼 二 君	23
伊 勢 由 典 君	25
志 賀 勝 利 君	30
浅 野 敏 江 君	33
小 高 洋 君	37
土 見 大 介 君	39
山 本 進 君	44
散 会	49

第2日目 平成29年12月18日(月曜日)

議事日程第2号	51
開 議	53
会議録署名議員の指名	53

一般質問	53
鎌田礼二君（一問一答方式）	
（1）来年度予算編成について	53
①編成の重点は	
②人口増加策は	
③その他施策について	
（2）魚市場について	64
①完成後の状況と今後の見通しは	
（3）海岸通商店街の「災害復興市街地再開発事業」について	67
①現在の状況と今後の見通しは	
（4）市立病院について	69
①現在の収支状況と今後の見通しは	
（5）国民健康保険と介護保険について	71
①国民健康保険の県への移管について	
②介護保険の仕組みと保険料について	
志子田吉晃君（一問一答方式）	
（1）しおナビ100円バスの低床化について	75
①しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バスの利用状況は	
②バスの低床化についての取り組み状況は	
（2）高齢者の社会参加健康増進策について	77
①健康増進のための取り組み状況は	
②介護支援ボランティア事業の進捗状況は	
（3）障害者日常生活用具の給付適用について	81
①障害者日常生活用具の給付適用状況は	
②人工鼻の給付適用は	
（4）壺番館周辺の駐車場整備について	86
①壺番館周辺の駐車場利用状況は	
②壺番館南駐車場等周辺駐車場の整備計画は	
（5）防災対策について	87

①地域防災計画の全体像は	
②Jアラートと避難訓練は	
(6) 市立病院事業について	90
①経営健全化の取り組み状況は	
②公立病院の役割は	
③新病棟建設に向けた取り組みは	
阿部 かほる 君 (一問一答方式)	
(1) 観光まちづくりに向けた取組	93
①インバウンド事業の取組について	
②ゆめ博の効果と今後について	
③新たな観光エリア創出について	
④教育旅行に向けた学びと体験型観光について	
(2) 防災・減災への新たな取組	102
①「J・アラート発信」への対応について	
②防災マニュアルについて	
(3) 小中一貫教育の取組	104
①小・中一貫教育における塩竈市が目指す学校像について	
②義務教育学校について	
(4) 子育て応援事業	108
①小学校入学準備支援事業について	
小野 幸男 君 (一問一答方式)	
(1) 障がい者・弱者対策	110
①障害者差別解消法について	
②心のバリアフリーについて	
③生活環境について	
④要支援者の避難について	
⑤ヘルプカードについて	
散 会	126

第3日目 平成29年12月19日（火曜日）

議事日程第3号	127
開 議	129
会議録署名議員の指名	129
一般質問	129
土 見 大 介 君（一問一答方式）	
（1）浦戸振興について	130
①塩竈市の考える浦戸振興策は	
②災害危険区域の活用方法は	
③浦戸振興における、住民・支援団体・行政・議員それぞれの担うべき役割とは	
（2）子育て支援施設の整備計画について	139
①今後の保育施設の需要見込は	
②保育施設の“あるべき場所”に対する考え方は	
③家庭内保育者に対する支援は	
（3）住環境の整備計画について	145
①空き家バンクの整備状況は	
②住宅団地の高齢化の把握とそれに対する対処	
③住宅の再配置や空き家を利用した経済活動、介護予防、定住促進への施策は	
（4）起業家支援策について	148
①塩竈市が考える「まちづくりにおける行政と住民の関係性」は	
②塩竈市が求める起業家像とは	
③上記を踏まえた施策は	
西 村 勝 男 君（一問一答方式）	
（1）震災復興計画の総仕上げに向けて	150
①新魚市場の民間連携と指定管理者導入について	
②北浜地区の下水道にかかる災害復旧事業の雨水調整池完成後の北浜公園について	
③北浜緑地護岸工事後の緑地公園の管理・利用について	
④藤倉地区復興土地区画整理事業における安全対策を考えた道路整備について	
（2）歴史遺産の継承に向けて	160

①勝画楼保存に向けた学芸員（専門職）の常駐について	
(3) 商業・観光の振興策について	165
①割増し商品券・ゆめ博開催の経済への波及効果について	
志賀勝利君（一問一答方式）	
(1) 水産加工品ICT(情報通信技術)化について	170
①今後の市としてのバックアップ体制は	
(2) 2件の住民監査請求の裁判費用について	173
①市が敗訴した場合の弁護士費用は誰が負担するのか	
②敗訴した場合、市長はどのような責任をとるのか	
(3) 海岸通地区再開発事業に関して	179
①2月の入札が不調に終わったときの次の手は	
②組合の会議に「たびたび参加した」と言っていたが何回出席したのか	
(4) 卸売機関の一元化について	186
①新魚市場完成までに政治生命をかけると言っていたが、政治生命をかけるというのはどういう意味だったのか	
②一元化実現の期限はいつなのか	
③実現できなかったとき、市長の政治生命はどうなるのか	
曾我ミヨ君（一問一答方式）	
(1) 保育行政について	189
①のびのび塩竈っ子プランについて	
・平成22年度からの「後期計画」と平成27年度からの「新計画」について	
・塩竈っ子プランと保育需要の現状について	
・新浜町保育所について、この間の保護者への説明会の内容と保護者から出されている意見について	
②塩竈市保育所運営規程について	
・「職員の職種及び員数」についてどうなっているのか	
・それに基づく役職配置の現状について	
(2) 被災者支援について	196
①被災者の医療費一部負担減免について	

・被災者の医療費一部負担減免に対する財政措置について	
・次年度の継続実施について	
②災害公営住宅の家賃軽減措置の延長について	
・災害公営住宅の入居者世帯数と所得の状況について	
・災害公営住宅に対する家賃低廉化及び低減のための国の財政支援の趣旨を生かし、 家賃減免移行措置期間の延長を	
(3) 保健事業について	199
①インフルエンザ予防接種の自己負担金について	
(4) 教育問題について	200
①県内の小・中学校の事務職員の配置の現状について	
・集中配置と分散配置の効果の差異について	
②心のケアの学び支援適応サポーターについて	
・専任の体制に	
③全教職員による多忙化解消策について	
・全教員に「タイムレコーダーの活用を」	
④要保護・準要保護 新入学児童生徒学用品費支給について	
・仙台市と同様に中学1年生だけでも入学前の支給に	
散 会	207

第4日目 平成29年12月21日（木曜日）

議事日程第4号	209
開 議	211
会議録署名議員の指名	211
議案第64号ないし第80号（各常任委員会委員長議案審査報告）	211
討 論	217
小 高 洋 君	217
阿 部 眞 喜 君	219
採 決	220
請願第5号及び第7号（民生・総務教育常任委員会委員長請願審査報告）	221

採 決	222
議案第81号及び第82号	222
提案理由説明	222
討 論	225
志 賀 勝 利 君	225
山 本 進 君	227
採 決	230
議員提出議案第 8 号	230
提案理由説明	230
採 決	231
議員提出議案第 9 号及び第10号	232
提案理由説明	232
採 決	234
閉 会	234

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認	29.12.11
総務教育	議案第64号	塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第65号	塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第66号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第69号	塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第70号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第78号	工事請負契約の締結について	原案可決	29.12.21
	議案第80号	塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案可決	29.12.21
民 生	議案第67号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第70号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第75号	平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第79号	塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について	原案可決	29.12.21
産業建設	議案第68号	塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例	原案可決	29.12.21
	議案第70号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第71号	平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第72号	平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	29.12.21
	議案第73号	平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	29.12.21

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第74号	平成29年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	29. 12. 21
	議案第76号	平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	29. 12. 21
	議案第77号	平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第81号	一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	29. 12. 21
	議案第82号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	29. 12. 21
	議員提出 議案第8号	介護福祉施策の充実を求める意見書	原案可決	29. 12. 21
	議員提出 議案第9号	国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議	原案可決	29. 12. 21
	議員提出 議案第10号	「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議	原案可決	29. 12. 21

塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第5号	国保財政調整基金を使って国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願	29. 6. 9	民 生	採 択	29. 12. 21
第7号	「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議を求める請願	29. 9. 5	総務教育	採 択	29. 12. 21

平成29年6月15日 塩釜市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 5 号
受理年月日	平成29年6月9日
件 名	国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>塩釜市の国保税は、平成24年度・3.88%、平成26年度・3.22%、平成27年度・3.33%、平成28年度・6.05%と5年間で4回の引き下げを行いました。40歳代夫婦と未成年の子ども2人、年間所得200万円のモデル世帯で年間約38万3千円となり、所得に占める割合は19.2%と依然高い状態にあり、近隣自治体と比較しても多賀城市より年間約3万3千円、利府町より年間約8万5千円高い国保税となっています。</p> <p>一方、平成27年度決算では、高額薬剤により薬剤費が増加していても単年度では1億86百万円の黒字であり、基金残高は14億11百万円に増加しています。この基金残高は、塩釜市の年間国保税収に相当し、年間保険給付額の約3割に達しており、宮城県内自治体では2番目に多い基金残高となっています。</p> <p>一方、高すぎる国保税のために国保税支払いができず、平成27年9月末で短期被保険者証となる世帯が757世帯、短期被保険者証のいわゆる「留め置き」世帯が208世帯となり、病院で医療費10割負担となる被保険者資格証明書世帯も47世帯にのぼっています。「留め置き」世帯と合わせて手元に被保険者証がないのと同様の世帯が255世帯となり、国保世帯数の3.1%にもなります。</p> <p>塩釜市議会として、塩釜市に対して、年間国保税収に相当する額でもあり、年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金残高14億円を使って、これまでの引き下げ率を大幅に超える平成30年度国保税の引き下げを実施する決議を採択するよう下記の通り請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 塩釜市議会は、塩釜市に対して、年間保険税収に匹敵し年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金を活用し、平成30年度の国保税について大幅な引き下げを求める決議を採択すること。</p>
提出者住所・氏名	塩釜市錦町16-5 坂総合病院 気付 塩釜市の国保を良くする会 会長 虎川 太郎
紹介議員名	志子田 吉晃、伊勢 由典、曾我 ミヨ
付託委員会	民生常任委員会

平成29年9月11日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 7 号
受 理 年 月 日	平成29年9月5日
件 名	「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議を求める請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】 文部科学省によって平成29年度からスタートした「学校図書館図書整備等5か年計画」と「計画の策定に伴う地方財政措置」で「学校図書館整備・学校図書館への新聞配置・学校司書の配置」が予算化されました。</p> <p>「塩竈市教育大綱」（平成28年2月策定）に基づく学校図書館に関する施策を推進するため、塩竈市においても「学校図書館整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配備」拡充整備のため塩竈市議会において予算を実施する決議を採択されますようお願いいたします。</p> <p>【請願の理由】 総務省と文部科学省は、平成29年度からの5年間で「学校図書館整備・学校図書館への新聞配置・学校司書の配備」拡充のため2,350億円、単年度約470億円の地方財政措置を行うこととなりました。地方財政措置は地方交付税が充当されます。これは学校図書館の充実によって子どもの読書活動、探究学習などを促進するとともに、読解力や言語活動の向上をめざすものです。</p> <p>塩竈市内の学校図書館の図書については古い図書が保有されており、社会変化や学問の進展を踏まえた図書整備が急務になっています。児童生徒の探究的学習や読解力の育成、言語活動を支えるためにも図書の更新が必要です。</p> <p>また、学校図書館には複数の新聞が配備されていません。社会の諸課題について考察し、公正に判断する材料として複数の新聞配置が必要です。</p> <p>さらに塩竈市内の小中学校においては専任の学校司書が配置されておらず、図書の整備、貸し出し、選本、統計、広報、図書修繕、図書廃棄等の仕事に手が回っておりません。学校司書を専任で配置し、学校図書館の運営が図られることで塩竈市の児童生徒の学力向上と教育的素養を高めることができます。</p> <p>以上の理由により、「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充を進められるよう塩竈市議会としても塩竈市に対して予算拡充を求める決議を採択されるよう請願いたします。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	宮城県仙台市青葉区柏木一丁目2-45 宮城県教職員組合中央支部塩竈地区 議長 菅野 俊雄
紹 介 議 員 氏 名	伊勢 由典、小高 洋
付 託 委 員 会	総務教育常任委員会

議員提出議案第8号

介護福祉施策の充実を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成29年12月21日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部眞喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

介護福祉施策の充実を求める意見書

国の一連の社会保障制度改革では、高齢化が進み、より増大する社会保障費の抑制のため、公的給付の抑制と国民の負担増が進められている。平成27年度の介護保険制度改定では、介護保険料が上がり一部の利用者は介護サービス利用料の自己負担が増加した。このことが、サービス利用の制限につながり、要介護者とその家族から将来に対する不安の声が上がっている。

また、平成27年度の介護報酬改定では、改定率2.27%の引下げにより、介護事業者は大変厳しい環境におかれている。今回、政府は、平成30年度に介護報酬の0.54%引き上げを行う方針を示し「介護離職ゼロ」を目標に掲げた。

このような中、介護現場では、介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えている。このことは、利用者やその家族にとっても大きな打撃となり、今後のサービス利用への不安や、介護事業者の事業運営の破綻が危惧されている。

老化や、それに伴う病気や障がいがあっても日常生活に支障のない生活ができるようにするのは社会全体としての役割である。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法第25条の精神である。すべての要介護者が個人として尊重され、安心して生活が送れる介護福祉施策の充実のため、以下の4点について要望する。

記

1. 介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。
1. 介護予防の充実を図り、介護給付費を抑制すること。
1. 介護サービスの利用者が安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。
1. 社会保障充実のため、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

議員提出議案第9号

国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成29年12月21日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部眞喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議

塩竈市の医療費は県内でも高い水準にあるものの、国民健康保険事業は安定運営を続けてきた。一方で、同事業を安定的に運営するための国民健康保険事業財政調整基金の残高が14億円と高止まりしていることから、市議会としては、市民を巻き込んで同基金を活用した保険税の減額の可能性や同事業の将来の安定的な運営について議論を深めてきた。

このような中、塩竈市は国民健康保険の都道府県単位化の動向を注視しながら、本定例会において、平均改定率を-11.04%とする国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案され、その税率の引き下げ幅は過去最大のものであったことは大変高く評価するものである。今回の減税により5年後の基金残高は国民健康保険事業の安定運営に最低限必要とされる3億円まで減少する見通しである。

塩竈市において、国民健康保険都道府県単位化後の動向や社会情勢の変化による市民の負担増が生じないように、国民健康保険事業の安定的な運営を継続されるよう求める。

以上、決議する。

平成29年12月21日

塩 竈 市 議 会

議員提出議案第10号

「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成29年12月21日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部眞喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議

総務省と文部科学省は、平成29年度からの5年間で「学校図書館図書の整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配置」の3点を充実させるため、総額約2,350億円、単年度で約470億円の地方財政措置を行うこととなった。

これは学校図書の充実によって子どもの読書活動、探究学習などを促進するとともに、読解力や言語活動の向上を図り、また、学校司書を専任で配置し、学校図書館の効果的な運営を図ることで、児童生徒の学力向上と教育的素養を高めることを目指すものとなっており、本市においても一層の図書整備が急務となっている。

以上のことから「学校図書館図書整備等5か年計画」による「学校図書館図書の整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配置」に係る予算拡充が図られるよう求める。

以上、決議する。

平成29年12月21日

塩 竈 市 議 会

平成29年12月11日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成29年12月11日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号
- 第5 議案第64号ないし第80号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員（18名）

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君

建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之君	建設部次長 兼都市計画課長	本多裕之君
水道部次長 兼業務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	安藤英治君
会計管理者 兼会計課長	菊池有司君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	阿部光浩君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史君	選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君
選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	菅原秀一君		

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る12月4日、告示招集になりました平成29年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

◇

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番伊勢由典議員、17番小高 洋議員を指名をいたします。

◇

日程第2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、11日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、11日間と決定いたしました。

◇

日程第3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査結果報告1件、例月出納検査結果報告1件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成29年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それでは、私から、監第27号、一般会計並びに各特別会計の出納検査についてから質問させていただきます。

前からも何回もいろんなことをお聞きしているんですが、前回の定例会でも、決算の折に随意契約の案件が塩竈市に133件あるというところで、11億円を超える金額がここでは使われているわけです。そこで、この随意契約は、以前から当局の説明によりますと領収書等のチェックは一切必要ないんだというようなお話もお伺いしていますので、その随意契約の経費の金額の適正性を、監査としては領収書のチェックをしないでどのようなことで適正と判断されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 随意契約、指名競争入札とかにかかわらず、一定の資料を当局から提示して、例えば委託契約だとそういったものが実行されたのかどうか、具体的には我々が書面として例月出納検査で確認している部分については履行確認調書を見させてもらっている。あと、工事等の請負等につきましても同じように履行確認でどのような工事がなされて検査をされているかとかといった部分を私は確認しているという形になります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 要は、私がお聞きしているのは経費等の中身が正しく使われているかというところをお聞きしているわけです。それで、普通は、普通の会社ですと経費が適正に使われているかどうかというのを判断するためには領収書等のチェックをして、それで、これで金額で間違いはないですよねというところなんですが、入札で決まっていた委託契約は何ら問題ないかと思いますが、随意契約で委託契約をしているということは、重点雇用分野の例を見ても、設計書を見ますと細かな経費というのは一切書いていない。そういった中でどうやって各経費項目の金額が適正であると判断されているのかお聞きしたいわけです。ただ、もう委託契約そのものだからもう何もチェックしなくていいんだ、ずっとそうやっているからいいんだということなのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 委託契約自体は、こういった業務をやってほしいというように仕様書を作成し、委託をしているわけで、その経費の使い方とかについては基本的には請け負った方の自由な裁量の中で使われるんだろうとっております。我々としては、注文した仕様書に合ったものがその費用で完成しているのかどうか、実行されているのかどうかということを中心に見るといった形になります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 確かにその事業を委託するという事なんですが、その経費が、中身が自由なんだということであれば経費の積算根拠というのはどこから出てくるものなんでしょうか。それと、その事業の積算根拠です。人件費であるとか、工事であればそういった使用機材なんかがありますけれども、そういったものが、当然その中に経費というものがあるわけですが、それがどこからはじき出されてくるものなのか。結局その辺がちょっと、前からやっているからとか、例えば一番初めにやったときにそういった中身のもの、経費の中身が、本当に積算した金額が正しいもの、適正だったものかどうかということの判断をするためには、やっぱりそういう領収書等の実際の金額のチェックをして積算していかないと現状に即したのものにはなっていないのではないかなと私、思うわけです。その点は、高橋監査委員はどのようにお考えですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 委託の種類にもよりますけれども、積算根拠が、例えば一定の工事のような部分とか、設計委託とかなんとかというそういった部分については一定の裏づけがあるというものもありますし、あと、積算の中で、市ではなかなか積算が難しいというのも確かにあるかと思えます。ただ、そういったものが一般的に妥当な形でなされているのかどうかというところについての積算が、積算書というんですか、最初に起工伺するときに積算書をつけておりますけれども、その部分について妥当かどうかということ、我々のチェックできる範囲でのチェックはしておるつもりでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、妥当かどうかの判断というのは領収書も何もなしで判断できるんですかとお聞きしているんです。実際にこれこれこういうところにこれだけ使いましたねとか、やっぱり経費の根拠は、それぞれそのときそのときで違うわけですし、それがはっきりしないまま、そういった大金がずっと使われているということに私はちょっと不安を感じているわけです。そのところを、やはりできれば、できるだけ随意契約の委託業務というのは減らしていただいてきちんと入札をすると。随意契約の条件としてはその会社しかやるところがないんだとか、特殊な要件を除いては、一般競争入札というんですか、そういったものが望ましいとうたわれているわけですから、そういった中で11億円もの金が随意契約の中で使われているということが私としてはちょっと異常ではないのかなと感じているわけです。

そして、この随意契約の委託契約の場合に領収書のチェックが必要ないんだよという根拠な

んですが、これは地方自治法に何か記されていてこういう習慣になっているのか、たまたま塩竈市だけがそういう習慣でやっているのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 随意契約の委託の部分について、地方自治法上、領収書をチェックしなくてもいいとかとなっているかという部分については、委託そのものが法律に明記されているわけではありませんけれども、我々いろいろ判例とか、行政実例というんですか、そういった中では委託というのは相手方にお任せするんだということが原則になってくるということで、そこから解釈して読み込ませてもらっているというのが実態でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 一応実例とかなんとかという今お話がありましたけれども、だったら実例があるのであれば、委託契約の際に契約書と設計書があって、設計書にやっぱりある程度の金額をきちんと経費別に入れて契約するとかということがあってもしかるべきだと思いますが、設計書を見ると金額も何も書いていない、ただ設計書という用紙がついているだけで、それで契約されているという実態を見た場合、結局今までの慣例の中で、実例の中でやっているというのなら、設計書の中にそれなりに何がしかの金額が出てきていいと思います。それが何も表示されていない設計書で、随意契約でトータルの金額だけがあっても何もチェックされなくて経費として計上されているのかもしれないけれども、我々議会にはそういう項目は一切提示されないで賛成か反対かと決めてきているんです。私は、果たしてそれでいいんだろうかと疑問に感じたわけです。というのは、なぜかというところでは重点雇用対策のところではいろいろやってきました。ところが、そのときには担当課長は、「いや、委託契約は塩竈市では領収書をチェックしなくていいんです」とずっと言い張ってきたものですから、えっと思って、前回の決算のときにちょっと随意契約の委託業務を見たら、133事業で11億円を超える金額が出されていたということだったものですから、果たしてそういう慣例でやっていることが現状に即しているのかどうかというところが非常に心配になったわけです。だって11億円というと、塩竈市の自主財源が年間55億円ですか、5分の1に当たるわけです。そういう金額が、極端なことを言うと、何のチェックもなしに払い出されているというところにずっと私は怖さを感じるわけです。果たしてそれが正当な税金の使い方なんだろうかと感じているわけです。ですから、そういった委託業務についても、やはり監査としては何年かに一遍はそういったものの領収書等をチェックして、その数字が実際に現状に即しているものなのかどうかということぐらいはやっぱりチ

チェックした上で、我々議会に適正に処理されていますというような報告をいただければいいのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 委託契約そのもので監査として、例えば領収書を要求することができるかどうかということになるかと思いますが、それは私どもではできないと解釈しております。あくまでも委託契約とか請負契約というのは、こちらで一定のその算出を当局として正確にやられているかどうかと、裏付けが完全にあるものだけかということなかなか難しいのもあることも事実だと思いますけれども、一定の算定をするということでそうなされたものが、請負の中でそのとおりに実施されたということを確認するというのが私どもの立場だと思います。あと、経費を安くする上で、次回やる時にどういう算定をするかというのを当局であとは考えていくかどうかちょっとわかりませんが、我々としては頼んだ仕事をその金額でちゃんとやってもらえたかどうかというところが観点になるということになります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 担当の方が業務契約のそういった予算を立てるとき、当然いろんなところで積算しているはずなんです。だとすれば、その積算した各数字をもとに監査がチェックするとか、それと、積算している部署が、発注した相手方に対してちゃんと領収書の提出を求めればそれで済むことであって、監査から担当部にちゃんと領収書のチェックをしてくださいという要望をすれば済むことであって、監査が別に直接監査に領収書を出せとかなんとかということとはまたちょっと次元が違うかと思いますが、要はそういう姿勢で支出を捉えているか、捉えていないかというだけのことを私はお聞きしているわけです。従来やっているからこれでいいんですということでは私はないと思います。どこまでも言いますが、これは国民の大切な税金なんです。もらっちゃったから何をやってもいいんだというわけではないと思います、私。そういうことのツケが、今、国では1,000兆円を超える借金になったり、塩竈市が今550億円ですか、そういった借金につながってきているのではないのかなと思うものですから、そういうところも一つ一つをチェックしていただいて、やっぱり委託契約というものがきちんと適正な価格で発注されているかどうかということのチェックを監査にお願いします。我々も今のままだと何のチェックのしようもないわけです。金額だけです。全体価格だけ。事業が行われていますからこれで賛成してくださいと言われても私は賛成できないわけです。ただそれだ

けのことなんです。ですから、そののところをもうちょっと今後監査という立場でよく考えて
いただいて、もうちょっと透明性を高める努力をしていただければと思いますが、いかがでし
ょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 我々も監査に臨む態度としましては、やっぱり従来行われてきた
のでそのままでいいんだという形では見ておりません。やっぱりその形が適正なのかどうかと
いう、一応積算のチェックをさせてもらっております。とはいいまして我々もちょっと技術
的にできない部分は確かにありますけれども、我々ができる範囲でのチェックはほとんどやっ
ておるつもりでおります。

それから、随意契約よりも一般競争入札なり、そういったもので基本的にやってもらいたい
というのは事実ですけれども、ですから、随意契約する場合には地方自治法施行令とか、塩竈
市の契約規則に基づいた形での理由があるかどうかというチェックは全てやっておるとい
う形になります。今後そういう形で厳しくはチェックしていきたいと思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） できるところ、できないところというのじゃなくて、やっぱり従来の壁
を越えて監査をしていただきたいと思います。今までこうだったからここまでしか監査しない
んだというのじゃなくて、監査というのは多分そうじゃないと思います。いろいろ聞いてきま
すと各自自治体でその監査の権限も何か違うようです。ですから、そういう周りの自治体がど
ういうところまで監査しているのかということもやはりお聞きになって、やっぱり塩竈市は、今
までという壁にこだわらずにその壁を乗り越えて、できるだけ透明性を高めていただけるよ
うに監査として努力していただきたいと思います。

今住民監査請求によって2件の訴訟を塩竈市は抱えているわけです。そういったことも、な
ぜそういうことが起きてくるのかということを考えてとき、監査請求の請求者に対して、例え
ば私なんかの場合は、一番初めにこの議会で質問したそのときの時間を捉えて、そのとき質
問したんだからそのとき相当なる注意力をもってすればその事件はわかったはずだ。だから、も
う時効だからこれは認められないんだというような回答が市からも監査からも出てきているわ
けです。だけれども、私がこの場で、例えば一つの例を出しますと、害虫害獣駆除会社、この
燃料費が非常に高かったのも、ただ、中身はどうなんですかと質問しただけなんです。170万
円、油代、車一台でそんなにかからないでしょうと言ったら、リース代ですという説明があっ

たわけです。そのリース代を、そのときは最後に質問したものですから、担当課長からはリース代ですという説明だけで、その後帰り際に担当課長が私を呼びとめてこのぐらいの厚いパイプファイルを出して、わざわざ、いや、議員、これは1日60キロ走って1カ月油代が1,080円なんです。そのほかに車のリース代が残り金額で、両方トータルで1万2,000円になりますという説明まで受けたんです。それで私はそのとき、そうか、わかったということで帰って、でも待てよ、リース代だったら領収書があるなと思って面会の予約をとって聞きに行ったら、1カ月後でしたか、そしたら、いや、あれは間違いでした。リース料じゃなくて新しい車を買いましたと伺って、それで今度の350万円の車というのはこの補助事業では資産の形成は認められないでしょうと言ったら、その次は、いや、害虫害獣駆除会社にあった車を使いましたということになったんです。二転三転。真実をお話ししていないわけですから。そういうことがあったんですが、そこからその各委託事業の経費が領収書をチェックしないで全くでたらめな数字が4年間我々議会に報告されていたなんていうのは予想だにしないです、これは。だから、そこで相当の注意力を払っていたのであればそういう問題点が出たときに、ここの議会で議論になったときに監査としてはそういうところのチェックに傾注していかなければ私はいけないんじゃないかなと思いました。そこで、会議が議場で終わったときに高橋監査委員とたまたま階段のところでお会いしたときに、こういうことだからちゃんとやってくださいと言ったら、高橋監査委員は、監査は議会から言われたから、当局から言われたからって方針を変えるわけじゃありませんとご立派な回答をいただいたわけですが、やはり監査としてこれまでの議会の流れを見て、相当な注意力を払ってそういうチェックということをしつかりと私はやっていかなければならない立場ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 前段の個別の件につきましてはここでお話するべきことではないと思っていますので、それは省略させていただきたいと思います。

後段の監査の立場ですけれども、監査委員は独自に、自分たちといいますか、私と議選の監査委員を含めてという意味ですけれども、監査委員として必要かどうかというのは、監査委員はほかからのお話とかなんとか、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、そういった圧力とか、そういったものというものにかかわりなく、それにかかわらず自分たちの判断でやるべきだというのが監査委員の立場ですので、たとえこの議会でいっぱい議論がなされている、もちろん参考にはさせていただくんですけれども、そういうことがあったから、また当局、市

長からこう言われたからこれをやるという形にはなりませんので、私と菊地監査委員との間でこういったことをやろう、やらないとかという話をした上で、やっていくという形で判断させていただきたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 別にそこに私は圧力云々かんぬんじゃなくて、要は私の言っているのは相当な注意力は、あなた、志賀勝利になかったためにこれは却下ですという判断を下されている。だとしたら、ここにいる議員が全員そう言われていると一緒なんです。この問題点について誰も何も問題を上げなければ、全員が、あなた、相当な注意力がないんだよと言われて一緒になんです。たとえそれだけ言うのであれば、私は、ご自身は相当な注意力をもって業務に当たられたんですかとお聞きしているだけなんです。個別の案件なんかと聞いていません。だから言うんです。従来どおりのあれではなくて、これからはもっと壁を破って監査として透明性を高めていただけませんかというお話をしているわけです。ですから、そこで私が望む答えは、監査委員から求めることは、頑張っって壁を破ってやっていきますという決意を言っただけであればいいことなんです、その辺、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 壁を破るという、その壁がどういうものかちょっとわかりませんが、私たちは従来こうやっていたから、先ほどもちょっとお話ししましたが、そのまままたやるという形ではなくて、やっぱり例えば定期監査に臨むに当たってもそうですし、例月の出納検査でもやっぱり常に新しい視点といいますか、そういうのを持ってやっているつもりではあります。そこまで、ほかから見てそのようにやっているように見えるかどうかというのはまた別ですけど、我々としましては、やっぱりことし定期監査に臨むに当たってはことしはこういったことをちょっと重点的に見ていこうとか、こういった部分から見ていこうという形でのやり方はやっております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） なかなか監査に対する意見談はこの議会では出ないわけですけど、つもりでやっいても結局明確にそういったことがきちんとあらわされていなければ、やっぱり私はだめだと思います。それで、これだけこういった委託業務、ましてや随意契約の中で133事業やってこれを全部チェックすると至難のわざかもしれませんが、やはり各会計単位で、やっぱり何事業かはそういったことをきちんと精査した上で、これは正しく事業として行われ

ていますという報告をいただけるのであれば、私は、ああ、そうですかと、ご苦労さまでしたと言いたいわけです。そのところをやはりなぜ、何度も言いますけれども、税金です。ただ単に役人さんたちのいいように使われてはならないと思います。国の動きを見ていると、どうも役人さんが、高級官僚がいいように使っているところも見受けられますし、ところが、我々国民一人一人はそこをいかんともしがたい。苦情を言っても全く通じない。そういうことをやるのが国会議員であるはずなんです、どうも議員もそういうときになれ合いになって、なかなかそういうことが国会で議論にならないというところもありますし、私はあえてこういった地方議会でそういうことを、やっぱり地方議会からそういうところを正していかなければいけないのかなと思ひましてこういう苦言を呈するわけですので、ぜひ誰にでも理解してもらえような監査方法、そして決算処理方法をしていただければなと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 承認第1号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、承認第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました承認第1号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するものとして、平成29年10月3日付で専決処分をさせていただきました案件につきまして、その承認を求めるところでございます。当該専決処分の内容であります、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る補正予算でございます。以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより、承認第1号の質疑に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、承認第1号については原案のとおり承認することに決定いたしました。



日程第5 議案第64号ないし第80号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議案第64号ないし第80号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第64号から80号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第64号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」ですが、震災復興事業の進捗等を踏まえた行政組織の見直しに伴い、震災復興推進局を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第65号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育児休業を延長することができる場合を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正により、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、従前の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものであります。それぞれの所得割、均等割、平等割について引き下げを行い、平均改定率はマイナス11.04%、平均改定額はマイナス14,645円となるものであります。

次に、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」であります。景観法の規定に基づき、本市における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、眺望景観保全地区の指定、景観計画区域内の届出対象行為等について規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第69号「塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」であります。

これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、「個人情報」の定義に顔認識データや個人番号等の個人識別符号を対象として明確化するほか、思想、信条、病歴等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」として定義するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」であります。東日本大震災復興関連予算といたしましては、大規模災害発生時における水産物の生産・流通の維持確保のための地域防災・減災（BCP）計画策定事業を計上いたしましたほか、平成30年3月11日に開催予定の東日本大震災追悼式開催費や被災された方々に対する東日本大震災災害義援金などを計上いたしております。

また、通常事業といたしましては、平成29年10月23日の台風21号に伴います道路災害復旧費や、介護サービス事業者のスプリンクラー設備等の整備に対する支援を目的とした地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、各種福祉サービスの利用児童数の増加による障害児通所給付費

の増額補正予算、寄附金を活用した清水沢公園トイレ改修工事及び中学校部活動備品等整備事業などを計上いたしましたほか、平成29年度決算を見据えた決算整理のための減額補正予算を含めまして、歳入歳出それぞれ24億2,930万1,000円を減額し、総額を263億3,826万7,000円にするものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災復興関連事業として、

水産物の生産・流通の維持確保のための地域防災・減災（BCP）計画策定事業といたしまして
359万円

同じく、東日本大震災追悼式の開催経費として
437万8,000円

同じく、東日本大震災災害義援金として
3,126万1,000円

また、通常事業といたしまして、

台風21号の大雨被害による道路災害復旧事業として
460万円

同じく、介護サービス事業者のスプリンクラー設備等整備への支援のための地域介護・福祉空間整備等施設整備事業として
517万8,000円

同じく、利用児童数の増加に伴います障害児通所給付費の増額補正といたしまして
741万7,000円

同じく、清水沢公園トイレの環境整備のための改修工事費として
200万円

同じく、市内中学校の部活動用備品購入のための備品整備事業として
100万円

また、決算整理に向けた減額といたしまして、

平成29年度決算を見据え、補助金や契約額の確定、事業の進捗などにより、事業予算の決算整理を目的とした、東日本大震災復興関連事業、通常事業及び各特別会計繰出金の減額補正といたしまして
25億5,594万9,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

道路災害復旧費や地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、障害児通所給付費などの補助事業に係る国庫支出金といたしまして
1,594万1,000円

東日本大震災災害義援金や公園トイレ改修工事費、中学校部活動備品等整備事業に係る寄附金として
3,288万6,000円

東日本大震災追悼式開催費や地域防災・減災（BCP）計画策定事業に伴う増額補正予算のほか、決算整理のための減額補正予算に係る財源であります、繰入金の減額補正といたしまし

て

17億2,853万8,000円

同じく、減額補正予算に係る財源であります、特別交付税及び震災復興特別交付税の減額補正として

9億8,905万5,000

円などを計上いたしております。

債務負担行為につきましては、地域防災・減災（BCP）計画策定業務委託の1件を追加するものであります。

また、地方債につきましては、道路災害復旧事業の補正予算計上に伴います道路橋りょう災害復旧事業を追加いたしますほか、決算整理に向けまして、災害援護資金貸付金の限度額を減額補正をいたすものであります。

次に、議案第71号「平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。決算整理に向けた減額補正といたしまして、新小型船建造工事の不用額の減額を計上します一方で、その財源として国の離島航路構造改革補助金が認められましたことから、国庫支出金の増額補正を計上し、歳入歳出それぞれ705万円を減額いたしまして、総額を3億3,565万円といたすものであります。

また、地方債につきましては、国庫補助金の増額補正に伴いまして、船舶建造事業の限度額を減額補正をいたすものであります。

次に、議案第72号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。平成28年度決算の精算に伴います繰越金の計上とともに、一般会計繰出金を計上いたしまして、歳入歳出それぞれ5万9,000円を増額し、総額を1億8,377万5,000円にするものであります。

次に、議案第73号「平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。各種復旧・復興事業等の決算整理に向けた減額補正及び平成28年度決算の精算といたしまして、財源であります繰入金の減額補正等を計上し、歳入歳出それぞれ9億8,916万9,000円を減額いたしまして、総額を52億8,803万1,000円といたすものであります。

地方債補正につきましては、同じく決算整理に向けた減額補正に伴いまして、公営企業災害復旧事業を廃止いたしますほか、公共下水道事業及び公営企業復興交付金事業の限度額を減額補正をいたすものであります。

次に、議案第74号「平成29年度塩竈市漁業集落排水事業会計補正予算」であります。平成28年度決算の精算に伴います繰越金の計上とともに、一般会計繰出金を計上いたしまして、歳

入歳出それぞれ1,202万9,000円を増額し、総額を4,092万9,000円にいたすものであります。

次に、議案第75号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきまして、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修事業につきまして、新たに国庫補助金が見込まれることになりましたことから、補助金の交付年度に合わせてシステム改修事業費の一部とその財源であります一般会計繰入金を減額し、歳入歳出それぞれ887万7,000円を減額いたしまして、総額を53億6,699万8,000円といたすものであります。

次に、議案第76号「平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。区画整理事業の決算整理に向けた減額補正及び平成28年度決算の精算にといたしまして、財源であります繰入金の減額補正等を計上し、歳入歳出それぞれ2,095万4,000円を減額をいたしまして、総額を4億4,274万6,000円といたすものであります。

次に、議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。区画整理事業の決算整理に向けた減額補正といたしまして、財源であります繰入金の減額補正を計上し、歳入歳出それぞれ1億2,409万9,000円を減額をいたしまして、総額を8,970万1,000円といたすものであります。

続きまして、議案第78号「工事請負契約の締結について」であります。

工事名「23年災 第9101・9102号野野島漁港北防波堤・－2m物揚場災害復旧工事」であります。東日本大震災により被災した野野島漁港の北防波堤及び－2m物揚場の災害復旧に係ります工事請負契約でありまして、去る10月20日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社から参加の申し込みがあり、11月8日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が3億3,480万円で落札し、11月14日に仮契約を締結をしたものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

続きまして、議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」であります。塩竈市障害児通園事業施設である塩竈市ひまわり園について、選定委員会の審査を経て候補者となりました認定NPO法人さわおとの森を指定管理者に指定をしようとするものであります。

次に、議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」であります。塩竈市市体育館及び塩竈市温水プールについて、選定委員会の審査を経て候補者となりました、特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） それでは、私から、議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明をさせていただきます。お手元の資料No.1の7ページをお開きをいただきたいと思います。

来年度4月からの国民健康保険税を平均でマイナス11.04%と改正するため、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の考え方についてご説明をいたしますので、お手元の資料No.6の14ページをお開きいただきたいと思います。

2にありますように改正内容は平均改定率でマイナス11.04%、平均の改定額が1世帯当たり年額でマイナス1万4,645円となるものでございます。今回は医療給付費分のみならず保険税を構成いたします後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分にまたがる改正を行いました。資料No.1の議案の文書表現を表でまとめたものがこちらの14、15ページになるものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

マイナス11.04%といたしました減税後の試算、見直しを4で示してございます。これはこれまで市議会での議論、また、来年度からの県一本化に向けた納付金のあり方や額に一定の方針が示されたこと、また、市町村で基金の保有継続が明確になったことを踏まえ、平成30年度以降の保険税を試算し、安定運営を念頭にしながら減税率を検討してまいったものでございます。5年後の平成34年度までの期間において適正水準を上回るとされる分の基金を投入し、減税を行い、平成34年度末の基金残額といたしましては下段の表の最下段、右端に記載しております3億2,700万円を確保するものとなっております。

次に、17ページをごらんください。

税率改定後のモデルケースといたしまして複数人数の世帯、7つの課税モデルを記載いたしております。さらに18ページでは単身世帯での7つの課税モデルを記載をさせていただいております。

戻りまして、8ページから13ページには新旧対照表を記載してございますので、ご参照いただけますようお願いをいたします。

議案第67号については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、私からは、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが資料番号6の43ページをお開き願ひたいと存じます。

こちらの表は、一般会計及び特別会計の12月補正後予算額の総括表となっております。今回補正いたします金額は、表の補正額の欄にございますとおり、一般会計におきましてはマイナス24億2,930万1,000円、交通事業特別会計はマイナス705万円、魚市場事業特別会計は5万9,000円、下水道事業特別会計はマイナス9億8,916万9,000円、漁業集落排水事業会計は1,202万9,000円、介護保険事業特別会計はマイナス887万7,000円、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計はマイナス2,095万4,000円、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計はマイナス1億2,409万9,000円、合計では、一番下段にありますようにマイナスで35億6,736万2,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算額は、その右側にありますとおり464億3,668万7,000円となりまして、補正前に比べますと7.1%の減となるものでございます。

続いて、同じ資料の46、47ページをお開き願ひます。

一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出予算を目的別に分類しました表を活用してご説明を申し上げます。

最初に左のページの費目2の総務費の補正額6,632万8,000円でございますが、右側のページの備考欄をごらんいただきたいと思います。東日本大震災追悼式開催費につきましては、本市の追悼式の開催に係る事業費を、続いて財産管理費につきましては平成30年4月1日の組織改変に当たり、復興推進課を本庁舎東側分庁舎から壱番館庁舎へ移転させる経費を、5つ目になりますけれども、東日本大震災復興交付金基金費につきましては、復興交付金事業におけます過年度事業の不用額相当額の基金への積み立てを計上し、一方、決算見込みに合わせまして、3つ目に記載しております地域おこし協力隊活用事業を減額するものでございます。

この後、同様に各費目の主な内容を右側の備考欄でご説明をしていきますけれども、費目3の民生費マイナス2億2,928万1,000円につきましては、備考欄3つ目に記載しております高齢

社会対策費に関し、介護サービス事業者のスプリンクラー設備等整備支援のための事業費の計上と決算見込みに合わせまして地域医療介護総合確保事業補助金交付事業の減額を、5つ目に記載の福祉サービス費及び6つ目に記載の地域生活支援事業費につきましては、制度改革に伴う障害者自立支援電算システムの改修に係る事業費を、また、8つ目に記載しておりますが、障害児通所給付費につきましては利用児童数の増加に伴います増額を、最後の災害救助費につきましては東日本大震災災害義援金の計上と決算見込みに合わせ、災害援護資金貸付金の減額を、その他決算見込みに合わせまして津波被災住宅再建支援事業等の事業について減額をするものでございます。

費目6の農林水産業費マイナス2億8,959万1,000円でございますが、こちらは備考欄4つ目の地域防災・減災（BCP）計画策定事業につきまして大規模災害発生時における水産物生産流通に関する事業の継続計画策定のための事業費を計上し、一方では決算見込みに合わせまして各復興交付金事業を減額するものでございます。

費目8の土木費マイナス19億8,872万円でございますが、こちらも公園街路維持管理費について、寄附金を活用した清水沢公園トイレ改修工事費を計上し、一方で決算見込みに合わせ、各特別会計の繰出金や各復興交付金事業を減額するものでございます。

費目10の教育費736万3,000円でございますが、私立幼稚園就園奨励事業費について、対象者の増加や制度の拡大に伴う増額を、また、中学校部活動備品等整備事業につきましては寄附金を活用し、市内中学校吹奏楽部に楽器を整備する事業を計上してございます。

費目11の災害復旧費460万円でございますが、道路災害復旧費といたしまして、平成29年10月23日の台風21号の大雨被害による道路災害復旧費を計上しておるものでございます。

次に、44、45ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の補正内容についてご説明を申し上げます。

左のページの費目10地方交付税の補正額、こちらのマイナス9億8,905万5,000円についてでございますが、地域おこし協力隊の減額によります備考欄記載の特別交付税の減額と災害復旧事業や復興交付金事業の減額により地方負担額に充当いたします震災復興特別交付税を減額するものでございます。

費目14の国庫支出金1,594万1,000円でございますが、障害児通所給付費や地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、道路災害復旧費補助金などの補助事業の増額によりまして国庫支出金を増額するものでございます。

費目15の県支出金マイナス1億4,073万5,000円でございますが、こちらは障害児通所給付費を増額する一方、決算見込みに合わせまして地域医療介護総合確保事業補助金及び東日本大震災復興交付金を減額するものでございます。

費目17の寄附金3,288万6,000円でございますけれども、東日本大震災災害義援金や公園トイレ改修工事費、中学校部活動備品等整備事業に係る一般寄附金を計上するものでございます。

費目18の繰入金マイナス17億2,853万8,000円でございますが、本補正に係る所要一般財源としての財政調整基金繰入金や復興関連事業の補正に伴います各基金の減額補正のほか、各特別会計におけます平成28年度決算の精算に伴う特別会計からの繰入金をそれぞれ計上してございます。

費目19の繰越金4億400万円でございますが、こちらは平成28年度一般会計決算におけます前年度繰越金の計上となっております。

最後、費目21の市債マイナス2,380万円でございますが、こちらは決算見込みに合わせまして災害援護資金貸付金を減額しました一方で、新たに道路災害復旧費にかかわる起債を計上させていただいたものでございます。

なお、この資料の48、49ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しております。また50ページは投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましては説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） それでは、続きまして議案第78号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。資料番号1、定例会議案の20ページをお開きいただきたいと存じます。

今回お願いいたします工事名は、23年災 第9101・9102号野野島漁港北防波堤・12m物揚場災害復旧工事でございます。一般競争入札により3億3,480万円で東北重機工事株式会社と契約を締結しようとするものでございます。

次に、資料番号6、議案資料の65ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは野野島漁港の平面図となります。本議案で契約を締結いたそうとする工事箇所は、朱色で塗っている部分となります。主な工事概要といたしましては括弧書き記載しておりますが、まず北防波堤につきましては延長121.4メートルについて腹付けコンクリート、嵩上げコ

ンクリートにより施工するとともに、復旧済みの北護岸部分を含めまして消波ブロックを配置いたす内容となります。また、－2 m物揚場につきましては市営汽船棧橋から北護岸の間の延長76メートルにつきまして腹付けコンクリート、嵩上げコンクリートで施工するとともに、上部をコンクリート舗装により仕上げる内容となります。

次に、66ページ、67ページでございますが、工事箇所1から5までの断面をお示ししております。まず、66ページの上の図でございますが、北防波堤の断面となります。皆様から見て図の右手側が外洋側、左手側が内湾側となります。既存の防波堤の内湾側に腹付けコンクリートを施すとともに、沈下分を上部にかさ上げするものでございます。内湾側につきましては堆積土砂を掘削し、被覆石を施すものでございます。

次に、下の図でございますが、こちらは北護岸部分の断面となります。復旧済みの護岸の外洋側に消波ブロックを設置する内容となります。

次に、67ページをお開きください。

上の図は－2 m物揚場の縦方向の断面となります。右手が市営汽船の棧橋側、左手が北護岸側となります。また、下の図は一般部とすり付け部の断面となります。施工は北防波堤同様に腹付けと沈下分のかさ上げを施すものでございます。物揚場につきましては、使い勝手を考慮いたしまして、浮き棧橋側はT P1.29メートルに対しまして、北護岸側は30センチ低くいたしましてT P0.99メートルとするために途中にすり付け部を設けるものでございます。

なお、次の68ページにつきましては、工事契約台帳となっておりますのでご参照いただきたいと存じます。

議案第78号につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） それでは、議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」ご説明をいたします。資料No.1の22ページをお開き願います。

本議案は、塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者候補者として選定いたしました認定NPO法人さわおとの森を指定管理者として指定するために、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。指定管理者候補者の概要をご説明をいたしますので、資料番号6の69ページをごらんください。

指定管理者候補者の概要でございますが、団体名は認定NPO法人さわおとの森でございます。

す。7の経過に示しておりますように、平成20年10月から指定管理者として塩竈市ひまわり園の運営管理を行っております。

70ページをごらんください。

指定管理者の審査結果についてご説明をいたします。

まず、1の経過でございますが、平成29年11月1日に募集を行ったところ、さわおとの森1者から申請がございました。11月15日に第1回の選定委員会を開催し、選定基準の内容の確認を行い、22日にプレゼンテーション、ヒアリング、第2回選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定しております。

2の審査概要でございますが、市職員4名、外部有識者1名、合計5名からなる選定委員による審査を行いました。

裏面、71ページをごらんください。

選定基準項目などに従い、委員1名の持ち点を100点とし、合計500点満点で審査、評価をいたしております。

前のページにお戻りいただきまして、3の審査結果ですが、選定基準である平均70点を超える83点を獲得をした認定NPO法人さわおとの森を指定管理者候補者を選定いたしました。

4の評価のポイントをごらんいただきたいと思います。利用満足度を向上させる取り組みとして土曜開園、平日の時間延長や障がい児の発達を支援する体制として臨床心理士の確保の確実性、重度障がい児のための看護師の配置などが評価されたポイントとなりました。

72ページ以降には募集要項や仕様書を記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

議案第79号につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） それでは、議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料番号1の23ページをお開き願います。

本議案は、塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者として選定いたしました特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者として指定するために、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。指定管理者候補者の概要をご説明いたしますので資料番号6の91ページをごらんください。

指定管理者候補者の概要でございますが、団体名は特定非営利活動法人塩釜市体育協会でございます。

7の経過に示しておりますように、平成18年4月から指定管理者として体育館及び温水プールの管理運営を行っております。

92ページをごらんください。

指定管理者の審査結果についてご説明いたします。

まず、1の経過ですが、平成29年10月2日に第1回の選定委員会を開催し、翌日の3日から11月2日まで募集を行ったところ、塩釜市体育協会1者から申請がありました。11月6日に第2回選定委員会を開催し、書類による1次審査を行い、翌日7日にプレゼンテーション、ヒアリング、第3回選定委員会を開催し、2次審査を行って指定管理者候補者を選定いたしております。

2の審査の概要ですが、市職員3名、外部有識者3名、合計6名からなる選定委員により、審査を行いました。

裏面93ページをごらんください。

4の審査基準項目等に従い、委員1名の持ち点を100点とし、合計600点満点で審査、評価をいたしております。

恐れ入ります。前のページにお戻りいただきまして、3の審査結果ですが、600点満点の6割である最低制限得点360点を超える467点を獲得した特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者候補者に選定いたしました。評価されたポイント等といたしましては、年代に応じたスポーツライフの支援や健康づくり、幅広いスポーツニーズへの対応、地域スポーツの活性化やスポーツへの興味、関心の喚起、運営の効率化により生じた収益をさらなるスポーツ振興に充当する提案などのほか、4期目の施設平均利用者数が3期目より約1万8,000人増加していることなどが評価されたポイントとなりました。

94ページ以降には募集要項を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第80号につきましては以上です。

○議長（香取嗣雄君） これより議案第64号ないし第80号の総括質疑に入ります。

13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。

議案第64号ないし第80号のうち、議案第70号から第77号までの補正予算についてお聞きをい

たします。

12月補正予算の概要は、一般会計の補正額が約24億3,000万円、それから特別会計が約11億4,000万円、総額で約35億7,000万円の減額補正になります。一般会計では地域防災・減災（BCP）計画策定事業や道路災害復旧事業等の増額補正がありますが、大半が決算整理に向けた減額補正で、減額のみ補正額を見ると約26億6,000円万円にもなります。また、特別会計のうち、下水道事業特別会計では約10億円の減額補正、うち藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計では約1億2,000万円の減額補正となっています。こういった減額補正は、事業予定、予算は立てたが実施できなかったことになる。これは市民生活の向上を考えた場合、どうなのかと心配するところであります。この12月定例会での減額補正に至った大きな要因は何かについて、まずご説明をいただきたいと思えます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま鎌田議員から、議案第70号から第77号の一般会計及び特別会計の減額補正についてのご質問がありました。まず、なぜこの時期にかというご質問でありました。歳出の補正予算につきましては委員会審査を賜るというのが12月末でありまして、2月の補正については即決という形で今まで議会にお願いをしてきたところであります。したがって、各委員会にて議員の皆様方から補正の内容についてご審査を賜りますのは12月定例会が最終と私ども、認識をいたしておりますので、特に大きな不用額等が見込まれます事業につきましては、今回極力精算額に近い金額で計上させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 12月が最終の補正ということではありますが、去年の12月定例会で同じような額が提案されました。そして次のことしの2月定例会で、そのときの資料をちょっと見てきたんですが、一般会計で約19億円、それから特別会計で約3億円、合計22億円の補正がなされている。ですから、12月で補正されて、そのまま行くのであれば私は思うわけですが、それが2月にも補正される。若干それはいたし方ないところはあるのであろうとは思いますが、私が危惧しているのは、計画を立てて予算化されているわけですから、それを補正するということは減額補正ですから、計画どおりに行かなかったということだと思います。この中では決算整理に向けた減額補正という説明がされているわけですが、そうすると、せっかく計画を立てて、それが実施できなかったわけですから、市民生活にとってマイナスになるので

はと危惧するわけです。その辺の考え方、どうしてもそういった減額補正になるというのは、やっぱり裏を返せば、反対を言えば予算の甘さといえますか、計画の甘さも若干あるのかなど心配をするわけですが、その辺は実際はいかがなものなのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 確かに昨年度も12月補正予算で相当大きな金額を計上しながら、結果として2月の補正予算での減額をさせていただきました。昨年度の事例であります、1つは国の補正予算に伴います補正予算を計上させていただいております。このことについては当然のことながら3カ月の年度内で進行するという事は難しいという状況ではあります、極力補正予算等についてはでき得る限り確保して、地域の皆様方のご期待に応えていこうということで、そのような対策をとらせていただきました。また、今鎌田議員からご質問いただきましたように、職員は予算化したものをできるだけ消化したい。できればぎりぎりでも契約、明許繰越ということで少しでも年度内消化に努める努力をしたいという職員が一方におりまして、そういった部分が、残念ながら結果として契約もできずということであったかと思えます。

今年度につきましても、実は残念ながら3度も入札をしながらいまだに契約できない道路案件とか、そういったことがございますのも事実であります。また、先日ポンプ場の竣工式をごらんいただきましたが、例えばその上流側の水路につきましても、調査の上、今年度につけかえ水路を発注するという事でやっておったわけではあります、JRさんとの境界立会いに相当難航いたしまして、いまだに解決されていないという状況でありまして、今回はそういったものについては、年度内の竣工、施工を断念し、次年度に改めて発注をさせていただきたいということで、このような結果になりました。

なお、ご質問のとおり、できるだけ早くというのが我々の当然かと思えます。つけかえするものにつきましてもできるだけ早く発注できるような、そういった体制をつくってまいりたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 次回2月定例会に再度減額補正のなきよう努力を願いたいと申し上げ、質問を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 日本共産党市議団の伊勢由典でございます。

12月定例会の議案に対し、総括質疑を行います。よろしくお願ひいたします。

質問の第1点目は、議案第64号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」についてであります。

震災復興推進局は、現在4係1室、正規職員が28人、非常勤職員が2名とお聞きいたしました。それらの職員と派遣職員が配置されております。新年度から震災復興推進局を廃止し、業務を4月1日から建設部に移行し、復興推進課3係とするとしております。震災復興推進局にあった再開推進室、住宅基盤復興係がなくなります。震災以降、全国の自治体から派遣された29人のうち、県と国の職員を除く自治体職員は帰任されます。この間大変ご苦労さまでしたということをお聞きしております。一方、総事業費39億6,500万円の海岸通地区震災復興市街地再開事業は、議会に報告された進捗状況、これは11月17日なわけですが、それによれば、1番地区除却工事の追加、1番地区の6月度の入札不調、2月の再入札、3月の施設建設建築工事契約と報告されました。今後再開事業は平成30年度、あるいは平成31年度とまたがることが予想されます。また、保留床16床の処分金8億6,500万円のテナント募集、それから、まちづくり会社による商業施設購入費2億7,000万円、そして、まちづくり会社の設立と資本金のこうした地元企業出資、あるいは第1次増資、第2次増資、MINTOの出資、市内市中銀行の出資、連帯保証など、ハードルの高い課題が待ち受けております。残念なことに組合による再開のため、市議会にはこうした報告のみでございます。今後の見通しについては文書報告のみであります。来年で震災7年目を迎える上で、次の2点について質問をいたします。

1つは、全国から派遣されている職員の帰任に伴って復興事業に対して今後影響が出るのではないかとちょっと懸念するわけですが、その点について今回の組織の一部改正条例についての見解、考えをお聞きをいたします。

2つ目は、海岸通地区震災復興市街地再開事業は、今後の復興事業の最重要課題であります。再開推進室の廃止も含む塩竈市行政組織の一部改正をもって十分な対応ができるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

質問の2点目は、議案67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてお聞きをいたします。今回の提案で国民健康保険税の税率を改定し、平均改定率、先ほど提案がありましたように11.04%減、平均改定額として年間1世帯当たり1万4,645円の大幅な引き下げでございます。こうしたこの引き下げに対して、まさに議会としても、また市民を代表いたしまして評価するものであります。これまでも今議会で日本共産党市議団、あるいは市民クラブの方々からも国民健康保険税の基金16億円を活用すべきだとの質問、要望も出されておま

す。そこで次の3点について伺います。

第1点目は、12月定例会での国民健康保険税の引き下げを決断した市長の考え、所見をお聞きをいたします。

2点目は、国民健康保険税の引き下げが始まる平成30年度から平成34年度までの国民健康保険事業の収支見通しが示されました。改めて国民健康保険税の引き下げの期間についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、平成30年度から始まる国民健康保険事業の都道府県単位化に伴って塩竈市の国民健康保険事業に与えるさまざまな影響についてお聞きをいたします。

質問の3番目は、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について2点関連してお聞きいたします。

第1点目であります。債務負担行為の補正変更で、災害援護資金貸付金3,600万円が1,070万円に減額変更されました。災害援護資金貸付金は、1つは、災害によって負傷、住居・家財の被災した世帯主。2つ、貸し付け限度額350万円、利率1.5%、連帯保証人がなければ無利子ということでございます。3番目は、償還期間13年、据え置き6年となっております。そこで市当局にお聞きをいたします。東日本大震災の発災した平成23年7・8月から貸し付けが始まったと私どももお聞きをしておりますが、この償還据え置きの6年を切っておる現時点でございます。被災者にとって償還も重い負担ではないのかというところでございます。そこで次の点をお聞きをいたします。

第1点目は、今回の災害援護資金貸付金の減額変更と内訳についてお聞きをいたします。

2点目は、これまでの災害援護資金貸付金の貸し付け件数と貸し付け総額についてお聞きをいたします。

3点目は、償還据え置き期間の6年が終了し、償還が始まっていると思います。塩竈市の償還に係る対応についてお聞きをいたします。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、日本年金機構等の情報連携、障害者総合支援法の改正への対応に係る障がい者自立支援電算システムの改修についてお聞きをいたします。

資料No.6の56ページでは、日本年金機構等のマイナンバー制度における情報連携を行うため本番用副本登録に向けたデータ標準レイアウトを適用するものとしてあります。そこで、質問は次の点であります。

第1点目は、具体的には日本年金機構との情報連携に関してどのような改修を行うのか、お聞きをいたします。

質問の2点目は、システム改修としてどのように運用されるのか。障がい者自立支援電算システムとはどのような関係になるのか。また、今後の運営スケジュールについてお伺いをし、総括質疑の第1問目といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢由典議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。まず、全国から派遣された職員の帰任に伴います復興事業への影響ということでご説明をさせていただきます。本議案に係る震災復興推進局の廃止、あわせて対向支援として全国の基礎自治体から派遣いただいている職員の帰任につきましては、平成29年度で復興交付金事業全体の進捗が82から85%の間に達する見通しであります。さらに今後予定されております平成30年度以降の事業量等を総合的に勘案し、今回の復興事業の推進の方策の転換を判断いたしましたものであります。現在地方自治法に基づき、本市の復興関係業務に従事いただいている派遣職員であります。議員からもお話をいただきましたが、全体で29名であります。このうち市等の基礎自治体からプロパー職員を派遣いただいている15名は、基本的に今年度で帰任をいただく予定であります。なお、これ以外で派遣をいただいております宮城県、兵庫県、神奈川県、そして復興庁等からの任期付職員14名につきましては、平成30年度以降も任期の間で継続いただく予定といたしております。

次に、こういった職員の減によって、例えば海岸通地区市街地再開発事業等に対する影響をというご質問でありました。市街地再開発事業につきましては、現在復興推進課の中に再開発推進室を置きまして2名の職員を配置して事業を担っていただいております。今回の組織見直しに伴いまして建設部に復興推進課を設置いたしますとともに再開発推進室を再編し、仮称都市基盤整備係が担当いたしますこととなります。この都市基盤整備では、北浜地区の復興土地区画整理事業、藤倉地区の復興土地区画整理事業、そして海岸通地区の市街地再開発事業ということになりますので、6名の職員の中でそれぞれの役割を担っていただくことになるものと思っておりますので、旧来より若干補強できるのではないのかと見通しているところであります。

次に、議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご質問いただきました。今回の国民健康保険税減税を決断した私の考え方についてというご質問でありましたが、ご案内のとおり、現在の税率であります。平成30年度の国保都道府県単位化に向け

た県への納付金のあり方や財政調整基金の取り扱いが明確でなかったことを踏まえまして、平成28、29年度の2カ年間で約4%強の税率を定めさせていただいたところであります。今回の減税につきましては、県への納付金のあり方や額に一定の方針が示されましたこと、また財政調整基金は引き続き市町村で保有を継続することが明確になりましたことを踏まえ、適正な保険税負担及び基金の運用が図られますよう、平成30年度以降の保険税の減税を行うものであります。

減税する期間についてというご質問でありました。今回の税額につきましては平成34年度までの5カ年間の収支を見通しをしつつ、まずは3カ年を期間として想定をさせていただいております。3カ年後に基金の造成状況等を勘案し、また改めて判断をさせていただきたいと考えているところであります。

平成30年度から行われる国民健康保険事業の都道府県単位化に伴って、塩竈市の国民健康保険事業に与える影響についてというご質問でありました。財政面におきましては都道府県単位化により規模が拡大し、これまで以上に安定した運営が図られるものと期待をいたしているところであります。また、被保険者証の管理・更新、保険税徴収、人間ドックやインフルエンザ予防接種費用助成事業等の保険事業につきましては引き続き市が行いますことから、期間中、被保険者に対して新たなご負担やサービスの終了とならないよう、対応をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、災害援護資金貸付金についてご質問いただきました。まず、災害援護資金貸付金の減額、変更の内訳についてであります。平成29年度当初予算では24件、3,600万円の貸し付けを想定し、計上いたしました。震災から6年が過ぎ、被災者の自立再建が進んだことにより、借り入れする被災者が当初の見込みから大きく減少し、今年度は8件、1,070万円と下回る見込みとなりましたことから、今回2,530万円を減額補正いたすものであります。

次に、災害援護資金貸付金の貸し付け総額と貸し付け件数についてのご質問でありました。東日本大震災から平成29年11月末現在までの貸し付け件数は645件、貸し付け総額は9億2,938万円です。措え置き期間が終了した被災者に対する本市の対応ということですが、貸し付け期間はお案内のとおり13年間となっております。初めの6年間は措え置き期間、その後の7年間は償還期間となり、最初の平成23年7月に貸し付けした方は、本年の6月に措え置き期間が終了し、来年の7月から償還をいただくこととなります。本市の対応といたしまして

は、6年間の措え置き期間が終了する方々に対し、3カ月前までに措え置き期間終了の通知や償還状況表を送付をいたしております。また、通知を送付した方に対し、電話をさしあげ、償還額の確認と今後の償還に向けた相談等に応じているところであります。

次に、障がい者自立支援電算システムの改修のうち、日本年金機構との情報連携のシステム改修内容についてのご質問でありました。社会保障税番号制度の導入に伴い、平成30年7月に開始が予定されている日本年金機構と情報連携を行うため、本市が導入している障がい者自立支援電算システムのデータレイアウトを変更するために必要な改修ソフトによるプログラムを変更いたすものであります。障がい者自立支援電算システムの運用方法と今後の運営スケジュールについてありますが、電算システムの運用は、障がい者の転入転出者の年金情報に係る情報を本市と日本年金機構との間で取り交わすものでありまして、データが国の中間サーバを経由して市と年金機構との間で情報交換を行うこととなっております。今回の補正予算は、この副本データを作成するための標準レイアウトを構築するものであります。今後のスケジュールということでありましたが、年金機構のシステム改修の進捗と合わせた改修となり、平成30年度においてさらなる改修を行い、来年7月には日本年金機構と情報連携が開始する予定となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 時間もありませんから委員会にあとは委ねますが、1点だけ、最後の災害援護資金貸付金の関係で、延滞金というのはどのぐらいになるのか、利率といえますか、パーセントだけ教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 利率ということなんですけれども、それぞれ償還期限がありまして、それに納付できなかった場合につきましては違約金という形で10.75%になります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私からは、議案第78号から第80号について総括質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議案第78号「工事請負契約の締結について」であります。昨今工事請負契約の不調が目立ち、今回も第78号については1者のみが入札参加されています。こういった不調とか、そういった入札参加の少ない原因は何なのか、簡単にご説明いただきたいと思っております。

次に、議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」と議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」であります。両方とも1団体のみの参加という形で、非常にこういったものが本来の競争入札というところからちょっと残念ながら外れているのではないかなという気がいたしまして、こういった状況に陥っている原因が何なのか、お聞きしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま志賀議員から、議案第78号の「工事請負契約の締結について」のご質問でありました。残念ながらなぜ1者しかなかったのかというご質問でありました。今回の土木一式工事総合評定値、いわゆる「経審」の点数であります。700点以上に設定をさせていただきました。県内で350社、市内では9社がございました。なおかつ地元の方々の参加がよりできやすいようにということで総合評価落札方式を併用させていただいたところでありましたが、今回結果として地元業者1者のみとなったところであります。理由についてということではありますが、これはあくまでも推測ということでご理解をいただきたいと思いますが、1つは、地理的な条件ではないのかなと思っております。例えば浦戸という離島でありますので、使用機器類の手配が大変だといったようなことでありますとか、あるいは離島の工事でありますので、宿泊ということでないといと1日の作業時間がどうしても船便で制約をされてしましまして、なかなか仕事ははかどりにくいといったようなこともあったのではないのかと推察をいたしているところであります。

同様に議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」であります。ご案内のとおり、公募型プロポーザルということでやらせていただきましたが、残念ながら1者の応募という状況でありました。理由についてであります。これも推測になりますが、指定管理者の募集に当たっては、現在の児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業を確実に実施するためのサービス管理責任者、あるいは保育士、臨床心理士等の専門職が今現在大変不足しているということについてはご案内のとおりであります。特に障がい児への養育指導等ができる職員といったようなことも要求されますことから、今回の応募が結果的には1者となってしまったのかなと推察をいたしているところであります。

次に、体育館の指定管理についてのご質問、同様であります。1者となった原因についてということでもあります。今回より多くの団体が参加しやすいように一部募集条項を塩竈市として見直しをさせていただいたところであります。平成26年度の公募から、今回は本市以外に事業

所を置く団体も応募できるということにさせていただきましたほか、今回の募集からはより安定的な団体運営ができますよう、指定期間を3年から5年に拡大し、計画的に取り組みができるようにというような工夫もいたしたところではありますが、結果としては1者のみの応募となったところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。議案第79号、第80号、指定管理者なんですが、これというのは従来はどういう状況だったのでしょうか。例えば今までもずっと1者だったのか、あるいは複数の応募があったのか、ちょっとその辺の状況がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） では、私から、まず初めに塩竈市障害児通園事業の施設につきまして、平成20年10月から開始しまして今回で3回目でございます。これまでも3回ともやっぱり1者だったといった経過となっております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） 体育館につきましては、前回第4期目の募集に際しましては、説明会には5者ほど来て、説明を聞いていただいたんですけども、実際に申請されたのは1者ということで、前回に引き続き今回も1者ということになりました。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。この指定管理者制度を、何か塩竈市の場合はマリゲートにしてもそうなんですし、杉村惇美術館にしてもそうですけれども、何か1回なってしまうとなかなか入りづらいというようなものがあるために、こうやって1者しかないのかなという感じもしないわけではないんですが、やはりちょっと先ほどスポーツ施設の指定管理者については一部募集要項も変更して入りやすくはしたというお話もいただきましたが、今後やっぱりなるべく競争入札という機能が働くような形での募集要項というものを積極的に考えていただかないと、なかなか現状は脱却できないのではないかなと思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、請負工事のことについては、なかなか今この辺の近辺では震災後の復興事業も大体一段落して、本来であれば事業する企業がどんどん参加しなければいけないんでしょうけれど

も、やはり東京オリンピック等もあってそちらのほうに何か人手がとられているというような状況もあるやにお伺いしていますし、とはいってもやはり塩竈市の工事がそれだけ魅力のあるというか、工事内容になっていかないと事業者も参加してこないのかなという気もいたしますので、できるだけその辺、多く参加できるような状況を構築していただければなというのが…。ちょっと小耳に挟んだ話なんですけど、例えば大きな事業ではないにしても小さい業者さんがやるときは、大現場管理者が1人しかいないというときに、一回入札が決まったんだけども、なかなか仕事をすぐさせてもらえなかったんだとか、その後の入札に参加できなかったとかというそんな話も聞いたりします。それと、前にもちょっとお話ししましたが、工事代金の手付が、本当に本来2週間で払うべきものが1カ月もずれて業者の人が困ったとか、そういうようなことも聞いたりしていますので、できるだけそういうことのないように工事についてはスムーズに事業を進めるようにご努力いただいて、できるだけ速やかに仕事を終わらせていただいて、次の仕事に受注業者が取りかかれるように配慮をぜひお願いしたいと思います。私の質問を以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） 議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について、水産物の生産流通に関する事業継続計画、BCPについて総括質疑いたします。

東日本大震災より本日で6年9カ月です。まもなく7年を迎えようとしておりますが、今回補正予算により、災害時における水産物の生産流通に関する事業計画として地域防災・減災（BCP）計画策定事業が提案されましたが、具体的概要と経過についてお聞きいたします。また、来年度の予算案も出ているようですが、今回補正に上げた理由についてもお聞きいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま浅野議員から、議案第70号のうち、水産物の生産流通に関する

事業継続計画についての概略、どのような取り組みかというご質問をいただきました。大震災等の自然災害時、不測の事態が多発をいたすわけではありますが、そういった中でも重要な事業を中断させない、あるいは中断をいたしても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手続等を示したものがBCPという認識をいたしております。特に水産物の流過程では魚市場が中心となりますことから、生産から流通までを一連の業務と捉え、魚市場の開設者であります我々行政の役割として不測の事態に備えた体制等を平時から十二分に構築することを目的とするものであります。

計画の概要であります、先行事例等を見ますと、想定される事態の分析、あるいは事態の対策、そして事後の対策等で構成されます。本計画は水産物の生産から流通に至るまでを一連の事業と捉えて策定をいたしますことから、漁港や市場、加工及び輸送など、関連するさまざまな企業や団体の参加のもとで事前、事後における役割分担などを明確にいたしてまいりたいと思っております。

先ほど議員から、間もなく7年目を迎えるこのような時期に計画策定に着手する理由についてというご質問でありました。今回策定をいたします事業継続計画であります、平成29年2月に水産庁から漁港地域における水産物の生産、流通に関するBCPガイドラインというものが示されております。計画の性格上、でき得る限り早期に取り組むべきではないかと考えております。本市といたしましては、水産物の生産、流通の中核施設であります新魚市場の完成のこの時期に合わせてBCPを策定することこそが策定の意義をより高めるものと判断し、取り組むこととさせていただいたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今市長からご丁寧なご答弁がありましたので、大体概略的なものをつかめさせていただきました。それで、先ほどの議案の資料でもご説明いただきましたが、来年におきまして一番初めに協議会を立ち上げるという状況と聞きましたけれども、まず直近の対応ですが、今さまざまな魚市場ができ上がったということもありまして、また、開設者である塩竈市が中心となってこのようなBCPをつくっていかなければならないという趣旨は理解するところでありますが、塩竈市だけでできるものではありませんので、それこそ協議の範囲が民間の企業も、また運送会社もということで、どの辺まで、そういった具体的にではなくても結構ですが、範囲です。生産から流通までといいましても消費者の手に物が届くまでの間にいろいろな範囲がありますので、それをどこまで広げるのか。また、どうい

った方々に声をかけて協議会を立ち上げようとしているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員から、この事業、平成29年度、そして債務負担をお願いいたしております平成30年度の2カ年間で約750万円の費用を想定をいたしているところではありますが、来年度に取り組む予定のBCP協議会の構成がどのような形になるのかというご質問でありました。このことにつきましても水産庁からのガイドラインといったようなものが出されておりますが、このガイドラインによりますと、漁港地域内のBCPを策定する際には、地元BCP協議会を設立して計画の内容やその実施体制のあり方を検討することという方針が示されておりますが、この構成メンバーとして漁港、岸壁の管理者、市場の開設者、漁業協同組合などの漁業者、市場関係者に加えまして加工業者、運送業者等の参加が必要であるという位置づけをされているところであります。本市といたしましてもこのガイドラインに基づき、漁港管理者であります宮城県を初め、魚市場関係事業者や加工、運輸など多様な業界の方々にご参加をいただき、その精度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） なかなか理解ももちろんですが、そういった方々のご協力をいただくのも大変な事業かと思っておりますので、ぜひ成功されることを祈っております。また、平成17年、このBCPというのは既に国のガイドラインで企業ごとにこの災害に、またさまざまな事故とかそういったことに対する危機管理といえますか、そういった意味でBCPを策定するようにと国から推進されていると聞いております。これまでも大きな企業におきましては、それこそ企業におけるリスクに関して一企業内では大変それは重要なと私も思っております。また、長崎市においては議会でもこのBCPをつくっている。災害があった場合、議長を中心として対策を立てていくということを事前にもう策定しているという市もあると聞いておりました。当然私たちも約7年前のあの災害のときを思いますと、当日何をどうしていいのか、それこそ役所に行っているのか、それとも自分の地域を回っているのかと、皆さんそれぞれ我々議員もどのように行動しているのかということがなかなか判断つきかねた部分もありますので、こういったものは本当に事前から皆さんで策定しておくのが大変重要なことかなと思っておりました。また、当然当局におきましても市長を初め災害対策本部は常に立ち上げて行動されていると思っておりますが、こういった不測の事態に事後どのようにしていくかということもまた改めて計画す

べきではないかなとこの事業をお伺いして私も考えたところではありますが、それにつきまして今市長からお話をいただきましたように、最優先に水産の業界をあわせた水産庁からのガイドラインが出たとはいうものの、やはり策定が大変難しいのではないかと思いますので、これを最優先にしたという部分をもう一度詳しくお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご答弁が前後するかと思いますが、実は塩竈市でも塩竈市のBCP計画というのを現在策定中であります。ほぼ原案が固まりつつあるという状況にあります。したがって、今回塩竈市が中心となりまして水産のBCPを策定をさせていただくということにつきましては、当然のことながら塩竈市が策定中のBCP計画と内容が連動するものでなければなりません。したがって、平成29年2月に水産庁から示されました時期、今議員からもお話をいただきましたが、もう6年9カ月を経過している東日本大震災の大きな災害の契機等を考えますときに、やはり本市におきましてもまずは塩竈市全体のBCP計画とあわせて、漁港地域で水産庁のガイドラインに示されておりますような流通の過程まで含めたBCP計画を策定をし、それぞれの事業主体が機密な連携を図っていくということが極めて重要であるという判断であります。

なお、当然のことではありますが、企業や組織単位でまたこのBCP計画に合わせて独自に計画を策定していただくことこそが地域全体の防災強化を大きく前進させることとなると考えておりますので、今後市内に立地をいただいております企業の方々、できれば町内会単位という形でもこのBCPというものが検討いただけますようになお努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。大変わかりました。私たちも個人個人の各家庭においてもこのBCPは必要かなと今感じておりました。本当にこういったことがあったらどうするか、どこに避難するか、それからどういった経路で避難するかというのは前々から個人的にもまた各家庭で話し合うようにということも私たち、言われていますが、やはりそのことというのは震災が遠くなればなるほどまた薄れてきているものかと思えます。ぜひこのことを契機に私たちも考えていかなければならない事案だと思っていますし、また各企業におきましてもそれぞれの取引先とか、それから自分たちの独自の販路とかがあると思います。協力できるところは協力できるだろうけれども、なかなかその辺が難しい部分もあると思いますので、

ぜひ皆さんにご理解いただけるように、この事業が成功できるように願っておりますので、よろしく申し上げます。これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 17番小高議員。

○17番（小高 洋君） 議案に対する総括質疑を行ってまいります小高 洋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

今回お伺いをいたしますのは、先ほど鎌田議員からもございましたけれども、議案第73号「平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」について、また議案第76号「平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」の関係、そして議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」についてであります。この3点の議案につきまして、主に決算整理に伴う減額補正であるということでご説明を事前に頂戴しておりましたが、特に理解を深めておきたいと考えますのは、やはり事業の進捗の部分でかかってくる減額補正と他事業との関連、あるいは事業のおくれというところがあるのかなと思っております。先ほど鎌田議員からもこうしたことで全体的な部分での質疑がございましたけれども、やはり震災からの復興事業もあり、災害にかかわる部分、あるいは市民生活に非常に直結してくる部分でもございますので、その点について総括的に整理をしておきたいと思っております。

それで、まず初めに議案第73号の部分、特に復興交付金事業で4事業、また通常事業のうち、石田の汚水マンホールポンプ場自家発電整備工事についてでありますけれども、例えば特に越の浦の下水道整備事業につきましては、先日ポンプ場の完成式典もございました。大きな期待がかかる一方で、先ほど市長のご答弁にもありましたとおり、流入渠が完成を見ることによって効果を発揮していく事業なんだろうと捉えております。その他の事業につきましても市民生活に大きな影響があるものばかりであります。そういった点で少し詳細な部分に入りたいと思っておりますが、今後どのようにしていくのかと事業の進捗、おくれがあるのであればその点も踏まえ、また市民生活における影響、今後の見通し等を含めて整理をしたいと思っておりますので、お答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま小高議員から、議案第73号、第76号、第77号の事業のうち、下水道整備のおくれ等について、その状況についてというご質問であったかと思っております。ご質問の数字であります。今回の下水道事業特別会計補正予算であります、9億8,916万9,000円の減額となっております。若干内訳を申し上げますと中の島地区下水道整備事業で3,900万円、

それから藤倉二丁目地区下水道整備事業で1億5,740万円、越の浦地区下水道整備事業で6億円、さらには北浜地区土地区画整理下水道事業関係で1億6,678万円というような状況になっているところでもあります。まず越の浦の6億円の減額であります。このポンプ場の完成式の際にも若干触れさせていただいておりますが、ポンプ場にあわせまして上流側の流入渠を平行してすすめさせていただくということで既に調査工事を発注をいたしているところであり、詳細設計もあわせて発注をしたところでもあります。ただ、残念ながら上流側にはJR管理用地がございまして、その間、利用地の立ち合いに大変日数がかかってしまっております。具体的に申し上げますと、境界ぐい等がなかなか見つからずお互いに確認できないままに、結果として航測測量結果等からその地点をもう一度解き起こさざるを得なかった。そういったところに時間がかかっております。ただ、ようやくJRとの協議については軌道に乗ってきておりますので、測量調査及び土地測量並びに詳細設計等につきましては年度末まで何とか完了ができるものと思っております。したがって、この6億円につきましては「ゼロ債務」といいますか、平成30年度の早期に発注ができますよう議会に「ゼロ債務」をお願いしながら4月、5月の端境期に目がけてぜひ発注をし、一日も早く上流域の皆様方に安心して生活がいただけるような環境づくりに努力をさせていただきたいと思っております。

また、北浜地区であります。4,325万5,000円、詳細の数字であります。4,325万5,000円を工事で減額をいたしておりますが、これは事業費の確定、精算に近い数字がまとまりましたということでもあります。あるいは発注した委託や工事契約に係る請負差額を減額させていただくということでもありますので、この金額につきましては今後必要になるという金額ではなくて、平成29年度精算減ということでご理解をいただければと思っております。その他の部分については土地の確定等に伴う調査等ということでご理解をいただければと思います。

それから、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計の減額についてであります。ご案内のとおり、この区域内に幹線道路が通っております。この幹線道路の整備をするため、過去3度入札をさせていただきましたが、残念ながらいまだ受注に至っていないという状況であります。したがって、今年度の発注は困難と判断し、現在であります。係る工事費等1億2,409万9,000円を減額補正をさせていただくものであります。

なお、次年度の発注につきましては越の浦ポンプ場同様に、でき得る限り早期に発注できますよう努力をいたしてまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 一定の詳細な部分についてお答えを頂戴をいたしました。それで、北浜の部分に関しては、以前いただいた資料では事業費の進捗に伴う減ということになっておりましたので、その道路の、あるいは宅地のかさ上げというところで何かおくれが生じるといいますか、そういったことがあったのかなと思っていただけであります、どちらかという事業費の精算に近い数字がまとまったためということでご答弁をいただきまして、その点については理解をしたところでございます。

それで、3点目といたしまして、藤倉のところ、新浜町杉の下線の道路の関係のところ3度入札の上で受注に至らなかったということですが、これは一体どういった原因が推測されるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど志賀議員のご質問にもございましたが、最近大分入札不調という件数がふえてきているのではないのかというようなご質問を志賀議員からもいただきました。昨年度の発注件数が、数字が間違っておりましたら後で訂正させますが、66件であります。そのうち20件が残念ながら不調という状況にありまして、30%ぐらいが入札不調という状況であります。内容を精査をさせていただいておりますが、どうも道路工事の舗装を伴います案件が不調件数が多いという状況でございます。他市の状況等も調べさせていただいておりますが、やはりここに来て復興が仕上げの時期に近づいておりますし、先ほどもお話が出ましたが、高速道路のリニューアルでありますとか、さまざまな舗装関係の工事が今発注されております。恐らくは冬場になると舗装工事がなかなかできにくいという状況でありましたために、9月、10月、11月ぐらいに相当舗装工事が県内でも全国的にも集中をいたしましたということについては確認をさせていただいております。そういったことから藤倉につきましても舗装という中身でありますので、残念ながら今回は3回トライアルして全て不調になってしまったという状況であるかと思っております。次年度に向けまして、どういった形で発注をすれば受注いただけるかということについても今後精査をいたしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 15番土見議員。

○15番（土見大介君） つなぐ会の土見です。

私からは、議案第68号及び議案第70号の2点について総括質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」について質

疑させていただきます。今回の条例の改正というものは、もともと理念条例としてあった同条例を景観法の規定に基づき、一定程度市民の活動に対して景観を守り育てるという目的のもとに制限をするというようなことが盛り込まれている条例の改正だと考えております。その際重要になってくるものが塩竈の景観を守り育てる、どういうものを守り育てていくのか、そういうイメージというものを市民の皆様と行政の間で共通で認識を持っていかなければいけない。でなければ、ただの市民の活動に対する制約になってしまうと考えております。もともとの塩竈の景観を守り育てる条例というものができたころは、非常に市民の意見の盛り上がりというものがあり、この条例ができたとお話はお伺いしておりますが、それから約四半世紀が経っておりまして、現状その市民の盛り上がりというのは継続されているとは非常に言いがたい状況であると考えております。そこでお伺いしたいものとしましては、今回の条例の改正に先立ち、どのような景観を守り育てていこうと考えているのか、市で考えているイメージというものをお教え願いたいと思います。

続きまして、今回この条例から実際に事業を起こしていく段階において、塩竈市の景観的な価値というものをしっかりと目に見える形で顕在化させ、広く市民の皆様と一緒に共有し、そして浸透させていくための、例えば景観アドバイザーであるとか、学芸員であるというような専門職は置く予定がないのか、この2点についてお伺いいたします。

さらに、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」から、地域おこし協力隊の隊員減による報酬費用等の減の部分についてお伺いいたします。今回浦戸諸島に入られている地域おこし協力隊の隊員の減ということなんですけれども、その理由というのは何なのでしょう。また、今後の隊員の受け入れ予定、または隊員を実際に受け入れる際に、塩竈市により多くの地域おこし協力隊の隊員の方に来ていただくためにはどのような点を受け入れ側としては改善していったらいいのか、この点についてお伺いしたいと思います。以上で私からの質疑は終わらせていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま土見議員から、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」についてご質疑いただきました。内容については、条例の改正も大切であります。そもそも塩竈の景観をどのように守り育てていくのかと、そういった計画をしっかりと策定するということがまずは大切ではないかと、そういった計画策定については広く市民の方々からもご意見を伺いながら策定をしていくべきではないのかというご質疑であったかと思

います。景観計画についてはご案内のとおり、既に2年ぐらいの期間をかけさせていただきながら、審議会はもちろんであります、各層各界の皆様方、あるいは高校生の方々、その他の方々から幅広いご意見をいただきながら、塩竈市としてこういった景観を守り育てていこうという基本的な考え方は既につくらせていただいたと記憶をいたしておりますが、この部分についてはなお担当から補足をさせていただきたいと思っております。

条例についてであります、ご質疑のとおり、今ある景観条例につきましては理念条例であります。理念をうたったものであります。しかし、今回の条例改正につきましては法委任条例、要するに一定程度法的な規制が働くというものに移行するものであります。景観計画では特に鹽竈神社境内から海への眺望景観の保全と千賀の浦、これを千賀の浦地区と呼ばせていただいております。もう一つであります、鹽竈海道沿線の眺望景観を保全する、鹽竈海道沿線地区という2つの地域を眺望景観保全地区と指定をさせていただきたいと考えております。現行の条例では、高さ20メートルを超える建築物や工作物については審議会の意見に基づき、指導、助言といったような範囲にとどまっておりますが、今回の法委任条例に移行することによりまして、例えば眺望景観保全区域内の高さ10メートルを超える建築物や工作物を対象に形態、意匠については変更命令、あるいは千賀の浦地区では景観計画で定める基準を超える高さにつきましては勧告を行うことが可能となり、一層抑止効果が図られるのではないのかと考えているところであります。

また、こういった景観行政を進める上でやはり景観アドバイザー的な職を設けるべきではないのかというご質問でありました。このことについては既に宮城県におきまして市町村や市民団体などが行う景観を生かしたまちづくりを支援するためみやぎ景観アドバイザー制度が創設をされております。塩竈市の海と社の景観審議会の委員2名が、実はこの景観アドバイザーの方に参加をいただいているところであります。今までも景観計画策定にさまざまなご意見、ご指導をいただいたところでありますし、これからも専門的な知見からご指導、ご助言を賜りたいと思っております。恐らく土見議員のご質疑は、塩竈市の職員の中にとこのような思いで言っていたのかと思います。学芸員とか、そういった職種はありますが、残念ながら景観に特化した職員というのがまだ配置されておられませんので、今後そういった職種について検討させていただきたいと思っております。

次に、地域おこし協力隊の費用の減についてご質疑いただきました。桂島地区についてはご案内のとおり、昨年2名の協力隊員が入隊をいただきました。本年4月からノリ養殖として2

名の協力隊員を採用させていただき、一時期は4名の隊員が、ほぼ我々の計画どおりの隊員が配置をされたところではありますが、昨年入隊いただきました2名の協力隊員については、地元の方に入社されてノリ養殖に本格的に取り組まれております。したがって、今現在は平成29年度に新しく入隊いただいた2名という状況でありました。そのうち1名の方については、残念ながら年度途中に除隊をされておまして、今現在は1名という状況であります。そういった隊員の出入りがございましたので、費用については減額ということにさせていただいております。また、寒風沢地区であります。刺し網漁ということで隊員を募集をさせていただいております。体験ツアーでありますとか、1カ月間の実習期間というものを設けさせていただいておりますが、受け入れ側と入隊希望者の調整がなかなかできずに時間をかけておりましたが、来年の3月によろやく2名の隊員が入隊できるというような状況になりました。したがって、必要な経費以外の差額分につきまして今回精算という形にさせていただいたところあります。

2点目のご質疑であります。協力隊員の方々の地元に対する要望といったようなものというご質疑であったかと思っております。例えば昨年入隊いただきまして、今年度に入社された方々は、なかなか住まいがなくて悪戦苦闘されておられます。臨時的にステイションにお住まいをいただいているというような状況も発生しているところあります。安定した住居をやはり提供していかないと、なかなか島に定住いただけるというところまで至らないのかなと思っております。今島民の方々にこのような隊員の方々の安定的な居住環境についても一緒にご心配をいただいているところあります。今後でもできる限り大勢の隊員の方にまた浦戸に足を運んでいただきますようにしっかりと頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 本多都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（本多裕之君） 景観計画のことについてちょっと補足をさせていただきたいと思っております。先ほど議員からもありましたとおり、平成5年にできた景観条例につきましては、やはりマンション建設と北浜沢乙線の整備というのが一つの契機になりまして、市民の方、聞くところによりますと1万2,000人ぐらいの署名をいただいた中で、景観を守っていくべきだというような思いがありまして、平成5年に市で条例化をさせていただいたということになります。その思いというのは条例の前文にも強く残されておまして、その前文につきましては今回の条例改正につきましても継承するという形で引き継いでいく。ただ、やは

り理念条例というような形で、具体的にはやっぱり形に見えないということで、やっぱり見えるような形ということで、平成26・27年、2カ年かけまして、例えば中学生、高校生、あるいは市民、事業者といった多種多様な世代から意見を伺いまして景観計画を取りまとめたということになります。今後我々はこのつくった計画をいかに広げていくかということなので、我々としては普及、推進を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。まず塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、2年間をかけてさまざまな方々から意見をいただいているという話なんです、平成5年度ですか、のときに1万2,000もの署名が集まったと、すごい盛り上がりがあったとお伺いしておりますが、現在この2年をかけて、では同じぐらいの人の盛り上がりというのはあるんでしょうかと、ここは非常に難しいところではあると思いますけれども、どうしてもその当時ぐらいの勢いというのものが、やはり今まだこの2年で構築できていないんじゃないかというところが私としては思っているところであります。また、今回のこの条例、法委任条例ということで制約がある程度かかるということなんですけれども、その対象というのは、いわゆるここにいる市民の皆様の生活に係ってくるものであると思っております。また、今回守り育てたい塩竈というものの認識をどんどん共通に持つていくためには、教育であり、観光であり、もちろん市民の生活の中でさまざまな分野の事業に対して取り組みを行っていかねばいけないということもあるので、ぜひとも市の中でのアドバイザー的なものを設置していただくようお願いしたいなと思っております。先ほど景観アドバイザーという者が2名いらっしゃるという話なんですけれども、なかなか塩竈特有の情報にまでは深く入れないのかなと思っております。

あともう一つ、議案第70号についてなんですけれども、今回のこの予算というものは、浦戸の振興に期するために戦略的に予算をつけて行っている事業だと考えております。このときに地域おこし協力隊の隊員の方の理由ですとか、または隊員の方の募集がなかったということが理由で予算を取り下げられるというのはいかがなものかと、これは戦略的にちょっと問題があったんじゃないかと考えております。特に浦戸の場合、震災で大きなダメージを受けてしまった浦戸においては、1年の事業のおくれというものが非常に地元において重大な影響を及ぼします。今後は多くの隊員の方を受け入れるという話なんですけれども、実際にあと5年のうちに

何人受け入れるのか、そこまでしっかり明確に事業の計画を立てていただけたらなと考えております。詳細は委員会をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本議員。

○8番（山本 進君） 山本でございます。

私から、議案第70号、歳出科目で言いますと第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費第19節負担金補助金及び交付金のうち、3億93万円の海岸通市街地再開発事業補助金の減額について総括的に質疑をさせていただきます。質疑は大きく3点についてさせていただきます。

まずは平成29年度の当初予算におきまして、総事業費に係る、いわゆる再開発組合の負担分の5分の1に対する再開発組合支援補助金として3億93万円を補助したわけです。これは再開発組合の負担軽減を目的としたものであり、その理由は建設資材等の高騰とされておりました。当時の議論の中で支出根拠とされましたのは、いわゆる補助金交付要綱に基づく計上でありまして、今回減額補正に当たって、当然補助金申請団体である再開発組合からは特段補助申請行為はなかったでしょうけれども、今回の結果について組合からはいかなる協議、特に減額せざるを得なくなった原者としてその理由はどのように説明されたのか、お尋ねいたします。特に事業未達によるところの補助申請手続はなかったと思われませんが、今後の事業計画、それから特に今後の運営会社でありますまちづくり会社の資金計画等々がどのようになっており、また、市当局において把握されているのかお尋ねいたします。

2点目といたしまして、今回予算を当初認めるに当たりまして議会では附帯決議という重い決断をしたわけでございます。もう一度その附帯決議の内容を繰り返しますと、1つは、当該事業の事務事業執行に当たってはビジネスとして事業を組み立て、事業後必要となるキャッシュフローについて銀行団と調整し、開発可能な採算ラインを示すべきである。2つ目といたしまして、市当局におかれては公的支援、いわゆる保留床処分に係る経過については情報公開や基本的監視の今日、常に問題を把握し、先送りせず速やかに議会、そして市民に報告すること。3番目は、海岸通1番、2番地区については本市の今後の発展に中心的な役割を担う地区であることから、交流人口の拡大に向け、公共交通機関のさらなる環境整備を図るため関係機関との協議に努めること。そして最後に、市当局は経済合理性、施設経営の持続可能性に基づいて本事業は進められ、中心市街地の活性化を推進するため責任を持って事業執行に努めることと。この附帯決議をさせていただきましたが、現時点においてこの4点をどのように今総括

され、今後の方針にされているのかお尋ねいたします。

最後に、平成29年11月17日付をもちまして再開発組合の理事長から報告がありまして、1番地区の建設工事につきましては9月入札不調の結果に終わったが、現在年明けの公告及び年度内2月ごろの入札執行に努力されているということの内容でございましたが、今後どのようになるのか、市当局におかれてどのような対応をされているのかということをお尋ねしたいと思えます。

それから、本年5月ごろと思えますけれども、2番地区でのテナント募集に係る会議所等の説明会があったわけですが、その中でどのような説明がなされ、その後の成約はあったのか。契約が成立したのか、成約があったのかどうか、どのように報告を受けているのかお尋ねいたします。以上、3点について基本的に総括質疑をさせていただきましたけれども、要するに間もなく建設事業に着工しようとする現時点において、いまだ将来の経営計画のみならず販売価格、具体的なテナントや運営主体であるまちづくり会社の資金計画も示されていない。そして銀行団による融資、住宅支援機構、あるいはMINTO、その他金融機関等、具体的になっていない現在、次年度改めて同額の補助金が提案されると思えますが、かかる懸念、疑問を払拭する努力を再開発組合、まちづくり会社、そして市も具体的に議会、そして市民に示していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 山本議員から、議案第70号「平成29年度一般会計補正予算」のうち、海岸通地区震災復興市街地再開発事業関連の予算についてのご質疑をいただきました。まず今回の補正による減額理由とそれに至った経過についてであります。再開発組合では平成29年度中の工事着手を目指しておりましたが、6月に実施をいたしました1番地区施設建築物建設工事に係る入札が残念ながら不調となったため、再開発組合から本年度内に工事をぜひ着手をしたい、できれば2月に入札、3月に着手ということで、なお努力をいたしてまいりましたというようなお話を理事長からいただいております。ただ、今回本市から支援をいたしております約3億円につきましては、工事の出来高に対する補助であります。2月入札、3月実施となりますと残念ながら出来高が上がらない。したがって、塩竈市からいただいた3億円については一度お返しをいたしますというお話をいただいているところであります。我々も県の都市計画課等にも私も足を運びながら、まずはこういった状況であるというご説明をさせていただきながら、今後の再開発組合の努力についてはぜひご指導賜りたいというお話をいただき、

過日再開発組合で県の都市計画課にご訪問させていただいております。その際にも何とか2月入札、3月着工というところで頑張っていたきたいというお話をいただいていたことについては、確認をさせていただいているところであります。我々市もできる限りこのスケジュールに沿って工事が進められますよう、最大限の努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、議員から、平成29年度の当初予算のお認めをいただく際に附帯決議を4項目いただいております。一つ一つ我々も確認しながら歩みをさせていただいていると思っておりますが、やはり残念ながら今現在こういった情報を出せないという最大の理由が、工事の入札が残念ながら執行できない。具体的には執行率がどれぐらいになるのかというような予想でありますとか、あるいはこれ以上、例えば不調が続くとしたときに工事の中身をもう一回見直しをするのかといったようなさまざまな取り組みが必要となってくるものと考えております。今現在は1番地区と2番地区という分け方をいたしておりますが、これらについても場合によっては今後見直しというようなことも想定をされるところであります。今そういったところについて組合と復興推進局でも話をさせていただいております。ご質疑の金融機関等につきましても残念ながらまだ発注形態等が固まらない段階で、具体的な融資とか、出資ということはないわけですが、具体的な融資等になかなか踏み込むことが難しい。金融機関等からもでき得る限り早く、まずは工事の契約を進めていただきたいというお話でありました。この間、今回の発注で今一番大きな隘路になっておりますのが、ご案内のとおり、マンション建設業務であります。これらが価格の変動が結構大きなものがあります。私も先日マンション建設を予定する会社に足を運ばせていただきまして、ぜひマンション建設のコストの中身等をしっかりと見直しをしていただきたいというご要請をさせていただきましたところ、会社から社長が地元にお越しをいただきまして、そういった相談もさせていただいたと確認をさせていただいているところであります。かように中身がまだ流動的な部分がございますので、附帯決議についても今後しっかりと議会に報告できますような内容に整理をさせていただいて、ご報告をさせていただくことをお許しをいただければと思います。

最後に、入札後のスケジュールについてということの中で、テナント公募等をやったようではありますが、その結果についてというご質問でありました。商工会議所でテナント公募をさせていただきました。その後も該当する企業の方々には足を運ばせていただいているようではありますが、やはりテナントの方々も具体的にどういったものができるのか、その形がなかなか見

えない、それから、経費等についても具体的に月どれぐらいの費用でお借りできるのかといったような細かい点をお示しをさせていただきたいというようなことを要望されているようであります。組合でもなるべく精度を高めようということで今一生懸命取り組んでおりますし、我々もそのようなご相談にしっかりと乗らせていただきながら、何とか年度内入札執行に向けてともに努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。総括質疑でございますので詳細につきましては所管の委員会の審査に委ねさせていただきますけれども、私から、今の市長の答弁を受けて、2点ほど、スケジュール的にも事業内容も場合によっては見直しということもあり得るのではないかとことですけれども、もともとこの事業は平成30年12月オープン、その後変更になりまして平成31年7月開業となったわけでありまして、見直しになりますと当然開業の時期もずれ込むということになります。そうした場合に、この復興事業の年度は平成32年3月末をもって終わりということになりますが、それが当該復興予算の交付に影響するのではないか、あるいはそのまま延長されるのか、そのようなところをまず1点確認したいと考えています。

それから、2番目の、テナント等の問題であります。卵が先か鶏が先かの議論になったと思いますけれども、俗に言ういわゆる「先回り営業」といって、テナントを希望される方々の要望をお聞きして、そうしてその方々の声を一つのベースにして、そして建物のグレードを固め、そして事業費を確保するというのがいわゆる先回り営業ということで、過去に日本不動産研究所が示されたのを見ますと坪当たり1万円ということでありまして、実際1万円の賃料で入られるテナントさんはいるかどうかについては何とも言えません。そのように、まずできてから問題だということが、私としてはちょっと理解できないということが一つの感想であります。

最後に、除却工事も大方終わりました、やはりまち行く市民の方々、あるいは観光客の方々もここが塩竈の顔として新しく大きく変わるのだなという大きな期待を持っています。我々議会といたしましても何とかこれを成功させていただきたい。そのためのできる支援は最大限していきたいと考えています。行政もいわゆる公民連携というものがございます。つまり公共施設プラス民間施設、これを民間資本でやるというのが公民連携であります。今全国各地の事例の中では公民連携の例がいわゆる成功事例として紹介されております。ただ単に補助事業では

なくて、ですから、市も当然将来公共駐車場を取得、あるいはまた業務資本を取得するわけ
ありますので、どうか彼ら再開発組合の方々と十分なる連携をとって、ぜひ事業が初期の目的
を達成されますよう期待して、私の総括質疑を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の海岸通1、2番地区の市街地再開発事業であります、手法とし
ては行政がということと、今回のような組合が中心となってという再開発事業についても大き
く2つの手法があるということについては議員も十分にご案内かと思えます。今回は土地所有
者の方々が、自分たちがつくりたいまちづくりをぜひ進めていきたい、そのために組合施行で
やりますというお話をいただきました。私からは、それは相当な決断が必要でありますよとい
うことは申し上げた記憶がございますが、やはり自分たちが未来永劫までここで商売をやっ
ていくわけありますので、そういった気持ちを酌んでもらいたいということで組合施行という
形になったと記憶をいたしております。そういった中で、1番地区、2番地区の計画について
も当初の計画からやはり残念ながら内容としては縮小という中身になっております。1番地区
につきましても業務棟が4階建てであったものが今2階建てになっている。それから商業棟に
つきましてももともとはコンクリートづくりのビルを建てるという計画でありましたが、今は
木造2階建てという形になってきております。それは全て権利者の方々にそういった形でぜひ
やらせていただきたいという強いご要望をいただきまして、私どもも皆さんが進めるまちづく
りでありますので、皆様方のまずはこういうまちづくりをするんだという基本コンセプトだけ
はぜひ大切にさせていただきたいということは申し上げてきたつもりであります。そういった中
で確かにおけていることは事実であります。これは認めます。しからば平成32年度まででき
上がるのかというご質問でありました。私も先日宮城県市長会で復興局にまいりまして、復興
局長と直接お話をさせていただきましたし、土井副大臣がそのとき選挙でありましたが、要望
の会場にわざわざたすきを外してお越しをいただいて、ぜひ話を聞くということをしていただき
ましたので、「副大臣、このことに限らず、今取り組んでおります復興事業が平成32年度に全て
終わりますか」ということを私からも申し上げました。「塩竈は何とかその目標達成に頑張っ
ていくつもりであります、一方では大きな被害を受けて、いまだ地盛りをしている地域があ
るわけあります。そういったこともぜひ国では考えていただきたい。東日本大震災の復旧・
復興が終わりですと言われてたら、そこで被災者の方々はもう生活ができないということにな
りますよ」というようなことを申し上げさせていただきました。平成32年度、ぜひ延ばせるよ

うに私どもも組織として頑張ったいと思っておりますし、また、後ほどご質疑いただいた部分に時間でお答えできませんが、テナントの方々についても行政も一緒になって足を運ばせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明12日から17日までを常任委員会開催のため休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明12日から17日までを常任委員会開催のため休会とし、18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月11日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 小 高 洋

平成29年12月18日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成29年12月18日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君

市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正 人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅 之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕 之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸 一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英 治 君
会計管理者長 兼会計課長	菊池 有 司 君	市民総務部 市政策課長	相澤 和 広 君
市民総務部 財政課長	末永 量 太 君	市民総務部 税務課長	武田 光 由 君
健康福祉部 子育て支援課長	小倉 知 美 君	健康福祉部 保険年金課長	志野 英 朗 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新 司 君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良 夫 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	高橋 睦 麿 君
教育委員会 教育部長	阿部 光 浩 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹 枝 君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝 治 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	菅原 秀 一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 康 則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠 一 君
議事調査係主査	平山 竜 太 君	議事調査係主事	片山 太 郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番曾我ミヨ議員、1番小野幸男議員を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

それでは、13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。

本日は、質問の機会を与您いただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

それでは、早速通告に従い質問してまいります。

早いもので、ことしも残すところ2週間余りとなりました。この12月定例会が終わり、年明け後には平成30年度に向けての予算編成で忙しい時期となります。しかし、現時点でも来年度に向けてのある程度の骨子が固まっているのではと思います。

通告の1番、来年度予算編成についてですが、まず次の2点についてお聞かせください。

1つ目に、平成30年度の予算編成は何に重点を置いて編成するのか、具体的な事業がありましたらご紹介ください。

2つ目に、人口減少は塩竈市としても大きな問題であり、定住人口の増加に向けた取り組みがかなり重要だと私は考えております。そこで、来年度の定住人口増加策がありましたら、紹介ください。

通告書の③その他施策について、そして大きな項目の2魚市場について、3海岸通商店街の

災害復興市街地再開発事業について、4番目、市立病院について、5番目、国民健康保険と介護保険についての質問については、自席で行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から来年度予算編成の骨子についてのご質問をいただきました。

まず、来年度予算編成の基本的な考え方や方向性についてであります。本市はこれまで将来の目指す都市像を示します第5次長期総合計画と東日本大震災からの復興の道筋を示します震災復興計画を10年間のまちづくりの両輪として取り組んでまいりました。

2つの計画につきましては、ともに平成32年度までを計画期間といたしておりますことから、来年度の予算につきましては、最終3カ年を意識した編成にしていきたいと考えているところであります。

長期総合計画につきましては、計画スタートの年であります平成23年3月に東日本大震災が発災をいたしました。これまで多くの人的・財政的な資源を投入し、一日も早い復旧・復興にという思いで取り組んでまいったところでもあります。

その結果といたしましてではありますが、長期総合計画の進展につきましては、残念ながら若干計画からおくれが生じているものと考えております。計画期間の最終3カ年につきましては、それらのおくれを取り戻す3カ年といたしてまいりたいと考えております。

また、震災復興計画につきましては、執行率が今年度末で約85%に達する見通しとなり、余すところ約15%となります。

復旧・復興事業につきましては、これまで順調に進捗しているものと捉えてはおりますが、総仕上げに向け、早期の完了を目指してまいります。

次に、人口増加策のこれまでの取り組みと今後の方向性についてというご質問でありました。

長期総合計画の最重点戦略の一つに定住を掲げ、これまでさまざまな事業に取り組んでまいったところでもあります。

具体的な定住促進の取り組みではありますが、子育て世代の経済的負担の軽減を図る子ども医療費助成事業の拡大でありますとか、放課後の子供さんたちの居場所づくりを行う塩竈アフタースクール事業を実施をさせていただいておりますほか、義務教育9年間の学校生活を連続した子供の成長する場として捉え、本市独自の小中一貫教育の推進等を図ってまいりました。

また、NEWしおナビ100円バスの新ルート便を本格運行するなど、快適で便利なまちづくりの実現に向け、取り組みを進めておるところでございます。

本市の人口の現状であります。まず人口動態で見ますと、総務省統計局が報告をしております平成28年12月末現在の住民基本台帳人口移動報告では、全国の市町村の約7割以上が転出超過となっております中、本市は転入増加、いわゆる社会増となっており、本市が目指します社会増減の均衡に近づきつつあるものと推察をいたしております。

また、人口全体では、最近の国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来推計人口では、平成27年の推定人口が本市が5万3,474人と予想されておりますが、平成27年の国勢調査人口が5万4,187人であるので、若干ではあります。推定人口を上回って推移している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまで取り組みの効果が緩やかに発現しているものと考えておりますが、一方、現時点におきまして長期総合計画で目標としております将来人口5万5,000人を下回っておりますことから、引き続き人口増加に向けた取り組みが最重要課題との認識をいたしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。

人口増加策、挙げていただきました。塩竈アフタースクール事業、それから小中一貫教育の推進等と。これは新たな事業というよりは、今年度の事業、始まった事業でありまして、新たな事業はないのかなというふうには私は思うわけです。やはり人口がやっぱり減る。ふえればもちろんいいわけですが、これというのはかなり何にでもきいてくる話であって、やはり最重要項目であって、これはやっぱり何としてもいろんな事業で対応してふやさないとけないなというふうに思うのです。

ことしの2月の定例会、市長の施政方針に対する私の質問についても、この医療費助成なんかにしても、高校生までにすべきじゃないのという話もさせていただきましたし、あと入学の助成、これは全子ないしは2子目以降、もう取り入れないといけないんじゃないのという話をさせてもらいましたし、不妊治療の問題もありました。それから、障がい児童の育児のゼロ歳児からの補助ですか。それから、市内全域の防犯灯のLED化とか、こういうことも提案させていただきました。

それから、昨年の、1年前の12月ですけれども、振り返ってみると、これについても大胆な施策が必要じゃないのということを話をさせていただきました。近隣市町村でやっていることがそのままではいけないし、それ以上のもの、それを飛び越えたものが何個かないとなかなかという思いがあるんです。そんな点で、来年度、平成30年度、新たな事業としては、先ほどちょっと100円バスの新ルートというふうな話も出ましたが、新たなそういった施策はないのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段、ご質問の際にも、鎌田議員からの平成30年度の予算編成については今からの状況であります。今は平成29年度までの実績を確認をさせていただき、継続するもの、あるいは新たな取り組みが必要なものといったような仕分けをしている段階であります。

ご質問の趣旨の特に小学校につきましては、確かに平成29年度から塩竈アフタースクール事業でありますとか、いわゆる小中一貫教育の推進というものがスタートしたわけですので、当然こういったものは引き続き取り組みをさせていただくという認識かと思っておりますが、ご質問の新規事業につきましては、今後しっかりと時間をかけまして新年度に臨んでまいりたいという思いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると、平成30年度については、今のところ、今年度の検証をしてからということになるのでしょうか。ぜひとも先ほど提案した昨年の12月、それから2月の施政方針、こういったことで、いろいろその辺の参考にいただければなというふうに思っています。くれぐれも、やはり他市町村と同等ではいけないので、それ以上のものがあって初めてふえるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

では、③のその他の施策について、この中で、まず1点として浦戸の架橋についてお聞きをしたいと思ひます。

これは、4島を結ぶ架橋ではなくて宮戸と寒風沢間についての橋のことについてなんです、その後、どうなっているのか。来年度に向けてそういった予算も何か計上される予定なのか、その辺についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 浦戸架橋計画であります、議員のほうからは寒風沢それから宮戸間を

結ぶというお話であります、本市のかねてから取り組んでまいりました方向性としたしましては、島内架橋というのがまず最優先されるという考え方であったはずであります。したがって、今回の調査につきましては、平成27年度に浦戸地区定住促進環境可能性調査事業というちょっと長ったらしい名前ではありますが、浦戸4島を結ぶ島内架橋と寒風沢一宮戸間を結ぶ島外架橋全体を整備した場合にどうなるかというような概略の調査を行ったところであります。

調査結果としては、大きくは特別名勝松島の文化財保護法との関連性、さらには費用便益比といえますか建設費とその効果というものが果たして均衡がとれるかどうかというような大きな課題が示されたということは、議会の皆様方にもご報告をさせていただいたと思っております。

この調査をもとに、これまでというご質問でありました。まずは、関係する県の文化財保護課と事前相談を重ねさせていただいておりました。結果としたしましては、文化財保護の規制の観点からは非常に困難であるというような見解が今示されているところであります。

なお、今後につきましては、引き続き県の文化財保護課、あるいは道路認定ということからいたしますと、新たな道路認定ができるのかどうかといったようなことについて相談をまずはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今ご説明があった平成27年の調査については承知をしているわけですが、結果としては、あのアンケートの中身として、4島を結ぶというそういう前提のアンケートであったかと思うのです。それであると要望はあるが、もちろん経費もかかるし、実現は不可能だということはわかるのですが、私が今問題視しているのは、東松島の宮戸と寒風沢間を結ぶこの1つだけの話であって、それについては平成26年9月29日に一部の議員の退席もありましたが、全会一致で決議をしています。ですから、この決議の内容について、そういった内容であったわけですが、全会一致であったわけですが、これを市長はどういうふうに捉えているのか。この全会一致であった決議をどういうふうに捉えていて、どういうふうに進んできたのか、その辺、どういったぐあいなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、今日まで浦戸架橋ということについて取り組んでまいりました方

向性については、間違いなく島内4島を連絡するということであつたはずであります。これは私が申し上げるというよりは、今までの塩竈市の取り組みの方向性としては間違いなくそういう取り組みをしてきたという成果が残されております。したがいまして、我々は今回の調査で、当然のことではありますが、浦戸島内道路の整備と今回提案をいただきました寒風沢と宮戸島に架橋するというものも含めた調査はさせていただいております。

これらについては、離島架橋促進協議会の皆様方とも、これまでは島内架橋を優先するという確認がされてきているわけでありますよ。また、加えて申し上げれば、今回の第5次長期総合計画の中で、浦戸架橋ということについては一言も触れていないわけであります。よく皆様方から我々が新たな提案をさせていただきますときに、これ長期総合計画に入っていないのではないかというお叱り等もいただいているところであります。当然のことではありますが、長期総合計画の中に、これだけ多額の経費が必要となる計画でありますので、しっかりとそういった位置づけを行いながら進めていくというのが計画ではないのかなと考えております。私どもも、今後もこの調査をどう進めていけるかということについては、その都度ご報告をさせていただきますが、現状としては今申し上げたとおりでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） その辺の考え方は、私個人としてはちょっと理解に苦しむところなのです。いわゆるその4島を結ぶというのはわかりますけれども、それは経済的にも問題ない、すぐできるというんなら、それはそういう方向はいいにしろ、現実にもうお金もかかることですし、できないということはもう目に見えている話なのです。それなら、手っ取り早いといえますか、早い寒風沢－宮戸間をつなげば夜間の緊急に備える救急車も入れる。何か問題があれば島に駆けつけられる。そういった形。そして、その寒風沢と野々島はすごく近いわけですから、すぐ渡られるというような状況にありますし、かなり改善されると。そうすると、島での島民の人口の減少も食いとめられるのではないかと。ある程度安心ができるから住めるということになると思うんです。そんな意味で、4島間結ぶのはわかりますけれども、現実的に無理だというのは、今の経済状況も考えて無理なのは誰しも承知のことだと思うんです。そんなわけで、やはり宮戸－寒風沢間、これ大切だなと思うんですが、ちょっともう一度お聞きしたいんですけれども、平成26年9月29日に全会一致で決議をしたこの決議については、私は重みがあるものだと思うのですが、どういうふうと考えていらっしゃるのか、

この議決について。そこをちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたとおり、平成26年度の決議を受けまして平成27年度に浦戸地区定住促進環境可能性調査というものを初めて実施をさせていただいているわけでありまして、もともとこれは私が市長になってから島内架橋を優先するということを決めたわけではなくて、従前までそういう形で島内の方々に説明会、あるいは島内でも浦戸架橋促進期成同盟会というのをつくって毎年塩竈市のほうに要望書を上げていただいているわけでありまして、そういった島民の方々の総意として今までそういう形で取り組んでこられたわけでありまして、まずはそういったことも踏まえて今回は浦戸4島プラス寒風沢－宮戸間ということの調査をさせていただいたということとをたびたびご報告をさせていただいているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ですから、これは繰り返しになりますけれども、4島間を結ぶ、そこにこだわっていると何も進まないということになるんですよ。いわゆる寒風沢と宮戸が進めば、次、寒風沢と野々島が進むというそういう段階に行くと思うのです。ですから、最初のしょっぱなは、やっぱりここにすべきだと思うんです。それで、この間の平成27年の調査では、もう4島間を結ぶという前提のものの調査なので、あれについてはああいった回答になったんだと私は思うんです。このいわゆる寒風沢－宮戸間だけのことを考えれば、意外とすすむのではないかと。それが経済的な波及効果もあるし、人口増加策にもつながるし、島の島民の生活安定やらにつながるのではないかと私は考えるのです。

それから、たまたまではないのですが、あの東松島の市長が、渥美市長さんでしたっけ、前県議会議員で副議長をやられた方で、私たちの会派で交流を持ちまして、もうこの橋、大賛成の市長さんなんです。そんなこともあるし、進みやすい環境にはなっていると思うのです。これはやる気の問題だと思うので、ぜひとも、先ほどの回答にはありませんでしたが、この平成26年9月29日の議会の全会一致の決議を重く受けとめていただいて私は進むべきだなどというふうに思います。これについては、長々と今後討論しても進みそうにないので、次の項目に移らせていただきます。

勝画楼についてお聞きしたいのですが、ことしの9月定例会で勝画楼についても私一般質問で取り上げさせていただきました。その折には勝画楼が神社さんから譲渡されるということ

で決まりまして、その後についてもちょっと質問させていただいたんですが、その後、それ以降どうなっているのか、簡単にお知らせいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 勝画楼につきましては、9月定例会でも鎌田議員にご質問いただきました。その際、答弁で「3月から取り組んできた専門機関による調査の結果、建物自体が大変貴重な歴史的建造物であるとの報告を受けまして、所有者であります志波彦神社・鹽竈神社より帰属へのお願いをし、承諾をいただいた」とご答弁を申し上げさせていただきました。その後、9月定例会終了後の10月12日に所有権移転登記手続を完了いたしております。本市が所有者になりましたことから、防犯対策としての立入禁止の看板掲示や周辺への環境対策としての敷地内の除草作業を行うなどの今管理に努めさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） それから、これについて、来年度どういった形で進むのかによるのでしょうかけれども、何らかの形で予算化する予定でいるのかその辺をお聞きしたいのと、それから9月定例会でもちょっとお話をさせていただいたのですが、最初は市長は市の指定をしてからという話をされておりました、市の指定、それから県の指定、できれば国の指定ということですが、国の指定を受けないとどうも何も進まないという状況になるようなのです。ですから、市の指定をするのもいいんですが、同時スタートで、国の申請も含めた準備もされながら一気に申請をするという形にすれば少しでも早く進むのかなというふうに思うのですが、その辺の今後の進め方、予算とっているのかとっていないのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） 今後の見通しと新年度予算への反映についてお答えをいたします。

本市では、勝画楼を文化財として指定することを前提としておりますことから、本年度中にまずは勝画楼の保存活用を検討するための庁内プロジェクトチーム等を設置し、今後の保存や活用方針等を協議検討してまいります。勝画楼の保存活用に向けた新年度予算措置につきましては、現在予算の編成に着手したところですが、昨年12月の議会における勝画楼保存に向けての決議や市民の皆様のご期待を踏まえ、平成30年度は建物の増改築の経費等やその価

値を見きわめ損なわないようにするための保存・修理に関する本格的な調査を行い、市の文化財としての平成30年度中の指定を目指してまいります。

また、勝画楼について一気に国の文化財指定に向けて取り組んではどうかというご提案がございました。勝画楼の帰属に当たり、勝画楼は市の文化財に指定することを志波彦神社・鹽竈神社との建物贈与契約書の中でお約束しております。貴重な文化遺産をお譲りいただいた神社当局にお応えするためにも、まずは平成30年度中に文化財保護審議会や東北歴史博物館にご相談しながら市の文化財指定を目指してまいります。

議員からは財政支援が受けられる国や県の指定を急ぐべきではないかのご提案がございました。国の文化財としての指定を受けるためには市の指定を受けるための調査に比べ、より詳細な調査が必要であり、かつ文化財建造物として適切な保存が求められておりますことから、一朝一夕に国の指定を受けることは難しいと思われまます。

本市といたしましては、勝画楼を保存活用する上で、将来的に国の文化財としての指定を視野に入れながら進めておりますことから、来年度の市の文化財指定のための調査そのものが国の指定を受けるための調査にもつながると考えており、段階を踏んで取り組んでまいりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 段階を踏んでいくのはそれなりにメリットもあるのかなというふうに思いますが、やはり結構内部は荒れておりまして、かなり傷んでいるという状況があるのです。ですから、そんな段階的にまず市の指定、それから県の指定、それから国の指定を受けてからなんていったら、もう傷みに傷み、もう修復どころではないんじゃないかと私は心配するわけです。そんな意味で、市の指定、県の指定、国の指定も賄えるといいますか、かなえられるような調査も先んじてやる必要があるのではないかというふうに私は思うのです。そこをちょっと言いたいので、少しでも早く進まないと取り返しがつかないなというふうに思いますので、質問させていただいております。

次に、県による水道の一元化の話があるらしいのです、水源の管理等を含めた。これみやぎ型の管理運営方式と言うらしいのですが、これがどういう形になっているのか、具体的にどうなのか。それから、市にとってこれがメリットがあるのかどうなのか、今後についてお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 水源管理の一元化に伴う市の対応についてご質問いただきました。

県が進めておられるいわゆるみやぎ型管理運営方式に関するご質問でございますが、水道用水供給事業、工業用水道事業、そして流域下水道事業の3事業を1つにまとめて運営管理を行っていくという考え方のようであります。理由は、これから人口減少社会に突入いたしてまいります。負担をいただく方々がますます減っていく中で、今後とも安全・安心な水の安定的な供給でありますとか、あるいは汚水の安定的な処理といったようなものを模索するために県が今そのような考え方を打ち出したものと考えております。ただ、まだ具体的な検討というのは何もやっていないはずであります。ただ、今申し上げましたように、宮城県は管理費用の縮減、圧縮でありますとか、総合管理計画の中でそういったものを位置づけするということでもありますので、間接的には例えば仙南・仙塩広域水道に塩竈市も加入をいたしておりますので、そういった管理費の負担軽減等がもしかしたら図られるのではないのかといったようなことで、今後県の動きを注視をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 効率的に水を管理して、それで経費を安くしようというそんな形なのかなというふうに思います。安定的な供給かなというふうに思いますが、塩竈市として人口が減った場合、水道料金の話になりますけれども、塩竈市の水道は高いわけではないんですよね。下水道料金と一緒に含めるので高くはなっているものの、水道料金からいくと中クラスだったかなというふうに思うんですが、今後人口が減った場合、いわゆる水道の使用量も減ってくると。水量も減ってくると。そうすると、いわゆる売り上げといいますかそれも減るという形になりますし、将来的にはちょっと水道料の値上げにつながるころもあるかなというふうに思うのですが、このいわゆる一元管理等も含めて何か将来的に塩竈市の水道料金はどうなるのかなという心配があるのですが、その辺はどういった観測を持っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） 議員ご指摘のように、水道を取り巻く状況は大変厳しい状況を迎えております。今後、人口減少してまいりまして、当然のことながら給水収益の減少、それから水道施設が老朽化しておりますので、こういった施設の更新する需要が増加してまいりま

す。これまで水道では業務委託ですとか職員定数の適正化などによりまして一定程度黒字基調で推移しておるところでございます。今後の対応としましても、梅の宮の浄水場の次期運転管理業務委託において委託範囲の拡大をして経費の節減を図るほか、今後施設の再編ですとか、施設の小規模化ですかね、ダウンサイジングを視野に入れまして経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

水道料金の改定につきましては、今現在県下で5番目ぐらいに安い料金でございますけれども、これを改定することは市民の皆様にも多大な影響を及ぼすことから、可能な限り現行料金を維持できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 水道については、塩竈の水道はおいしいという評判もありますし、今料金的には下から5番目ということで、なおかつ、なおかつといいますか今後も努力されるようお願いをいたします。

次に、その他の施策について、ちょっと議場の整備についてお聞きをしたいんですが、これは議場の整備というと議会側のことで、議会での話し合いということになるんでしょうけれども、ちょっと行政側の考え方としてどうなのかなと、どういうふうに思っているのかなと、この椅子は、6年ぐらい前でしたっけ、5年か6年前にこれ椅子をかえていただいたんです。そんな中、行政側の人たちの椅子はかわらないと。中にはもうパイプ椅子で座っていらっしゃる方もおりまして、予算特別委員会や決算特別委員会を見ると、後列が、今もそうですけれども、二、四、六人座っていらっしゃる。ですから、前を見ると4人席に6人座っているというようなイメージですよ。こういった状況というのはいいのかなと。おかしいんじゃないのと私は思うんです。やはり対等にお話をして、ゆったりまではいかないにしろ、そういったゆとりを持った場所で行うことが物すごく大切ではないかと思うのですが、これについて、私は議員としてそう思っているわけですが、行政側で実際使っていてどう思われているのか。私は、この際、やはり18人に定数も減っているわけですから、後ろに移動して対面式の質問席をつくっておいて、そして後ろについては若干前に移動していただいて、席をゆったりと座ってもらう。そして椅子もかえていただくというような策が私は必要だと思うのですが、行政側の考えとしてどう考えていらっしゃるのか、その辺をち

よっと一言お聞きしたいなと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、議場の整備につきましては、議員のほうからお話いただきましたが、議会運営事項にかかわる部分でありますので、私がということについては触れないでおきますが、我々側の椅子の更新について今ご質問いただきました。まさにおっしゃっていただきましたとおり、これから後ろということについては、かなり窮屈な状況であります。トイレに立つのにも職員を一々立たせてでなければならないという状況であります。特に、予算特別委員会等、多数の職員が出席をさせていただきますときには、やはり窮屈であることは事実であります。そういったことの改造ということになりますと、今議員からおっしゃっていただきましたように、この議場全体に手をつけないとなかなかできないことではないのかなと思っております。なかなか厳しい財政状況でありますので、職員には当分こういった形で頑張ろうねということを私からはお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） よい環境で議論したほうがよい議論もできるのではないかというふうに思うのですが、そんなわけで、できればそういった方向で今後考えていただければなというふうに思います。

5項目も上げている中、まだ1項目しか終わっていないので、急いで次の項目に移りたいと思います。

魚市場についてお聞きをしたいと思います。10月25日に完成式を行いました。その後、1カ月しか、まず1カ月もたっていないのですが、その後について、この水揚げの状況やら、どんな状況なのか、いいのか悪いのか、それから今後の見通しについてもお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本当に議員の皆様方から叱咤激励をいただきまして、10月26日に南棟、第2期の供用を開始することができました。閉鎖型の荷さばき所でありますとか、魚体の直置き禁止、さらには卸売機関においてマグロなどの大物につきましては運搬用のシートというものを用意をされまして、高度衛生管理型を損なうことがないように卸売機関や問屋200業者がさまざまな知恵を絞っていただいております。

また、フォークリフトにつきましても、みやぎ環境税を活用させていただき、20台を電動フォークリフトに切りかえるなど、さらなる高度衛生管理体制の強化を図っているところであります。

このような結果が必ず今後の水揚げの増加に結びつくのではないかと期待をいたしているところであります。

平成29年次の水揚げについてであります。11月末現在で97億7,000万円であります。12月末では100億円を超える見通しではありますが、我々が当面の到達目標としております120億円にはまだまだ遠い数字でありますので、業界の皆様とともに目標達成のために努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） はい、わかりました。

それで、今回お聞きしたいのは、一元化についてです、卸売の。市長は去年、おとしぐらいただいたかしれませんけれども、この間の議会でも話させていただきましたが、市長は政治生命をかけて一元化を図るということですが、その後、どういう状況にあるのか。私は、これはやはり一元化を図らないと、塩竈の市場の効率化やら、売り上げ向上やら、そういうことを全体的に考えると、これを外して進むわけにはいかないのではないかと私は重要視しているわけですが、その後どうなっているのか、どういうふうな状況なのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 全く鎌田議員から見解を示していただいたとおりであります。今まで何十年、この議論を重ねてきておりますが、今回は新しい魚市場ができたというまさに節目であります。こういったときでありますからこそ、卸売機関の一元化ということが達成されるべき目標ではないのかなと思っております。もちろんおっしゃっていただいたとおりであります。私も政治生命をかけて頑張るというようなこととお話をさせていただいてまいりましたし、今までもたびたび関係者の方とお話をさせていただいております。その何よりもの証左が卸売機関の事務所を1つしかつくらなかったということではないのかなと思っております。新しい魚市場の中に卸売機関の事務所というのは1つしかつくられなかったわけであります。当然、出発に当たっては、両卸売機関が一元化をしていただき、そこで仕事をしていただきたいという思いでありました。ただ、残念ながら、我々のそういった思いというこ

とについては、まだ受けとめていただいております。1つの事務所を2つに区切って使っているというのが現状であります。9月27日も両卸売の役員の方とお話をさせていただいております。この機会を逃せば、この問題解決というのはもう遠のいてしまいますと。ぜひ、皆様方ももう一度それぞれの組織でしっかりと議論いただきたいというお願いをさせていただいたところであります。我々は、引き続きこのことについて全力で頑張りたいと思っています。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） この問題は、かなり大きな問題だなというふうには私は考えるわけです。

A社、それからB組合、それがいわゆる同じところで仕事をしていると。そうすると、ダブる仕事もあると。そして、従業員も、例えば100人ずついけば、200人が今度一緒になれば150人ぐらいで多分済む話だと思うんです。そうすると、仕事の効率も上がる、それからもうけもできる。それから、動きも早くなると私は思うのです。そんな点で、効率がよくなれば魚を買い入れる価格も高くかけることもできると。そうすると、いわゆる水揚げも上がるだろうというふうに誰でもたやすく想像できる場所ではあるんですが、これはやはり絶対やらないといけないと私は思うんです。そんな意味で、いわゆる出資をして合弁会社をつくってそこで運営するとか、ないしは、もうこの人たちが今まで長年ずっとやってきて、市長が政治生命をかけてやるというやれなかった。大変なことだと思うんです。それをやれないなら、他の会社を連れてくればいいんじゃないかと。いわゆるプロポーザル方式でしたか、あれでほかの会社を連れてきて、そこで運営させると。仕事をその人たちがやりたければそこで働くという、そういう手法だってあるわけですよ、極端な話が。ですから、そこまで思い切ってそういう話も進めないと、この話は進めない話ではないのかなと。あなたたちがやらないならほかから連れてきますという、塩竈市で開設しているんですから、それは可能ではないかと私は思うんですが、今の塩竈独自のノウハウがあるんでしょうから、それだってほかとそう大差はないと思うんですよ、ほかの市場と。ほかの市場で運営している会社にぼんと来ていただいて、そこで運営してもらおうという手もあるわけですよ。そういう交渉の仕方もあると思うんですが、どう考えますか。そこまでやる必要はない。そんな重要な話ではないと捉えているんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本場に塩竈の今後の基幹産業である水産業の方向性を定める大変大切な課題だというふうに私も認識をいたしております。ただ、鎌田議員から今ご提案いただいた件ではありますが、これは誤解をされると困りますので正しくご認識をいただければと思いますが、卸売機関の許可権限ということについては、これは塩竈市にはございません。あくまでも権限はほかの機関が許可をするということですのでございますので、塩竈市が認めるとか認めないというものではないということをご理解をいただきたいと思えます。

ただし、一元化を図っていただきたいという思いは全く一緒であります。今おっしゃっていただきましたような経営体制のスリム化でありますとか、全般的な経費の縮減、何よりも一元化により商社機能の強化ということが大きく前進をするのではないのかということでもありますので、全く思いは一緒でございます。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 許可をするのは県なんですかね。ですから、許可おればいい話で、おられると思うんですけども、ほかだっておられる話ですから。ですから、もうやる気の問題だと思うのです。そして、そこまで踏み切らなくても、今ある2つの会社と組合が何とか手を結んで生き延びる方向を考えていただくのが一番いいので、それにやはり今後とも努力をして進めていただきたいなというふうに思えます。それがやはり市長も言われるように塩竈のいわゆる今後の市場のそれに対するレベルアップにつながるんだと私は思うんです。よろしくお願ひしたいと思えます。

ちょっと時間もなくなるので、次に3番目の海岸通の商店街についてお聞きをします。

これ入札不調で2月あたりに再入札という話ですが、これについての現在の状況と今後の見通し、そしてこの入札不調であった理由は何なのか、そして次に2月に再入札をかけるという話を聞いているわけですが、どこを変えているのか。変えなかったら同じ状況になるのではというふうに普通は考えるわけですけども、どういう状況なのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 入札不調の原因ということではありますが、それは建設会社の方々とそれから組合のほうの発注が一致しなかった。恐らくは安くてということはないわけですから、組合の見積もった金額をかなり大幅に超えたということで、結果的には不調になったのではないかと、これは私の推測であります。ということではないかと思っております。し

たがいまして、今の作業につきましては、組合のほうで10社を超える建設会社からいろいろヒアリングをされているというようなことはお伺いをいたしております。そういった結果を踏まえまして、2月に再度入札をし、ぜひ3月には建設着手をしたいということで、今作業に取り組んでいるというふうにお伺いをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 入札で合わないというのは、お金の問題だろうというふうに思うわけですが、そうすると次の2月の入札では、やはり少し金額を上げていかないと、いわゆるそれに応じてもらえないのかなというふうに心配はするわけですが、その辺の内容について、ちょっとどうなのかなという心配があるのです。そして、これについては、もう震災後6年たつわけですし、実際の予算も、あれ、きょう資料持ってきたんですけれども、もう大分前から予算づけされているんですよ。これはちょっと僕調べてみたんですけれども、そんな関係もあって、これ平成24年度から予算化、いわゆる交付金として計画を立ててやっただけで進んできているわけです。ですから、1年、2年、3年、4年、5年、もう6年たつんです。来年で7年目というふうになります。それから、これについての組合で2,000万円か何千万円かを出したと思うんですが、それで審議をずっとしてきているんです、プレハブをつくって、あそこ論議してきて。かなりの年数たって、そして昨年の予算特別委員会で附帯決議をして決議をしました。それから、ことしも附帯決議をしました。こんな状況でずっとずれ込んでいる形で入札もおくれていると。本当に実現可能なのかという心配をするわけですが、私は素人ですけれども。これは本当に実現できるんですかね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今日まで時間がかかっている一つの要因が、例えば再開発事業の事業認可というのがなかなかとれなかったわけでありまして。この事業認可者は宮城県であります。当然宮城県におきまして計画の妥当性、あるいは保留床処分価格とか、さまざまな視点・観点から事業計画を審査をされて事業認可をいただくということになります。そのために時間がかかってきたということは事実であります。事業認可をいただきましてからは、比較的事業化ということについて取り組みを短縮してきたと認識をいたしておりますが、ただ残念ながら入札不調ということで今足踏みをしているということでありまして、2月には再度そ

ういったことの取り組みを行った上で、3月には事業着手という努力を組合のほうではされておりますので、我々も行政としてできる限りのご支援をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） もう残り7分になったので次の項目に移らせていただきます。

市立病院についてです。市立病院も大分前からといいますか改革を進めてきて、ずっとやってきたわけですが、私の思いとしては、もうやることは手を尽くし切ったというふうに思っているわけなんです。そんな中、現在の収支と今後の見通しを簡単に、どういった状況なのかをちょっとまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご心配いただいております市立病院であります、平成25年度に経常収支を黒字にできたということではありますが、その後の医療制度改革でありますとか、やはり地域医療が熾烈な競争の時代に入っているものと認識をいたしておりますが、そういった中で、市立病院も悪戦苦闘いたしているということは事実であります。議員からよく九十数%の病床稼働率じゃないと黒字にならないなどというのはもう神わざに近いというようなご質問をたびたびいただいておりますが、塩竈市立病院はそういったことを達成できないと、なかなか経常収支の黒字はもとより、単年度収支すらも大変厳しいというのが実態であります。

10月までの実績であります、入院患者数については134.7人、病床利用率が83.7%であります。通常ですとまあまあだなというふうに理解をいただけるんだと思いますが、市立病院ではまだまだであります。同じように、外来患者につきましては232.1人ということで、新改革プランの目標を残念ながら下回っているという状況であります。

要因ではありますが、今申し上げました近隣の医療機関との競争の激化、さらには救急患者の受け入れ件数の減少ということでもあります。これらについても、仙台市内の一番塩竈・多賀城に近い部分に今500床を超えるような病院の建設がもう既にスタートいたしております。救急患者についても、奪い合いという状況であります。そういった中で、市立病院が何としても生き残っていくんだということで、今病院関係者、救急患者の積極的な受け入れでありますとか、あるいは地域包括ケア病棟を活用して高度急性期、あるいは急性期病院からの治療

が終了した患者の受け入れといったようなところに今必死の思いで取り組みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今の市長の説明では、もうプラス要因というか余り明るいニュースがないという思いでいるわけですがけれども、やはり簡単に言えば、もう位置的な問題、それから古さ、そういったもので、もう今までやってきた改善・改革、全部出尽くしていると。これ以上尽くす手は何もないという状況になるのかなと私は思うんです。そうすると、やっぱり売却してしまうか、民営化してしまうか、ないしは新たに場所を移転して新たにスタートする、そういう道しかないのではないかと思うのですが、どうですかね、病院関係者の方々はどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 今市長答弁ありましたとおり、確かに医療状況はかなり厳しいということはあります。医療費削減の方向へ行きますし、なかなかいろいろ支出、出る部分も非常に多くて厳しいところあります。それから、周りの医療機関との競争もありますが、今我々積極的に取り組んでいますのは、やはりもう一度救急をしっかりと診ようじゃないかということと、それから7対1の病院は在院日数が10日間ぐらいで非常に短くて、すぐ退院という形になりますので、完治したわけじゃなくて退院ということになります。そういう患者さんも積極的にうちでも受け入れて、それから自宅療養に持っていく、その方法、それも取り組んでおります。今、積極的に仙台市内の病院も歩きまして、徐々にそういう件数もふえてきているところです。

それから、あとは慢性期の療養病棟、やはりこれも大事な病棟でございまして、長く長期療養の方、なかなか施設に行くまでの期間とかありますので、そういうところを取り組むということ。それから、もう一点は、あと今後のことで、訪問診療、2025年には在宅の患者さんも非常にふえるということがありまして、うちも積極的に取り組みまして、今100人を超えるような在宅の患者さんになっておりますので、急性期からそういう在宅まで含めて、できる限りいろんな方策を立てて取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 病院の赤字、黒字、決算ですね、毎年今ちょっとした何百万円、何千万円ぐらいの赤字でずっと進んでいるなら、公立病院としての役割もあるので仕方ないなというふうに思うわけですが、実際は毎年5億円前後の繰り出しがあるわけですね。これというのはすごい金額だし、この5億円が例えばあれば、ほかのことに使えるとなれば、市民の生活向上やら、それこそ人口増加策にも充てることができる。そうすれば、全く違う方向に塩竈が行くんじゃないかと。この市立病院の繰り出しがなければですよ。そういう観点にはあるわけなのですが、皆さんがそういう考えでずっと来られているので、私はずっと言い続けているわけですが、こうなるとやっぱり民営化か、ないしは新たに建設するしかないんじゃないのと。本当にお客さんというか皆さんが来るようなそういう病院にしないといけないんじゃないのというふうに思うわけです。そんなわけで、これについては隣の志子田議員があと続きをいろいろやってくれると思うので、もう1題あるので、これについてはこれで終わりにしたいと思います。

次に、最後の国民健康保険と介護保険について、これについてお聞きをします。

まず、国民健康保険の県への一本化が図られるんですが、移管されるようですが、これについては、私は知っているんですけども、市民の方にも周知してもらおうということで、この質問を取り上げさせていただきました。

今後どうなるのか。この一本化に従って国民健康保険税どうなるのか。それから、16億円の基金がありますけれども、この基金の行方についても、私はわかるわけですが、市民に知っていただくための質問です。よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 県単位化というような言い方をしておりますが、いよいよ平成30年4月から国民健康保険が県単位化、県が中心になってやるということになります。当分の間は市町村とともに県が財政運営の責任主体となる保険者ということになるものと思っております。統一的な運営方針であります。市町村から運営資金である保険税を基幹とする納付金として県に納め、保険給付に必要な費用を全額県が市町村へ支払いをするという形に変わります。ただし、基金等については引き続き塩竈市に残されますので、今定例会で国民健康保険税の11.04%の引き下げということを提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 繰り返しになりますけれども、これは私はもうわかっているんですけども、市民に知っていただくための質問でした。

次、2番目の介護保険の仕組みと保険料についてお聞きをしたいと思います。

まず、私もちょっと勉強不足だったんですが、65歳になったら、あれあれという請求が来まして、介護保険料のね、ごそつと来て、今までの国民健康保険税と合わせると、え、こんなに取られるのという、そういう金額なんですね。よくよく調べてみると、介護保険は急に65歳から払うのではないと。40歳から国民健康保険税の中に入っていたんだということなんです。その辺のからくり、これは市民に知ってもらうためですよ。私はわかりました、勉強して。でも、やっぱり市民の方でも急に65歳になって何だべという、塩竈市こういうのがやという話になるので、ちょっと知ってもらうために予備知識としてご説明をいただきたいと思います。介護保険の仕組み、それから保険料について、どういう形なのか、はい、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） いよいよ1号被保険者としてお支払いいただきますことに感謝を申し上げます。

この制度であります、65歳以上の第1号被保険者と、それから今議員のほうからお話をいただきましたが、40歳以上65歳未満の第2号被保険者という2つの形で組織をされます。介護保険の費用負担であります、国・県・市の公費負担が半額であります。約50%であります。残り分を第1号被保険者、今申し上げました65歳以上の方と、それから第2号被保険者が負担をいたします。第1号被保険者の方々が65歳以上、第2号被保険者が40歳以上65歳未満であります。割合であります、負担割合は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%という状況であります。

本市の保険料であります、現在の平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業期間の保険料といたしましては、月額基準額が5,196円となっております。恐らく議員のほうにもこのような請求が行ったものと思っているところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 国民健康保険税についても、5回ぐらい連続で一般質問ですと取り上げてやらせていただきました。それはやはり市民に知ってもらうためのものだったわけです。

けれども、今回もこういった形で何回かシリーズで行きたいなと思っているんですが、国民健康保険税が塩竈市が高かったのは、あのときを振り返れば、振り返るというか、いわゆる医者にかかり過ぎだということがありました。それから、もう一つは、納付されている人が、納付割合がほかの市町村より少ないという、低いという状況がありました。この介護保険料についても、下げる方法としては何があるのか、いわゆる納入率が低いとかそういうことがないのか、現状どうなのか、あとはどうすれば低くできるのか、実現できるのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 介護保険料をどのようにして抑えていくかというのは、非常に国を挙げての大きなテーマになるのかなというふうに思います。まず、高齢化人口と、高齢者の人口がこれからもやはり塩竈市の場合は平成33年度をピークにして65歳以上の方の人口がふえていきます。ただ、介護保険は75歳以上になるとサービスを使い始める方というのが大変多々ございますので、75歳以上の方がピークになるのはさらにもっとそれから先ということになります。それまでは、介護保険料というのは伸びていくだろうというふうに思います。それから、この地域、塩竈の地域で介護保険の認定を受けてどういうふうなサービスを受けられるか、施設型のサービス、それから居宅型のサービス、そういうものが受ける方がやはり多いだろうな、75歳以上の人が多ければ、そういうサービスの給付を受ける方も多いというふうな構造になってまいりますので、そこから介護保険料というのが逆算されて導かれるということになります。

先ほど市長、財源構成を申し上げまして、介護保険料全体の中で半分は国と県と市、公費を負担すると。もう半分は、1号被保険者、2号被保険者で国民の方がご負担をします。この公費負担の部分が少し割合が高くなれば保険料というのは下がるのかなというふうな構造にはなろうかと思えますけれども、現在の介護保険料の設定のたてつけでは、今申し上げたように公費負担50%、被保険者負担50%ということになっておりますので、これ以降の流れでは介護保険料を抑えるというのは、本当に塩竈の方に健康でいていただいて介護保険を使わなくても大丈夫だよというふうな、その手前の予防サービスを拡充をしていくとか、ただやっぱり納めているので使いたくなるというのが、本当そうなんですよ、使いたくなるというのが人情になってまいりますので、それでも我慢するとか、いろいろ非常に苦しい答弁になりますけれども、元気でいていただくというのが一番いいのかなというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 我慢は何でもいいことはないのですが、我慢ということは必要ないのかなと思うんですが、やはり健康なお年寄りをつくるのが一番なのかなというふうに思います。

それで、先ほどの中にありませんでしたけれども、納付率とといいますか、収納率とといいますか、それは問題はないわけですか。塩竈市としては平均的なものですか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 塩竈市が保険料を集めていますのは1号被保険者の部分だけになります。1号被保険者の方で、年金の方は自動的に引かれるんですけども、そうじゃない方は納付書をもって納付していただくことになっておりますが、残念ながら塩竈市、こちらの収納率はとても悪い状況でございます。県内でも下のほうになっておりますので、こういった収納対策についても、我々取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ぜひとも、やっぱり負担が大きいと、金額が大きいと払うのも払いづらいというふうになりますから、やっぱり下げる意味ではやっぱり納付率というか収納率を上げていただくよう、今後努力をしていただきたいなというふうにお願いをいたしまして、50秒時間残して終わりたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、鎌田礼二議員の一般質問は終了いたしました。

14番志子田吉晃議員。14番。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。市民クラブの鎌田礼二議員に引き続き、私も質問させていただきます。

今回の12月定例会において一般質問の機会をお与えくださり、関係者の皆様に感謝申し上げます。例年12月定例会は、来年度、次年度の予算と政策決定のための重要な定例会であると認識しております。ことし、平成29年の1年の世相を表す漢字は「北」、東西南北の北の文字になりました。来年は相当な確率で想定外の事態が発生するものと心配しているところがあります。しかし、塩竈市は塩竈市で、市民の安全・安心、幸福の追求を果たす役目と課題がございます。

そこで、今回の質問は、市民の安全・安心と生活の利便に直結する100円バスの低床化、高齢者の社会参加、健康増進策、障害者日常生活用具の給付適用、壱番館周辺の駐車場整備、Jアラートに関連して防災対策、市立病院事業の6項目について、当局の見解を伺いますので、市民の皆様に対策などをお知らせくだされば幸いです。

それでは、早速質問です。

まず初めに、1項目め、しおナビ100円バスの低床化についてお尋ねします。

この事業は、市民に大変喜ばれている塩竈市の代表的な成功政策事例であると考えますが、1点目しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの利用状況及び2点目バスの低床化についての取り組みについて、皆様へお聞かせくだされば幸いです。

ことしの漢字「北」の文字の成り立ちは、人と人が背を向けた状態からつくられたということですが、当局と議会が北の状態にならないようお願い申し上げまして、壇上からの質問を終わり、2点目の質問以降は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員からしおナビ100円バスの低床化についてご質問をいただきました。

初めに、100円バスの利用状況についてのご質問でありました。本年11月末現在の利用者数ではありますが、しおナビ100円バス、21万6,032人であり、昨年度と比較をいたしますと5,638人減少いたしております。後ほど理由についてはご説明をさせていただきます。

また、NEWしおナビ100円バスにつきましては、6万1,230人であり、昨年度と比較をいたしますと1万5,182人増加をいたしております。これは、前段申し上げましたしおナビ100円バスからの乗りかえの方々が相当数おられるものと思っております。

合計の利用者数ではありますが、27万7,262人でありまして、昨年度と比較をいたしますと9,544人、3.6%増加をいたしております。

バスの低床化についてのご質問であります。しおナビ100円バスにつきましては、現在ワンステップバスというんですかね、低床化にはワンステップバスと、それからノンステップバスの2通りあるようではありますが、しおナビ100円バスについてはワンステップバスを使った低床化ということを図られております。

NEWしおナビ100円バスではありますが、現在マイクロバスで運行しております。低床バスとした場合は、座席数が削られるということになりまして、一部立ち席になってしまうなど

サービスの低下となりますことから、当面は現車両での運行をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ご答弁、どうもありがとうございます。今、当局のほうから回答いただきましたので、確認のためにまた質問させていただきたいと思ひます。

このしおナビ100円バスですけれども、本当に市民から褒められている政策というか、塩竈、ここの事業が成功事例だというふうにそのようにずっと考えておりました。それで、全体的には3.5%、9,500人利用者がふえているということで、やはり利用しやすい状況になってきてますます便利になってきたと思ひます。結局、高齢化社会になって運転免許証を持っている人も返納される人もこれからいっぱいふえてくると思ひますので、この事業は引き続きずっと便利になるように続けていってほしいというつもりで、いい事業だなと言うつもりで聞いているものですから、その辺のところ、これからますますいい事業にさせていただきたいという思ひでございます。それで、利用率は大体わかりましたし、なかなか利用されているということはやはり好評だからよくなっているということだと思ひます。

それと、低床化のことなんですけれども、実際に「乗れなくてね」と言う市民の方が、ここ低いと乗れるんですけれども乗れないからということになると、この100円バスを利用しないとやっぱり高齢社会になって外出の機会が減ってしまう。そうすると、いろんな意味で健康上の問題でだんだんお世話になってきたり、要するに最終的には介護保険のほうにかかわってくる問題でございますので、大いに外出、いっぱいしてもらおう。この政策をますます便利になるようにしてもらいたい、そういうことでございます。

ノンステップバスとワンステップバスがあるということでしたが、その辺のところ、どういう割合でどういうふうになっているのか、もう一度ちょっと具体的にどこの路線のどこがこうですみたいなことを聞かせて願えれば幸いなんですけど、よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今低床化バスの具体的な導入のあり方という、現況についてご質問いただきました。市長が今ご答弁申し上げましたとおり、循環バス、いわゆる北回り、南回りのバスにつきましては、全てワンステップバスということでございます。ミヤコーさん自体、ノンステップバスというものの導入は非常に限られた中でのようございま

す。引き続き、そういった導入のあり方については協議をしてみたいと思います。

また、NEWしおナビ100円バスにつきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、現在は低床化バスというのは先ほど申し上げました座席数が既存の低床化バスですとかなり少なくなって、つり革につかまって乗るといったタイプのものでございます。そういったことだと、塩竈市の利用者を考えましたときに、今議員さんのほうからご説明ありましたとおり、高齢の方が利用されているという実態もありますことから、その辺は世の中の車両の改造状況とかそういったあり方を踏まえながら今後の課題というふうにさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。うまくいっている事業に余りいろいろ言いたくないので、ますます利便性のあるバス運営を来年度以降も続けていただきたいと思っています。

2項目めの高齢者の社会参加、健康増進策についてお尋ねします。

1点目なんですけれども、健康増進のための取り組み状況はということでございます。

いろいろ塩竈市でもいろんな対策やられて、いろんな部署で、あるいは塩竈市直接でなくてもいろいろな団体に委託されたりして市民の健康増進のためにいろんな政策をやられております。これはやっぱり人間としての高齢になってからの生きがいづくり、ただ長生きしたということではなく長生きしてよかったなというようなそういう生きがいをつくってもら。あるいは、後々介護でお世話にならないための介護予防のためにそういう政策をやってもらうという事業だと思いますので、そのような状況、まず塩竈市ではどのような市民のために健康増進策の取り組みをされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今志子田議員からご高齢者の方々の身体的な特徴といいますか、段差がなかなか対応できていない。本当に5センチと言わず2センチ、1センチの段差でもご高齢者の方がつまずいて転んだり、あるいは骨折をしたりという事例があることについては、我々も日々目にしているところであります。ぜひ塩竈市内からそういったバリアを少しでも解消していくために、我々行政、さらなる取り組みをさせていただきたいというふうに考えているところであります。

また、もう一つであります、やはりご高齢者の方々の交流の範囲ということになるのかな

と思っております。若いときのころのようにかなり広範囲の方々とおつきいできるかということになりますと、今お褒めをいただきました100円バス等をご活用していただきながら行動範囲を広げていただくということがご高齢者の方々の特徴的なことではないのかなと思っております。ぜひ、100円バスなんかを積極的にご活用いただけるような、そういった体制にさらに努力をしてまいりたいと思っておりますし、一方では、そういったご高齢者の方々が例えば健康増進のために取り組まれる機会を市内に数多くふやしていくということが大切ではないのかなと思っております。

本市では、町内会や老人クラブ、あるいは有志等で今現在ダンベル体操教室というものを設置をさせていただいております。例えば、体育館、あるいは集会所、ちょっとした広場等々でダンベル体操に日々取り組んでいただいております。こういった状況を踏まえまして、実は昨年度から「ダンベルサークル・脳げんき教室」ということで、身体健康と、それから体の健康と心の健康といったようなものをセットでやりたいということで、登録をいただいておりますが、現在64団体が既に登録をいただいているところであります。サークルは、長いところでありまして17年から18年ぐらい継続している方々もおられるというふうにお伺いをいたしておりますし、またようやく立ち上げましたよというようなうれしいお話等も頂戴をいただいているところであります。さらには、市内でラジオ体操を毎朝やっておられるというご高齢者も結構ふえてきております。

こういったさまざまな機会に体を動かしていただきますとともに、あわせて心の健康のために交流サロンというようなものも設置をさせていただいております。ご高齢者同士の悩みでありますとか、楽しみといったようなものをお話し合いをさせていただくような場も数多く用意をさせていただいているところでございます。今後、なお拡大を図りますよう努力をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。今市長言われましたけれども、このダンベル体操の教室、十七、八年前からもということで、私も議会からの視察でほかのところの自治体のそういう健康事例を見に行くんですけども、塩竈のほうはその前からやっていたというようなそういう事業の視察になっているようでございまして、塩竈は結構昔から進んでいるんだなということで、これがますます脳げんき教室ということで範囲が広まって質

のほうも変わってきて、いい傾向になっていると思います。本当に高齢者にとっては、塩竈市はそういう意味では100円バスも含めて住みやすい小ぢんまりとしたコンパクトでいろんな行動ができるような住みやすいまちになっているんじゃないかと思います。そのように市当局もいろんな政策を掲げられているので、聞いてみました。そういう意味では、この脳げんき教室、64団体あるそうなのですが、各地区にいっぱい広まって、塩竈のほうにほかの自治体が視察に来られるようないい例をつくっていただきたいと思います。

それから、それにかかわりまして、いろんな市の、健康福祉部のほうだけではなくて直接でないところにもそういう協力をもらっているいろんなものをやられておると思うんですが、出前講座みたいな形で、そういうところの健康増進のための取り組みについては、こういうものありますよということで市民の皆様にお知らせすることはございますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 健康福祉部以外のところで地域の福祉にというふうなお話でございまして、ちょっと今ぱつと思ひ浮かぶのはないんですけども、今年度は仙台放送と事業協力を結びまして人型のロボットを使って脳と体の元気教室なども開催しております。市の保健師がいろんな工夫をして地域に赴いて活動をやるほかに、特に男性をどういうふうにしてそういう場に引き出すか、そういうふうな工夫を我々考えておりまして、その中で今年度新たに取り組みをさせていただいたものでございます。こういったこと、人型ロボットであるとか、タブレットであるとか、そういったものを使いながら参加率の低い男性高齢者をぜひそういった活動に今後とも巻き込んでいけるように工夫してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） ありがとうございます。予算絡みではなかったみたいでございますが、予算使わない、余り使わないでやってもらえる事業をいっぱいふやしてもらいたいかなと思っただけ聞いてみました。

今度、2項目めの2点目でございます。介護支援ボランティア事業の進捗状況ということで、以前に介護支援ボランティアに対しては塩竈市でほかの自治体に先駆けてやられた事業があったと思うんですけども、そういうものも含めまして介護支援ボランティア事業のことについて進捗状況をお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） よくご高齢者の方々とお話をさせていただきますと、やはり同年代同士の方々だと話も弾むんですがということをご相談いただいております。そういったことも踏まえまして、本当に65、70、75歳を過ぎても元気でご活躍の方々も結構おられます。そういった方々に、ぜひ介護支援ボランティアという事業制度を立ち上げませんかというようなお話をさせていただきましたところ、大賛同いただきましてこの事業をスタートさせたものと理解をいたしております。

ボランティアの内容であります、施設等をご訪問いただきまして、例えばお茶出し、配膳・下膳の補助、あるいは散歩のときに一緒に散歩につき合う。さらには、外出したいですよということに付き添って外出の手助けをしていただくというようなさまざまな活動をこの事業の中で計画をさせていただきます。

なお、ボランティアを行っていただいた際には、30分ごとにスタンプを1個押させていただきます。スタンプ2個で1ポイントとして計算をさせていただきます。後刻、ワンポイント100円ということで、大変些少で恐縮ではありますが、そういったことをボランティアの方々にお支払いをさせていただいているという状況であります。

結構活動範囲が広がってきておまして、現在は125名の方々に登録をいただき、活動対象施設が21施設と大分広がってきておますが、まだまだ努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。そういうふうに塩竈市ではそういう介護支援のボランティア事業なんか率先してやられているということで、これもまた高齢者にとっては住みやすい、またボランティアに行く方にとっても、生きがいを持って参加できる、それとちょっとしたスタンプをいただいて換金できるポイントももらえる。経費の足しですね、100円ですからね。ゼロでなくてそういう喜びというものがあるということで、いい事業だと思ったので、これからはますます伸びていくようにと思ひまして質問、立ち上げたのはいいけれども、その後どうだったのかなという思いで聞いてみましたが、順調にいかれているということで、確認させていただきましたので、これからはますます継続してやっていただきたいと思ひます。私も、個人的にはそういう施設に行ってボランティアはしているんですけども、登録していなかったなということを思い出しました。

3点目、3項目めの障害者日常生活用具の給付適用について、これを質問します。

これは、介護保険で実際に使われる方、あるいは障がい者の方、そういう方が給付されるようなものがあるのかどうかということの質問でございます。

1点目は、障害者日常生活用具の給付適用状況ということでお聞きしますが、いろんな事業、そういうことで用具の事業があると思うんですが、その辺のところの大体こういう制度、あるいは利用状況とか、そういうものについて全体的な事業説明をお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 塩竈市におきます障害者日常生活用具の給付適用状況についてご質問いただきました。

障害者日常生活用具についてであります。障がいのある方や難病患者の方が自立した生活を行っていただきますよう支援するために障がいの種別、手帳等級別に塩竈市障害者あるいは障害児日常生活用具給付事業実施要綱に記載の品目や基準の限度額により給付をさせていただくものであります。

費用負担は、原則として費用の1割を個人でご負担いただき、生活保護世帯の場合は自己負担は免除させていただいております。

また、購入する用具ごとに設定されている基準限度額を超えた場合は、大変恐縮ではありますが、自己負担となります。

主な用具としましては、ストマ装具、電気式たん吸引器など、要綱により6種48品目を指定をしており、自己負担を除いた事業費は国が2分の1、県が4分の1、そして市が4分の1を負担をさせていただいているという状況でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。

いろんな、そういう意味では給付されているもの、1割負担で、48品目もあるということでございますので、これはなかなか至れり尽くせりの事業で応援されているんだなということもわかります。48品目の中にどういうものが入っているかというのを聞くと、これから市民の方が万が一にもそういう状況になったときには、ああこういうのあるんだなということがわかると思うので、例えば具体的に言うと、一番利用されているようなものはどういうものが多いんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） こちらのの中で一番多く使われているのは、先ほどの市長答弁にもありましたが、ストマ装具が一番多い状況でございます。約半分近くがこちらのほうを利用しているような現状であります。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 私もちよっと曖昧なんです、ストマ装具というのは、吸引器というんですか、どういうものなんですか。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） ストマ装具の内容といたご質問でございました。こちら、直腸の機能障がい者、あるいは膀胱関係の機能障がい者の方が使う装具でございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。48品目もあるので、大体5個くらいいろいろ並べてもらうとわかりやすいんですけども、お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 先ほど6種と言ったんですが、大きく分けて情報の意志伝達用具としまして、例えば点字器関係、あるいはボイスレコーダー等が挙げられております。あと、排せつ関係におきましては、排泄管理支援の用具としましては、先ほど説明しましたストマ装具関連があります。あと、そのほかとしましては、介護関係ですね。介護関係で、基本的に障がい者の方と介護保険の制度が重なる方は他法優先ということで介護保険の制度が優先して利用されるんですが、その中でも例えば特殊マットとかそういったものも対象というふうになっております。あとは、自立生活支援用具としまして、例えば歩行補助つえとかそういったものが対象というふうになります。あとは、在宅療養支援用具としまして、電気式たん吸引器ということで、こちらの電気式たん吸引器が2番目に多い補助の中身となっております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） だんだん見えてきました。いろいろあるんですね。それから、だから

障がい者と言われてもいろんな立場の方がいらっしゃるでしょうけれども、介護を受けているような障がい者という方も含まれるし、病気でそのまま、あるいは生まれたときからという方もいるかもしれません。そういう意味では、いろんな事業、いろんな品目、1割負担で給付されているというのですけれども、例えばですけれども、これは障がい者の日常生活用具のほうに入るのか、高齢者用の紙おむつ支給事業とか、高齢者用の移送サービス事業とか、そういうのもやっぱり歩行器とか車椅子の貸与みたいなのと一緒に、それも含まれるんですか。それは別な事業ということでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 日常生活用具給付事業の対象は障がい者ということですので、基本的には、65歳以上の方は介護保険のほうを優先的に使っていただいて、65歳未満の方とかそういった方々がこういった用具を使われるといったような内容となっております。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 私が考えていたのは、やはり当局のほう、お役所の方は自分のところの予算の中のことだけ考えているから、私は介護保険制度で利用されるようなものも含めてそういういろんな給付があるんじゃないかなと思ったので、出てくる品名とかがちょっと変わってきたのかなと思いました。

そういうことで、全体的に、そうすると介護保険給付適用者も含めてちょっとお尋ねしたいんですけれども、そういう意味では紙おむつの支給事業とか、高齢者移送サービス事業、それは私の質問のこの障害者日常生活用具給付事業には当たらずに、こちらの介護保険が適用される用具給付なんだということですか。

○議長（香取嗣雄君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 紙おむつ等の事業におきまして、例えば障がい者で紙おむつを使う方が65歳以上の場合は介護保険の制度を利用して、65歳未満の方につきましては、先ほど説明した障害者日常生活用具給付事業の中に含まれるような内容となっております。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。65歳で分けしているのです、同じようなことであってもどちらのほうの予算を使うかと。私が質問したのはあくまでも65歳以下の

質問なので、それらのほうだけ課長さんがお答えしたということのようでございますので、全体的にも考えて、65歳以上の方も含めてお尋ねしたいんですけれども、この紙おむつ引換券とか移送サービス利用券、そういう制度を利用できますよと言われて入院中に申請に行きましたら、在宅者向けのサービスということなんですけれども、在宅に1回うちに帰らないとこういうものは申請できませんというふうに言われたんですけれども、その辺のところが施設のほうに利用ということか、在宅のほうの利用かということで、2つに最初に分けられると思うんですけれども、在宅ということを希望してそういうものを申請した場合は、やっぱり病院から家までのそういうタクシー券とか使えないという、今そういうふうな規定になっておりますよね。そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今、志子田議員お問い合わせの移送サービス、それから紙おむつ支給等につきましては、これは介護保険事業とはまた別な塩竈市の一般会計での支援事業になってございます。それで、移送サービスにつきましては、施設介護ではなくて在宅の方の支援事業ということで移送サービスを取り組んでおりまして、おおむね65歳以上の方で、介護保険要介護3以上の方の通院や施設への送迎用として利用できるリフトつきタクシーのチケット、月3回までのものですけれども、そちらを交付をさせていただくというふうな中身になってございます。ただ、事情をいろいろ伺いまして、施設利用、病院がじゃ施設の一つなのかといったら、じゃ病院から家に戻られた方というのは、この移送サービスの対象になりますので、病院から使うと、病院から自宅まで使うというのはなかなかちょっと対象には、それにタクシーを使うかどうかというのはちょっと難しいかもしれません。今の規定上は難しいかもしれませんが、何らそういう情報がない段階で、私は自宅に介護、要介護3以上の方がおります、通院のために移送サービスを使いたいと思いますという状況で申請いただければ、これはもう対象とさせていただくものになろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 済みません、余りにも具体的なことを聞いたのでかえって混乱するかもしれませんが、使い勝手がいいような、やはりこれは一般会計のほうから市独自のサービス事業だということでしたら、実際に使われやすいような、一番最初のときにやっぱり、そのときこそ使うんじゃないかというふうに思いますので、運用の仕方だけで、別にそういう

決まり、規定を変えてくれということではありませんが、うまくそういう意味ではいいサービス運用にしていればなどと、そういうふうをお願いします。

このことについてはわかりましたので、この3項目めの2点目の人工鼻の給付適用はということで、先ほどからいろんな給付状況を聞きましたが、喉頭を摘出して声が出なくなった場合に、ここにこう当てて声を発生することができるというので、人工鼻というのがあるそうでございます。そして、そういう方、たしか宮城県全体でも検討しているのかどうかは知りませんが、石巻市のほうではことし4月から人工鼻のほうも同じように障がい者の日常生活用具の給付適用でございます。変わったそうでございますけれども、その辺のところ、塩竈市はまだなっていないみたいなんです、これからぜひともそういう方、数としてはそんなにいっぱい何十人もいるのではないんですが、困っている人は1人でも困っていますので、塩竈市でもぜひそういう人工鼻に対しても同じように1割負担ということで適用されるようにお願いしたいんですが、その辺の状況をお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志子田議員から人工鼻の給付についてご質問いただきました。私を初め、本当に不勉強で大変申しわけなかったのかなと思っております。声帯を失った患者さんなどが発声をする場合には、この人工鼻がないとなかなか発声ができないということを勉強させていただきました。ご質問のとおり、平成28年度からは石巻を初めとする2市1町で給付の適用となっております。今年度からは仙台市がこの制度をスタートさせているようであります。本市にも、何人かそういった方がおられます。ぜひ我々塩竈市といたしましても、給付品目に取り入れられますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） はい、ありがとうございます。そういうふうに明確に市長が言ってくださいました。これが12月定例会のいいところかなと。来年度の予算に向けて決める議会で予算要求したような形になりましたので、ぜひとも塩竈もほかの、周りがやってから肩を並べてということだと、先ほど鎌田議員も言われたように似たような政策をやっている人口増加策にはなりませんよと。そういう考え方がベースになると思いますので、塩竈いいところですよ、こういうことになってもありますよと言えるようないいまちになっていただきたいと思ひまして質問しました。ありがとうございます。

4項目め、壱番館周辺駐車場の整備計画について質問いたします。

これは、海岸通の震災復興市街地再開発事業に絡んでこれから駐車場のほうも新しくなると思うので、そのときにどうするかという問題です。

1点目は、現在の壱番館周辺の駐車場利用状況について。2点目は、今現在シルバー人材センターが管理しております壱番館南駐車場など、そのほかの市で管理している駐車場のこれからの整備状況、計画、この再開発事業にも絡んでいろいろ考えなくてはならないと思うので、その辺のところをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志子田議員から壱番館周辺の駐車場の状況についてのまずご質問でありました。

周辺の駐車場であります、今後再開発事業で建築をいたしますいわゆる市営駐車場であります、今現在は南駐車場という名称で活用させていただいております。また、海岸通地区にございます顧客利便施設駐車場、そして旧徳陽シティ銀行跡地の壱番館庁舎本町駐車場の3つが今現在ございます。

利用状況についてのご質問でありました。

南駐車場については、平日の午前8時半から午後5時15分までの間であります。駐車台数25台ありますが、平均で1時間当たり65.2%、約16.3台分が使われている状況であります。また、海岸通駐車場及び本町駐車場であります、買い物等の一般利用も含めた利用状況であります、平日の日中における稼働率については、海岸通駐車場が駐車台数19台に対しまして8.4%、2台弱という状況であります。本町駐車場につきましては、駐車台数が19台ありますが、こちら2.4台分ぐらいの駐車という状況であります。

2点目であります。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業が始まりますと、この南駐車場が使えなくなるのではないのかと、そういった対策についてというご質問でありました。ただ、南駐車場は将来市営駐車場として生まれ変わりますので、新たな駐車場というのは、当然それが活用いただくこととなりますので、工事の間の暫定的な駐車場という位置づけになるのかなと思っております。具体的に申し上げます、本町のくるくる広場等の活用ができるかどうかといったようなところを今本市としては検討させていただいているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。少し心配の種がとれました。工事期間中は暫定的にくるくる広場のところということでございますので、それで大体のこの不安の半分以上はなくなったんでございますけれども、それと今言われました旧相互銀行跡地のところの市営駐車場の海岸通、あの利用が、すごく利用率が低いです。近くにもいろんな民間の駐車場がございますので、この辺のところの利用率を上げていただきますように、そういうサービス制度、用あったときはこちらでもいいですよということのそういうサービス券なんかやっているというところを市民にお知らせすると使っていただけるかと思っておりますので、その辺の利用アップのための方策がございましたら、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 壺番館庁舎のほうをご利用いただきます市民の方に対しましては、ただいまご紹介いたしました南駐車場につきましては当然無料ということになっておりますが、本町駐車場並びに海岸通駐車場ですね、こちらにつきましてはご利用いただく方については30分の無料券というのは配布させていただいております。壺番館庁舎の生活福祉課ですとか、都市計画課、あるいは水産振興課、そういったところ、もちろん遊ホール、図書館ご利用の方々もお申し出いただければ30分間無料の券を配布させていただいておりますので、どうぞご利用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。いっぱい宣伝してもらって、そうするとあそこの南駐車場のほうだけ、市営のほうだけ行かないようになると思いますので、願います。

それで、旧相互銀行跡地のところなんですけれども、今現在一方通行状態になっておりますので、あそこ利用しようかなと思ってもぐるっと回んなきゃない、もう帰りのことを考えるとなかなか利用できないというところがあって利用台数も少ないんじゃないかなとも思うので、これからくるくる広場のほうに工事期間中暫定的につくられるときに、この辺のところも一緒に含めて利用しやすいような状況をつくっていただきたいということもお願いしまして、こここのところの4項目めを終わりたいと思います。

質問の5項目めです。防災対策について。

1点目は、地域防災計画の全体像はということでお聞きします。それから、2点目は、Jア

ラートと避難訓練はということで、2つ同時に聞きますが、ことしの漢字で「北」と言われたとおり、その辺のところの状況がもう確実に近づいているということでございます。ですから、本当に防災計画といっても平時の防災計画だけでは済まないようなところが出てくるのではないかと私を私は危惧しております。特に、万が一に戦争が始まるとすると、最初からそういう爆弾の攻撃ではなくて最初はサイバー攻撃とか、あるいは電磁パルス弾攻撃と、大体通信網を破壊してからなるというのが大体の戦争の始まりだということを知っています。

それから、現実的には、もう北朝鮮から日本に対してノドンやテポドンやムスダンやICBM、日本に届く距離のミサイルだけでも200発以上あるということでございますので、そこにも、これは放射性物資だけではなくて、要するに核弾頭だけではなくても、空で何も積まないでミサイルが飛んでくるということは、ちょっと考えるのが実験以外はありませんので、ミサイルが飛んでくる時は何かを載せて飛んでくるんじゃないかと思えます。それは核爆弾なのか、あるいは毒ガスの化学兵器なのか、あるいは細菌爆弾なのか、その辺のところも心配ありますので、2点目のJアラートと避難訓練はということと絡めて、そういうものがあつたら近づかないようにとか、そういう避難訓練、実際に飛んでくる可能性はなきにしもあらずということでございますので、来年の、ちょっと心配事し過ぎかもしれませんが、塩竈市としてはどういう対策を、安全対策をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま志子田議員からJアラートで緊急情報が発信された場合の、まず対応についてご説明をさせていただきます。

塩竈市国民保護計画というものがございます。これは、こういった例えば今お話しいただいたような北からの脅威がもし発生した場合にどのようにして市民の方々を守っていくのかということを定めたものでありますが、私を室長として副市長、教育長及び各部長がメンバーとなります塩竈市緊急事態連絡室というものを直ちに立ち上げさせていただくことになっております。あわせまして、関係する各課長、係長及び職員が24時間いついかなるときでも直ちに市役所に参集し、体制をとるということになっております。合計で62名の体制を構築することになっております。つい先日もたしか2時過ぎでしたか、このような情報が出されたときにも早速職員が招集されまして、そのような対応をとらせていただいたところであります。

あわせまして、昨今、我が国の日本海側に漁船がたびたび漂着しているというような国境侵害というものが現実には起こっているという現状がございますので、ますます気を引き締めましてこういった対策に当たっていかねばならないという思いであります。

ただ、先日のマスコミ報道等でもあったんですが、具体的に申し上げますと、政府が12月13日に公表したインターネット調査の結果であります。北朝鮮の弾道ミサイルが北海道上空を通過いたしました9月15日、Jアラートなどで発射情報を発信をさせていただいておりますが、実際に避難行動をとった方の数は5.6%にとどまっているという状況であるということが明らかになっておりますが、恐らくは塩竈市でも似た数字ではないのかなと思っております。なかなか市民の方々からは、しからばJアラートが鳴ったときに、我々何をすればいいのやと、どうすればいいのやというような疑問をたびたび寄せられておまして、私どもも国の手引に従って、室内におる方々はこういった対応をしていただきたい、屋外の方々は直ちに堅牢なビル等に逃げ込んでいただきたいというお話を繰り返すしかないような現状であります。今後もぜひ市民の方々には5.何%ということではなくて多くの方々が避難行動に参加をいただきますよう、なお広報に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。うんと難しい問題だから聞きました。やっぱりこういうことも来年度起こりそうな状態ですので、審議、私質問しておかなくてないかなと思って、あえて答弁できないようなことを聞きました。結局、今言われたように、どっちみち逃げるところないのにどこに逃げるんですかというのが問題だと思うんですね。それから、あと万一出た場合の対処方法なんかも、一応こういう状況で細菌爆弾かもしれないから近づいちゃだめですよとか、そういうようなこともいろいろさせてほしいなと思って聞きました。日本以外のところでは、例えばスイスなんかですと、スイスの人口以上の人数が収容できる核シェルターがあるとか、韓国にもそのぐらいあるとか、結構ほかの国では公共用の核シェルター、用意されているところがございます。日本では全然進んでいない、いろんなまちが地下街になっているから、そこが核シェルターにはなるかもしれませんが、そういう意味ではそういうものも用意しなきゃいけない時代になったんじゃないかと思えます。和歌山県では、家庭用のそういうシェルターが相当何か販売されて出ているようでございますけれども、そういうことを塩竈も、塩竈全体としてのどこか1カ所、昔ですと戦争のときは

空襲警報鳴って防空壕に逃げたというので、その防空壕も今塞がれておりますので、そういうものも、やはり安全なことというところをつくっておかないと、皆さんもう心配で来年になったらどうするかということを心配されると思って何か1つくらいそういうものが必要だと思うんですけれども、そういう公共用のシェルターの設置ということを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 非常に微妙で難しい問題のご質問でありますので、私が今ここで例えば核シェルターについてこういったというようなご答弁はご容赦いただきたいと思いますが、いずれでき得る限りの身を守る手段ということについては、市民の方々にご協力を要請をまずさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。こういうのは市長に聞くのではなく本当は国全体のところに対して聞くような質問でございましたので申しわけないんですけれども、塩竈として塩竈でやれることはやらなきゃいけないかなと思ひまして、あえて聞きました。

最後に、6項目めの市立病院事業についてお尋ねします。

これは先ほど鎌田議員も聞かれました。私もたびたび同じような質問を何回もさせていただいております。先ほどは競争激化でなかなか厳しいというようなことございますが、この6項目めの市立病院について、まず1点目、経営健全化の取り組み状況はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

そして、時間が余らないので2点目の公立病院としての役割、それから3点目の新病棟建設に向けた取り組みについて、まとめてお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市立病院改革プランにつきましては、先ほど鎌田議員にもご説明をさせていただきましたが、まだまだ厳しい環境であります。ただ、病院には少なくとも単年度収支をしっかりと整える努力は一緒になってやっていきたいと思いますという今叱咤をさせていただいているところであります。公立病院の役割については、先ほど病院事業管理者からもお話をさせていただいていました。公立病院だからこそやらなければならない責務というものが当然あるかと思っております。例えば、在宅の方々の訪問診療であります。さらには、残念

ながら塩竈市内からも小児科がどんどん少なくなっております。そういった子供さんたちが安心してかかれる病院も必要ではないのかなと思っております。

それから、採算性は大変厳しいわけでありますが、慢性期の医療を期待されるご高齢者の方々をしっかりと受け入れさせていただくということについては、公立病院の責務ではないのかなと思っております。ただ、本当に病院には申しわけなく思っておりますが、例えば今年の台風のときにも、市内で雨漏り箇所が10カ所を超えるというような状況であります。先日もエレベーターが故障して動かなくなった、あるいは夏場にエアコンが故障して動かないというような大変申しわけない状況が現在の市立病院であります。私も一刻も早く本当に市民の皆様方に安心して快適な診療を受けていただくような病院にさせていただくということについては、我々の責務だと思っております。ただ、残念ながら、単年度収支もなかなかまならないという状況であります。いずれこういった当面の方策をしっかりと乗り越えて、病院関係者とともに今後のあるべき病院の姿というものを模索をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。皆さん頑張ってもらっているのはわかっているんですが、結局は競争の激化という言葉であらわされたように、やはり施設が古いとやはり患者さんがなかなか来てくれないというところがあると思います。そうすると、それを、新病棟を建てるためにはこういう条件でないと建てられないということになると、やっぱり単年度収支が黒にならないとだめだということで、いろんなジレンマがあると思うんですけども、その辺のところをしっかりと新病棟、やっぱりこれ建てるぞと新しいことを思っているとそれに向かって進めると思うんですけども、今の状態では夢も希望もない状態になってしまうと進みませんので、その辺のところ、どういうふうに、やる気を出していただいて新しい病棟をつくるためにこういうふうに頑張るぞということをもし管理者の方からそういう目標でやるという言葉をお聞かせ願えるのであれば、よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 確かに医療費はどここの病院にかかっても同じでございます、どのような病院に入院しても。ですから、やっぱり環境、居住環境というか入院するための環境はやっぱり非常に大事なものと私も理解しております。そういう中で、やっぱり

新病院をという意見はもちろん我々職員皆思っておりますが、とにかく現状は単年度収支をしっかりとやろうということで、本年度職員説明会も3回ほどやりました。やはりもう一回原点に立ち戻って、やはり地域の公立病院としてできることをやろうと。救急から、それからあと地域包括ケア、それから在宅、何とかみんなでもう一回力を合わせて単年度収支頑張っていこうと、そういうみんなで意志を統一したところでございますので、またさらに今行っている新しいいろんな増患、患者さんに来てもらえる対策をさらに続けてまいって、何とか収支均衡できるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

○14番（志子田吉晃君） 本当に私も頑張ってもらいたいと思います。あと、やる気、やっぱりトップにおられます管理者のほうからは、やっぱりそういうものでまとめてもらって、今意思統一と言われましたので、それこそ病院ですからね、お医者さんを含めて意思統一されて頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時12分 休憩

午後3時30分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君）（登壇） 平成29年12月定例会、一般質問をさせていただきますオール塩竈の会、阿部かほるでございます。当局におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、ことしは仮設住宅にお住まいの被災者の方々全て災害公営住宅へ入居されました。環境が変化した中で、新たな日常生活がスタートされております。これまでより一層の心のケアが必要であると考えます。何とぞ継続的な支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本市におきましては、10月の新魚市場の完成、12月には塩竈市越の浦雨水ポンプ場が

完成いたしました。復興から発展へ一丸となって新たなまちづくりに向け、さらに取り組みを進めなければならない時期であると実感いたします。

そこで、通告に従いまして質問させていただきます。

大きな1番といたしまして、観光まちづくりに向けた取り組み。

1点目、インバウンド事業の取り組みについてお尋ねいたします。

国・県を挙げてインバウンド観光が進められております。宮城県においても、仙台空港民営化に伴う訪日外国人の増加は地方の市町村にも広がりつつあります。今やインバウンド観光は極めて重要な課題となっております。

そこで、インバウンドによる地域活性化の本市の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、3点目、4点目及び大きな2項目といたしまして防災・減災への新たな取り組み、3番目、小中一貫教育の取り組み、4番目、子育て応援事業につきましては、自席からお尋ねいたしますので、ご回答、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部かほる議員から、観光まちづくりに向けた取り組みの中で、インバウンドによる地域活性化の取り組みについてのご質問をいただきました。

本市におきましては、平成28年度から国の東北観光復興対策交付金、いわゆるインバウンド交付金を活用して取り組みをスタートさせております。

そのターゲットは、宮城県への直行便があるため来訪者も多い台湾と東南アジア圏で最も宮城県を訪れる方が多いタイとさせていただいております。

取り組みの内容であります、資源発掘調査分析事業として市内を訪れた外国人観光客へのアンケートやインターネット等により本市の強み・弱みなどを調査・分析をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ご答弁ありがとうございます。

観光庁の調べによりますと、外国人観光客の方々からの旅行中困ったことの見解として、1番にコミュニケーションがとれない、2番目に無料公衆無線LAN環境が整っていない、3番目に観光案内板、地図などの多言語表示の少なさなどが上位を占めているようでございます。名所や主な建物などを外国語で表記し、観光案内標識の周辺に無料で利用できる公衆無

線LANを設けるなど進めてほしいと思いますが、本市の現況をお伺いたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えを申し上げます。

今議員からもございましたように、観光庁で平成28年に国内の主要な国際空港で行った調査ということで、一番困ったことということだと、やはり多言語ガイド、店舗等でのコミュニケーションが大体33%、それから無料の無線LAN環境の整備がないということで29%、そして多言語表記が約24%というふうになってございます。

本市におきましても、昨年度から行っております外国人旅行者やインターネットでのアンケートにおきまして、本市のいわゆる弱みという部分で調査しましたところ、同様の結果が出ているというところでございます。

まず、1点目としまして、多言語表記の現状といたしましては、今進めておりますのが本市が設置いたしました歴史・自然観光の案内板、これは本塩釜駅周辺にございますが、こちらには英語表記を、それから市内各所の誘導サイン、こちらは英語に加えまして中国語の簡体字、簡単な字のほうですね、こちら、あるいは韓国語の表記をさせていただいております。

また、県との連携で設置いたしました“湾”ダーランドエリアの観光案内板につきましては、これらにつきましてはさらに中国語の難しい字のほうの繁体字、それからフランス語、こういったものも入れておりますし、日本遺産を紹介する案内板につきましては、QRコードでの読み取りで案内をできるようにということで、多言語対応をさせていただいているところでございます。

また、無料のWi-Fiにつきましては、現在市の観光案内所、それから海岸通の駐車場の付近の自動販売機につながる機器をつけております。また、魚市場の中の自動販売機、それから中心部で一部補助等を使って設置していただいております店舗での対応が可能となっております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。私もいろいろちょっと見て歩きました、塩竈市内。なぜかといいますと、ゆめ博のときに本塩釜駅で私たち案内を受け持ってやったんですが、結構外国人の方多いんですね。そして、団体ではなくてお二人とか、お一人とか、多くても3人ぐらいのグループでいらして、何とか身ぶり手ぶりで、なかなかその資料もなか

ったものですから、やはりああこれは受け入れ態勢がもっともっとやっぱり十分でない印象として日本に来て困ったことになるのかなというふうにはちょっと思いましたので、この辺の改善をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、1つだけ調べたところ、東北電力会津若松支社というところで会津の何か記念行事があったようですけれども、市内の配電設備に観光案内地図をラッピングして、そして皆さんに、外国人の方にわかるように地図には観光地の位置、距離を記載、外国人観光客向けに英語、あるいは多言語の観光情報サイトにアクセスできるQRコードを載せて、そのラッピングは東北初だということで、ちょっと調べましたら出てきました。確かに塩竈市も、配電盤ございますね。あの辺に工夫して、位置情報といいますか、この辺、外国人の方だけじゃなくてやっぱり観光に来た方がわかるような表示も必要なのかなというふうには思ひました。もしこの辺のお考えがあればお知らせくださいませ。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 今議員がおっしゃっていただきましたこと、不勉強でございまして勉強させていただいたところでございます。いずれ多言語表示というのはやはり今後必要になってくるかと思ひますので、どのような可能性があるか、例えば電力会社であればそういったご協力をいただきながら取り組んでいくとか、そういったところも今後勉強させていただきたいというふうには思ひます。ありがとうございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目のゆめ博の効果と今後について。

10月の1カ月間にわたって行われましたみなと塩竈・ゆめ博は、ことしで3回目の事業となります。この3年目として、事業内容の検証と今後の展望に向けた事業のあり方や効果的な企画の課題など総括が必要ではないかというふうには思ひます。いかがでしょうか。3年目として大変定着してきている事業であると思ひます。今後の方向性をお示しください。よろしくお願ひいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 阿部議員から今回3回目になりますが、みなと塩竈・ゆめ博の効果とそれから今後についてというご質問でありました。

ご案内のとおり、みなと塩竈・ゆめ博であります。塩釜商工会議所を初め、市内の多くの

団体、事業者の連携により、海と食・物産、そして歴史・文化をテーマとし、仙台市からの交流人口の創出、そしてふだん使いのまち、また新たな定住人口増加を目的に3年間、毎年10月1カ月間を開催といたしてまいりました。

開催期間中の来場者数について若干説明をさせていただきたいと思いますが、初年度の平成27年度であります、10万6,877名、それから2年目の平成28年度であります、前年度とほぼ同様の10万6,913人でありました。しかしながら、今年度の3回目では初めて11万を超えまして11万3,609人で、3年間で最高の来場者数となっております。

来訪者を対象とした3カ年間のアンケート結果であります、仙台市からの来訪者は初年度の32%から3年目には41.5%、約10%弱伸びております。また、子育て世代であります30代、40代の来訪者であります、29.3%から41.1%、11%ぐらいふえているという状況であります。

したがいまして、仙台市の方はもとより、ふだん使いのまちとして将来にわたり大勢の方々にご来訪いただける可能性がある。特に、子育て世代にも高く評価されているものと改めて本市の地域資源が持つ魅力について確認をさせていただいたところでございます。

次に、次年度以降の開催についてというご質問でありましたが、まずこの3カ年間の効果の検証をみなと塩竈・ゆめ博実行委員会におきまして集約いただくことになるものと思っております。

市といたしましても、3年間の成果や課題などを改めて検証させていただき、本市の魅力ある地域資源を生かした交流人口の獲得に向けて、今後どのようなシティセールスが展開できるか等、新年度予算に向けて改めて判断をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ゆめ博の効果と申しますか、受付をずっと3年間やってまいりまして、案内係を、そこで実感いたしました。今市長からもご答弁いただきましたけれども、まず入り込み数の増加ということです。訪れる方が年々ふえている。それから、塩竈の地場製品のPR、非常にいいチラシなどもたくさんつくっていただきまして、その効果が大変効いてきているということを実感いたしました。

それから、リピーターの方の増加です。この事業に、このイベントにといつて訪ねていらっ

しゃる方がたくさんおりました、私たちもご案内を一生懸命させていただいたんですけれども、リピーターの増加というのは大変うれしいことで、やっぱりそれだけ魅力があるから来てくださるんだということを実感いたしました。

それから、大変努力されたのがイベントの周知と定着です。これは大変効いているかと思えます。本当に感動したのは、酒蔵めぐりといいますか、グラスを持ってというんですか、最後にグラスがなくなりまして大慌てだったんですが、お許しいただいて紙コップを追加したというような実は内々事例がありました。大変うれしいことです。大勢の方が来ていただきました。それから、月灯りですか、それをめぐりながらということで、大変いい効果があったのかなと思います。

それで、1つだけ思ったんですけれども、お土産品の売り場というものをもう少し考えなければいけないなというふうに思いました。JRの駅の中にお土産品コーナーを設けたらもっともって売上げが上がったんじゃないかという、私たち毎年残念な思いをするんですが、何か塩竈、ちょっとその辺がまだまだ、もうちょっと欲を出して一生懸命買っていただくお土産を持っていただくという形が大事なかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、マリンゲートから渡船で魚市場のほうにシャトル船を出した。これは大変好評でございました。こういったことも新たな取り組みとしてことしされたことは、とてもいいことだったなというふうに思います。

市民の皆様からのお声といたしましては、10月の1カ月間といいますと、毎日やっていると思って来た方がいらっしゃると。やっぱりそういうのをもうちょっと土日に集約するとか、期間を集約してやったほうが、来たお客さんに失礼なことがあつてはいけないので、もう少し集約してはどうなのでしょうねというようなお声をいただいておりますので、ぜひこの辺の集約のほうをよろしく願いしたいと思います。

観光につきましては、本当によく頑張っていたいただいております。私も今年度の予定事業なんか見まして、本当によくこれだけの事業をこなしたと、まだ12月で3月までまだまだありますけれども、本当に感謝を申し上げたい。塩竈をもっともっていいまちとして売り込んでいきたいというふうなことで思います。

このゆめ博のいいところは、これからの観光というのは地元主導型、そして住民参加、そういった取り組みが成功するんだというふうにおっしゃっている方たちがおりますけれども、まさにゆめ博は市民さまざまな分野の方が力を合わせてこのゆめ博を盛り上げてきたという

ところでは大変な成果があったのではないかというふうに思いますので、市長のほうではぜひこれを継続的にということは、この3年間投資したものですから、これから実を結びますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。お返事は来年度予算に組み込んでいただくような形でよろしいかと思ひますが、次に、新たな観光エリアの創出についてお尋ねをいたします。

和歌に詠まれた歌枕にもなっております籬が島。2014年、国の名勝おくのほそ道の風景地に指定、また昨年は日本遺産、政宗が育んだ“伊達”な文化の文化財にも認定されております。その籬が島にかかる橋の修繕工事も完成いたしました。海、食、歴史の中で、この籬が島、鹽竈神社を含め新たな歴史エリアの創出を考えてみてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま阿部議員から、籬が島を新たな観光スポットとして売り出してはどうかというご質問でありました。

ご案内のとおり、籬が島につきましては、古くから歌枕に詠まれてきております。また、平成26年、おくのほそ道の景勝地、風景地として指定をいただいているところであります。さらに、平成28年には政宗が育んだ“伊達”な文化として、日本遺産にも認定されており、本市の歴史・文化と観光を結びつける大変大切なスポットであるというふうに私どもも理解をいたしております。最近では、駅長オススメの小さな旅でありますとか、観光物産協会のまちあるきの中で、新たな観光エリアの創出に取り組んでいただいているところであります。

籬が島と島に鎮座される曲木神社もその一つで、先月には島に渡る橋の修繕が完了いたしましたところから、例えば仲卸市場やかまぼこ工場の見学とセットにして、NPOみなとしほがまボランティアの方々のご協力をいただきながら、ぜひ籬が島の紹介を積極的に発信させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

ゆめ博のときにマリゲートからシャトル船が運航された。これ大変すばらしいことです。私は、この曲木神社がなかなか私たちもご参拝できなかつたり、それから海から拝見するというのはなかなかないものですから、どういうふうに、本当に市民の皆さんを初め多くの方たちに曲木神社を知ってもらおうということを考えておりましたけれども、まさしくマリゲ

ートから船で乗って行きましたら恐らく曲木神社はその前方にあるような風景でございますので、こういったことも含めて参拝できるように、あるいは観光案内というところで歴史を伝えていただければというふうに思いますので、このエリアの創出というものも考えていただければと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、4点目となります教育旅行に向けた学びと体験型観光についてお尋ねをいたします。

まず、新魚市場の展示コーナー、それから津波防災センターの展示コーナー、まだでき上がっておりませんが、内容をお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 新魚市場と津波防災センターの展示内容についてのご質問でありました。教育旅行についてあわせてご質問いただきましたが、教育旅行は交流人口の拡大を図る上で大変有効な取り組みではないかと考えております。特に魚市場と津波防災センターの展示コーナーは、多くの方々に訪れていただく体験型の観光資源になるのではないかと考えているところであります。

魚市場の展示コーナーであります。単に魚市場の紹介にとどまらず、特に子供さんたちが本市の水産業や食文化を視覚や体感を通じて楽しく学んでいただきますとともに、他の観光スポットにも足を運んでいただくきっかけとなるような仕掛けにしていまいりたいと考えております。

また、津波防災センターの展示内容であります。模型や映像、写真パネルなどを通して、本市における東日本大震災の被害状況や復興の歩みを将来に向けて伝承できる場として活用いただくように今準備を進めさせていただいているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。塩竈は学べるまち、そういったことを私は思いました。歴史・文化はもとよりですけれども、海と食文化というのが非常にここはたくさん豊富でございます。新魚市場の施設では三陸沖の豊かな海の魚の生態、あるいは漁獲方法、そういったものを学ぶ、あるいは水産物の物流拠点として物流経済の仕組みを学ぶ、そういった展示コーナーであってほしい。

また、津波防災センターの展示コーナーにおいては、これらの施設は学びのエリアとして教育旅行に組み入れることができるというふうに思っております。

さらに、仲卸市場では、水揚げされた魚がどう処理されて私たちの食卓に上るのか、あるいは実際に食材を使って今海鮮丼なども、皆さんが自分でおいしい物を載せていただいて、大変好評いただいております。

ただ、体験学習になりますと、型のすしをつくる型押しもありますので、すしを握ってみるとか、かまぼこをつくってみるとかといった、そういった体験のものを入れてほしい。そして、もし宿泊が可能であれば、浦戸ステイ・ステーションを活用してはいかがでしょうか。

また、浦戸には、貝塚や天文台もございます。たくさんのことを学べる教育旅行、これらを1つのエリアとして考えてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 塩竈市内の資源を教育旅行に生かしてはということでございます。ただいま市長1回目の答弁でお答えをいたしましたように、他の観光スポット等に足を運んでいただけるというきっかけになりますようにということでひとつ申し上げさせていただきました。例えば、魚市場の展示につきましては、今後、今お話しもいただきましたように、例えば魚の漁獲方法、特に本市の魚市場の取り扱いで代表されるようなマグロをどうやってとってくるかとか、それがどういうふうに皆さんのところへ提供されるか、あるいは浅海漁業の養殖というのはこういうふうにするんだよというような、そういう展示も含めてやっていただき、そしてそこから今度は例えば1つ例を挙げれば、仲卸市場へ足を運んでいただく、あるいは浦戸に行けばやはりノリススキの体験とか、カキむきの体験とか、季節によっては体験できる、そういったところを今つなげていきたいというふうには考えているところでございます。

また、ちょっと大きな視点で申し上げさせていただきますと、教育旅行との関係ということになりますが、本市で参画しております伊達な広域観光推進協議会というのがございます。こちらはおくのほそ道ですとか震災復興をテーマに教育旅行の誘致に取り組んでいるということで、仙台市等と一緒に入っていただいてやっていただいたところでございます。こちらでもちょっと紹介をしたところ、既に新しい市場、あるいは津波防災センターについても旅行会社から教育旅行としてのちょっと興味があるということで、既に下見等をおいでいただいているようなところもございますので、今後積極的にメニュー化して進めてまいりまして、塩竈の魅力を学んでいける、そういった仕組みをつくってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。大変うれしい情報をいただきました。

それで、1つだけ、津波防災センターの展示には、地震と津波のメカニズム、あるいは三陸沖の海底の3Dマップなども展示していただければ、非常に立体的な構造として海の地形を学ぶということもできるというふうに思います。

それから、私たち案外気がつかないんですが、防災センターには恐らく備蓄品をたくさん用意されると思います。これ、まさに一つ一つが展示品になるかと思います。私たちは被災地です所以りびんときていないんですが、全然被災されていない、例えば宮城県においても、山間部の方とか全然そういう被災を知らない方たちは、どういったものを用意すればいいかなんていうのちょっとわからないんですね。それはやっぱり子供たちにも緊急のときはこういうものが必要なんだというそういったものも展示の一つになるかと思いますので、この辺、ご提案をしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員からご紹介いただきました3Dマップについては、既に宮城海上保安部のほうでそういった地図を、海底の地図を準備しておりまして、たしか赤と青でしたかね、その眼鏡で見ると立体的に浮かび上がってきてということで、子供さんたちが大変喜んでおられる姿を私も拝見をいたしております。そんなに大がかりな仕組みではないと思いますので、防災センターなり新魚市場のコーナーのほうにそういったものが取り入れられるかどうか、早速検討させていただきたいと思います。

また、津波のメカニズムというご紹介でありましたが、例えば立体的にということなかなか難しいとしても、資料としてどういったことかということ、特に巡視船のまつしまでしたかね、津波を乗り越えるというDVDが残っておりまして、あれについてはぜひ私も津波防災センターの中で映し出して、いかに津波というものが大変なものかということを感じただけのように今話をさせていただいております。

また、備蓄資機材につきましても、例えば土砂災害、あるいは台風、津波というようなことで、若干異なる部分はございますが、いずれ共通した部分が大半かと思っております。そういったことについても、どのようなご紹介ができるかということについて、今後検討させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ここ二、三年、仙台から小学校の親子さんをお連れして塩竈のそういった施設を訪ねておりますけれども、皆さんの反応もとてもよくて、いろんなことが学べるということで、いい反響をいただいておりますので、ぜひその辺を生かしていただければというふうに思います。

次に、大きな2点といたしまして、防災・減災への新たな取り組みについてということで、先ほど志子田議員からも出ましたけれども、Jアラート発信への対応についてということで、北朝鮮の弾道ミサイル発射に対応するため、Jアラートが鳴った際、市民がとるべき避難行動とその周知について簡単をお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど志子田議員のご質問のときは、詳しくご説明をさせていただいておりませんでした。改めて確認をさせていただきます。

室内にいる方につきましては、万一近くにミサイルが落下した際に爆風等でけがをしないよう、窓から離れるか、窓のない部屋があればそちらに移動していただき、テレビやラジオをつけて次の情報をお待ちいただくということでもあります。

屋外におられる方ではありますが、可能であれば近くの建物の中にご避難をお願いいたします。近くに建物がない場合等につきましては、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守っていただくようお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。そういった短い文で11月の広報に詳しく載せていただきました。大変ありがとうございます。でも、それを読んで、じゃ避難行動に移すかという、なかなかそれが私を初め難しい、どうしたらいいかわからなくなるのが現状でございます。これから、やはり防災訓練等で避難訓練を入れていただければ大変うれしく思います。

まず、特に幼稚園、保育所、各学校、公共施設では、どう対応されるのか、そういった取り組みと安全計画の見直しは今求められているかと思っておりますけれども、本市としてはどのように対応をお考えになっていらっしゃるか、その辺、お聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） ただいまミサイル発射時の避難、あるいは誘導訓

練、あるいはその計画の見直し等につきまして、各小中学校、あるいは保育園、公共施設ということで、各部にまたがる質問でございますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

まず、小中学校でございますけれども、県の教育委員会のほうからの通知を参考といたしまして、例えば登下校中の場合、あるいは在校中の場合という各場面に応じて対応のほうを整理いたしまして、学校長を通じて児童生徒のほうに指導というかもしておりますし、また学校長を通じて保護者のほうにこういう場合はこうですよということでの詳細のマニュアルということで通知を申し上げているということでございます。

保育所につきましても、ほぼ同じような形で、市のほうから保育所の職員、あるいは保育所を通じて保護者の皆様に通知を差し上げているというようなことで対応させていただいております。

その他の公共施設でございますけれども、市としまして、先ほど志子田議員に対しましての市長答弁でもございましたように、市のほうでの対応というものも4月27日現在で、Jアラート時の対応ということで確認をしておりますし、それに基づきまして各施設のほうでも各職員が万が一の場合の避難誘導ということで確認をしております。

例えば、市民図書館におきましては、万が一そういったJアラートが開館中に鳴ったような場合には、係員が速やかに利用者のほうに声がけをして、窓から離れてくださいとかそういったことをするという確認をしているということでございます。

なお、今後、そういった避難誘導のあり方につきましても、本庁舎も含めて徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

実際に緊急速報、メールや何かで受信するというような、今は大変便利な世の中になりました。しかし、スマートフォンや携帯電話、持たない高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、その辺の対応方、よろしく願いしたいと思います。

2点目に防災マニュアルについてちょっとお尋ねしたいと思います。

本市の児童館、放課後児童クラブの防災マニュアルは、被災当時急遽作成されたものに、この4月に改定が加わり、現在に至っておるようでございます。私もちょっと拝見いたしました。大変すばらしいマニュアルでございます。児童のみならず、全ての年代に活用できる防

災マニュアルの基本がしっかりとまとめられております。

この防災マニュアルは、現在活用されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、阿部議員から放課後児童クラブの防災マニュアルについてご質問いただきました。先ほど来、危機管理の問題についてさまざまな場面でご質問いただいておりますが、やはり初期対応というのが危機管理では一番大切な部分ではないのかなと思っております。

この放課後児童クラブの防災マニュアルであります。火災発生、地震発生、不審者対応についてということで、まず3つの状況を想定いたしております。そして、児童が室内にいる場合、児童が屋外にいる場合と、それぞれの場面を設定し、対応マニュアルを設けているところであります。

また、放課後児童クラブを各小学校に設置しておりますことから、発生時の指揮系統として学校との連携を含め、地震発生、津波発生、台風時等、各場面を想定した指揮系統を明確にさせていただきます。

その他、保護者への連絡方法につきましても、電話連絡、緊急メールの送信、掲示連絡、災害伝言ダイヤルの活用などを示しているところであります。

あわせて、避難訓練、ふだんの子供とのかかわり、健康面での把握、環境整備等についてもマニュアルに記載をし、日ごろからの安全管理に努めておりますほか、このマニュアルをもとに月1回、必ず避難訓練を各クラブにおいて実施をしているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

これまで考えられなかったミサイルの防災という課題が大きく出てまいりました。防備あるいは防災への取り組みによって減災となります。何とぞよろしく願いを申し上げたいと思います。市民の安心・安全の確保の面から大きな課題と思いますので、取り組みのほど、よろしく願いをいたします。

次に、大きな3番といたしまして、小中一貫教育の取り組みについて。

小中一貫教育について塩竈市が目指す学校像についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、私から総括的なご説明を申し上げ、しかる後に教育長からということ、お願いを申し上げます。

小中一貫教育における塩竈市が目指す学校像についてのご質問でありましたが、本市では昨年2月、塩竈市教育大綱を制定し、その第1章に目指すべき姿といたしまして「多くの先人を育ててきたふるさと塩竈を愛し、豊かな心と健やかな体を育みながら、未来に羽ばたく塩竈っ子の育成を目指します」と定めさせていただいております。そして、この未来に羽ばたく塩竈っ子育成のための取り組みが本年4月からの本格実施をいたしております本市の小中一貫教育であり、一人一人の発達・成長を支え、一人も見捨てることなく、よさや可能性を伸ばす教育を取り組み方針としながら、全ての児童生徒に社会をたくましく生き抜く力を身につけさせることを目指しております。

本市が目指す学校像とは、本市の小中一貫教育の目的である社会をたくましく生き抜く力を育成する学校、そして塩竈市の教育大綱の中の未来に羽ばたく塩竈っ子を育成する学校ではないかと考えているところでございます。

なお、学校の詳細については、教育長からご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 目指す学校像については、ただいま市長のほうからご説明を申し上げたとおりであります。具体的には、3つの柱ということで、中心になるのは学力向上プランということで、授業改善であります。一人も見捨てない教育と。全ての子供が一時間、一時間、学べるということを中心に進めておるところであります。

2つ目が幼・保・小の連携であります。学校、小学校に入ったときに落ち着いて座ってられない子供たち、そういった子供たちを最初から学びの世界に引き入れることができるよというということで、保育所、幼稚園のほうを回りまして、カリキュラムを新たにつくって今回歩いておるところでございます。

それから、もう一つが交流であります。さまざまなすばらしい歴史と、それから人材が塩竈にはおります。そういった方々を学校に招いたり、出向いたりして、そういった価値を学校の中に入れることで子供たちを磨いていこうということ、今進めております。これからさらに推し進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ご答弁、ありがとうございました。

塩竈市独自の小中一貫教育推進事業の中でお尋ねしたいのは、中学校単位の乗り入れ授業、これが第三中学校区で行われたというご報告がございました。この乗り入れ授業の目指すところはこういったところでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（伊藤博章君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） それでは、乗り入れ授業についてお答えいたします。

これは第三中学校区に限っておりませんで、市内全ての中学校区で実施しております。

この実施につきましては、小学校の5、6年の教員が中学校の数学の授業に入ったり、また中学校の英語の教員が小学校で行っている外国語活動に入って授業を行うということになっております。

このメリットといたしましては、専門的な教育を子供たちが享受できるというところにあります。中学校の英語の教員が小学校に入ることによって、確かな発音を学んだり、確かな英語を学んだりということができるといいうメリットがありますし、また小学校の教員が中学校に行くというところで、今まで身につけていない基礎的なものを中学校1年生の子供たちも学べると、そういうメリットもあります。また、教員としましては、子供たちの成長・発達というものが小学校段階、中学校段階、今まで別々だったんですけれども、それを通して学べると。そういうところで、しっかりと発達・成長を教員側も学び、それを教育に生かすということができるといいうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。この乗り入れ授業、すばらしいものだということを今お話を伺って実感いたしました。

それと、もう一つは、何か第三小学校の卒業生の皆さんが母校の清掃ということでありました。子供たちにとって、その取り巻く教育環境というのは最も大切でございます。卒業生の皆さんが身をもって行動してくださった。大変心に響きました、私も。すばらしい交流活動であると感動いたしました。玉川中学校の体育祭にも小学校の生徒さんが初めて参加して、

とても緊張したということもお聞きしております。こういったことが市内全部の学校でやられていること、本当にうれしく思います。

というのは、浦戸小中学校のスタートいたしました小中一貫教育、生徒の皆さん、学校生活での取り組みを通して着実にいい意味での成長が感じられます。特に、文化祭での共同のあり方、中学生の皆さんが小学校の生徒さんのできないことを黙ってそばから支えてやる、そういったすばらしい姿を私もちょっと拝見しまして、ああ、こういった教育が市内全部の学校でできたらいいなと、規模が大きいからなかなか難しいのかなというふうに私も思っておりますけれども、英語教育なんかもしっかりと基礎ができてきたことを私感じました。浦戸小中学校では英語での日記なども書いて展示されておりましたけれども、非常に日常の何気ない生活の、それを日記に記されておりました。英語教育が身近なものとなっているということを実感いたしました。ぜひそういった子供たちにこれから必要であるものをしっかりと学ばせていただきたいというふうに思います。教育は一朝一夕で効果が出るものではありませんけれども、少しずつ、少しずつ積み重ねていただいて、先生方にはぜひよろしくお願いいたしますと思います。

そこで、次に義務教育学校についてお尋ねをいたします。

小中学校間の接続をより円滑にしようと、学制改革の一環として設けられました義務教育学校がふえ続けております。小中学校の枠組みを維持したまま、一貫教育を継続、導入する自治体も多くなっていると聞いております。

そこで、従来の小中一貫教育との違いはどこにあるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まず、義務教育学校と本市で取り組んでおります小中一貫教育の違いでございますが、これまで小中学校の教育現場では小中学校の連携を強化する観点から、さまざまな形で小中一貫教育の取り組みがなされてきましたが、平成28年4月の学校教育法の改正によりまして、義務教育学校と小中一貫型小中学校の2つに大きく分類されました。この中で、義務教育学校というのは1人の校長のもとで1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施する9年生の学校を指します。新しい小中一貫教育の形態であります。本市を含め、従来型の組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を施す学校を小中一貫型小中学校と呼んでおるところであります。ただ、形態

に違いはあるものの、目指すところは一緒であります。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひこれからもしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、大きな4番になります。子育て応援事業についてお尋ねいたします。

平成29年度の子育て応援新規事業の一つとして、小学校入学準備支援事業が開始いたしました。これは、小学校に入学する第3子以降の児童1人につき、入学用品などの購入費用として3万円の入学準備資金が支給されました。ちょっといろいろお聞きしてみましたところによりますと、近隣市町においては、入学祝い金として贈られる金額相当の商店街のスタンプ会共通の商品券を用途自由、期間無期限として交付したところもあるようでございます。これは地域経済活性化と子育て応援の事業として実施したようですけれども、給付の方法はいろいろあるかと思うんです。これは本市としての取り組みとしてはいかがなものでしょうか、お聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問の小学校入学準備支援事業についてであります。第3子以降のお子さんがおられる家庭が対象となります。1人当たり3万円を支給させていただくものであります。平成29年度から新規に始まった事業でありまして、今年度は本市におきましては77世帯に支給をさせていただきました。

次に、こういったものが現金ではなくて商品券といったような取り組みをされている地域もありますがというご質問でございました。県内におきましては、35の自治体中、4市町において地元商店で利用できる商品券を支給をいたしております。ただ、いずれも地元商工会議所等において発行されている既存の商品券がございましたため、これらの支給を行ったというような状況のようであります。

本市におきましては、現在既存の商品券というものがいないことから、商品券による支給ということではなくて現金で支給をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。

なかなか現金もうれしいんですけれども、知らない間に使ってしまったというようなこともよく聞きますので、商品券ですととっておくということもありますし、いろんな経済効果ということでさまざまな取り組みがなされたようでございます。

それで、1つだけお伺いしたいんですが、小学校入学、本当にうれしいことで、お祝いをいただくというのは大変親御さんにとってもうれしいかと思います。ただ、私は、高校並み以上に経費のかかるこの中学校の入学、塩竈市独自の事業として入学祝い金、地域の商品券などがあればそういった手配ができないか、支援ができないかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 入学祝い金ということで、今先ほど市長答弁ありましたように、本市で実施しておりますのは県の補助があつて3番目のお子様を対象にということで取り組まさせていただきます。中学校に入るときに、これを中学校まで拡大するのはどうかというお話でございますが、取り組むとすれば、これは塩竈市の一般財源をベースにやるということになろうかと思えます。ご案内のように、子育て世帯への支援ということで、非常に拡大は喜ばれるものというふうに理解はできますけれども、また同じように周りの市町村初め医療費助成のように際限のない財政競争みたいな形になっていくおそれというのもまた同時に私のほうでは怖いところだなというふうに考えてございます。でございますので、何か全て100%塩竈市の財源ということではなくて、何かまた同じように県費助成などの拡大があれば、ぜひそれにのっとった形で取り組ませただけないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。小学生並みに入学金をくださいということではないんです。ほんの少しでもよろしいかと思えます。例えば上履きを買うとか、あるいは通学靴を買えるぐらいのお祝いでも、お祝いとして差し上げるというのはうれしいことです。実は、私も孫が中学校に入学したとき驚いたんです。余りにも経費が膨大でびっくりいたしました。高校並みでございます。ですから、やはりその辺の義務教育の分野では少しそういった思いやりも必要ではないのかなというふうに、お母様方大変苦慮しておりますので、何とか子育て支援の強化ということで、ひとつよろしくご検討をお願いしたいと思います。

本市としては、この小学校入学のお祝い金としては、県の事業も入っているようですが、今後も続けられるのでしょうか、実施できるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 小倉子育て支援課長。

○健康福祉部子育て支援課長（小倉知美君） 来年以降の小学生入学準備支援事業についてでございますが、来年度も県の補助事業として予定をされているということをお聞きしておりますので、平成30年度についても引き続き行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。住んでよし、訪れてよしの地域づくりを目指して、これからはしっかりと復興から発展へと私たちも真剣に考えてまいりたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君）（登壇） 平成29年12月定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます小野幸男です。

私の質問は、障がい者・弱者対策として、障害者差別解消法について、心のバリアフリーについて、生活環境について、要支援者の避難について、ヘルプカードについての5点をお伺いをいたします。佐藤市長を初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお伺いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、1点目の障害者差別解消法についてお伺いをいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月から施行されております。

この法律では、国や自治体並びに企業や店舗などの事業者が障がいのある方に対し、正当な理由なく障がいを理由として不当な差別的取り扱いをすることを禁止し、行政機関には、障がいのある方から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要としているとの意思が伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応が求められる合理的配慮の提供が義務づけられました。例えば、白いつえを使っている人がいたら見守る、困っている人がいたらお手伝いしましょうかと声をかけるなど、相手の立場に立った柔軟な対応をとることが合理的配慮の精神です。法律の施行でこうした心配りや思いやりが幅広く浸透することが大切です。

あると思います。

そこで、障害者差別解消法で義務づけられた合理的配慮の提供について、どのような計画で進められているのかお伺いいたします。

また、障害者差別解消法では、地方公共団体等が職員の対応要領を定めるよう努めることや障害者差別解消支援地域協議会を設置できる旨が定められております。本市の対応要領や協議会の設置に係る取り組みについて伺い、壇上からの質問を終わります。

2点目からの質問は自席にて質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野幸男議員から障害者差別解消法について2点ご質問いただきました。

障害者差別解消法に基づきまして職員が障がい者に適切に対応できますよう、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する塩竈市職員対応要領というものを定めさせていただいております。また、対応要領を補完するものとして、合理的配慮を必要とするための考え方や具体的な事例等を記載した障がい者への配慮のためのガイドラインを策定し、その実施に努めているところであります。

ガイドラインでは、合理的配慮を的確に行えるように物理的環境への配慮や意思疎通の配慮などについて具体例を示しております。また、特に合理的配慮は環境の整備と密接な関係にありますことから、環境整備の例として、市施設のバリアフリー化や絵や図を用いたわかりやすい案内表示、さらにはコミュニケーション支援や介助を行う職員の配置、市公式ホームページのアクセシビリティの向上、職員に対する研修などを掲げているところであります。

本市の具体的な取り組みといたしましては、市のホームページを弱視や色弱の方でも見やすく音声ソフトにも対応できるよう改修し情報提供の充実を図りますとともに、声の広報ボランティアみなと虹の会の協力により視覚障がい者に配慮した声の広報の配布等も行っていました。また、福祉事務所の窓口には筆談パッドや呼び出しベルを設置したところでございます。

このような合理的配慮が全庁的な取り組みとなりますよう、生活福祉課が庁内全体の総括的な役割を担い、環境の整備や職員の啓発、研修の実施に取り組んでいるところであります。

こういった取り組みをさらに深める必要があるために、協議会の設置ということに取り組んでおりますが、協議会設置の具体的な取り組みについてご質問いただきました。

対応要領の策定は、差別を解消するための措置として障がい者を理由とする差別の解消を行うための基本的な事項であり、さらに職員が的確に対応できますよう、障害者差別解消法の中で職員が遵守すべき服務規律の一環として職員の責務や相談体制の整備、研修、啓発等の内容を盛り込んだ対応要領を定めることといたしております。

本市の職員対応要領につきましては、本年、職員対応対策要領や職員対応マニュアルであるガイドラインを策定したところであり、今後、職員研修により周知徹底を図っていく予定といたしております。

また、協議会の設置につきましては、本市では塩竈市障がい者差別解消支援地域協議会を本年2月1日に設置し、3月29日に第1回の協議会を開催いたしております。所掌事務は、障がい者を理由とする差別の解消に資するための施策等の検討に関する事、あるいは差別を解消するための取り組みや相談等の具体的事案の情報共有及び障がい特性の理解促進を図るための啓発・普及に関する事でございます。

第1回会議の主な協議内容につきましては、協議会設置要綱、障害者差別解消法の概要等を報告をいたしており、次回の第2回は来年1月に開催をさせていただき予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） ありがとうございます。具体的に丁寧な説明をいただきました。

それで、確認のみで、障がい者においては、対応要領もあり、合理的配慮の点ではガイドラインを策定しているということで、こういったことで対応要領も職員の皆様にも配布というかきちっと行き渡り、ガイドラインを策定し周知についても徹底をされているということだと思いますけれども、こういったところを使って新規採用職員など、そのほかにもこの対応要領をもとにして合理的配慮についても庁舎においては研修を重ねて取り組んでいかれるという、こういったことでよろしいのでしょうか。確認をいたします。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） ただいまご質問頂戴しましたとおり、塩竈市の職員対応要領、あるいはガイドラインに基づいた研修等、先ほどミサイルの着弾のときどういふふうに対応するかということとあわせていろんな形で職員の研修のほう、図っていきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

それでは、職員向けには対応要領というような形になっておりますけれども、対事業者等にも対応指針ということで、事業者に対しては努めるということがなっているわけですが、この辺の取り組みという点ではどういった対応をなされるのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 障害者差別解消法におきましては、不当な差別的取り扱いと合理的配慮をしないことが差別に当たりますということで、先ほどご説明申し上げたところです。その中で、不当な差別的取り扱いにつきましては、会社あるいはお店などでは、不当な差別的取り扱いをしてはいけないといった内容となっております。

ただ、合理的配慮につきましては、市役所のほうはしなければならぬ。あと、お店のほうはできるように努力するといった概要となっております。

具体的にどのような取り組みといったご質問をいただいたところなのですが、基本的にまず先ほどご説明申し上げたとおり、地域協議会、こちらのほうの中でこれまで取り組んできた差別への全市的な取り組みについて話していきながら、またそのPR等については今後努めていくような方向性を定めていくといった内容となっております。

これまでの取り組みなんですけど、先ほど協議会、設置したという話なんですけど、その後ちょっと今年度に入りまして広報で片面1ページでこちらの差別解消法についての具体的なPRはさせていただいたところがございます。

あと、その後、ちょっとこちらのほうとは違うかもしれませんが、障がい者福祉推進委員会というのを設けました。これは、これまで障がい者プランをつくったときにだけ1年限り行われていたところを今後継続的に、そういった差別も含めるような形なんですけど、施策等について、これまでの進行管理をしていくといった内容となっております。

どちらにしても、今後、一番は事業者へのPRが次の必要な事項かと思っておりますので、さらにいろんな形でPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。この事業者という中には、会社、そしてお店、そしてま

たボランティア活動するグループなども含まれているということなんですけれども、そういったボランティアグループなどへの周知、こういった対応というのは、今話された内容で変わらないのか、その点だけ確認をしておきます。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） そのとおりでございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

それで、先ほど答弁の相談体制とかというお話もございました。そういった相談体制、そしてまた窓口はどういったところにそういった不当な取り扱いがあった場合の声が届けられるのか。その点と、また今までそういった不当な取り扱いなど相談などがあったのか、なかったのか、その点だけお聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） どのような今後の体制というご質問をいただきました。こちらのガイドラインの中にちょっと記載しているところなんですけど、そういった取りまとめといいますか、そういった差別を受けたといったお話があった場合は健康福祉部の生活福祉課のほうがそういった意見を聞くといった内容となっております。

また、今年度につきまして、実際そういった声があったのかといった部分では、今のところはないといった状況と捉えております。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。

それであと、協議会の設置についても答弁をいただきましたけれども、ことしは3月に協議会が行われて、それ以降開催されていなかったということで、1回だけなのかというようなそういう声もあったのもあれなんですけれども、来年は1月に開催するということなんですけれども、こういった点、やっぱり年間1回とかじゃなくて2回、3回、4回と、そういったきちっとした枠を決めて開催をし、またそういった協議会の中で出された課題、またはこういった窓口に不当なそういった相談とか届けられなくてもこういった関係者のもとに届けられているということもあるかと思っておりますので、こういったものをきちっと定期的な開催の日程

を決めながら協議会を開いていくのは本当に大事な点だと思いますけれども、この点のお考えについてお聞きをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今小野議員から協議会についてというご質問でありました。このことに限らず、我々行政組織の中にさまざまな協議会でありますとか、あるいは促進協議会でありますとか、いろんなものがありますが、ややもするとつくることにはかなりの労力をかけてスタートさせるわけではありますが、それが効果的に運用されているかどうかということについては、我々にとりましても甚だ心もとない部分があることも事実であります。

特に、障害者差別解消法については、これは本当に大切な課題であります。早速1月に開催をさせていただき、そういった中でどういったことが議論されるかということにつきまして、ぜひ議員の皆様方にも関心を持ち続けていただければと思っておりますし、我々もしっかりと進行管理を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。よろしく願いいたします。

そこで、次の心のバリアフリーについてということで、障害者差別解消法に基づき、国は行政機関の職員向けには対応要領、事業者用には対応指針を策定し、障がい者への不当な差別的取り扱い、そして必要な配慮の具体例を示しています。交通機関に限らず、施設や制度面でのバリアフリーは着実に進められてきておりますけれども、障害者差別解消法の施行によりまして、役所や企業、店舗などの障がい者に対する配慮が一層求められております。

こうした中で、大切なのは市民一人一人の意識のバリアフリー化が必要ではないかと考えておりますが、手助けをしたいという気持ちはあっても、困っている障がい者の方を見かけたときの声がけなどは、戸惑いや気恥ずかしさで気軽にできないというそういった声もあるわけでございます。バリアフリー社会の実現には障がい者に対する健常者の心の中のバリアを解消すること、さらには社会参加が進む障がい者の方と積極的にかかわることで、障がい者に対する理解を深め、困っている存在に気づき、自然に声がけなど行動ができると思っております。

そこで、障がい者や高齢者にさりげない配慮を学ぶ、ユニバーサルマナー研修や検定の推進、また障がい者理解の啓発の取り組み、こういった点についてどう考えるか、見解を伺います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来、小野議員から障がいをお持ちの方々もこの塩竈市内で健常者とともに暮らしてできますような、いわゆるノーマライゼーション社会というんですかね、そういったものをやっぱりみんなで目指していくというときに、市民の方々がそういったことを行動に移せるかどうかというご質問であります。本当に非常に難しい課題ではないのかなと思っております。健常者は簡単にできることが障がいをお持ちの方々は大変困難をされているというものが非常に多いわけでありますので、やはり健常者のほうから障がいをお持ちの方々のほうに近づいていくということが何よりも大切なことになるのではないのかなと思っております。

そういった中で、議員のほうからユニバーサルマナーについてのご質問をいただきました。高齢者や障がい者、あるいはベビーカー利用者、外国人など、自分とは違う誰かの視点に立って行動するということがそもそもユニバーサルマナーということだと理解をいたしております。当然のことではありますが、この対象者に今議員のほうからは障がい者も当然入るのではないのかというご質問であったかと思っておりますので、当然のことながら障がいをお持ちの方に対しては特に心遣いが必要ではないのかと考えているところであります。

私も議員のほうからご質問いただくので勉強させていただきましたが、ユニバーサルマナーについては検定の方法があるというふうにお伺いをいたしております。例えば3級でありますと、高齢者や障がい者への基本的な向き合い方、導入のためのお声かけ方法を学ぶということであるというふうに学びました。

また、2級検定というのは車椅子の操作方法でありますとか実践的なサポート方法を、より詳しい知識を学ぶということではありますが、前段申し上げましたとおり、本市の職員につきましては、障害者自立支援法に基づき、さまざまなガイドラインを策定をしているところありますので、本市の職員もこういったユニバーサルマナーの研修を受ける機会をできるだけふやしていきながら、逆に学んできたものを本市の職員に普及啓発を行っていただくという取り組みを今後積極的に展開していかなければならない課題であるというふうにご認識をいたしているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。今こういったユニバーサルマナー研修、検定という、こういったものを取り入れる自治体もふえていることも確かでありますので、こういったこと

をやっぱり自治体主導で、こういったことが企業または市民というところに普及啓発されてこういった趣旨の部分を理解されるようなそういった取り組みも大切ではないかということで質問させていただきました。

このユニバーサルマナー研修の実施など、障がい者、弱者と言われる方などのさりげない配慮を学ぶというこういったところは非常に大事な点だと考えておりますので、こういった講演、セミナー等も各箇所で開催されていることでもありますので、こういったところにも取り組みながら、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

それで、次に行かせていただきますけれども、そういった生活環境についてということで、ちょっと2点ほど気づいたというか思っていることを質問させていただきます。

障がい者の方などの駐車スペースについてということでもありますけれども、このスペースを必要としない方が駐車するなどにより、障がいのある方が駐車できないとの課題などもあるわけでありまして。このような不適正な駐車を抑止することを目的として、今パーキングパーミット制度がございます。この制度は、身障者用駐車場に障がいのない人の駐車があることから、身障者、高齢者、妊婦の人など、移動に困難さを抱える方々に対しまして地方自治体が独自で利用許可証を発行し、本来の利用者であるかを判別できるようにすると、そういうものであります。

そこで、体の不自由な方のための駐車場は多くの公共施設に設置されておりますけれども、さまざまな障がいや高齢者の方、内部障がいや妊婦の方のように配慮を必要とする方々の駐車スペースを確保する制度といたしまして、本市におけるこのパーキングパーミット制度の導入についてのお考えをお伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員から障がい者が安心して生活活動ができるためには、やはり駐車場に障がい者等の専用駐車スペースが確保されるべきである。これは塩竈市も対応させていただいておりますが、ただ塩竈市も広さの関係からそういった方々の駐車スペースがどれくらいあるかと問われますと、大変お恥ずかしい限りであることは事実であります。

加えまして、そういった駐車場をややもすると一般の方々が使ってしまうというケースがあることについては、私も散見をいたしております。病院等でも、ここはそういった方の駐車場でありますのでぜひほかのスペースをご活用いただきたいというようなことを何回か申し上げたこともございました。

そういった運動をより広げていくためには、やはり地方公共団体が利用証を改めて交付をさせていただき、その交付証がない車はとまれないんだということを広く認識いただくための制度がパーキングパーミット制度ということで私は理解しておりますが、間違っておりますら後ほどご訂正いただければと思いますが、全国で36都道府県が制度を導入されているようであります。ただ、残念ながら宮城県では今現在は未導入という状況であります。県の基本計画では、いずれ導入をするということが位置づけられているようであります。塩竈市におきましても、早速導入の可否や時期等につきまして内部でしっかり議論させていただきたいと思っております。いつからどういう形でということについては、ご答弁はご容赦いただければと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。それで、これは障がい者等専用駐車スペースの適正利用のための取り組みとしてこのパーキングパーミット制度ということでございまして、県のほうでも制度導入に向けた動き、予定などは今検討されているというお話も聞いておりました。来年後半あたりで導入をされるというような予定も聞いているところでございます。これは妊婦の方とか、高齢者、そのスペースを必要とする方へ通常のその駐車区画を利用して新たにそういったところを確保していくというこのプラスワンというそういった考え方の導入ということもあるわけですが、やっぱりこういった部分も取り入れていただきながら、そういった方の駐車スペースなどの確保も大事なところではないかなということで考えておまして、あわせてこの市役所庁舎においてこういった車椅子専用駐車区画などの環境整備が、ちょっと私も庁舎どうなっているか確認いたしまして、こういった環境整備が必要と考えたわけですが、こういったところをご所見をお伺いをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） お尋ねの本市の市庁舎における車椅子専用駐車区画であります。正面玄関の並びに障がい者のための国際シンボルマークの看板を設置をさせていただいて利用いただいているところであります。ただし、本市におきましては、弱者という部分ではなくて、あくまでも障がい者のための駐車スペースということにさせていただいているところであります。ただ、小野議員からのご質問は、単に障がい者にとどまらず、弱者対策としてもこういった制度を活用していくべきではないのかと。特に、こういった取り組みが前段ご質問いただきました市民の皆様方の心のバリアフリーというものを改めて考えていただく機会にな

るのではないのかなと思っております。

今後、繰り返しになりますが、どのような形でこういった場所にとということについては、若干お時間をいただきながら、ぜひ職員の中でこういった取り組みについてこういった形が塩竈方式となるのかといったようなことについても議論をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。玄関正面の駐車場になりますと、結構来庁された利用者の接触等も見かけるところもございまして、そういった対策なんかも考えながら、障がい者、弱者の方を含めた区画整理というのも考えていただきたいということでございまして、今市長からの障がい者、車椅子のそういった表示のところ、証明書自動交付機のところにあったなということで思ったわけですがけれども、ただ果たしてその位置が適正なのかといった課題もあることは確かだと思っておりますので、証明書自動交付機が、別の場所にあると道路を渡ってしまうといった危険性を考えて現在の位置なんだというお話も聞いているところでありますけれども、やっぱりそういったところはカラー舗装して、健常者の方の意識向上を図るなど、そういったことも大切ではないかと思っておりますので、今後検討していただいて、また、全部公共施設の駐車場見てみましたが、ガス体育館などについても狭いという感覚を覚えたところもございまして、そういったところも考えていただきながら、今後対策などを進めていただければなと思っておりますので、この点もよろしく願いをしたいと思っております。

それで、次に、視覚障がい者の方の移動を支援するものということで、今誘導ブロックなどが道路、駅を初めとして公共施設等にも整備をされてきております。現在、全国的に視覚障がい者の方が利用する施設がある付近の横断歩道上にこのエスコートゾーンというこういった設置の整備がされてきているのも事実でございまして、点字ブロックでの進行を確認するすべのない横断歩道では視覚障がい者の方がいつの間にか車道を歩いているというそういった場合もあるということで、そこで、駅や病院、公共施設付近の利用者が多い横断歩道上に点字ブロックのような突起物を敷設してある視覚障がい者が安全に渡れるように誘導するエスコートゾーンの設置の推進も、こういったことも推進をしていかれてはと考えている部分がありますけれども、こういった本市の横断歩道、エスコートゾーン設置推進について、どう考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） それでは、横断歩道のエスコートゾーンの設置推進についてお答えいたします。

横断歩道のエスコートゾーンにつきましては、議員ご説明のとおり、道路を横断する視覚障がい者の安全性・利便性を向上させるために横断歩道上に設置された突起物の列でありまして、横断歩道の中央部分に点字用の突起によりラインをつけて視覚障がい者の横断歩行の手がかりとするためのものがございます。

エスコートゾーンの整備につきましては、音響施設歩道分離式信号等の道路附帯施設と一体的に整備を行っている状況でございます。主に、駅、市役所、視覚障がい者団体等がある施設、特別支援学校、病院等の周辺で、視覚障がい者等の移動需要が見込まれる横断歩道に設置されている状況であります。

それで、エスコートゾーンの整備に当たりまして、横断歩道を直轄する警察署、県警本部との協議を踏まえて設置する運びとなっておりますので、視覚障がい者の交通需要を確認した上で、歩道部の視覚障がい者誘導ブロックとの連続性を確保するなど、関係部署とも協議を行いながら、警察署及び県のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。これは誘導ブロックとのつながりというか、その連動がないとちょっと厳しいという、そういったところもございますが、障がい者の方のこういった声もあるということで、ちょっと質問させていただいたところがございますので、そういった設置箇所の把握とか、可能箇所とかいろいろあると思うんですが、そういったところも今後市内においても進めてほしいということで、お願いをしておきます。

それでは、次に要支援者の避難についてということであります。

震災から6年9カ月が経過をしております。東日本大震災では、65歳以上の高齢者や障がい者の方に多くの犠牲者が発生しておりまして、これを教訓に要支援者名簿の作成が義務づけられております。総務省消防庁の調査では、名簿作成済みの市区町村は本年6月時点で全体の93.8%に達していると同っております。災害時の避難に支援が必要となる要支援者への手立ての確保は、防災対策の重要な柱であると考えます。

そこで、本市の要支援者名簿作成の現状とその活用状況についてお伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員から、今要支援者名簿の作成状況についてのご質問でありました。本市におきましては、実は東日本大震災発災の前の年、平成22年度から民生委員・児童委員のご協力をいただきながら名簿の作成を進めておりました。したがって、東日本大震災発災時には大変有効に活用させていただいたところであります。

本市の名簿の登録方法であります、手挙げ方式とさせていただいております。今ご高齢者をめぐるさまざまな事件が発生をいたしておりますので、手挙げ方式で「いいですよ」という方々を優先に取り組みさせていただいております。ひとり暮らしのご高齢者、要介護認定、障害者手帳をお持ちの方々等で災害時にみずから避難することが困難で、特に支援が必要な方々に登録をいただいております。平成29年11月30日時点での登録者総数であります、915人となっております。

しからば、その活用方法についてというご質問でありました。名簿に登録された方の情報は、申請をいただく際に登録する方から同意を得た上で地域の民生委員・児童委員や町内会、消防事務組合等の避難の支援をいただく関係機関等に提供させていただいており、災害が発生した際の安否確認等につきまして1人だけじゃなくて2人、3人の方々から重層的に安否確認が行われるという仕組みとなっております。

また、名簿の情報提供を行うことで災害発生時の避難支援や安否確認にとどまらず、平常時の見守りや声かけにも一定程度役立っているものと認識をいたしているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。進んでいるのかいないのかというそういったところではちょっとあれですけども、実際に避難警告が聞こえないとか、目が見えない中1人で逃げるのは無理だとか、そういったことが東日本大震災の折にあったわけでございますけれども、この要支援者の登録、手挙げ方式ということでもありますけれども、こういったところ、登録をしない人の中にはやっぱり知らない人に名前または内容等知られたくないというそういったところがあるんだとは思いますが、こういったところは登録の仕方として、今は住所氏名、こういったことを支援必要とするみたいなそういうのも掲載すると思うんですけども、これは助けを必要とするかしないかというそういった登録という進め方というのはどうなのか、そういったことはできるのか、できないのか。できるのであればもっと登録者

がふえるのか、その辺、この要支援者の登録促進についてはどう考えられているか、お伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今お尋ねございましたように、障がいの種類によっては第三者の方に知られたくないという方もいらっしゃいます。それで、ただそれはおいておいて、助けてほしいかどうかということで登録するのはどうかというお話でございますが、ちょっとやはりどういう症状の方か、どんな助けが必要なのかというのが情報として知り得ませんと、安否確認には役に立つのかもしれませんが、その後の実際の避難行動に結びつけるということがちょっと難しいのかなというふうに思っております。その辺もお話をさせていただいた上で、ぜひ登録をお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。この登録にはいろんな課題等があるとも聞いておりますけれども、こういったところが進めばやっぱり防災力の向上にも役立ってきますし、我々の部分でもどういった対策が必要かとかというのも見えてくる部分もあると思っております。

それで、ことし7月の九州北部豪雨なんかでは、要支援者を手助け、サポーターの設置ということで、避難が円滑に行われて犠牲者等も出なかったというそういったこともあるわけですが、このサポーターの設置については、本市ではどのように考えられているのか、その点をお伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） この支援者台帳ですね、登録していただくとき、申込書の中に実は支援者2名ということで記載する項目がございます。こちらのほうが具体的に支援していただくということになっておりますが、ただ1つ課題としましては、やはりなかなかこれ支援者、見つからないというのが現状でして、約半分の方が、例えば2名お願いしているんですが、1名しかいない方、あるいは2名ともいなくて最終的に民生委員さんをお願いするかそういった形で行っているといった状況となっております。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。あとは、そういう要支援者の方の中には災害時に誰に支援をしてもらいたいかとか、そういったところの確認もあればまたこういった避難にもつながってくるのだと思いますし、または要介護の高齢者、または障がい者が利用している福祉事業者とのそういった連携による安否確認とか、またはそれが支援につながるとか、こういったことも大事ではないかと思いますが、本市ではこのところの連携、または提携というか、そういったものを結ぶというそういった取り組みはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 先ほどご説明申し上げましたけれども、支援者2名必要だといった中では、中には介護を受けている方もいらっしゃいますので、事業者が入ったりとか、あるいは親戚の方とかそういった関係者を含めて支援者という形で、基本的にはご本人が支援してもらいたい方ということで記入してもらおうというのがまず原則となっております。ただ、その後、私たちのほうで受け取った後に、介護とか受けていけば事業所とかそういったところと連携を図りながらやっていきたいというふう考えているところです。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。個人情報の扱いなど難しいというそういった面もあると思いますけれども、こういった日ごろからの名簿の活用とか、要支援者避難計画というところにもつなげていってほしいなということで思っておりますので、この点も避難支援にはいろんな方法があると思いますので、そういったところも研究をしていただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後にヘルプカードについてということで、お伺いをいたします。ヘルプカードはコミュニケーションに困難のある障がい者の方など、希望する支援内容や連絡先などをカードに記入しておき携帯するものでありまして、緊急の際に周囲の方が支援しやすい環境を整えることが狙いとなっております。一見して障がいがあるとわからない人や障がい者、あるいは障がい者に限らず認知症高齢者への普及も有効であると思っております。

このヘルプカードにつきましては、昨年12月にも一般質問しておりまして、市長のほうからは実現に向けての努力と障がいのある方やその家族、関係団体との意見交換を行い、より効

果の高いヘルプカードの作成を模索するとの答弁をいただいております。

そこで、本市のヘルプカード作成の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ヘルプカード作成の取り組みについてのご質問でありました。

これまで障がいをお持ちの方々が緊急時や災害発生時に周りの方々に手助けを求めやすくする取り組みとして、本市におきましては、やはり議会の皆様方からご質問を頂戴いたしまして、災害用のバンダナというんですかね、これを社会福祉協議会に作成するようお願いをし、既に配布をしていただいているところであります。

また、議員のほうから今ご質問いただきました。平成28年12月定例会で、小野議員からヘルプカードについて整備をしてはいかがかというご質問をいただきました。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載をされ、障がいのある方々などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものと理解をいたしております。

ヘルプカードの作成の取り組み状況についてであります。昨年12月から作成に向けた取り組みを既にスタートさせていただいております。今年度中に障がい者の方々に配布ができる予定といたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） ありがとうございます。今年度中に配布をして活用するという事で、大変うれしく思います。ありがとうございます。

それで、このヘルプカード、そこにつけられるマークですけれども、今東京発でヘルプマークが全国共通マークにということで、J I Sということで、案内用図記号に採用されておりますけれども、このマークの採用については本市ではどのように対応されるのかお伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 先ほどご質問ありましたヘルプマークのご質問いただきました。こちらにつきましては、先ほど議員ご紹介のとおり、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて東京都がまず企画・作成しまして、全国的にどんどん広がっているといったような内容でして、最終的にことしの7月にJ I S規格に改正された内容でございます。

本市におきましても、一度実はヘルプカードをつくったところなのですが、県内の作成状況をちょっと見たところ、こちらのヘルプマークもつけたような形でつくっている市町村が多々ありましたので、本市におきましても、今もう一度作り直しして、さらにこれ東京都がつくったものですから、東京都のほうに承認をもらうといった形になりますので、それを承認もらい次第配布していきたいというような形で、本市におきましても導入していくという方向で検討しております。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。県内では栗原市とか、亘理町とか、名取市もこのマーク、東京都が発したこのJ I Sのマークを使ってカードを作成して配布をしているということがあります。この東京発のマークは全国共通マークとして東京を初めとして広がってきておりますので、全国統一のマークとして本当にいいのかなということ考えております。

それで、この配布数、配布対象者など、その配布方法について、ちょっと確認だけさせていただきます。

○副議長（伊藤博章君） 小林生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） 配布の方法ということなのですが、私たち対象者何名いるかということで大体考えておまして、約1,000人くらいいるんじゃないかと。もし対象という部分であれば、今後、それにつきましては具体的に、一つは郵送で対象者に送るという方法もあるんですが、中にはちょっといろいろ話聞いたところ、送られてもという方も中にはいらっしゃるので、その辺は各団体と協議していきながら、その配布方法については最終的に決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。配布対象者のところに関しましては、障がい者の方等に限らず、そういった何かのときに支援を必要とする方ということで、認知症高齢者の方でも携帯しているわけですから、そういった帰るところがわかるとか、行き先がわかるとか、いろんなところに活用というかできますので、そういったところも今これから検討しているというお話がございましたので、その辺、よろしくお願いをしたいと思っております。

このマークに関しては、まだまだ周知というか知られていない部分があると思いますので、そういった認知向上のための周知の徹底として、チラシであったり、ホームページであった

りというそういった取り組みも必要かなというそういった考えもしております。とにかくこのヘルプマークを導入・作成して配布していただくということで、本当に感謝をしております。

それで、安心して出かけられる、このヘルプカード普及啓発に努めていただいて、より効果を上げられるように取り組みをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明19日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明19日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月18日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成29年12月19日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成29年12月19日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君

市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
会計管理者長 兼会計課長	菊池 有司 君	市民総務部 市政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
健康福祉部 子育て支援課長	小倉 知美 君	健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 康則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番菅原善幸議員、3番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

15番土見大介議員。15番。

○15番（土見大介君）（登壇） つなぐ会の土見大介です。今回は、一般質問の機会を与えていただいた同僚議員の皆様、まことにありがとうございます。

私からは今回4点について質問させていただきたいと考えております。

今年度で震災から7年がたちます。そんな中、今、この塩竈市というところは私としては大きな転換期を迎えているんじゃないかというふうに考えております。基幹産業であった水産業・水産加工業が昔ほどの力もなくなってきたというのがありますが、少子高齢化社会に突入して以降、歳入というものは減る一方である一方、社会福祉にかかる費用というのは大きく増大しているという状況です。この中、市として、この社会の変化に対応した改革をしていくべきではあるんですけども、やはり現状を維持していく、もしくは社会福祉にかかるような費用ばかりがどうしても重くのしかかってきて、なかなかその改革にかかる余力というのがなくなっているのが現状だというのは皆さんもご承知のことだというふうに思います。

このような中、この状況を乗り越え、これからの塩竈をつくり上げていくために重要な考え方として、私は今回2つの考え方を中心に一般質問というものを展開していきたいというふうに考えています。1つ目は、住民や事業者が地域の実情や変化に合わせてまちづくりを行

い、そこに行政も一プレイヤーとして参加する住民主体のまちづくりという考え方、そしてこれまでばらばらに考えられてきた福祉、介護もしくは産業の活性化など、そういう各分野の施策というものを地域というものを一つの核として地域の視点から見詰め直して構成し直していく、地域を核としたサービスの再形成という、この2つです。

今回の一般質問では、この2つの視点に立ちまして、浦戸振興について、子育て支援施設の整備計画について、住環境の整備計画について、そして起業家支援策について、この4点について質問させていただきたいと考えております。

では、1問目に入らせていただきます。

まず1問目としましては、浦戸の振興についてです。この質問の中では、今後浦戸に求められる浦戸の中もしくは浦戸の外からのニーズというものをしっかりと考えた上で、その実現方法と体制、または現在ある浦戸の資源の活用方法について考えていくこととしたいと思えます。

浦戸諸島、日本三景松島の中にある島々であります、非常に自然の美しい場所であります。また、その中で水産業、水産加工業を営む方々の暮らしというものの自体がもう既に浦戸の一部の景色として非常に私たちも美しく見させていただいているところでもあります。もともと市内でも少子高齢化の激しい地域ではあったんですけども、東日本大震災で大きな被害を受け、その人口減少に拍車がかかりました。現在、人口は約350名いらっしゃいますが、年に20人から30人のペースで人口が減っているというのが現状であります。塩竈市の中でも振興策が喫緊の課題となっている地域であります、塩竈市としてはどのような浦戸の振興策を考えているのか、まず第1問目にお伺いしたいと思います。

以降の質問に関しては自席から行っていききたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま土見議員から浦戸の振興についてのご質問をいただきました。内から見た、そして外から見た浦戸の振興策というご質問でありました。

議員のほうからこういう質問通告がございましたので、私も、平成16年6月に本市で「浦戸の姿」という冊子を策定をさせていただいております。そういった資料を改めてひもといたところではありますが、例えば昭和60年の国勢調査人口であります、1,238人でありました。それから、高齢化率が浦戸で16.6%、事業所数が46事業所ございました。観光客数については七、八千名という状況であったかと思えます。それが約30年たちました今現在で見ますと、

人口については議員のほうからも三百五、六十、そして高齢化率は60%に近づいているというふうなお話をいただきました。人口についてはまさに4分の1であります。一方、高齢化率は4倍という状況であります。なぜかということではありますが、やはり最大の課題、問題は、残念ながら浦戸地区の世代交代といえますか、世代交流と言ったらよろしいでしょうか、そういったものがなかなか進まない地域であるということが結果として現状ではこのような形になっているということではないのかと私なりに数字を改めて分析をさせていただいたところであります。

そういった状況を踏まえまして、土見議員からは浦戸振興について塩竈市がどう考えるのかというご質問でありました。今、ご質問いただいた部分につきましては、長期総合計画の「海・港と歴史を活かすまち」の中で、うるおいと魅力ある島づくりを掲げ、市民の皆様方とともに自然と調和した快適な生活環境でありますとかあるいは浅海漁業等の振興、そして交流活動の推進といったようなものをうたわせていただいております。

具体的なことを申し上げさせていただきたいと思いますが、まずは生活の基盤となります市営汽船の運航についてであります。現在、第2期塩竈市交通事業会計経営健全化計画に取り組み、安定かつ持続的な運営体制の構築といったようなところに努めているところでございます。

また、福祉、医療などの生活支援につきましては、例えば浦戸地区に直営の地域包括支援センターを設置をさせていただき、ご高齢者の多い地域の皆様方のお困り事等のご相談に乗らせていただいております。また、診療所につきましては、市立病院より週1回医師を派遣をさせていただいております。医師は訪問診療等も島内で取り組んでいただいております。

さらには、浦戸ならではの小中一貫教育であります。今現在、たしか36名の児童生徒がおります。失礼しました、42名だそうであります。島民のご子息が非常に少ないということでもあります。たしか二、三人と記憶をいたしておりますが、来年は1名になってしまうというような状況であります。もうこの制度がスタートして八、九年になりますが、やはり小中一貫に踏み切ったことによって、何とか浦戸で小中一貫教育の学校が存続できるということもそういった結果ではないのかなと思っております。

また、漁業の振興であります。漁業につきましては、やはり浦戸の主力生産物がカキとノリに集約されるのかなと思っております。そのほかにアワビでありますとかホヤでありますとか

ワカメでありますとかということについては重々承知をいたしておりますが、大半の生産物がそういったものに依存しているということでもありますので、これまで「うらと海の子」等のブランド化に取り組まさせていただきました、全国に浦戸の生産物のすばらしさを発信をさせていただいているところであります。また、大きな被害を受けましたことから、国の地域おこし協力隊制度を活用させていただき、後継者の育成等にも取り組んでいるところであります。

そのほか、交流人口の拡大であります。地元島民の皆様と連携して、「浦戸のウラガワだんべっこ船ツアー」のほか、ノリづくり、カキむき体験などの体験事業に取り組まさせていただきました。おかげさまで、先ほど前段申し上げました交流人口については年々拡大をしているところであります。

ばらばらに申し上げましたが、こういったさまざまな取り組みを重層的に重ね合わせて展開していくことこそが浦戸の地域振興に必ずつながるものと考えておりまして、今後ともなお一層促進をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 15番土見議員。

○15番（土見大介君） ご答弁ありがとうございます。

浦戸の振興策として、今さまざま交通事業から初め交流人口の増加までさまざまな施策についてご紹介いただきました。それぞれの施策をうまく組み合わせることで浦戸の振興を図っていききたいというところは私としても同じく考えるところであります。

一方、非常に気になっているといいますか、ボトルネック、ネックになっている部分があるというふうに考えているところとして、1つが住環境というものをどのように確保していくかというところがあります。いろいろな交流事業を行うことで浦戸を好きになっていただいたとしても、なかなか浦戸に住むことができないという状況があります。あとは、好きになったからといって、じゃ住むところできたとしても、今度そこでなりわいを新しく起こすことがまた一つ難しいというのもあります。先ほど浦戸の主力の産業が主に養殖関係、カキ、ノリの養殖、それから浅海漁業が少しという話があったんですけども、その枠を取っ払ってしまって、もっとさまざまな漁業についても検討を行っていてもいいんじゃないかと私としては正直なところ思っております。

今後、浦戸に新しく人口をふやしていくことの重要な点としては、先ほども申し上げました

けれども、1つは住環境というものがちゃんと整備されていること、そして新たななりわいを起こすことができるような環境があるということ、この2つがあるというふうに考えております。また、一つ見方を変えて言えば、今の施策の中でさまざまな事業をご紹介いただきましたけれども、主に福祉関係もしくは社会福祉関係の事業というものを新しい若者たちのなりわいというか、仕事の一つとして、島での生活をするための糧として行っていただくということも考えられるというふうに思うんですけれども、当局としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今後の浦戸の振興を考えますときに、やはり地区外から浦戸に移住していただくということが一番目に見えた改善が図られるということについては同様であります。

それで、住環境を何とか改善できないかということで、たしか4年ほど前でありました。地区計画の策定ということに取り組みさせていただきました。ご案内のとおり、浦戸につきましては市街化調整区域でありますので、基本的に市街化調整区域内に建築というのはできないというのが基本になっております。ただし、地区計画を策定することによりまして何とかそういった打開が図れないかということで、さまざまな作業をさせていただきましたが、結論から申し上げます、特別名勝松島の区域というような、そういった網もかぶっているということでは、なかなか新築ということは厳しいというのが実態ではないのかなと思っております。

同様に、かつて社会福祉施設を浦戸で展開をしたいというようなお話も頂戴いたしました。事業者の方は、たしか当時は小学校跡地でありましたが、それを活用させていただきたいというお話でありましたが、ただ少なくとも小学校の建物だけでは福祉施設の展開というのはなかなか難しいということで、附帯する施設整備ということも内々に検討いただいたようではありますが、やはり文化財保護という視点、観点からはそういった改築は認められないということで、断念をいただいた経過等もございます。

繰り返し申し上げますか、やはり特別名勝松島の枠の中でどういったことができるかということをややはり現実的に考えていかないと、浦戸の振興、活性化というのは大変厳しいというふうに私どもは認識をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

文化財保護と名勝松島の枠が非常に厳しいものがあるというところは、私としても認識しているところではあります、何とかしてここをクリアしていかないことには浦戸の将来はないというのは私としても考えているところでもあります。ちょっとこの規制について話をしていくとここでは平行線をたどってしまうこととなりますので、ここは一つ置いておくんですけれども。

今後の浦戸の大きな事業、今、防潮堤が作成されていますけれども、もう一つの大きな事業として、災害危険区域というものをどう活用していくかということがあります。もともと住宅があった土地ではあります、大分大きな土地が今その活用方法を検討中という形で保留になっているという状況になっておりますが、この災害危険区域、今、市としてはコンサルタントの方に依頼してその青写真を描いているところであると思っておりますけれども、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段、若干ご説明させていただければと思いますが、防災集団移転をしていただく方々から復興交付金事業で土地を買い取れるという制度がございます。ただし、これは先ほど申し上げました防災集団移転をされた方に限るということでもあります。今、土見議員のほうから例えば桂島の海水浴場の後ろの土地を想定していただいて結構なんです、そちらの中で実際塩竈市が防災集団移転跡地として買い取った部分というのは、たしか6分の1か7分の1ぐらいにすぎないわけでありまして。

したがいまして、今後のこの防災集団移転跡地の活用ということについては、残念ながら虫食い式になっているわけでありまして。そういったものを面的に活用するとすれば、集団移転の方々から買い取った土地だけではなかなか土地利用ができないというのが実態であります。このため、私も復興局、復興庁を初め、ぜひ集団移転跡地だけではなくて、被災をして今土地利用がされていない部分についても例えば復興交付金でありますとかあるいは効果促進費を活用して買い取れるという制度をつくっていただければ、一定程度、面的な広がりが出てまいりますので、さまざまな土地の利活用が検討できるわけでありまして。したがいまして、こういったことについて再三再四お願いをしておりますが、はっきり言えば、これはだめですというお話をされております。それでも何度か挑戦はさせていただいておりますが、趣旨がまずは違うのではないのでしょうかと、少なくとも被災を受けた方であれば買い取りについては理解をしますと、ただ移転されない方の土地まで買い取るということについては、

これは復興交付金事業ではないですということで門戸を閉ざされております。

したがいまして、どう活用するのかというご質問でありましたが、例えば塩竈市が買い取った土地だけで事業展開するとすれば、極めて小規模の土地利用あるいは面的な広がりがなかなか検討できないということになってしまいます。

今、桂島についてご説明させていただいておりますが、寒風沢地区についても実は同様でありまして、今回の防災集団移転に参加をされない方々の家屋がたしか六、七戸あります。そういった方々の土地は今後も残っていくわけでありまして、そういった中での土地利用ということになりますとかなり限られた区域での検討ということになってしまいます。寒風沢につきましては、例えば日曜菜園的なものを展開し、島民の方々に維持管理をお願いしながら島民の方々にも一定程度収益性が上がるものにできればというふうなことで、今、絵を描かせていただいております。

また、桂島につきましては、防災集団移転跡地だけだとどういうことができるのかと。そうではなくて、土見議員もそういったことをご想定されているのかと思いますが、今、空き地として残されている区域全体を活用した場合については、かなり大きな計画が動かせるのではないのか。例えばスポーツ公園的なものでありますとかサッカー場あるいはラグビー場といったようなものまでできるかと思えますし、あるいはご高齢者の方々にはグラウンドゴルフ的なものも楽しんでいただけるようなところまで上げられるわけでありまして、現状は今申し上げましたような状況であります。

我々も、これから先、例えば今跡地が買収できなかった場合に、しならば次善の策としてどういう制度を使えるか、あるいは離島振興法を使えないかどうか、そういったものを幅をどんどん広げていかなければならないだろうなと思っております。時間がかかっておりまして大変恐縮ではありますが、そのようなさまざまな課題、問題を抱えた中での取り組みであるということをご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） 加えまして、今のコンサルタントのほうでの委託している活用の事業についてもお答え願いたいと思うんですけども。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段申し上げましたように、ケースによりまして全く異なった意味になってしまうわけでありまして。そういった整理を今させていただきながら、コンサルタントの

ほうには場合によっては2ケースなり3ケースぐらいのものができないかどうかということ
を今相談をさせていただいているところでございます。まだ形としてまとまったものは今の
ところはないという状況でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

そういう桂島、寒風沢、どちらもそうなんですけれども、あの土地全体というのが使えれば
一番理想なのかもしれませんが、それはいろいろな事情があつて難しいという話だっ
たんですが、正直なところを言うと、余り大きな事業というのも今後の浦戸に対して余りそ
ぐわないのかなというのも私としては現状として思っているところであります。島の人たち
のもともと既に持ってらっしゃる体力というか、能力というか、そして管理できるような上
限というのも超えてしまうでしょうし、そこが浦戸にそぐう、似合うものなのかというのは
ちょっと疑問があるところではあります。

ちょっとこの質問のところはこれ以上言っても難しいので、次のところに行かさせていた
だきたいんですけども、3つ目の質問として、私として、浦戸振興において、今出てきた
地元の住民の方々、そして今浦戸のほうにはさまざまな支援団体の方々も入られております。
ラベンダーをやられている方とかナノハナを生産、新しい商品開発をしようとしている方も
いらっしゃれば、水産業の方もいれば農業の方もいらっしゃいます。そういう支援団体の
の方々、それから行政、そして我々議員も踏まえた上で、今後その浦戸振興というのに対して
それぞれがどういう役割を担っていったらいいのか。先ほど地権の関係の虫食いの話もあり
ました。それから文化財保護の網の話もございました。それぞれに対してこの四者が実はそ
れぞれうまく担いながらクリアしていくことができるんじゃないかというふうにも考えてお
りますが、その辺に関してご意見ありましたらよろしく願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問の中で土見議員のほうから、かつて野々島ですかね、取り組みま
したフラワーアイランドの事業をご紹介いただきました。フラワーアイランドについても被
災を受けたわけでありましたが、いまだに東京近辺の方が土日にもわざわざお越しをいただきま
して、フラワーアイランドの手入れをしていただいております。改めまして、
心から感謝を申し上げますし、そういったの方々にとっては浦戸という島はま
さに自分たちの理想を思い描ける場所という認識をお持ちでお越しをいただいているものと

思っております。

議員のほうからは、住民の方々、支援団体、行政、議員の皆様、それぞれの担う役割についてというご質問でありましたが、それぞれの思いというのがありまして、全てそれを統一的なことではなかなかできにくいかと思いますが、まずは我々が考えております目標の共有性を図りながら浦戸の振興、活性化に取り組んでいただく上でありまして、地元にお住まいの皆様方に担っていただきますことは、やはり浦戸ならではの歴史、文化ということを大切にしていくということではないでしょうか。日本初の軍艦を製造されたという実績がありますし、幕末に幕府軍が五稜郭に落ち延びていかれるときに浦戸に逗留をされた。すばらしい歴史、文化を浦戸が保有しているわけでありまして、そういったことをまずは島民の方々がしっかりとご認識をいただきながら、なおかつ産業の継承でありますとか、あるいは「だんべっこ船ツアー」という形でご紹介をさせていただきましたが、そのほかにもさまざまなすばらしい自然あるいは文化が脈々と息づいているものと思っております。でありますからこそ、浦戸小中学校の子どもさんたちも喜んで毎日浦戸に通学いただいているのではないのかなというふうに考えているところであります。

また、浦戸を支援していただく団体の皆様であります。前段、フラワーアイランドにまだに通っていただいている方の事例を紹介させていただきましたが、かように数々の浦戸ファンの方々が全国に散りばめられているものと思っております。また、今の活動が全国のファンをふやしていくことになるものと思っております。そういった相互に交流をさせていただく機会をぜひつくっていただきたい。一度でも二度でも浦戸にぜひ渡っていただくということが支援をいただく団体の皆様方にまずお願いしたいことであります。

行政であります、当然のことではありますが、浦戸にお住まいの方々と一緒に同じ方向を向いて常にとともに歩いていくということではないのかなと思っております。そのためには、やはり職員も浦戸に足を向けまして、土曜日でも日曜日でも浦戸に渡っていただきながら、浦戸の真のよさというものを職員がまず真っ先に理解をしていかなければならないのだろうということで、常日ごろから私も職員にそういったお願いをさせていただいているところであります。

議員の皆様というご質問であります、議員の皆様方におかれましてはそれぞれの思いがあると思っておりますので、私からご答弁差し上げることは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

そうですね、市民の方々、そして支援団体の方々というところに関しては私も同様の考えを持っている反面、一つちょっとネックだなというふうに考えているところとしては、もちろん市民の方々、住民の方々が文化というものを、もしくは産業というものを継承していくというのはわかります。支援団体の方々はそれを好きになって継続的に通っていただいて、さらに交流をふやしていくと。わかりますが、そこをじゃどう島の担い手をつくっていくための経済という部分に組み込んでいくかということに関しては、なかなか今難しいのが現状ではないかなというふうに考えております。

この経済というところにどういうふうにつないでいくかということに関して、塩竈市でもさまざま施策というのはあると思うんですけども、その施策というのはどういうふうに、今後どういうふうに展開していこうというふうに考えているのかということと、あともう一つ、先ほどフラワーアイランドの話がありましたが、ほかにもさまざま団体さんが入ってます。団体とは言うものの、もちろん大勢の方であれば団体効果が見えるんですけども、1人2人といった、3人、複数の人数程度のチームで細々と入っている方々というのもたくさんいらっしゃいます。そういう方々というのは、例えばボランティア割引のような要件にもなかなか該当しなかったりとか、島のために何かをしようというときに、なかなかそれを継続するのが難しいという状況にあるんですけども、例えば今ボランティア割引の話をしたんですが、こういうところの要件を緩和しながら、そういう島のために何かやる方々というものを支援していくという方向での考えはないのかということもお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） もう10年近く前になるかと思いますが、桂島のノリ漁業者の方から陸上栽苗施設を整備したいと、陸上でノリの種をつける仕事かと思いますが、そういったことのためにぜひ陸上栽苗施設の整備をしたいというような熱い思いをいただきました。物は観覧車のように見えるあの施設であります。実はそのときに、宮城県が2分の1を助成しますという制度がうまく見つかりまして、塩竈市のほうからそういったものをあっせんをさせていただきました。なおかつ旧来から補助金のさらに2分の1は塩竈市も応援をさせていただきますという制度はいろいろなところで定着をしてきているわけでありまして。結果として4分の3が公費負担という形でありました。4分の1がたしか組合で負担をされたはずでありま

すが、その施設ができ上がりましたときに、実は市内から桂島のノリ養殖に船で通勤をされるという方がたしか四、五人おられたかと思えます。

やはり産業基盤、どんどん日進月歩で進んでいきます。そういったものをやはりおくれのないように取り組んでいくということも産業を考えるときには非常に大切な要素になるのではないのかなと思っております。これから先も島民の方々のそういう熱いご要望に我々が即座に応えられるように、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。

なお、ボランティア割引というんですかね、そういったものについても、今、現行制度では大分緩やかにさせていただいたかと思えますが、今後もまたさらに検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

今、市長のほうからも、社会の流れというか、今の現状に即座に反応しながらという話がありましたけれども、資金集めのことを言えば、細かい話にはなるんですけども、最近クラウドファンディングなんていうものも出てきてまして、そういうものを利用して浦戸の活性化をしたいという方々も何件か上がってきてはいらっしゃる。そういう動きもぜひ即座にキャッチしながら、じゃその人たちのために何ができるのかというところを考えながらご検討を、ボランティア割引のことを踏まえてご検討いただければというふうに思えます。

ちょっとこれだけに時間を費やすわけにもいきませんので、次の質問に行かせていただきたいと思えます。

次、子育て支援施設の整備計画についてということでご質問させていただきたいと思えます。

少子高齢化の少子化というところもありまして、子供の人口というのは減りつつあるんですけども、子育て施設もしくは子育てに対する需要というものはそれ以上に、少子化ほどに減少してないというのが現状というのは皆さんもご存じのことだと思います。その中で、行政としても医療を含めさまざまな助成制度というのも出してはいるんですけども、先日の健康福祉部長のほうからのご答弁にもあったように、国全体として助成を考えるのであれば別として、市もしくは市町村ごとに助成制度というのを特設設けていくというのは、それこそ本当に財源確保の競争になってしまうというようなこともおっしゃられまして、市として何ができるのかということを考えていったときに、この塩竈の地域というものの特性を生かした支援というのは何かできないかというふうに私としては考えておりました。

その中で、今後の塩竈の保育というものを考えていく上で、今回は塩竈の子育て支援施設ということで、保育所について考えていきたいというふうに考えております。

今後、塩竈の保育ニーズというものをもう一度再認識しながら、その中で子育て世代の生活スタイルというものも考慮しながら、今後の保育所というものに対してどういうものが求められるのかということを考えていこうと思うんですけれども、まずその材料として、「新のびのび塩竈っ子プラン」の中では低年齢の子供の人口に応じた子育ての需要見込みというものが示されております。それから既に、策定されてから数年がたっているわけなんですけれども、今、女性の社会進出、労働人口の確保なども踏まえてさまざま状況というのが変わってきているというふうに考えておりますが、今、塩竈市としては保育施設の需要というものはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問の平成27年度に策定をいたしました「新のびのび塩竈っ子プラン」であります。子供の数の減少に伴い保育利用者人数が緩やかに減少するものと推計をいたしておりました。しかし、実際は、子供の数は確かに減少はいたしておりますが、保育所利用を希望する数はほぼ横ばいでありまして。特に一、二歳児の入所希望が計画で推測した利用見込みよりも多い傾向がございます。これは育休明けすぐ働きたい保護者や子供が低年齢のうちから働きたいというお母さん方がやはりふえてきているのかなというふうに要因を分析をさせていただいております。このため、需要数の設定は、子供を持つ若い世代の働き方の変化や就労形態の多様化、そして女性の就業率の向上を反映することが必要と考えております。したがって、今年度に行います計画の中間見直しでは、今申し上げました例えば入所希望数の増加等を考慮した需要数の修正を行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） 需要数の修正ということなんですけれども、じゃちょっと確認として伺います。

今、「新のびのび塩竈っ子プラン」のほうでは、平成31年までの子供の数の推定として1,934人、ゼロ歳から5歳の子供がいるであろうという推定がされています。それに対して、今、修正をするという話なので今後も変更あるとは思いますが、現在の需要に対する受け入れの可能な人数というのは何人になるのでしょうか。もちろん全員が保育所に預け

るというわけではないことはわかっております。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市内に現在10の保育所がございます。公立が5カ所、それから民間が5カ所であります。定員上は715名が保育定員ということになっているところでもあります。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今、市長は全体の数をお話し申し上げましたけれども、「新のびのび塩竈っ子プラン」、今、5年計画の中間年次に当たっております、その需要予測をもう一度チェックし直しております。そこで1歳・2歳児育休明けのニーズが高まりつつあるということですが、あとそれをどういうふうな施策でカバーしていこうかというのがありますので、まだちょっとまとめ切っておりません。ぜひその辺は次の協議会のほうでも具体的な数字についてはご報告させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 15番土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

今後の見直しというものを見ながらそこは考えていくというふうになるんですけれども、例えば、じゃ塩竈において家で、家庭で保育するという方々がどれくらいいるのか、もしくは今後子供が1,934人、平成31年までにいるであろうという予測の中、715人というキャパシティーは本当に適正なのかというところはもう少し議論をしていくところが必要なのかなというふうに考えております。

じゃちょっと見方を変えさせていただきたいんですけれども、塩竈で子育てをする親御さんたち、朝起きて子供を保育所に預けて仕事に行くというふうなスタイルが一つ朝の仕事として出てくることと思うんですけれども、塩竈市においては、親御さんたちの利便性を向上する上で保育所というのはどこに配置するのが塩竈の定住促進もしくは塩竈の基幹産業などの産業の強化策としては重要なのか、どうお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） お問い合わせの保育施設をどういう場所に、場所のお話だと思います。本市の大きな課題となっている定住人口の増加のためには、やはり若い世代の流入や定住促進の解決の糸口になっていると思います。大変大きい問題だと思います。

現在、本市が管理運営している5つの公立保育所につきましては、3カ所は昭和40年代後半、

それから1カ所は昭和50年代に建設されました。建設当時は、車を持っている家庭が少なかったということ、それから市内での従業者が大変多かったということで、バランスのよい配置、市内各所というバランスのよい配置というものがあったと思います。しかし、建設から40年以上が経過した現在、当然老朽化もしておりますが、場所としては、保育所の送迎を徒歩からやはり車というものに大分シフトしてきているということと、それから昼間人口の減少というか、市外に働きに出ている方がいらっしゃるということもございまして、そういった交通結節点に近くのように保育所の設置というものが望まれているのかなというふうに考えておるところでございます。

なお、今申し上げましたようなことは、「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、中心市街地での子育て施設、保育所だけじゃなくてですね、子育て支援施設の中心市街地への整備ということでまとめられておりまして、私どもはそのような形で認識しておるところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

交通の結節点もしくは中心市街地という話なんですけれども、考え方としてさまざまあると思います。今、子育て世代の方々の生活のサイクルというものを考えたときに、住宅地の近くがいいのか、もしくは塩竈としては水産加工業を推していくのであれば水産加工の現場の近くに置くのが利便性がいいのか、さまざまあると思います。

その中で、市街地中心部という話がありました。私たちは視察で以前三郷市というところに行ってきたんですけれども、そこでは主に電車で都心に通勤される方が多いということもあって、駅の近くに子供の受け渡し所というか、そこを配置した上で市内のさまざまな保育所に子供たちを割り振って保育して、また帰りにそこに集合させるというようなことも取り組みとしてありました。

塩竈において中心部のほうに持ってきた場合を考えると、どうしても若干混雑とかも踏まえて気にしなきゃいけない部分というのは多々出てくるのかなというふうには考えておりますが、そのとき三郷市の例の発展形として一つ考えられるものとしては、例えば受け入れというものは塩竈市の駅の近くであったりとかもしくは加工団地の近くであり何カ所かに設定するとともに、例えばですけれども、一つは伊保石などある程度比較的土のたくさんある場所に保育施設などをあわせた複合施設などをつくって、そこで自然の豊かな中で保育し、そ

して帰りはまた利便性のいいところに子供たちを連れて行って親御さんたちに受け取っていただくというようなことも考えられるのではないかと思うんですけども、そういうことに対しては検討というのはされているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今、土見議員ご紹介いただきました三郷市の例、それから大変成功しているところで流山市というところが同じような施策で成功してらっしゃるというふうに聞いております。ただ、保育所だけじゃなくて、認定こども園であるとかそういったところの子供たちもそのサテライト施設のようなところで預かって、官民関係なくバスで送迎するというふうなことをなさっているというふうに聞いております。

さまざまな働き方、さまざまな女性の社会進出をサポートしていく施策としてどんなことが考えられるのかというのをまず予断を排してあらゆる角度から検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。ぜひあらゆる角度からというところで、じゃちょっと角度を変えて質問を1つさせていただきます。

今までどこに施設をつくるかという話があったんですけども、最初のデータをお聞きした時点で、今715名の定員であって、平成31年までに1,934人ぐらいの子供がいらっしゃるであろうという推定がありました。その中で考えると約6割の方々は家庭の中で保育をされているというふうに考えられます。そのときに、子供の目線から考えた場合、6割近くの方々は自分のおうちでももちろん子育てを受けるということになるんですけども、保育所の保育士の方々というものはある程度の教育を受けて保育士となって、園庭のある、ある程度の保育環境の中で生活をするわけなんですけれども、家庭内で保育されている方々、方々と言うとちょっとあれですが、保育されている児童の皆さんに対するサービスというのはどのようなものが現在としてあるのか、子供の目線での観点からですけども、今、市としてはどういうものが行われているのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 土見議員、私が715名とご答弁申し上げたのは保育所であります。そのほかに幼稚園とかさまざまなものがありますので、6割が家庭でということにはちょっとないかと思っております。当然市内にも私立の幼稚園が結構数ございますので、幼稚園のほうに

行かれている方々、それから今認定こども園というんですか、幼稚園で預かり保育的なこともできるような環境も大分進んできておりますので、6割が家庭内ということではないということはずご理解いただければと思います。

そういった中で、確かに家庭で子育てをされている方々もおられることは事実であります。結果として、なかなか子育ての悩みでありますとか親子の孤立といったようなものを防ぐ手だてがないという方々もおられるやの話はお伺いをいたしております。このような方々がぜひ集い合いながら、ともに問題でありますとか悩みを語り合える場ということで、本市では塩竈子育て支援センター、それから藤倉子育て支援センター、あゆみ保育園子育て支援センター、民間であります、それから公立の藤倉児童館の4カ所を家庭内保育者に対する支援の拠点とさせていただいております。各子育て支援センターにおきましては、今申し上げました育児相談、育児サークルの支援や育成、そして育児情報の提供、さらにはバスツアーなどの行事の企画も行っているところであります。

また、市内5カ所の集会所を巡回いたしまして、親子の遊びを手助けをさせていただく「ほほえみ広場」でありますとか訪問支援事業等を行い、地域全体で子育てを支援する基盤づくりに努めさせていただいております。

また、市営梅の宮住宅の集会所、ここは「つどいの広場」と呼んでおりますが、遊び場として自由開放したり、育児相談を行わせていただいております。こちらについては、市内のみならず市外のほうからも利用者が相当数足を運んでいただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。さまざまなサービスがあるということは今お伺いいたしました。

一つ課題としてあるのは、本当は、教育熱心というか、子育て熱心なお母さんたちというのはそういうものも積極的に利用していただけることだとは思うんですけれども、どうしても子供の目線から見て考えると、そういうところに行ってほしい、連れて行ってほしいような親御さんというのに関して、なかなかそういうものに対して関心というか、余裕がないというか、なかなかうまくそういうところを活用していただけない場合が多いというのが現状なのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ本当にサービスを受けるべき子供たち、その世帯というものの掘り起こしと、そこに対する情報の提供というのをしっかりやっ

ていただけたらなというふうに考えております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

住環境の整備計画についてということなんですけれども、高度経済成長期にさまざま塩竈でも住宅団地というものが建てられておまして、住宅団地自体の年齢がもう30歳、40歳というような高齢の団地もたくさん出てきていると考えております。その中でももちろん住まわれている方々も高齢化されて、残念ながら自分の家で生活できずに施設に移られる方もいるし、亡くられる方もいらっしゃる。そうすると住宅地の人口密度というのも低下する上に、その高齢者の方々に対してこちらから福祉サービスを提供する場合においても、住宅地の人口密度の低下というものはサービスの効率の低下というものにもつながってくるというふうに考えております。また、空き地も増加するということなんですけれども。

現状の把握からまずまいりたいんですけれども、現状として、一応質問のほうに「空き家バンクの整備状況は」というふうに書いたんですが、空き家として、市としてはどれくらいの戸数もしくは場所を把握していらっしゃるのかお答え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 空き家の数であります。これは5年刻みでやっておりますので、恐縮ですが、その数字をご紹介させていただきます。平成20年度の住宅土地統計調査では1,350戸でありました。平成25年度の調査では1,270戸となっておりますが、この減少については恐らくは震災の影響による減少というふうに判断をいたしております。そういった状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。1,270戸程度になっているということなんですけれども、そのほかは多分震災にあわせて空き地にしてしまったりとかということで、空き家の戸数としては減少しているのかなと思います。

あわせて、住宅団地ということ考えたときに、住宅団地という言葉が適切かわかりませんが、団地の高齢化というのも一つ問題であるのではないかなというふうに考えるんですけれども、市としては市内の団地それぞれの高齢化というものに対してどのような把握をされているのか、もしくはそこに住まわれている方々、主に団地が高齢化すればそこに住まわれている方々も高齢になるというのはそのとおりなんですけれども、その方々に対しての福祉サービスというものを、今後もサービスの質というものを保っていくためにはどのような施策

というのが必要かというところをお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市内にごございます既存の住宅団地の高齢化の状況についてというご質問であったかと思えます。ご案内のとおり、本市の高齢化率約32%でありますので、32%を超えるものをご紹介させていただければと思います。昭和50年造成の楓町地区で42.33%であります。また、昭和53年造成の松陽台地区で約40.6%、昭和54年と昭和57年に造成をいたしました青葉ヶ丘地区で37.93%という状況であります。

この団地に限らず、市内全域が32%弱ぐらいの高齢化率だということを想定いたしまして、ご案内のとおりご高齢者の方々の足となる「しおナビ100円バス」あるいは「NEWしおナビ100円バス」と幹線鉄軌道系の交通体系の駅とを連絡させていただき、あるいは病院その他公共施設等々の利便性の向上ということに努めてきているところであります。

特に今申し上げました4つの団地ではありますが、全て北部地区に集中いたしているわけであり、また、したがって、例えばバス路線の巡回ルートなんかにつきましても、ご高齢者の方が多い地区について若干手厚くというような対応をさせていただいているところであります。また、福祉サービス等につきましても、市内に4カ所の地域包括支援センターを設置をしておりますが、北部地区には2カ所を設置をさせていただき、より相談に乗っていただきやすい体制を構築をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

今、現状としましてはご説明いただいたことだというふうに思っているんですけども、その中で、私、また視察の話で申しわけないんですけども、先日、金沢のほうに高齢者福祉もしくは障害者福祉施設のほうを見学させていただきに行ってきました。名前を出していいかわからないんですが、シェア金沢というところを見させていただいております。その中では、すばらしいなと思った点として、もともとこのシェア金沢は地元のお寺さんが障害児の受け入れをしたところからスタートしているんですけども、今となつては「ごちゃまぜ」という理念のもとに、障害者・障害児用の住居であったりとか就労施設もしくは高齢者の住宅、そして格安の学生さんたち用の住宅、もしくは地域の人が集えるような温泉であったりカフェでありバーであり雑貨屋でありスポーツ施設であるといったものまで、さまざまな施設を1つの地域というか、エリアの中に配置することによって、それぞれの障害を持た

れた方や高齢の方、子供たちが何げなくふだんから接するような環境というのをつくっていらっしゃいます。そうすることによって、ふだんでしたらば、高齢者の方々、障害者の方々というのはサービスを受けるだけということになりがちなところではありますが、地域の中としてそれぞれの方々に役割というのを担っていただきながら、それぞれの障害者福祉、高齢者福祉もしくは子育て、あとはこれからは担う学生たちに対する支援というものを実はある意味1つの事業の中でそれぞれに対して効果が出るようなものを行っているというような場所がありました。

この取り組みというのは非常にすばらしいなというふうに考えておまして、そのときに、塩竈のもともと面積が狭いということのメリットを生かしながら、このような考え方を念頭に、町の中のそれぞれ本来なら孤立して行われていたような事業というものをうまく組み合わせることによって、より効果を出していくことができるのではないかと。また、塩竈の場合、すばらしい歴史、文化があるというのもありますので、この歴史と文化というものを生かした観光というものにもこういうのも取り入れていけるのではないかなというふうに考えております。

そういうことも私の頭の中にある上での質問にさせていただきたいと思うんですけども、現在高齢化した住宅団地の高齢者の方々に対するサービスとしては、バスなどを使って足というものを確保し利便性を向上していきたいという話ではあるんですけども、今後高齢者の方々も自分のおうちに住むことができないというようなこともあったり、あとは空き地というものの活用というのを踏まえた上で、住宅もしくは住環境の再配置という観点から見た経済活動もしくは介護予防もしくは定住促進といったものに対する施策というものは、市としてはどうお考えか、ちょっと分野がまたがるものなので答えづらい部分もあると思うんですけども、もしご意見があったら伺いたいなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 住宅の再配置あるいは空き家を利用した経済活動、そういったところについての施策についてというふうなことですけれども、私どもは町なかのにぎわい創出とか地域コミュニティーの維持に向けて、町なかの定住人口の定着といったところを必要だというふうに考えております。これまでも海辺の賑わい地区でありますとか藤倉とか北浜、そういったところの区画整理あるいは今進められている海岸通の再開発、そういったところでも中心市街地への居住の推進というものを進めてきております。例えば高齢者にとっても

町なかに住むというのは利便性の面でも都合がいいのかなというふうに思っております。

一方で、空き家の活用なんですけれども、比較的立地のよい場所であっても、必ずしも、新しい建物であっても規模が大きいというふうな理由であったり、あるいは建物が古くなってしまって老朽化が著しいと、そういったことから現状のままではなかなか活用されないといったような問題もあります。

こうした空き家の活用について、国ではいろいろな制度をつくってきていまして、例えば空き家再生等推進事業といったようなものが制度化されております。一例をちょっと紹介しますと、自治体の空き家に関する対策、そういったものを何かしようとした場合には、対象地区であるとか計画を定めて、対象地区内での空き家を仮に除却してポケットパークにしたりとか、あるいは空き家であるとか空き建築物を交流とか体験学習等の施設に活用する、そういったような補助制度なども出ております。こういったものを少し研究しながら、一方では我々のほうは町なか居住の推進というふうなものを進めていますけれども、空き家の対策というものもそういったものを考えていく必要があるのかなというふうにも捉えております。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

そうですね、空き家のほうの活用に関して言わせていただきますと、どうしても塩竈は昔ながらの住宅というのが多くて、道路が狭かったり、土地も小さかったりもしくは急峻なところに建っていたりと、なかなか現状、新しい世代の家庭が入ってきづらい場所が多いと思います。そういうところはぜひその制度を利用していただきながら、うまく2軒分を1軒にしてちょっと道路を広くするとか、そういうことも踏まえた上で資産価値のようなものをしてしっかりと高めて次の世代に引き継いでいくということをお願いしたいなというふうに思います。

最後に、ちょっと時間がなくなってきましたので、最後に起業家支援策について質問させていただきます。

私、冒頭、住民主体のまちづくりをということを申し上げさせていただきました。その中において、住民主体、住民のもちろん主体性というものは欠かすことのできない要素なんですけれども、住民主体のまちづくりといとなかなかピンと来ない場合もあるかなと思います。ですが、私たち自身が、この町、塩竈というところがどういう町であってほしいのか、そのためにじゃ何ができるのか、自分たちは何ができないから行政にはこういうものをしてほしいというように、住民、そこの町のプレーヤー、主役となる人たちが中心となって町の課題

を意識して解決していくというのが住民主体ということになると思うんですけども、そのときに必ず住民の中にその主役となる、主役というか、中心人物となるような方々もしくはグループというのが必要になってきます。そういう方々をよく言う言葉で社会起業家なんていう言葉を使って表現したりするんですけども、社会起業家というものは、社会的な地域の課題などを認識して、それをちゃんとビジネス的な観点もしくは組織、経営手法を用いてその解決に対して起業を行って事業を行っていくというような方々、要するに何でもかんでも行政にお任せというのではなくて、自分たちの中でちゃんと回していきましょうというのが社会起業家なんですけれども、そういう方々の存在というのが非常に重要になってくるのかなというふうに考えております。

塩竈市としても、ぜひこの塩竈のさまざまな資源を生かした、もしくは福祉関係でもいろいろ抱えている問題、課題に対してそういう解決策を提案してくれるような社会起業家の方々というものがどんどん生まれてくるもしくは外から来るということを期待していきたいところではあるんですけども、そういう社会起業家という方々が生まれるもしくは塩竈というところを対象として事業を行っていただくためには、どのような政策というものが塩竈市として提供するものとしてはあるのか、そこについて、もしお考えがあったら最後の質問としてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段のまちづくりについては、行政というよりは市民の方々が牽引者としてまちづくりを行っていくということについては全く同感であります。

ご案内のとおり、塩竈市におきましては今第5次塩竈市長期総合計画を推進中ではありますが、この計画策定につきましても多くの市民の方々が重層的にかかわっていただいたところがあります。そういった中から、単に行政が何をやるかということを書くだけではなくて、市民が自分たちでできることというものを明記をしていただきたいということで、ぜひ長総をお開きをいただきたいんですが、その中に市民ができることという項目を逐一明らかにさせていただいたところがあります。かように、本当に地域の方々の力というものはまちづくりに欠かせない大切なものであります。

今、そういった牽引者となる方々がソーシャルビジネスワーカーの方ではないのかというご質問でよろしいですか。違うんですか。

例えばそういった方々を育成するために、塩竈市としてどのような取り組みをしているのか

というご質問はいただきましたので、その部分についてお答えさせていただきたいと思いますが、例えば塩竈市であります、国の認定を受けております総合支援事業計画による創業スクールでありますとかワンストップ窓口によりまして、創業から経営まで伴走型の支援の強化といったようなものに努めているところであります。ぜひこの塩竈の町から起業の環境醸成に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

今、最後のところで事業を2つほどご説明いただいたんですけれども、今2つご紹介いただいたものとしては、普通に事業をするときに必要な企業経営のスタートアップのところに対する支援というふうな認識であります。

その前段として、社会起業家の方々のために行っていただきたいものとして、やはり市が抱えている課題もしくは今後の目標、狙いというものをしっかりと市民の方々と共有していく、市としてはこういう方向に持っていきたいんだけど、今こういうところで困っているんだ、そういうところを皆さんと多く共有していくというのが重要なんじゃないのかなと。そのためには、さまざまご意見を聴取しましたがという話もあつたんですけれども、もっとより多くその考えというのを広く知ってもらうための場所であつたり時間、空間というものも必要なんじゃないかというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

4番西村勝男議員。4番。

○4番（西村勝男君）（登壇） オール塩竈の会、西村勝男でございます。平成29年12月定例会一般質問の機会をいただきました同僚議員の皆様方に心より感謝申し上げます。

通告に従い、大綱2点、6項目について質問を行います。

初めに、東日本大震災復興計画終了まであと2年となりました。ハード面での整備後のソフト面の考え方について、また震災復興計画の総仕上げとして4項目について質問させていただきます。前向きなご回答をよろしくお願い申し上げます。

まず、新魚市場についてお伺いします。

新魚市場が10月25日完成を迎えました。施設において高度衛生管理体制のソフト面の充実を図り、ランニングコストの抑制などが課題と上げられています。それに伴い、今後の取り組

みとして、将来的には官民連携と指定管理者制度の導入を検討するとされておりますが、現在どこまで検討されているのかお示しただければ幸いです。

以下5項目につきましては自席にて質問いたしますので、よろしくご回答のほどお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から、あと残されます3年3カ月の東日本大震災の復旧復興の取り組みの基本的な考え方に関するご質問でございました。そういった中から新魚市場の官民連携と指定管理についてのご質問をいただいたところであります。

初めに、施設管理における官民連携の状況について、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

開設者である市の管理を基本としながら、その運用については卸売機関を中心とした業界の皆様が主体となっていただくなど、行政と民間とがお互いの役割をしっかりと果たしていくことこそが極めて重要であります。新魚市場の全施設が供用を始めて間もない状況ではあります。より使いやすい、より効率性の高い、そして高度衛生管理型の魚市場にふさわしい施設管理運営により水揚げの増加につながるよう魚市場関係者と今力を合わせて取り組みをさせていただいているところであります。

そういった中で、将来の指定管理はというお話でありました。まず現段階では、10月末の全施設の運用開始を受けまして、通年で運営コストを精査するため現在は経費等のデータ収集を行っているところであります。また、旧魚市場と比較いたしますと、例えば太陽光発電システムなどの新たな設備も増加いたしましたことから、さまざまな設備等の保守管理料の把握も必要となってまいります。これらのデータに基づきまして、今後に向けまして、より効率的に管理運営が実施できますよう業務の再整理を行いますとともに、指定管理者制度の導入も視野に入れた取り組みを促進をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

なかなか荷受体制が整わない、つまり2者が1者にならないという中で、新たに市が開設者として指定管理者制度を導入ということで考えていらっしゃるということを課題として上げられていたものですから、どこまで、いつまでにやはり進めていくのか。これによって魚市

場特別会計の改善であったり卸売機関の運営の効率化、魚市場の機能の活性化などさまざまな問題をこれから検討されて進んでいくべきものだと思っております。ですから、これは、指定管理者制度は必ず導入するというところでよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 基本的には魚市場が成り立つというのは水揚げがなければ成り立たないわけでありますので、一つはそういった水揚げをいかにして増強していくかという問題であります。もう一つは、せっかくこのたび高度衛生管理型の荷さばき所ということで、特三漁港だけに許される制度を活用して整備を行ったわけであります。したがって、高度衛生管理がどうやったらしっかり守られていくのかということも、もう一つの課題としてあるわけであります。我々が今考えておりますのは、やはりこういったことを推進をいただくとすれば、指定管理による手法というものも一つの選択肢ではないのかということで、今検討に入っているということをご答弁申し上げたつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

先行事例としまして境港市の漁港が挙げられておりますか、その境港での管理状況につきましてちょっとご説明いただければありがたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えをさせていただきます。今、議員から鳥取県の境港市の指定管理の状況ということでございます。

境港市魚市場の開設者は鳥取県でございます。県の魚市場というところで、卸売業務を営む方々、許可を受けている方々が3者、組合等も含めてでございますが、3つございます。指定管理の受け皿となっておりますのが、この3つの卸売機関が共同でつくった管理会社というところでその指定管理を受けているというふうに聞いているところでございます。それで、期間といたしましては、今継続中の期間が平成26年度から平成30年度までの5年間を一応指定管理の期間ということで今進めているということのようです。

先般、ちょうど今年度が中間年度ということでの評価を行ったということのようで、評価といたしましては高く評価ができると、2点満点、1人のポイントとしては2点ということですが、1.6点ということで、2点、1点、0点という3段階の評価でございます。評価をした方々からの評価点としましては平均で1.6点ということで、順調な管理がなされているという

評価がなされているように見受けられるところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 内容については十分に理解しておりますが、3者が管理会社をつくったということで、境港魚市場株式会社、あと鳥取県漁業協同組合とJFしまねという形で。

今、塩竈におかれます荷受け団体の会社、組合だったり全てのものにつきまして、今後こういう管理業務委託を通じて市場の荷受け業務、つまり塩竈市の魚市場の荷受け業務にステップアップをしていただいて、この機会、こういう機会に一元化されて、協力化なり近代化なり人材育成なりをしていくことも一つの方法ではないかなと思っ質問させていただいておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、塩竈魚市場の水揚げは今年間100億円を何とか超えているという状況であります。一方、この高度衛生管理型の魚市場を安定的に運営していくとすれば120億円の水揚げが必要でありますということは、議会の都度、議員の皆様方にご説明をさせていただいて、こういったことを考えますときに、やはり今2つあります卸売機関をまずは1本にすべきではないのかということで今日まで努力をしてきているところでありますし、今現在も進行しているわけであります。したがって、例えば我々の思いとしては、卸売機関が一本化し、それらの方々が例えば指定管理に手を挙げるという姿のほうが好ましいということで今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） せっかくの機会です。もし、市長、本当に長年ご苦労なされて、1年間、また議長経験者の方も水産業界の中心に入っていらっしゃいます。やはり協力体制を整えながらそれに向かって進んでいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

そこでちょっとお伺ひします。塩竈市の最盛期の水揚げ500億円ありました。現在100億円ということです。維持費の変動はどのぐらいになっているのかちょっとお答えてください。

○議長（香取嗣雄君） 並木水産振興課長。

○産業環境部水産振興課長（並木新司君） 維持管理に係る費用ということで、市場費の中でも市場管理費という部分でお答えさせていただきたいと思ひます。

昭和57年度、これが水揚げでは一番多かったときですが、このときの市場管理費の決算額でございますが、1億9,600万円ほどの決算額、1億9,614万7,697円というふうになっておりま

すが、これが例えば平成28年度、ことしの9月に決算お認めいただいた部分ですけれども、こちらのほうの市場費の市場管理費で申し上げますと決算の歳出済み額が8,994万5,977円となっております。ざっと倍以上の予算規模であったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） この数字はその時代時代によってその経費の変動もありますので、これが一概にどうなのか、5分の1になっているのかということも含めまして、今後やはり市場運営につきましては経費の削減なりコスト削減、また近代化に向けて頑張っていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

先行事例の鳥取県の境港では水揚げ量が12万6,000トン、金額として205億円、委託料として1億5,000万円前後が発生しているということだったものですから、やはり委託がいいのか、それから現在の状況でいいのかという部分を含めてご検討いただき、進んでいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

震災復興の総仕上げとして、2番目に行きまして、来年度完成します北浜地区下水道災害復旧事業計画において、北浜四丁目の北浜公園、プレキャスト式雨水調整池完成後は元の公園になるのか、また新たな利用法を考えていらっしゃるのかお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、震災復興関係の予算であります。1つは復興交付金事業であります。もう一つは災害復旧事業という制度を活用させていただいております。なぜ申し上げたかということですが、北浜公園については下水道災害復旧工事で施工させていただいております。原則はあくまでも原則であります。原則は原形復旧というものが災害復旧事業の建前となっているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 港町の公園も含めて、災害復旧事業は元に戻すというのが原則となっているというのは聞きました。ただ、あそこは、北浜の区画整理事業、昭和47年から30年かけて減歩率20%でできた公園であります。ただ、今回、ああいう施設ができ、その上に同じものを同じように建てられても、今までどおりの施設状況ではちょっと難しいのではないかと。やはり新たな事業展開といいますか、施設を考えてもいいのではないかと。それはやはり地

元の方々の合意形成も必要だと思うんですが、その辺につきましては若干の、それを言うだろうと……。だから、復旧事業は元に戻すということから外れる部分はありますけれども、その辺は何か考えられませんかでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 恐れ入ります。まず前段、建前のお話をさせていただいて大変恐縮であります。

実は、この施設は雨水貯留施設であります。旧来は公園の真ん中に噴水などの施設がございましたが、下側に貯留施設ができることによりまして、恐らくは噴水等を同様に復旧するというについてはなかなか難しいし、現実的にはそぐわないのではないのかということを考えております。ぜひ地域の皆様方、市民の方々から、新しくでき上がる北浜の公園にこういった施設をとというふうなお考えがございましたら、ぜひ皆様方のご意見を賜りながら、どういった施設が災害復旧でできるかということについては我々も最大限努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。その市長の意思を受けまして、地域でいろいろ話ししていければと考えております。

公園について若干調べさせていただきましたら、高齢化社会に対応した公園づくりということで、高齢者のための遊具が今つくられまして、背を伸ばすやつとか、あと肩を回しながら肩の運動をするやつとか、手すりがついたでこぼこの歩道をつけたりとか、そういう遊具が今全国に広がっていると聞いております。ちょっと古い資料ですが、1998年には全国で5,600台であったのが2007年には1万5,000台までふえていると。やはり外で、高齢者の方々が公園でくつろいでいただき、体調を整えて長生きをしていただくためということも考えられています。

まして北浜は、あそこに特別養護老人ホームこころの樹、北浜デイサービスセンターなど、お年寄りも大分集まりますので、そういう部分も含めて考えていただければと思っています。また、きょう議場にいらっしゃいます職員の方々は、作業というか、事務処理は結構やられてますが、いろいろな発想の中で新たな公園はこうあったらいいんじゃないかということも協議していただきながら、北浜、あそこは国道45号線ではないですが、産業道路として結構交通量がありますし、こういう公園ができたらすばらしいというものが皆さんに見ていただ

ける場所でもありますので、その辺をご検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） あえて、利用者の方々の思いというものも我々は受けとめていかなければならないのだろうなと思ひまして、前段、地域の皆様方のご意見もというお話をさせていただきましたが、なお行政としても北浜にふさわしい公園の姿についてそれぞれ模索をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） どうぞよろしくお願ひします。どうしても毎日の生活に追われている中ではなかなか発想が生まれぬという部分もありますので、行政に携わる職員の皆様600名いらっしゃいますので、やはりいろいろな知恵を出していただきながら、私たち地元の住民に対しても提案していただければ幸いですので、どうぞよろしくお願ひします。

次に移ります。

北浜緑地護岸工事、防潮堤完成後の北浜公園緑地、また公園の話なんですけれども、緑地護岸工事が終わりますと3万1,000平米の公園が町の中心に2年後に完成いたします。宮城県仙台塩釜港湾事務所が施工し、その後塩竈市に移管されると聞いておりますが、公園の維持管理について、また活用方法について、市として何かお考えありましたらお教えください。よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 管理について、それから利活用についてというご質問をいただきました。

初めに、管理についてご答弁を申し上げます。

本公園であります、現在、宮城県が平成31年度完成の予定で整備を進めていただいております。完成後は、緑地に加え、利用者が海と触れ合うことができる親水護岸の整備などがあわせて計画をされているところであります。また、水門部分に歩行者の方々が通れる橋ができますことから、マリゲートから親水護岸を備えた緑地公園まで一体的な海辺の賑わいゾーンになるのではないかと期待をいたしているところであります。

完成後の管理につきましては、都市公園条例に基づいて塩竈市が管理をさせていただくことになっております。

緑地公園の利活用についてであります。平成23年に北浜緑地公園の利活用等を協議する場として港奥部ウオーターフロント活用市民会議というものが発足をいたしました。委員の皆様

方からはさまざまなご意見をいただいておりますが、この意見につきましては港奥部利活用提言書として平成23年10月に宮城県宛てに提出をされ、その後平成27年、28年にも市民会議が開催され、整備について意見交換がなされているところであります。

宮城県では、この提言、意見を踏まえた整備を進めており、先日の11月29日も同様の会議が開催をされました。会議では、宮城県から整備の進捗状況の報告がありましたほか、地元町内会代表の「期待される緑地公園にするにはどのようにするべきか」ということについて委員の皆様方からも意見聴取がされたところであります。同会議は今後も開催され、利活用の集約がなされるものとお伺いをいたしておりますので、市といたしましてもこれらの意見を参考にしながら、家族で本当に楽しんでいただける公園として幅広い利活用について検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 市民等のコンセンサスを含めまして、できれば市としても確固たる安全対策なり何なりを考えていって進めていただければと思います。海岸線が大体2キロから2.5キロぐらいあります。どうしても海沿いで、親水地域もつくるということで、安全面での対策が一番会議でも出されたようでございます。その辺も含めまして、管理運営とともに安全対策のほうも十分に図られますよう、よろしく願います。

そこで、水門の話なんですけれども、先ほど橋ができると。つまり水門を管理するための橋だと思うんですが、水門が若干おくれているようですが、その水門建設についてはどのような状況になっているかお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 水門のご質問でございます。水門につきましては、港奥部の一番奥ですね、水路に入るところに設置をされるということでございます。年度といたしましても公園と同様の期間でということで今進めていただいておりますが、デザインといたしましても、地域に溶け込むような形の、防潮堤と同じような形の塩竈石風の色彩ですかそういったところを先般提案させていただいておりますが、景観条例の部分にも少し配慮をさせていただきながら県のほうで進めていただいているという状況でございます。

今回ご説明をいたしました橋につきましては、今おっしゃっていただいたように本来であれば水門を管理するための橋ということでございますが、そこを一般の方々にもお渡りいただ

けるような工夫をしていただけるということで進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） また改めて確認しますけれども、公園が完成と同時に水門も完成ということでもよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 失礼いたしました。まず公園のほうが先行して平成31年度までということになりますが、水門について、若干おくれてということで平成32年度あたりの完成になるかと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ここが完成しますとマリゲートから散策道路が港奥部の公園まで来、今度は北浜緑地公園、またそれから曲木神社、塩竈市魚市場までに向かう新たな散策道路が確立されると思います。やはり全て早目早目で県のほうと協議していただきまして、完成を見るようによろしくお願い申し上げます。

次に、4番目としまして、藤倉地区被災市街地復興土地区画整理事業が道路整備を残して完成となります。つまり新浜町杉の下線、今後交通量が増加すると思われませんが、今後、舗装部分、歩道、道路部分が完成に向けて進むわけですけれども、その安全対策についてはどのようにお考えになっているのかお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 都市計画道路新浜町杉の下線という路線についてのご質問であったかと思えます。交通安全対策ということではありますが、整備後の道路幅員が全体で12メートルとなります。幅2.5メートルの歩道が両側にでき上がりますので、車道部分が7メートルということになります。車道と歩道の境界部にはコンクリート製のブロックを設置し、一定の段差を設けさせていただきます。

今、議員のほうからご質問いただきましたように、大分直線の道路になりまして、車のスピードなんかもということが懸念をされますことから、歩車道分離、なおかつ段差をつけて歩行者の安全を守ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 今回の災害復旧で新しい町といいますか、藤倉地区にできるわけです。

その中で、今どうしても事故が起きてから道路をカラー舗装して、丁字路ですよという、またこれから下りのカーブですよということを帯状のカラー舗装がされたり、本当に危険な目に遭ってから歩道が整備されたりということになっております。やはり今回、塩竈市の目玉として区画整理事業がされ、市民に安全安心なまちづくりの一つとして、やはり歩道部分はカラー舗装、道路部分については、丁字路の部分については赤く着色して、丁字路ですよとわかるような、また交差点の歩道については、今、杉の入小学校の前に白と緑の歩道で、車が通る側が黄色く舗装されている歩道ができています。知ってますか。今、杉の入小学校のところに新しい歩道ができています。ああいう歩道が今後藤倉地区の方々の生活の安全のためにも、どこに歩道をつけて、どこに交差点で対応していくのかとか、先ほど市長もお話しになりましたように、これから直線で梅の宮、文化のほうに行ける道路がきちんと出ます。ですからスピードが上がってきたり、またあちらから来る車も新浜町杉の下線は今度は利用が過密になる可能性もあります。事故が起きてから……。この前、警察に行きまして、信号機をつけたいという話があった場合にはどうしますかと。いや、何か起きてからしかできないと、予算がないというお話だったので、やはりこういう歩道の安全、道路の安全は、今回これから舗装始まる前に計画されて、町ができ上がったときにはそういう住民の安全安心も担保できるような道路整備が必要だと思うんですが、その辺は市長はどうお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 歩道と車道に段差がつくわけです。そこを色を変えるという意味がよく理解できないんですが、当然段差をつけるということはそこで車は基本的には進入できなくなるわけでありまして。ですからそういったところで、今まで塩竈市におきましてはフラットな道路で、歩行者の歩行空間を確保するために緑色でやらさせていただいております。これは歩車道も分離をしておりませんし、もちろん段差もないからこそ我々そうやってきているわけでありまして、今回は2メートル50の歩道が段差つきででき上がるわけでありまして。これは、基本的には歩行者は守られると。中にはそれを乗り越えてと言われますと、それは100%ないというようなことは私どもは申し上げられないんですが、その段差をつけて歩行者をしっかりと守るとするのが最大の対策ではないのかなと思っております、先ほどご説明させていただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） それは十分にわかります。町の景観といいますか、きれいな町の中でそ

ういうものがあったてもいいのかなと思って提言させていただきました。ここ11月に入りまして交通事故が3件、死亡事故がありまして、やはり住民の安心安全という部分は最大限に活用しながら地域を守るということも一つなのかなと思って質問させていただきました。

できれば、先ほど言いましたように、道路部分については丁字路なり交差点なり、横断歩道についてはやはり着色をしていただいて、地域の方々が安全に渡れる歩道、今まであそこは大分歩道が少ない状況でもありますので、どこに歩道をつけるかも含めまして、住民とのコンセンサスを含めましてつくっていただければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、大綱2番目、早いもので、昨年12月定例会、香取議長のもと、勝画楼の現地保存に向けて塩竈市議会全会一致で決議され1年がたちました。6月定例会、土見議員、9月定例会、鎌田議員、今回の定例会でも鎌田議員のほうからも質問されておりますが、改めて、歴史遺産の継承に向けてお伺いします。

勝画楼の保存に向けた学芸員、専門職の常駐についてお伺いします。

塩竈市は、県内自治体で唯一専門職が常駐していないと聞いております。現在は宮城県からレンタルで在席しているとのことで、来年3月末には、年度内には期限が切れると聞いておりますが、今後常駐はないということよろしいのでしょうか、よろしく回答のほどお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 文化財の保存、活用を図るための専門職の一つが学芸員であります、塩竈市の教育委員会には既に学芸員資格を有する職員が配置をされているはずであります、まずはそこはぜひご理解をいただければと思います。おります。

ただ、学芸員だけではなくて、文化財専門ということで県のほうから割愛といいますか、県のほうにお願いをして配置をしていることは事実であります。その方が年度いっぱいということも事実であります。したがって、その後こういった文化財専門職員を引き続き配置できるかどうか、県のほうにもご相談をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 勝画楼並びに貞山運河等歴史遺産について、深く知識がある方がやはり常駐していただくことがこれから歴史的な文化遺産を残す上で必要だと思っておりますが、着実に市長の考えでは必ず常駐できる状態に持っていくということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 歴史的な文化財につきましては、それぞれ分野があるものと理解いたしております。例えば貞山運河的な構築物、今は建造物、建築物ですよね。ですから、例えば構築物に理解がある方を建築物のほうに持ってきて、やってくださいと言ってもなかなかその内容を把握できないというのが実態ではないのかなと思っております。

我々も、これから先、勝画楼の保存、管理ということについて、塩竈市の一つの大変大きな事業として取り組んでいくつもりでありますので、建築物に対して知見がある方を今お願いはさせていただいておりますが、これはあくまでも塩竈市からのお願いでありますので、そういった方々がおられるかどうかも含めて今後県のほうにまた足を運ばせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） どうぞ市長の腕で確実にその辺は確保していただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

勝画楼について、今後の作業スケジュールについてお伺いします。市が実施した現在までの調査でも想像以上の貴重な歴史遺産であるとされています。歴史的風致維持向上計画も策定され、国の社会資本整備総合交付金を活用し、国・県の補助を受け復旧作業を進めたいとなっておりますが、その準備段階の作業スケジュールについてどうお考えなのかお示してください。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。勝画楼の保存に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

勝画楼は、本年3月から実施してまいりました文化財調査の最終報告において、建物自体が大変貴重な歴史的建造物であることが確認されたところであり、本年10月12日付で志波彦神社、鹽竈神社からの譲渡手続が完了いたしております。

本市が所有者になりましたことから、安全・防犯対策として敷地入り口にロープを張るとともに立入禁止の看板を掲示いたしました。さらに、周辺への環境対策として敷地内の除草作業を行うなどの維持管理を行っております。

今後につきましては、本市では勝画楼を文化財として指定することを前提に、本年度中にまずは勝画楼の保存、活用を検討するための庁内プロジェクトチーム等を設置し、今後の保存や活用方針等を協議、検討してまいります。さらに、平成30年度には建物の増改築の経緯等

や、その価値をしっかりと見きわめ、損なわないようにするための保存、修理に関する本格的な調査を行ってまいります。そして、平成30年度中に勝画楼を市の文化財として指定してまいります。将来的には国の文化財として指定を目指してまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

ただいまお話にありました歴史的風致維持向上計画につきましては、これらの調査を踏まえた中でさらに庁内で検討しながら進めてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。

聞きますと調査活動に大体1年から1年半ぐらひまた新たにかかるのではないかと。また、市の文化財指定に1年ぐらひ。その認定するための期間といひますか、その改善がちょっと若干ずれてきているのかもしれませんが、あと県の文化財登録にも1年、国の文化財ということでもた1年、5年ぐらひはかかるのではないかというお話を伺っているんですけども、その辺についてはどうなっているのかご説明をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） これから国の指定を受けるまでかなり時間がかかります。あと、今お話ありましたように歴史的風致維持向上計画とか国から補助を受けるまでかなり時間がかかると思ひます。ですから、今、私たちが考えているのは、とりあえず応急処置としてこれ以上勝画楼が朽ち果てないように維持管理するための簡単な修繕等を平成30年度に、結局価値を損なわないように修繕活動もしないといけませんので、その辺を見きわめて方針等を決めて、応急処置のほうはしていきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 年数がかかるというのは十分に理解できますし、そのための努力もこれから必要になってくると思ひます。

多賀城市でもこの歴史的風致維持向上計画が出されまして、平成21年から策定ということで、平成23年にその計画が認定されたと。文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省で認定審査を行い、平成23年に認定されたとなっています。やはり申請から2年ぐらひかかっているということです。

ですから、今回、文化財登録にまた調査を含めて五、六年、また計画策定が認可されるまで

また1年2年、その後の計画を立案して改修、保存までまた相当時間かかるのかなと思って
います。その辺につきましても、もう少し新たな学芸員なり専門職の方々と協議されまして、
早目に進むようにご協力のほどよろしく申し上げます。

もう1点なんです、先ほど勝画楼の前に安全対策としてロープと立入禁止の看板ができた
と。果たしてそれでいいのかという気がしてなりません。昨年 of 新聞報道から、現状の勝画
楼を見学したいということで、ボランティアの方々が案内する中で、どうしても見たいとい
う方が結構いらっしゃると。やはり原状保存、安全対策のためにロープを張るのは確かにい
いことですが、あそこはおわかりのとおり、階段、真っ正面上っていきまして、右に曲がっ
て勝画楼の看板がありますが、大分朽ち果てています。多分ボランティアガイドの方々も説明
しにくい部分もあるでしょうけれども、また階段を上り切った状態で若干見えるぐらいのと
ころにロープと立入禁止の札があります。やはり観光ボランティアの方がせっかくあそこま
で、今回いろいろな新聞報道で取り上げられ、興味を持っていただいた方があそこまで来て
いただいています。やはりそれまでの歴史なりその保存理由について明記していただいて、
今後の計画などを書いていただいた形で、ここからここまでは立入禁止ですよ。やはりそ
ういう知らしめる、広報するのも一つ必要だと思うんですが、ロープ2本と立入禁止という
だけでは、せっかく観光ボランティアの方々が要望されてあそこまで行って、がっかりして
帰ってきたというお話も聞いています。これから5年10年、もしかかるとすれば、それでは
なくて、やはり今後の計画も含めて歴史遺産として大事な文を明記していただいて看板を掲
げるぐらい、また勝画楼に上る途中にあります勝画楼の看板もきちっと直されるのも一つの
方法ではないかと思うんですが、その辺についてどうお考えなのかお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） 勝画楼を見に来られた方に、ロープを張り立入禁止とし
ている現状を理解してもらうことが必要ではないかというご提案をいただきました。

今の勝画楼には、壁や床、引き戸などの損傷や建物の基礎となる石積みの一部に修繕を要す
る箇所も見受けられるなど、市民の皆様にご覧いただく状況にはご不便です。こ
のような状況を踏まえ、ご不便をおかけすることになりますが、安全対策や防犯対策の一環
として現在勝画楼の敷地入り口にロープを張り、立入禁止の看板を掲示する措置をとって
おりますことをまずご理解いただきたいと思います。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、現在の対応では市民の皆様にご覧いただく今後の勝画楼の取り扱

い、市の取り組みが伝わらないものと思われま。また、これから元朝参りにはたくさんの方々が訪れることも予想されま。そこで、年内に来訪者の皆様に勝画楼の現状をお知らせする、若干簡易なものになるとは思いますが、現地にサインのほうを設置するとともに、ホームページにおいても情報発信をすることで理解を求めてまいりたいと思いま。将来的には少しでも早く勝画楼をごらんいただけるように努めてまいりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） よろしくお願ひします。どうしても、インターネットとかいろいろな情報で取り入れてくる方もいらっしゃいますが、お年寄りの方々は新聞報道で、やはり勝画楼の価値観、歴史的な文化遺産ということでのものを拝見なされて来る方が結構多いで。それも含めてやはりちゃんと明示していただいて、今後の復旧復興計画といいまるか、復元計画も含めて明示していただくとありがたいのかなと思いま。

また、そこで、本当にこれに取り組むとすれば実際お金がかかると。つまり、もし認定され、進めていく中でまた2億円かかるとすれば、国から1億円、県から5,000万円、例えば残り4分の1は市で持つというとならば、5,000万円ぐらいかかるとする、例えばですよ。そういう割合で今までさまざまな事業については交付金なり補助金なりいろいろ出ているわけですが、やはり塩竈市のふるさと納税であったり企業版ふるさと納税、今、減免措置が多い納税もあります。つまり目的を持った納税を募る、またクラウドファンディング、先ほど出ましたけれども、そういう部分での修繕や補修、保存活動ということで、活用にお金ということ、物でお返しするんじゃないかと、そういう保存に向けての募金活動ということも一つ考えられないのか、市として。塩竈から出ていかれた大企業家の方もいらっしゃいますし、塩竈を思っている方も結構いらっしゃいますので、そういう発信も考えられないのか、お願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） 今、議員からご提案のあった内容、こういったものにつきましては、今年度中に設置いたします市内のプロジェクトチームで市内挙げてふるさと納税とか、あと市民の方々に募金とかどういうふうにしたら、こういった組織で呼びかけていったらいいか、そういった面を協議してまいりたいと考えておりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 安心しました。そういう言葉も聞かれたので、これから勝画樓の保存に向けては前に進むのかなと確信しました。ありがとうございました。

では最後に、商業・観光の振興策についてお伺いします。

先日、商工会議所の要望書にもありましたが、割り増し商品券・ゆめ博事業の経済への波及効果について、そしてどのように評価して捉えているのか、また来年度以降、昨日も阿部かほる議員からも質問されましたけれども、来年度以降、この事業に対してどのように取り組むのかお示してください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 割り増し商品券についてのご質問でありました。経済効果ということでありますが、直接便益と間接便益というのが当然あるかと思いますが、まずは今把握できますものは直接便益でありますので、そちらのほうを説明させていただきたいと思います。

今年度にあわせまして実施したアンケート調査をもとに試算をいたしますと、商品券全体で2億4,000万円であります。うち商品券を使用した内訳として、「商品券の入手がきっかけとなって新たな商品を購入した」というものが金額として全体の33.5%で8,040万円と試算をいたしております。さらに、「商品券での支払いにあわせて追加支出をした現金」が3,213万円と回答いただいております。これらの合計1億1,253万円から割り増し商品券の本市の補助分4,000万円を差し引いた7,253万円が商品券発行に伴う直接的な地元経済への効果ではないのかなと評価をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） それについてはいろいろ報告書が上がっていますので大体わかっていますが、市として予算を組まれ、商工会議所に委託され、商業協同組合がお手伝いさせていただきながらやった事業に対して、評価としては成功だったということによろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） この商品券を実施した目的であります。震災からの復興あるいは風評被害による地元経済の落ち込み、さらには平成26年4月からの消費税増税に伴う影響緩和等の一助になればという思いで事業に取り組んだところでありますので、一定程度のそういった効果は発現をされたのではないのかというふうには評価をいたしております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） そのように評価していただいております。つまり来年度にもつながるということでしょうか。

実は、ことし2月の時点での予算編成ではこの事業は影も形もありませんでした。やはり6月の時点で原案が出され、予算が成立されたと記憶しております。なかなか予算を編成する中でこの事業がなぜできなかったのか。実はこれは中小零細企業の商売をなさっている方に対する唯一の施策だと考えております。やはり計画を立てられ実行され、評価がどうなるかによって次に向かって進めるという部分がありますので、その評価、つまり予算を組んで施策を実施した自治体がどう評価するのかということでお聞きしました。つきましては、評価されたとすれば来年もということでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 結論から申し上げます、この事業制度については消費税増税のときに各市町で取り組んだ実績がございます。ただ、平成29年度まで実施しておりますのは実は塩竈市一市だけでございます。4,000万円の費用をどう使うかということについては、さまざまご評価を我々はいただく立場であります。したがって、改めてその効果を確認をさせていただきながら、4,000万円の経費を本当にどういう形で使うことがまた市民の方々にとって望まれるものになるのかといったようなことについて、改めて検証させていただければと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 4,500万円の経費をかけて2億4,000万円の……。 （「4,000万円じゃなかったか」の声あり） 売り上げとして2億4,000万円までいろいろ波及効果があるということで計上されております。実際果たしてこれが各商店に行き渡ったのかと。残念ながら、半分、40%ぐらいは大型店でやられております。大型店は自身が売り出しなり何なりやられて、それなりの努力をされて結果を出されていますが、零細企業はチラシを出すこと自体が難しいと。まして、今回の割増商品券事業だけではなく、今後地元の零細企業に対しての施策といえますか、これにかわるものが何かお考えになっているのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま商業・観光の振興策として割り増し商品券についてご質問いた

いただきましたので、割り増し商品券についてはこうでありますというお答えをさせていただいております。これからいよいよ30年度の予算編成になりますので、しっかりと地域に根ざしたさまざまな事業が展開できますように、なお努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ゆめ博についてはどういう評価をされているのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ゆめ博についてのご質問でありました。内容を詳しくご説明させていただくべきであろうかと思っておりますので、踏み込んだ説明をさせていただきます。

開催期間中の入り込み数が今年度初めて11万人を超えまして11万3,609人となっております。開催前の平成26年10月のイベント入り込み数が5万7,440人でしたので、実質的にゆめ博でということになりますと私どものほうでは5万6,169人がこのゆめ博で増加をした人数と把握をいたしております。ここから来場者アンケートをもとに試算をいたしました市内からの来場者8,538人を差し引きますと市外からは4万7,631人にご来場いただいていることとなります。これに宮城県が統計上使用いたしております1人当たりの日帰り観光客単価4,500円を掛け合わせますと今年度におきましては2億1,400万円ほどの経済効果があったものと推測をいたしているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 温かい評価をいただきましてありがとうございます。

残念ながら私としては、「みなと塩竈ゆめ博」を開催しまして、2,000万円をかけて11万人とふえております。ただ、統計を見ましたら、塩竈市民が参加している人数が若干下降ぎみだというような評価も出ています。やはりもう少しそういう部分でのチェックも厳しく、評価を厳しくしていくのも一つ大事なのかなと。また、ゆめ博2,000万円ですべて11万人、例えばですけども、内容は違いますけれども、市民まつりでは商工会議所から50万で、1日で3万人ぐらいお集めになっています。土見議員、阿部眞喜議員などが一生懸命市民まつりで頑張っているのを聞いていますけれども、やはりせめてゆめ博は30万人ぐらいを目標に考えるべきではないかということで、ご提案が一つあります。

1カ月でやること自体が果たしていいのかどうか、私個人的には思うんですが、4月から花

まつり、市民まつりで1つ、みなと祭で1つ、秋のイベントが1つと、3つぐらいに分けて、そういうことでシリーズを組んでこういうゆめ博を考えてもおもしろいのではないかと。つまりどういう評価をし、どういう改革をし、次に進むかということが問われていると思います。ですから、よかった、よかったではなくて、今後続けていくのであればそういうことも、やはりお金を出し企画される、施策を出す方々も含めてそういう部分を考えてもいいのではないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 11万3,000人がふえたんじゃないということをお話ししてますよね。旧来から、ゆめ博前から、この期間中には例えば「月灯り」とかいろいろやってきているわけでありまして。ですから、そういった方々が5万人ほどおりますので、実質的にふえた数ということで先ほどご説明させていただきましたほか、塩竈市民もそれぞれの家庭からご参加いただいているわけでありまして、実質的な人数は4万7,631人ということでお話をさせていただいております。それに1人当たり4,500円という単価を掛けて2億1,400万円ほどの経済効果があったものではないのかということをご説明をさせていただいたかと思っております。

それ以外の間接的な便益ということになりますともっともっとあると思っております。ただ、なかなかそういったものを、定性的にはわかっておりますが、定量的な把握というのができていくというのが実はこういったイベントではないのかなと思っております。したがって、今後も引き続き市といたしましても、本市にとって直接便益、間接便益がどういうものであったかということについてはできる限り分析をさせていただきながら、ご質問の今後どうするのかということについても来年度の予算編成に向けて市内でまずしっかりと議論をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 慎重に審議していただければ幸いです。

きょう、なぜこういう話を出したかといいますと、観光物産協会のほうでは大分事業を抱えております。1年に満遍なく事業が展開され、集客を求めて活動されております。それも含めて「みなと塩竈ゆめ博」を3つぐらいに分けて、それを中心に、例えば花まつり、みなと祭、あと秋のイベントという形でのゆめ博を考えることも一つではないかと。一つに集中することも大事なんだろうけれども、やはりシリーズ化されてもおもしろいのではないかと。という提案でございます。今後とも来年度予算案をつくる上でも前向きにご検討いただければ

幸いですので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時30分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番志賀勝利議員。10番。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀勝利です。今回は、同じ会派の菊地議員が一般質問する順番のところ、私に譲っていただきました。質問機会をいただいたことに感謝申し上げます。今回の一般質問では大きく4点について質問させていただく予定であります。

質問に移る前に、佐藤市長にお願いがあります。いつも私は将来起こるべきことを想定した質問を市長に投げかけますが、今まで毎回のように佐藤市長は「『たれば』には答えられない」と答えられておりますが、今回はぜひ答えていただきたいと思います。

定例会ごとに提出される予算に関する議案においても、入札不調による減額補正が数多く提出されております。その原因は、予算案そのものが「入札が成立すれば」という「たれば」の話だからであります。議会には「たれば」の議案審議を要請しながら議員の「たれば」の質問に答えないということは、まことに理にかなっていないのではないかと思います。ご都合主義のきわみではないかと思っております。さらに、政策に対する核心に迫った質問には、質問趣旨と全く違う回答をするということがここ毎回のように続いております。議会報作成を担当している議会事務局職員は、整合性のない質疑と回答の文章の作成に毎回苦勞しております。

日ごろ公明正大をモットーにすると公言されている佐藤市長におかれましては、きょうは私の質問を真摯に受けとめていただいて、回答いただくことを要望いたします。

きょうの傍聴者の皆さん、そしてケーブルテレビで視聴されている市民の皆さん、この辺のところを頭に置いていただきながら質疑応答をお聞きいただければ幸いです。

それでは質問に移らせていただきます。通告書とは順番が変わりますが、その点はお許し

いただきたいと思ひます。

通告4番目の質問をまず初めにさせていただきたいと思ひます。水産加工品ICT化事業、これは平たく言えば情報通信技術利用であります、について質問させていただきます。

本年2月定例会の予算特別委員会に、ある意味鳴り物入りで提案されたICT化事業であります。6月に1,000万円かけたホームページが完成し、そのできばえについて質問したところ、佐藤市長は「すばらしいできだと思ひます」との回答をされました。しかし、残念ながら、ホームページに商品を掲載した関係者に感想をお伺ひしますと「今のままでは使い物にならない」との意見が多く聞かれております。私もホームページ開設以来毎月のようにチェックしておりますが、登録商品は6カ月前からふえることはなく、このままでは無用の長物になってしまうことを危惧しております。前回の定例会でもこのことは申し上げました。

そこで、今後このホームページに対して、塩竈市としてこの利活用をするためにどのようなバックアップ体制を考えているのかお伺ひします。

ほかの3点の質問については自席より行ひます。

以上で第1回目の質問を終わります。当局の誠意ある回答をよろしくお願ひいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から、水産加工品ICT化事業について、バックアップ体制をどうしているのかというご質問をいただきました。

まずは国内販路の拡大ということを一つの柱にさせていただいておりますが、2月の「塩釜フード見本市」に始まりまして、6月に開催されました東北復興水産加工品展示商談会を初めとするさまざまなイベントに積極的に参加をさせていただきながら、ICT化の実現のために努力をさせていただいているところであります。具体的に申し上げますと、6月の6日、7日に仙台国際センターで開催されました東北復興水産加工品展示商談会に始まりまして、以下8月24日、9月27日、11月9日といったようなさまざまなイベントにこちらのほうから出向きまして、塩竈の商材のすばらしさというものをPRをさせていただいたところであります。

また、国外の販路拡大にも取り組みを始めているところであります。海外バイヤーとのセミナーを開催させていただきながら1月には香港の商談会、またつい先日はバンコクで開催されました日本産農水産物・食品輸出商談会に出向きまして、商談件数が40件、成約見込み数が12件といったような取り組みをさせていただいております。

まだまだ努力が足りないと思っておりますので、さらなる努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。私の聞いてないことをとうとうとお話いただきまして、ありがとうございます。一応活動はわかりました。

私がお聞きしたのは、ホームページをどうするんですかということをお聞きしているわけですが、この点どうされるんですか、お聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） ホームページの運営につきましては、当然のことながら今後も塩竈水産品協議会の事務局であります塩竈市団地水産加工業協同組合さんとともに、登録業者の増加あるいは登録商品の増、こういったところに事務局としても一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 一緒に取り組むというのはどういうふうに取り組むんですか。その辺を具体的にお話してください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） その前に1つちょっと言い忘れました。1つ取り組みの実例といたしましては、昨年、フード見本市においていただいたバイヤーの方々約2,500名ですが、こういったところにもダイレクトメールを出させていただきまして、サイトへの登録のご案内をさせていただいておるというのもまず実績としてございます。

それから、今のそれが1つ代表として挙げられるところでございますが、私どもとしても事務局ともどもやはり回って歩いてお声がけさせていただいて、ぜひご登録をいただきたいというお声だけ等を具体的にさせていただくということを常日ごろやらせていただいておりますが、今後も続けさせていただきたいというふうに考えます。

それから、前回の質問でもありましたが、なかなかそういった登録とかふなれという部分もございますので、そういった部分でもご協力をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 今の説明は、過去にやったことですね。これからどうするのかという

ことを私は聞いているんですよ、具体的に。

それと、来年度の予算編成に向けて、この事業に対して何がしかの予算をとられる方向で考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 先ほど市長からご答弁させていただいた内容も含めてですが、今、議員からはホームページのみでのご質問ということで捉えておりますが、私どもとしてはこういったホームページというのも一つきっかけということに考えております。それで国内外での販路拡大、そういったところにも一緒に取り組まさせていただいて、塩竈の商品を売っていくと、そのご助力をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、予算的なものとしたしましては、このICTにつきましてはホームページの維持管理費用、そういったものにつきましては継続をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） あのホームページ、1,000万円もかけてつくったわけですよ。現実的にこれが生かされないとなると1,000万円が無駄になるわけですから、やはりICT化事業というのは多分このホームページの作成で最初我々は説明を受けたと思うんです。それ以外の事業というのはそれは販路拡販であって、ICT化事業とは違う分野の話だと思いますので、私はICT化事業についてお聞きしているわけで、ただ努力する、努力するだけで、一銭もなくて努力は多分できないはずだと思うんです。今のままのホームページを何かしら変えていかない限り有効活用はまずおぼつかないのかなと。そこのところをお聞きしているわけで、そこのところどうなんですか。実際につける意思があるのかないのかだけお答えください、予算をね。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 先ほどお答えをいたしましたとおり、まずこのホームページを維持していく予算というのはしっかり要求をしていきたいというふうに考えております。

それから、冒頭、議員からのご質問にもございましたが、あの状態ではなかなか難しいんじゃないのというご意見もあるということでございましたので、ぜひそうしたところをどういふふうに改善していけばより使いやすくなるか、そういったところをぜひ後ほどご教授を賜ればというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） どうすれば使いやすくなるかということよりも、システム会社はお金がないので一銭たりともこれ以上できませんということを言っているわけですよ。だから、そのこのところはお金がないとできないわけですね。ですからそのこのところを、市長、予算として確保するご意思があるのか、ここだけお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そういった課題を改めて担当課と協議をさせていただきながら30年に向けた体制を構築いたしてまいります。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ期待しておりますので、ぜひともいい方向に向かうようお願いしたいと思います。

まず2つ目の質問のほうに移らせていただきます、これは通告書の中では3という形で書いてありますが。

現在、塩竈市を相手に2件の住民監査請求の裁判が行われております。1件は浦戸地区での危険家屋解体の二重請求の件、それからあと1件は重点雇用対策事業についての私が訴えている件ということになります。

それで、これは、私は当然敗訴すればその裁判費用は全部自分が負担するという覚悟でこの裁判を行っているわけですがけれども、塩竈市としては、負けた場合、誰がどのように費用の負担をされるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 弁護士費用ということでよろしいでしょうか。

住民訴訟における被告は執行機関または基幹たる職員でありますので、勝訴、敗訴を問わず、通告にありました弁護士費用につきましては地方公共団体が負担するということになると思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それで、まずこの返還請求を棄却した理由を、それぞれ重点雇用対策と危険家屋解体の棄却した理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 住民監査請求……。 （「を棄却した理由」の声あり） 監査が棄却している。 （「だから監査ですね」の声あり） 監査ですね。高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 住民監査請求の結果につきましては、請求者に対して回答しております。文書で回答しております。その中身のとおりでございまして、改めてつけ加えて説明するということはすべきでないというふうに考えておりますので、ちょっとお答えしかねます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 1件は私ですけれども、1件は私じゃないので、私が質問しているわけですから、その1件、じゃ家屋解体についてだけお答えください。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） その件につきましても、同じ理由でお答えすべきものではないというふうに考えております。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） だっておかしいじゃないですか。棄却理由があるから棄却するわけでしょう。その理由が公にできないことなんですか、お聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 請求した方にその理由はちゃんと文書で回答しておりますので、それで十分かと思えます。別に公にするようなことではないだろうというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） じゃこれ情報公開上は秘密裏にこういうことは進めるという理解でよろしいですか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 秘密裏ということではございませんけれども、改めてここで公開する必要はないということでございます。すべきことではないというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） そこは地方自治法上の第何条に書いてありますか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 条文まではちょっと今、何条ということまではありませんけれども、こちらで回答して、あとは本人が不服であれば裁判を起こすという形になっておりますので、その前段のものとして我々は回答しておるということです。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） こういうところで話ができないということが何条に書いてありますかと
私はお聞きしているんですよ。そこのところをお答えください。

○副議長（伊藤博章君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ちょっと今条文は持ってきておりませんので、わかりませんという
か、回答できませんけれども、そこの部分については後ほど調べて回答いたしますけれども、
こういうオープンにすべき内容ではないということだけは確かです。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） じゃこの議会が終わるまでに調べてご返事ください。

それと、今回のこういった問題点は、例えば危険家屋解体、これについても、なぜ寄せ集め
になったのか、74件が。その理由としてはいろいろ当局から挙げていただきました。その中
で、結局は完全に流された、書類をとめていた理由というものに対して、74件の物件を一つ
一つ調べていった結果、書類が整っているものもある、整っていないものもある、結局とどめ
る理由が、正当な理由が見つかりませんでした。

それと、先日の議会報告会の中で、参加者の方のお一人に、自宅が流された、津波で、寒風
沢の方です。その方も、自分の家は解体という印の旗が立っていたと、解体じゃない、瓦れ
き処理の支柱が立っていたと。ところが、それが解体にまじっていた、どういうことなのか
という質問をされた方がいらっしゃいました。

結局、そういうことがあって、業者の方が勝手にそういうものを例えばでっち上げたときに、
それを役所が一切チェックできなかつた。システム上の問題点もあろうかと思いますが、
チェックできなかつたのかチェックさせなかつたのか私にはわかりませんが、いろい
ろ見ていると結局はそういう流れでチェックしないような仕組みをつくって危険家屋解体の
予算部分を全部消化していったというふうに私は考えております。ですから、これは業者が
勝手にやったことではなくて、市当局がやはり指導的な立場に立ってこういう問題を起こし
たのではないかなというふうに私は思っているわけですが、市長、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私どもは議会でのご答弁については質問通告に基づきまして最大限ご説
明をさせていただいておるつもりですが、今のご質問についてはこの通告のどの部分と理解
すればよろしいでしょうか。

- 副議長（伊藤博章君） 志賀議員、この通告に合わせた形でご質問をお願いいたします。
- 10番（志賀勝利君） じゃ誰の判断で事務処理を可能にしたのかということだけお聞きします。
- 副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。
- 市長（佐藤 昭君） 弁護士費用を誰が負担するのか判断したかということですか。（「そうじゃないです」の声あり）だってこれ質問通告が……。
- 副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。
- 10番（志賀勝利君） この住民監査請求された事件の事務処理、これを誰の判断で行ったんですかということですね。重点雇用対策にしても、経費内容が全くでたらめ、4年間、我々議会に対して出した数字と実際に領収書を提出した数字が全く違っていると。これは普通にチェックすればわかるはずなんですよ。それでいろいろ私、内部告発の人からいろいろな話を聞いていると、どうも作業日報をつくるにしても何にしても、その金額におつつけるために市の担当者とその会社の担当者が電話で一生懸命それを打ち合わせしていたという話も聞いております。そういうことを考えると、重点雇用対策にしてもああいうでたらめな数字を構築したのは、たまたまいろいろ質問したときに、小山部長が電話で問い合わせをしました、聞き取りしましたというお話をしておりましたが、電話で聞き取りしたんじゃないくて、電話でそういう数字を役所が指導したんじゃないかなというふうに私は感じているわけですが、そうでない限り、こういう不始末がわかったんだったら業者に対して返還請求すればいいだけのことだと私は思うんです。それがなぜ返還請求を棄却して、業者をどこまでも守ろうとするのか、そここのところが私ちょっと理解できないわけですね。だからそここのところを、市担当者の手続のミスなのか、でなければ誰の指示によるものなのかというところになるわけです。だから、これは誰かが指示しているんですよね、こういう処理ね。誰も指示してなければ、完了検査で領収書とも突き合わせをなさいと国・県から言われていることに対してそれを一切せずに、全くその経費項目の金額が実際と違った数字を4年間も議会に提出しているということが、誰かの指示がなければそんなことできないと思いますよ。担当課長がこれ勝手にやったんですかということなんです、担当部長が勝手にやったんですか。そここのところを私はお聞きしたいだけです。
- 副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。
- 市長（佐藤 昭君） 今、いみじくもご当人がおっしゃられておりますが、これは原告と被告の立場でありますので、裁判の場におきまして塩竈市の主張につきましては主張申し上げさ

せていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私は、今の質問、私の重点雇用対策については取り下げますが、じゃ危険家屋解体のことについて、じゃお聞きします。もう一回言いますね。

じゃ危険家屋解体については、書類が、事務処理、ある桂島の解体されたという家、これは届出書には立ち会いは不要と書いてあります。それが、立ち会いが要と書いた人があるから立ち会ってもらった方は解体したという市の説明がありましたけれども、不要と書いてありました。そしてさらに、ご本人が寝たきりになっていて判断ができない、名義人ができないので代理人の方が、普通、代理人の申請書があるわけですけれども、それが所定の用紙ではなくて、前にも言いましたけれども、普通のA4のコピー用紙にパソコンで打たれて、それでやっていた。そういうこともあるわけです。そういうことをシステム上役所内で認めちゃっているのは誰かがそういう指示したからそういうことが通ったわけで、その事務処理は誰が認めたんですかということを知りたいわけです。お聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 暫時休憩いたします。

ただいまの志賀議員の発言と通告の部分の確認をしたいと思いますので、小委員会室において議会運営委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。再開は追って連絡をいたします。以上です。

午後3時56分 休憩

午後4時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

志賀議員の残り時間は14分24秒です。10番志賀勝利議員、お願いいたします。

○10番（志賀勝利君） じゃ改めまして、お聞きします。

先ほど来説明しておりますが、浦戸の危険家屋解体二重請求分について、こういった職員の事務手続のミスだとか間違いとかそういったことを見逃したのは誰の指示によるものなのか、それをお聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今ご質問の案件につきましても、今係争中の案件でありますので、議場

で発言をすることは差し控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私は原告だからできないと言って、片方はできるのかと思ったらやっぱりできないわけですね。

それで、この裁判で例えば敗訴した場合、先ほど言いましたけれども、私は市の分まで負担、お金を払わなければいけない、弁護士料ですね。市の場合、この場合、敗訴した場合は、こういった事務手続を見逃したという、見逃したのか指示したのか指導したのかわかりませんが、そういったような責任というのは、市長はどのような責任をとるつもりなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどと同様に、こういった係争案件につきましては、勝訴、敗訴を問わず、執行機関または基幹たる職員を訴えられておりますので、地方公共団体が負担するものであるということを再度ご説明をさせていただきます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると責任体制は何も明らかにしないと、ご自分の責任は、そういうことでよろしいですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そのことにつきましては、この場でご答弁は差し控えさせていただきますということを前回のご質問の際にもそのようにご答弁をさせていただいたかと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） かつての調査特別委員会の中で「こういった問題を引き起こしたのは私の責任である」ということを市長は明言されているわけです。だから、私の責任であるということは、その責任というのはどういった形で敗訴した場合はあらわすのかということをお聞きしているわけですが、やはりだめなわけですね。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今もう既に係争中の案件でありますので、司法の場でしっかりと議論いただくものと思っておりますし、再度になりますが、塩竈市の主張につきましては裁判の場で明らかにさせていただくつもりでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 申し添えますけれども、係争中だからという理由ですが、調査特別委員会の場合は、係争中でもずっと委員会をやって、市としてはいろいろお答えいただいていたわけですが、お答えされないということであれば、これで質問は打ち切りたいと思います。

それから、海岸通の再開発についてお伺いいたします。

2月に一応入札が延びたということを知っておりますが、この入札が不調になったときに、その後どういう対策を考えられるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 2月の入札は第2回目の入札となります。今、再開発組合におきましては、建設業者、たしか10数社の方々にいろいろヒアリングをさせていただいているということをお伺いをいたしております。建設業界の動向でありますとか資機材の市場動向等を把握しながら、これから組合で入札行為を行っていくものと考えております。

再度不調になった場合というご質問でありました。このことについては、これはあくまでも私と申しますか、行政側といたしましては、発注の考え方についても踏み込んで考えるべき時期ではないのかということを知りたくて昨日もご説明させていただいたかと思っております。具体的に申し上げれば、今回入札いたしますのは1番地区のマンション、それから業務棟、駐車場になるんですかね、そういった1番地区の建物あるいは外構等について入札をされるという方針であります。2番地区については改めてということを考えておられるようでありますが、今回不調になった場合については、もしご相談があれば、そういったことにつきましても塩竈市として発言をさせていただければと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） この件に関しては、市長もたびたび組合の会議に出席されたということをお聞きしているわけですが、何回出席されたのかお知らせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 再開発組合への出席についてであります。前にも議員から同様のご質問をいただいたかと思っておりますが、合計これまで52回の会議に参加をいたしております。内訳を申し上げます。準備組合の時点では110回の会議がなされておりますが、私は32回出席をさせていただいております。また、総会が9回開催をされておりますが、8回出席をさせて

いただいております。また、事業認可を受けまして本組合となりましてからは、基本的に理事会へ出席できる者は理事の皆様方ということになっておりますので、私は差し控えをさせていただきますました。ただし、組合のほうから要請をいただきました6回につきましては全て出席をさせていただいたところであります。また、総会等にも複数回出席をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それで、我々は、組合の方々が連帯保証せずに事業を行っていたと、事業をやろうとしていたということを昨年2月の一般会議の中でわかったわけですが、この辺の事情というのは市長はいつごろからご存じだったんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段申し上げましたとおり、私は主に準備組合の時点ではかなりの回数を出席をさせていただいておりますが、事業認可を受けて本組合となりましてからは、私は理事の資格がありませんので、当然のことながら基本的には出席ができないということでありましたので、要請をいただいてからということを出席をさせていただきました。そういった問題についても担当から聞いてはおりましたが、いつということについては今手元に資料がございませんので、正確な日時については、大変恐縮ではありますが、お答えできないことをご理解いただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） いつごろで結構ですから、その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 曖昧なご返事を申し上げるのは非常に恐縮でありますので、また確認をした上で日にちについてはお知らせをさせていただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それと、これだけ52回もたくさんの回数出て本当にご苦労だと思いました。ただ、これだけの回数に出席していらっしゃるわけですが、この事業進行上、市長はそこにかかわっていらして、この事業の危うさというんですか、ということはお感じになったことはないんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 昨日も同様のご質問をいただいておりますが、そもそも事業化に至った

経過については再度繰り返してご説明は申し上げます。ただ、組合が責任を持ってこの事業を推進をしていくということでありまして、塩竈のまちづくりにとりましても大変大きな役割を果たすことになるということは私も確信をいたしております。できる限り組合の皆様方と一緒にこの事業を成功させたいという思いであります。今も全く変わっておらないところでありますので、引き続き組合の方々とさまざまな視点、観点から事業の内容の確度を高めながら推進をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） いや、だから、それまでの事業計画ではちょっと危ういなと感じたのはいつですかということをお聞きしているわけですね。お感じになったことはないわけですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そもそも計画を策定するというのは準備組合なり組合であるはずであります。これは行政側が計画を策定するというのではないわけでありまして、前段申し上げましたように、当初はたしか50億円近い全体事業費を計上されておりました。例えば2番地区にホテルの導入といったようなものの計画をされていたわけでありましたが、私のほうからは、非常にホテル業界も大変厳しい環境でありますと、そのことについては皆様方が本当に2番地区に出店をいただけるようなホテル業界があるのかどうかまずはしっかりと確認をされるべきではないのかということをおアドバイスさせていただいております。それを受けまして、たしか30社ぐらいであったかと思っております、ここは正確な数字は覚えておりません、そういったホテル業界の方々とヒアリングをされまして、残念ながらこの規模のホテルであればなかなか出店は難しいということをお改め確認をさせていただいたところであります。したがって、その後の計画の中でホテルという部分を削除したということは、そういった経過の成果として出てきたのではないのかなと思っております。そのほかにもさまざまな視点、観点から、私もまちづくりにかなり長い期間かかわっておりますので、そういった視点、観点からアドバイスをさせていただいたと思っておりますし、先ほどご質問いただきました例えば地元の金融機関のほうからぜひ協力ということをお願いをすべきでありますというようなことにつきましても私のほうから助言を申し上げたというふうに記憶をいたしているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） いろいろご説明ありがとうございます。

私が聞いているのはそういうことではなくて、市長ご自身がこの事業計画に危うさを感じたことはなかったんですかと聞いているだけだから、感じたことありませんの一言で済むんですけれども、その辺はどうですか。（「ありません」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。（「ありませんと言いました」の声あり）

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 「ありません」というお答えがあったので。なければ、なぜ4億円も市が出すことになったのかということなんですね。そのところをお聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そのことにつきましては、議会の皆様方にも提案理由でご説明させていただいているはずであります。議員も議場におられるんですよ。なぜ出したのかということについて説明させていただいております。

理由は、今回の復興交付金の中の市街地再開発事業につきましては、本来は3分の2の補助であります。しかしながら、この復興交付金制度を活用しますと5分の4の補助が一定程度の施設に入ります。ただ、それでも大変厳しい環境であるということについては、具体的に申し上げますと資機材の高騰でありますとか建設コストの高騰でありますとかという大変厳しい環境であります。したがって、本市といたしましても、大切なまちづくりでありますので、ぜひ残りの5分の1、行政が取り組むとすれば5分の5の補助がありますので、5分の1をぜひ貴重な市の財政から負担させていただきたいというご説明をさせていただいているはずでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） だから、金を出さなきゃいけないとなったのは、結局その事業計画に危うさ、このままでは進まないなということを市長は感じ取られたから4億円出すことにしたのではないんですか、そうじゃないんですか、お聞きします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ですから、この事業、まずはまちづくりとして進める手法については前段申し上げました。基本的に、最終的に判断されるのは組合であります。私どもはその組合の思いが実現できますように、行政としてどういったご支援ができるかということについては市長だけの判断では当然できないことでもありますので、議員の皆様方にもその間の事情をご説明をさせていただき、予算を執行していいかどうかということを確認をさせていただき

まして、皆様方から附帯条件をいただきながらご承認をいただいたものと思っておりますので、私はその折々にそういう説明をさせていただきながら、よりよい事業ができるようにと
いうことで取り組んできたつもりであります。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） そういうお考えであれば、最初から5分の4は国、5分の1は市でやります、負担しますという説明で事業をスタートしているのであれば、それは理解できるわけですが、ある日突然、選挙が終わった途端に2月定例会で4億円出しますという話を聞いたときに、えっと思ったわけですよ。だけれども、我々としてはやはりむげには反対ができません。だから附帯事項という形で賛成という形で回ったわけです。だから、そこに4億円を出すということは、どこかに危うさを感じたからそういう話になったんだろうなと思っていたのでお聞きしたわけですが、そのところがわからないようであれば、それはそれで結構でございます。答えるんですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、この事業にかかわらず、復興交付金事業であり災害復旧事業であり、資機材の高騰でありあるいは建設コストの高騰であり、全ての事業が同じ状況に置かれているということについては、逆に議員のほうから「こんなに不調が出るのは何なのか」ということで聞かれておりますよね。ですから、建設産業全体が大変そういう厳しい状況にあるということについては、議員の皆様方にもできるだけご理解いただけるような資料は提供させていただいているつもりであります。そういった特殊な状況でありますからこそ我々のほうでも5分の1をご負担させていただきたいということで提案をさせていただいてきたということであります。それが「突然、選挙が終わったら」と、何か全く関係ないと思いますが、そういったことから切り出されるということについては非常に私は心外であります。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 選挙が終わったからという表現が悪いんですか。平成27年の8月末に選挙が終わりまして、もう次の年の2月に我々に提示されたわけです。終わったらですよ。そういうことでしょうか。その前の12月の定例会でそういう話しされましたか。されてないですよ。だから、それはそういうことですから、私はそういうふうに理解しております。

それと、先日の常任委員会でもお聞きしましたがけれども、15日の山本議員の総括質疑の中で

「市も最大限の努力する」というご発言をされましたので、その意味をこの議員全員の方と傍聴者の方にわかるように、もう一度説明をお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 日本語でお話ししているつもりでありますので、私の市長として果たすべき役割を最大限に努力をいたしてまいりますというご答弁を申し上げております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） だから、聞いている側は、最大限の努力をすると言うから、また新たな何かがあるのかなというふうを感じるわけですね。物は言いようというか、市長は非常に言葉を巧みに使われますので、私はなかなか理解不能なわけですよ。だからそういうところでお聞きしているわけで、もう一回ちゃんとお答えください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） これからも市長として最大限の努力をいたしてまいります。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ今までは最大限の努力をしてこなかったということですか。（「これからも」の声あり）だから、今までは。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今まではというご質問であります、今までのことにつきましても最大限の努力をしてきたつもりであります、評価が分かれるのはそれは結構であります。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 今までと変わらない努力をするということでもいいわけですね。最大限の努力をする、単なるリップサービスなのかと感じますけれども。

それと、今年度中か今年中にか、出資を仰ぐと、2,000万円ということになっていますが、これは結果的にどうなんでしょうか。出資者を募るという話がありましたね。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まちづくり会社のご質問でよろしいんですね。

まちづくり会社につきましては、今、組合で出資者について幅広く募っておりますし、行政

といたしましても市長ともども例えば塩竈市出身の企業のところにお邪魔して、ぜひこういったようなまちづくりに協力していただきたいと、そういったような提案なりお願いをして歩いているところであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） その辺は、じゃ行政としてはチェックはされてないわけですね。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 組合というのはまさしく組織でありますので、組織決定をされてそういった活動を行っているものと理解いたしております。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） だから、組合さんからそういう話を我々は聞いているので、そういうことを我々は直接組合に聞けないので、市としてはそういうことをチェックしていただいているんですかということではお聞きしているわけです、その進捗状況はどうなんですかと。私の記憶では、年内2,000万円、それから来年中に3,000万円出資者を募るという説明を受けているわけですね。だから、その辺についてどうなんですかということをお聞きしているわけです。それが全然そこをチェックできていないということならそれで結構ですけどね。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 我々といたしましても、この事業を推進していくためにはやはりまちづくり会社もしっかりと立ち上がらなければこの事業はうまく機能しないと思いますので、我々としてはしっかりとチェックしております。まだまだ出資金そのものは足りないということで認識しております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） だから、まだまだ足りないというんじゃなくて、2,000万円に対してどの程度進んでいるんですかということをお聞きしているのです、そのところはまだチェックしてませんよというのか、このぐらいまで、半分はいつてますよとかということ、それぞれどうなんですかということをお聞きしているわけです。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 我々といたしましてはしっかりと進行管理もしているつもりでありますか、その額につきましては125万円ということで捉えております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、まだまだ足りないということで、組合のほうにもしっかりとまちづ

くり会社の運営等あるいは立ち上げ等について我々も指導しているつもりでございます。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 資本金の175万円のほかに125万円なんですか。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 私が知っている範囲では125万円というお答えを申し上げましたが、今175万円というふうな、そういったような議員のお話でございます。確認した上で私がお答えさせていただきます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） まちづくり会社の出資金が25掛ける5ですよ。だから125か、125ですね、失礼しました。だから、じゃ結局そこから出てないということですね、その出資した、1人25万円出資したというのから。（「はい」の声あり）まだ全然集まってないという認識ですね。（「はい」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 1人25万円で5人ということで、125万円の出資を今募っているということでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） このまちづくりについては、青森県青森市のAUGA（アウガ）ですか、こういったものも2009年にできて、今窮地に立って、市長を相手に、それから議会を相手に損害賠償請求とかこういった問題にも発展しているわけですから、ぜひそういうことにならないように、当局としては頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、次、最後になりましたけれども、卸売機関の一本化について、今まで何人の方も質問しておりますので、私からは、この通告書に書いてあるように、まず市長が「政治生命をかけてこの一本化に取り組む」という発言を何度かなされているわけですが、それについて、政治生命をかけるというのはどういう内容のものなのかお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 当然のごとくであります、私は市長であります。政治家の端くれだと思っております。全力を挙げて一本化に向けて誠心誠意取り組んでまいりたいということでこのような表現をさせていただいたものと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） じゃ市長の政治生命をかけるというのは誠心誠意努めるということで理解してよろしいわけですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） できますれば、議員の皆様方あるいは市民の皆様方のお力もおかりして、ぜひ一本化の実現を目指してまいると、そういう思いで発言させていただいたところであります。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 一般的な捉え方としては、いろいろあるみたいですが、やはり政治生命をかけるというのは政治家としての命をかけるという、そういった大辞典の中に書いてあるみたいですが、ということは要するにみずからの政治家としての命をかけてやるということだと思えますね。ただ、その中にはいろいろな含みもあって、それを多用していけば、ある意味なし崩しで終わってしまうというふうなところも、多くの政治家がそういう言葉を使っているようですが。

例えば、私も一生懸命議事録をずっと見ましたら、平成26年2月には市長は「我々は一元化はぜひ達成しなければならない目標だと思っている。市場の完成する時期、平成27年」、このときは平成27年度末だったんですね、「にはぜひ達成したい」と、西村議員の質問に答えております。それから、平成28年の2月には曾我議員の質問に対して「市長就任以来、十数年間取り組んできた。完成しても卸売機関の事務所は1つしかないんですよ。ぜひ決断をしていただきたいと伝えてある」というお言葉も発せられています。それと平成29年2月ですか、このときは鎌田議員の質問に「15年以前からの話があった。10月にはいよいよスタートする節目の時期であり、これから先、一緒になるリスクというのはどこにあるんですかまで申し上げている」ということもおっしゃってまして、前回の議会、平成29年9月には私の質問にも「私も政治生命をかけてやるということをお話ししたつもりであります」と。西村議員の言葉には「市長の使命として達成しなければならないと思う」という熱い言葉をたびたび発せられているわけですが、残念ながらなかなか実現が難しいのかなど。

そう言っているながら結局任期満了まで行ってしまうということになると、これはもうどうにも卸売機関の一元化ということが非常に危うくなってくのではないのかなというふうに私は感じるわけですが。その辺のいつまでやるんだというやはり期限を切って、そしてやはり

市長が政治生命、政治家としての生命をかけて取り組むんだということを両卸売機関にお伝えいただいて進めていかないと、前お話ししていた時期はもう過ぎているわけですから、またそのままずっと過ぎていって、あとは任期満了したら、はい、さよならということではちょっと余りにも、責任を果たしていかないのかなということも私はちょっと心配しているものですから、何とか市長に一元化をやっていただければと本当に願っているんですよ。だからそここのところの決意をやはり、やります、やりますじゃなくて、いつまでやりますということをやったり我々にお伝えいただいて、それで頑張っていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、ご紹介いただきましたとおり、議場の場でも私はこの一元化については達成しなければならない目標でありますということをご説明をさせていただいています。今のご質問の際にもお話をさせていただきました。もちろん私はそういったつもりでありますか、できますれば議会の皆様方あるいは市民の皆様方からもそういった熱い思いを盛り上げていくということも必要なんじゃないですか、どうなんですかね。その関係者の方もおられるわけですから、やはり議会の皆様方が卸売機関の方々にそういった思いをぶつけられたということはあるんですか。もちろん私がその先頭に立ってということについては重々理解をいたしますし、期限を切ってということについては、今までもたびたびこの時期まで、最終的には魚市場ができ上がるということが一つの目標でありますということをご再三申し上げてきております。もう市場はでき上がりましたが、前段、西村議員からご質問いただきましたように、これから市場をどういう運営管理をしていくかということについては若干時間が必要なんだろうなというふうに考えておりますが、できるだけ早く一元化が図られますよう、なお努力をいたしてまいります。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 今、「議会の、市民の」というお話でしたけれども、議会だってたびたびこの一元化は取り上げているわけですよ、いろいろな議員の方が。それで何とかしてくださいと市長に託しているわけですよ。市長はそれを託されているわけですよ、議員から。我々は18分の1ですよ。市長は1分の1ですよ。絶対的な権限者ですよ。そこに期待する以外ないじゃないですか。皆さんが卸売機関の会議に出るわけでもないし、私はたまたま中央卸売市場の協議会の委員をやっているから、そこに出て発言していますよ。それで弟がマル

イチの社長を引き受けるときも、その覚悟でやれよと私は伝えてますよ。だけれども、その市長が我々にいろいろやっています、やっていますという報告と、例えば両卸売機関の市長の熱意の捉え方が温度差があるのかどうか知りませんが、そこところが結局今のようには最後は「議会の皆さん、市民の皆さん」と、逃げたわけでしょう。そういう逃げの姿勢がやはりその両者に見え隠れするからなかなか話がまとまらないんじゃないですかと、私はそう今感じました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 当然私も不転の決意でということは再三申し上げております。ただ、議会の皆様方にも両卸売機関のほうの方々のご意見をお伺いしていただいたほうが、より理解が深まるのかなということはあるかと思っておりますので、ぜひそういった機会を設けていただいて、両卸売機関のお話も聞いていただければ大変ありがたいということで申し上げさせていただきます。いろいろご配慮いただいておりますことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

○副議長（伊藤博章君） 先ほどの志賀議員の一般質問に対しまして、答弁漏れがありました部分につきまして、高橋監査委員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○監査委員（高橋洋一君） 先ほどの自治法の条文ですけれども、第242条の1項と2項の部分を解釈してということになります。それで、具体的にはちょっと話すべきじゃないと考えていますけれども、一般論で言いますと、受理前の却下というものについては公表が義務づけられていないということを解釈しまして、こういう公のところではお話しすべきではないというふうに考えておるということでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 12月定例会最後の一般質問者となりました日本共産党市議団の曾我ミヨでございます。今回の質問は、保育行政、被災者支援、保健事業、教育の4項目でございます。できるだけ簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは初めに、保育行政に関してお伺いいたします。

保育計画は「のびのび塩竈っ子プラン」になります。先ほどの土見議員とも重なりますが、通告しておりましたので改めてお伺いいたします。

平成22年度から平成26年度までの後期計画と平成27年度から平成31年度までの新計画につい

て、どういう計画なのか簡単にお伺いいたします。

そして、この計画に対して保育需要はどうなっているのか、十分な対応ができているのかどうかお伺いいたします。

以上、あとは自席からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曾我議員から「のびのび塩竈っ子プラン」について、簡潔明瞭に説明をしてくださいというご質問でありました。

平成22年度からの後期計画につきましては、時代の変化に対応する施策を行うために見直しを行ったものであります。重点的な見直しといたしましては、例えば保育が必要な児童を保育所で預かる通常保育事業の充実や放課後児童健全育成事業の充実などを上げさせていただいたところであります。また、新プランは、ご質問のとおり平成27年度からスタートしたものであります。この中で、後期計画の重点事業を改めて評価をさせていただき、実施したニーズ調査等から人口の推移を見込んだ教育、保育の提供計画の必要性、あるいは老朽化する公立保育所の計画的な整備の必要性等を課題とさせていただいたところであります。

次に、「のびのび塩竈っ子プラン」と保育需要の現状についてのご質問でありました。新プランでは平成29年4月1日現在の見込み数を744名といたしておりましたが、入所児童数は682名、待機児童が3名でありました。待機児童が発生した理由につきましては、厚生労働省におきまして認可外保育所を利用している場合は待機児童とみなすということの計画変更があったためであります。

なお、10月1日現在の入所児童数であります、697名であります。待機児童数は9名となっております。

一般的なことを申し上げますが、人口減少に反して保育所利用を希望する数は横ばいであるほか、やはり一、二歳児の入所希望者が推定した利用見込みよりも多いというような傾向がございます。今後、幼稚園との連携強化が保育枠拡大の取り組みにつながるものと考えておりますので、さらなる取り組みの促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。

10月1日現在で697名、そして待機児童が9名になっていると。待機児童をゼロにするとい

うのが市長の公約ですが、それを超えて9名も待機児童がいるということになります。

それで、実はなぜこの計画を聞いたかと申しますと、当初の計画が実際の保育需要とずれてきているというふうに考えるわけです。にもかかわらず、この計画にのっていない新浜町保育所の廃止がもう説明をされていると。新計画には新浜町保育所を廃止するというはのっていないんですよ。そうすると、なぜこんなに突如、新浜町保育所を廃止するということを説明されているのかと。計画では、今、市長が言ったように、ずっと需要がふえてきて、とりわけ一、二歳がふえているという中で、なぜ保育所を拡充するのではなくて廃止の説明をしているのかということなんですよ。

もう一つ申し上げたいのは、新浜町保育所、民生常任委員協議会で何か説明したようなんですが、28年度は新浜町保育所に入っている方が43名、29年度は47名でスタートしています。ところが、新しい保育所はこれを超える数なのかといいましたら、縮小する数で説明しているようであります。

この計画は長期計画だと言って、そして「のびのび塩竈っ子プラン」だと言っているんですが、どうも二転三転していくと市民も、あるいは我々議会もそうですが、どうなっているんだと、一体どちらの方向に行くんだということになるわけです。それで、先ほど土見議員への答弁の中で、今、中間見直ししているんだと。えっ、中間見直し、そんなことを協議会でも聞いたことがないと。一方では廃止計画を親に説明して、これは一体どういうことなのかということなんです。その中間見直しというのはどういう中身で見直しされるんですか。全体の保育需要が合わなくなってきたから、全体の市民の中の保育需要を調査して新たな保育計画に、新しい計画をのせていく、需要に応える計画にするというのであればわかるんですけれども、今のやり方というのはさっぱりわからないんですが、ご説明願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 中間見直しについては、前の定例会でもたしか伊勢議員のご質問に対してお話をさせていただいたかと思えます。今回この議場で初めて申し上げたことではないというふうに思っております。

中間見直し、何をやっているのかということでございますが、平成27年から今29年で3年目になっております。その3年の中において、やはり利用者数、1号認定から3号認定まであるんですけれども、あと子供の生まれている数もちょっと上ぶれしてきていまして、当初想

定してきている人口よりも66人ほど多く生まれてきているというふうなことがございます。そういったことから保育需要が全体的にどういうふうになっていく、あと政府が今年度から地域型保育についての整備充実を掲げました。そのことによりまして塩竈市内におきましても民間の小規模保育所が今度の4月に開所すると。そういったことで、供給とニーズのすり合わせについて全体的にどういうふうな調整をすればいいのかということで中間見直しを行っているということでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） その家庭保育とかそういうさまざまなものも取り入れるのもあるでしょうし、幼保一元化のこともあるでしょうし、さまざまあると思います、ちびっこランドのように拡充したということもありますけれども。行政側は保育需要に対してこう応えていくんだというふうな全体の計画をやはりしっかりしていかないと、その時々とのすり合わせだけでは大きく応えることにはならないというふうに私は思っているんです。特にこれから、政府がやるかどうかかわからないけれども、保育料を無料にするだとかさまざまなことが今言われています。そういう中でますます保育需要も変わってくるのではないかと。だから、むしろ今急いで、さっきから海岸通の話もしていましたけれども、そういったことに不安材料をばらまくのではなくて、やはりその乖離をきちんとしながら、やはりどういう保育所をつくるのかということをしっかりさせた上でやらないと大変になるのではないかとというふうに心配しているわけでございます。答弁よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） まさに、今、曾我議員おっしゃったとおりの部分がございます。ただ、私ども行政だけが保育需要に伝えていくというふうな時代ではだんだんもうなくなってきておりまして、今、幼稚園の定員に対する入園率というのが60%台になっております。3歳から5歳までの教育的保育を担っている幼稚園と、それから公立の保育所、私立の保育園、それらが手を組んで、それであと認可外保育というものがございます。それらトータルでどういうふうな保育需要があって、それに人数的にどうやって伝えていくのか。ゼロ歳、1歳、2歳、3歳以上ということで必要な面積も変わってきますし、対応すべき保育園の人数というのも変わってきます。その人数をふやしたらいいのか、整備が必要なのか、それとも改修で何とかなるのか、認定こども園をふやしたらいいのか、そういうことを中間見直しをしていくと。なぜ中間見直しするかというと、国から示された子ども・子育ての計画は5

年なんです、スパンが。5年はやはり長過ぎるんです。本当に震災という要素があって、いろいろな事情が変わっていく中で、どうしても中間見直しをせざるを得ないということがあって今回取り組ませていただいております。

それから、今、政府が打ち出した、2019年度からになるかと思いますが、3歳以降の幼稚園、保育の無償化ですか、私どもとしては怖さ以外の何物でもありません。待機児童を何とか出さないようにまずは取り組むべき部分があるのかなというふうに考えておりますけれども、そのことによって新たな保育ニーズというのが発掘されるわけですので、そういったことが、非常に玉手箱のような感じがいたしますけれども、ふたをあけるとどういふような制度になっているのかというのが非常に不安に思っているところでございまして、そこについては次の平成32年度からの子ども・子育て計画のほうできちんと、不安をなるべく与えないような子ども・子育て計画をつくっていかねばならないのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 今の中間計画というか、見直しというのは、あらあらの計画で、幼保とか、それからちびっこランドさんだとか幼稚園だとかいろいろなことを緩和した形でどれだけどうなのかということなんだろうと思うんですね。でも、やはりそれにつけてもきちんとした保育需要をつかむということが大事なんだろうと思うんです。また1年2年たって、またこれからの計画のときに当然やはりそれらも考えていかねばならない時期ですよ、もう間もなく、1年2年ぐらいでね。であれば、今、新浜町保育所、閉所、移設、こういったことよりも、きちんとまず需要をつかんで、来年の政府がどういう案を出すかも含めてきちんと落ちついてやるべきだというふうに考えるんですね。だから、その需要調査をここでは求めてだけおきます。私のほうは、きちんとした需要調査をすべきだと、その上での計画を立てなさいということを申し上げておきます。

それから、次に、塩竈市の保育所の運営規程についてお伺いしたいと思います。

塩竈の保育運営規程の中の職員の職種及び員数、第4条というのはどういうふうになっているのか教えてください。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） ただいま保育所運営規程につきましてご質問いただきました。こちらは組織あるいは人事上の内容を含みますので、私のほうから答弁させて

いただきたいと思います。

ただいまご質問ございました第4条でございますけれども、職員の職種及び員数というところでございます。職種といたしましては、保育所には所長、副所長、保育士、調理員、用務員、以上の5職種を規定しまして、その員数につきましては、5カ所の保育所合計といたしまして所長数が5人、副所長が同じく5人、保育士が60人、調理員5人と定めておるところでございます。

この規程のもととなります国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準におきましては、保育所に置くべき職員としましては、そのうちの保育士と調理員、そして保育所の所長、この以上3つの職種が規定されておるところでございます。

なお、職名とか補職名で申し上げますと、所長につきましては行政職の係長相当職、副所長につきましては専門主査あるいは主査相当級、保育士につきましては主事級の職務の級に位置づけられるというものでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 今言われた役職の配置なんですが、規程どおりの体制がとられているのかどうかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 本年度の配置の状況でございますけれども、とりわけ保育所の所長、副所長の配置ということでご回答させていただきたいと思っておりますが、現在市内5カ所の保育所にそれぞれ所長が1名、副所長につきましては香津町保育所を除く各保育所に副所長1名を配置しているという状況でございます。

香津町保育所におきましては、保育所の職員の人数につきましては昨年度の6名体制から7名体制にして増員をさせていただいておるところでございますし、職の関係上配置できなかったという状況がございましたので、所長が不在になるような場合には壱番館の子育て支援課におります保育係長が当該保育所のほうに出向いて対応するというふうなことで対応させていただいているような状況でございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） そういう運用があるかどうかわからないんですが、まず規程があるんだと、そのとおりにされてないんだということなんですよね、現在は。それで、結局それに合う職員がいなかったということを言っているんでしょうけれども、そういうふうになった根

抛というか、なぜそういうふうになってしまったのと。私たちはわからないので、なぜそういうふうになってしまったのかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 保育所の職員の採用と退職の関係上、やはり満遍なく各世代、各職種がいることが望ましいわけでございますけれども、近年の退職者の増に対して雇用している職員、比較的若い職員が今多いというふうな状況がございます。そういった中で、先ほど申しあげました副所長に相当する専門主査あるいは主査相当級の職員というものがなかなか配置できないというふうな状況がございまして、そういった中で、先ほどの上位の制度になります国の基準におきましては所長は置くということになっておりますので、それをカバーするような形を、先ほど申しあげたとおり子育て支援課の係長がそれをカバーするというふうな体制をとりながらこういった形にさせていただいているというふうな状況でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 私から言わせれば、定数減で、そしてなかなか採用してこなくて、それに見合う保育士がなかなか均等にだんだんに上がるようになってこなかったことに大きな問題があるんだというふうに思いますが、ただ、運営規程はやはり法令の関係ですから守らなければならないことだと思います。それで、ことしはもうあと数カ月ですけれども、来年以降はちゃんと配置できるのかどうか、その辺の確約ができるのかどうかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 職員の昇任、昇格についての答弁でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今ご指摘いただいております香津町保育所につきましては、安全なる子供の保育ができますように、人的なプラスをしながら、そしてあと所長が不在のときはこちらの保育係長が行って対応すると。いわゆる人事管理あるいは保育所運営についてはしっかりと運営していくということでございます。

特に今回こういう事態になったということにつきましては、今、担当部長からお話し申しあげましたが、詳しく申し上げますと、副所長そのものは専門主査級であります。いわゆる行政職の専門主査級、係長相当職、いわゆる管理監督職の職務でございます。補職名もそのとおりになってございます。この行政職の専門主査級に位置づけられております副所長の昇任、

配置につきましては、それぞれの職務の複雑、困難及び責任の度に基づきまして、対象となる職員の職務経験や勤務実績等、また市役所全体、いわゆる保育所ばかりでなくて、市役所全体の職員の昇任、配置を含めた組織運営、人事管理上の観点から総合的に判断して行っているところでございます。

こうした条件に照らし合わせまして、今年度は、当該保育所、今お話しになっております香津町保育所への副所長の昇任、配置が難しいということで判断させていただいたところであります。

それで、今、議員がおっしゃられている来年度につきましては、しっかりと副所長の配置ということで考えてございますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） やはりこういったことが総合的に勘案して今こういうふうになっていると言うけれども、あっちこっちでそういうことが2カ所も3カ所も起きて、そこに随時そういう人たちを応援にやれる状況かということにならないんだと思うんですね。だから、そういう点ではこの規程を守ってもらわないと、やはり職員自身の責任になっていきますからね、これは。そうしていることは職員のせいではないんですよ。やはり執行部のせいであり、市長のせいでもありますから、そこをちゃんとやってもらうように、ここで強く求めておきたいと思います。

次に移ります。

第2問は、被災者支援で2つでございます。被災者の医療費の一部負担減免の継続についてお願いするものです。

今年度は、おかげさまで頑張って実施されておりますが、もう最近では、来年度からどうなるかという不安の聲が寄せられております。それで、今、坂病院など、仙台の災害公営住宅とか多賀城の公営住宅とか塩竈市内の公営住宅とかいろいろな形で回ったりなんかしておりますが、やはり生活は一段と厳しくなっている状況にあります。

それで、改めてこの被災者一部負担減免に対する財政措置についてどうなっているのか、まずお伺いしておきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） それでは、被災者支援の医療費の一部負担金免除に対する財政

措置についてお答えをいたします。

今年度の財源については、対象減免額8,736万円の8割、6,988万8,000円を国の特別調整交付金、残りの2割、1,747万2,000円を本市の国保財政調整基金で補填をして、被災に遭われて仮設住宅での生活を余儀なくされた方々等を中心に支援を行ったところでございます。

次年度につきましては、本市における独自の免除措置は、大変大きな財源を要しますので、国の財政支援が前提となります。現段階におきましては国の財政支援が明確でないことから、この財政支援の状況が明確になった段階で判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 振り返ってみますと、去年もそうでしたね。なかなか国の財政措置がどうなるかわからなくて、じりじりした思いがありますが、ただ、やはりあれは多賀城から声を上げていって被災9県が連動して、やはり継続すべきだということがあって、そういった動きもあって国も、補助は少し下がりましたが、それでも継続していただいたと。自治体の持ち出しがそのことによってマイナスにはならないと、むしろ財政的にはプラスになる形になってきているというふうに私どもは試算しておりますが、ぜひ、やはり今お答えいただきましたように、被災自治体から継続をするように声を上げていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、2つ目ですが、災害公営住宅の家賃軽減措置の延長についてです。

これまでもこのことは取り上げてきたわけですが、改めて今の塩竈市の災害公営住宅の入居世帯数と所得状況についてお知らせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 曾我議員からはこの家賃減免措置の延長ということでのご質問と理解してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

さきの9月定例会一般質問におきまして、伊勢議員からも同様のご質問をいただき、ご答弁を申し上げさせていただきました。この制度は東日本大震災後に国において新たに制度化をされたものでございます。災害公営住宅入居者のうち特に収入の低い世帯、政令月収が8万円以下に対して通常の公営住宅と同様の家賃負担額から家賃の引き下げを行い、当初の5年間は引き下げ後の家賃となり、以降6年目からは10年目まで段階的に通常の家賃へ引き上げするというような内容の制度でございます。

どれぐらいの方がという人数についてのご質問もいただきました。現在、災害公営住宅には336世帯が入居されております。うち254世帯の方がこの減免を受けており、減免世帯の割合につきましては75.6%という状況でございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。390戸建てて、その中で336戸が被災者であると、そして所得の関係でいけば75.6%がこの軽減措置を受けている方だということがわかりました。

それで、こうした中で、11月29日、復興庁が被災3県に対して災害公営住宅の家賃について事務連絡を行っています。1つは、収入超過者については被災者の収入基準引き上げや、生活困窮者には独自の減免ができること、2つ目は、特別家賃低減交付金による低減措置をしていることが6年目から段階的に本来家賃に引き上げるけれども、6年目以降も自治体が独自に減免することが可能としていると、こういう通知をしているようであります。近々か、もうやったのかわかりませんが、復興庁が来て直接に自治体に説明をしているようですが、ぜひ復興庁のこの通知を生かして、市としても、低減ですからだんだん本来家賃は上がるんですが、6年目から上がっていきますけれども、11年目には本来家賃になりますと特に特例1のところ非常にその上げ幅が大変負担がふえるということもありますし、ぜひこの趣旨を生かして低減の期間を先に延ばしてあげると、交付金 coming しているわけですが、これを生かしてやる考えはないのかどうか、求めたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段申し上げさせていただきましたが、この減免制度であります、国の復興交付金制度に基づく減免制度でございます。議員がおっしゃられたのは、11月21日ではないですかね。マスコミ報道で、11月21日付で復興庁より6年目以降は市町村が独自に家賃を減免することが可能とした通知がありましたということですよ。その内容でありましたら、被災自治体全てが大変唐突な内容であり、困惑をいたしているというのが現状であります。

理由であります、全国市長会では、本年11月に「平成30年度国の施策及び予算に関する重点提言」というものを決定をさせていただいております。この資料であります。この資料の中で、東日本大震災からの復旧復興に関する重点提言として、10年間とされている東日本大震災特別家賃低減事業のさらなる支援延長と6年目以降の負担割合の据え置きを取り上げさ

せていただいております、全て国の支援がなければ実施は困難でありますので、国におかれましてしっかりと財政措置をしていただきたいという要望を既に上げております。ただ、今回はその中身をすり変えて市町村独自という形に言いかえているということについては、被災地の全ての自治体が恐らくは困惑をしているのではないのかというふうに考えております。財源は何かということが全く示されていないということではありますが、復興庁のほうから各自自治体に説明にということはまだ承っておりません。議員のほうからお伺いいたしましたので、いずれ訪問いただきましたら、市長会のこの提言についてはどう受けとめていただいているのかということをまず確認をさせていただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 私たちも政府交渉もしたりして、ぜひ自治体に独自の助成をしてもらわなければ困るという話をしましたら、復興庁は十分な交付金、予算をやっているんだという話だったんですね、そのときはね。

それでいろいろ調べてみたんですが、実は細かく低廉化事業でどうなるかと試算した方がいるんですよ。その試算を見ますと、特別家賃低減補助、これは10年間ですが、家賃低廉化補助は20年間ですと。それで、家賃低廉化補助について、公営住宅を直接供給している場合、多くの場合は約35年後に建てかえることを想定してみても、建てかえ費用を賄った上でさらになお剰余金が生じることになる。それだけ潤沢なお金だから、これはその剰余分を用いても独自の家賃減免ができるんだよということを試算した方がございます。これはある試算した方ですけども、こういった裏づけもあるのかなと私は解釈したわけですが、当局も復興庁とよくその辺をすり合わせて、要は問題は被災者の立場に立って軽減措置を一層努力されることを申し上げておきます。これはこの点で終わりたいと思います。

そして、続きまして、インフルエンザ、保健事業についてです。

自己負担の軽減をしてほしいということでもあります。今回、国保の被保険者のインフルエンザ予防接種、対象者を65歳以上の方からさらに65歳未満の方々まで対象とするということが示されました。私は大変高く評価したいと思います。当市議団は以前からこのインフルエンザの費用についてももう少し受けやすくするように1,000円ぐらいのことで要望してきたわけですが、まず今回お願いしたいのは、高齢者と幼児、この予防接種の自己負担を引き下げるということについて、管内では医師会の了解も必要だと思いますし、また二市三町で協議していくこ

とも必要ではないかと考えていますので、インフルエンザの自己負担軽減なるように一層努力を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 曾我議員からは私をご答弁させていただこうと思っておりましたことを先に今言われてしまいました。インフルエンザの予防接種につきましては接種費用が今4,665円と言われております。行政側が2,665円を負担させていただき、自己負担を2,000円という形でお願いをさせていただいております。実はこの事務については塩釜医師会に委託をさせていただいております。二市三町圏域の住民が全て同様にこの制度が活用できますようにということで、塩竈市のみならず、ほかの一市三町についても同様の取り扱いとさせていただいているところであります。

現行の水準をまずは継続しながら、適切なインフルエンザの予防接種を受けられますよう、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） よろしくお願ひいたします。

最後に、教育問題についてお伺いします。

1点は、小中学校の事務職員の配置についてです。

塩竈市は学校事務職員を集中配置型で取り組んでおりますけれども、県内の小中学校の事務職員の分散配置と集中配置の現状はどうなっているのかお聞きしたいと思います。同時に、塩竈市の取り組みについて、どのように総括しているのかお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、通告に従ってお答えをしたいと思います。

学校事務の共同実施につきましては、3つの狙いで実施をしております。1つ目は、専門的スキルアップ、それから職員の資質に伴うサービスレベルの不均衡化を是正すること、2つ目は、事務職員が複数で集中処理や総合点検を行うことにより、事務処理の正確性を高め、事務の適正化、効率化を図ることです。3つ目は、これらの事務の高度化により高いレベルで学校運営を支援することです。これらの効果を最も発揮するのが集中配置型と言われておりますことから、本市におきましては集中配置型を選択しているところであります。

学校事務の共同実施につきましては昨年度から県内の全市町村で完全実施しており、本市を

除いて全て分散配置型となっておりますが、この月に二、三度集まる分散配置型では、組織はつくったものの、業務内容が出勤簿、年休簿等の確認などかなり限定的で、共同実施による3つの狙いを十分には達成できていないと聞いておるところでございます。

その一方で、本市で実施しております集中配置型の成果といたしましては、これまで学校独自で行ってございました事務処理について統一化が図られ、それぞれの職員が事務分担を明確化することによって、各学校1名配置では抜け落ちてしまいがちだった細かな事務処理も可能となり、当初の狙いであった事務の適正化、効率化が実現しております。これまで事務職員が出張、休暇等により不在になることがあったわけですけれども、集中配置により安定した事務サービスを提供できるようになっておるところであります。

さらに、成果であります、学校集金の未納状況も大幅に改善し、補助教材費の集金はほぼ100%に近い収納率になっておりますし、給食費等の口座集金におきましても収納率が98.7%となり、未納額も大幅に減少しております。あわせて、教員の現金の取り扱いが減少したことにより、現金事故の防止と教員の負担軽減にもつながっております。それから、教職員が当初抱えておりました常駐しないことに対する不安についても、定期巡回や増設した専用電話回線による電話対応が軌道に乗っており、事務の円滑化、効率化が進み、その理解と不安の解消が進んでおると考えております。

今後も本県教育委員会からの指導と助言を仰ぎながら、学校事務の共同実施の狙いのさらなる達成を目指してまいりたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。

この間パソコンで県内の公立小中学校における事務の共同実施状況についてということで、これは小中学校事務職員の研究会がまとめられたものであります。ただ、これは新しいものではなくて、平成26年10月1日の状況のようなんですが、これでいきますと分散が14校で、集中が1校、今は集中が2校になっているんです、塩竈市と色麻町。あとはほとんどが分散配置だと。宮城県をずっとインターネットで見えますと、石巻では分散配置による取り組みについて市内6校の学校事務の共同実施の実践研究を行ったと。6つの学校で週1日から2日、4時間程度集まって4つの事務処理を共同実施して研究されたと。今後の取り組みとして、教員が担当してきた、さっきも言われましたように、事務の負担軽減を進めることにより教員が児童と向き合う時間をより確保し、児童生徒にきめ細やかな指導、支援の充実を

図ることが総括的にまとめているんですね。

だから、私ちょっと、実態はそういうふうに効率も上がっているんだろうし、さまざまな集金もふえていることは間違いないと思います。同時に、一番学校の事務の求められているのは、先生たちの多忙化を解消してあげると。さっきも言いましたように、教員が児童と向き合う時間をより確保することが本当の狙いではないかと。だから、その事務能力を高めること、効率を上げること、共同でやることももちろんだけれども、最終的にはそれをやるのは学校の先生の多忙化を解消することなんだと思うんですが、その辺ではどうなんですか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 以前にも曾我議員から質問をいただきまして、その際にもお答えしたんですけれども、事務職員の業務というのは学校教育法第37条第14項で事務に従事することということですので、事務職員がいないことで直接教員の多忙化に拍車がかかるということは考えにくいと考えております。例えば、教員が多忙であることの一つの原因として、例えば家庭が非常にお金の面で困っている子供がいるというときに、そういった子供さんのうちの準要保護の手だてを講じるとか。これは実際にあった話であります、それを勧めたところなかなか手続をとらない家庭があつて、よくよく聞いてみたところ、そこのお父さんは字が書けなかったということで、事務職員が下書きをして、お呼びして書いていただいて申請をしたということなどがありました。こういったことを事務集中型でありますとそういった経験が豊富な事務職員がいるので、そういったところで学校を支えるということが事務職員の仕事ではないのかということから、我々は集中方式、集中配置ということを行っているところであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） そうすると、すごくうまくいっていると、分散よりも集中がすごくうまくいっているということで、引き続きこの集中配置だけでずっとやられるという考えなんですか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今取り組んでおりますし、それから成果も見えておりますので、当分の間はこの体制を維持してまいりたいと考えておるところであります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ちょっと後ろのほうに入って、タイムレコーダーの活用というか、全教

員の勤務時間のかかわりもちよっと述べながら言いたいのですが、文部科学省が小中学校の勤務実態で、中学校教諭の6割、小学校教諭の3割が60時間の超過勤務をして、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業の実態が明らかになったと。教員の多忙化の解消は待ったなしの課題だと。教員の多忙化は、教員の長時間労働が子供たち1人1人に心を寄せる教育の重大な妨げとなっていると。全教員に出勤・退校の時間をまず記録することから始めようではないかということをおっしゃっているようなんですが、先ほどの事務の関係もそうですが、この学校の先生たちの多忙化、多分この間言われたように、そういった80時間を超える人たちはそういないんだということは言っていましたけれども、実際には塩竈でも持ち帰って子供たちのワークブックの処理をしたり、あしたの準備をしたりいろいろなことで持ち帰っていることも含めれば、まだまだ私はそういった隠れた労働があるのではないかと思います。そういう点で改めて、まずこのタイムレコーダーをつけること、そういった中でやはり事務のあり方も含めて検討する考えはないのかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 教職員の多忙解消策ということで、タイムレコーダーの導入ということについてご質問がありました。

本市の教職員の勤務実態の把握については、前にもご説明したかと思いますが、各職員が月末に管理職に提出する勤務報告書と管理職の目視による確認により行っておるところであります。各学校でそれらを取りまとめて、毎月、市教委のほうに報告があります。超過勤務が80時間以上、超過勤務が3カ月連続45時間以上について、こちらでは赤いぼちと青いぼちをつけながら教育委員会として確認をさせていただいておりますので、毎月の校長会、教頭会でその人数を提示しながら業務改善の指導を行っておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、一部の自治体でタイムレコーダーの導入等が進められているところがありますけれども、その導入がなかなか進んでいない。そういう理由として、今まさに議員ご指摘のとおり、学校内だけの業務では終わっていないと。例えば校外巡視、それから生徒指導上の家庭訪問等校外勤務等が挙げられることがあります。これらに対して文部科学省では教員の勤務時間管理の適切な方法として、管理職の目視による確認、タイムカード、ICカードだけでなく、それらと教員からの自己申告等を適切に組み合わせて行う必要があるというふうにおっしゃっております。このようなことから、本市では現在のところタイムレコーダーの導入は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 今、働き方改革ということが言われておりますよね。そういう中で、多分これからも全国的にどういった形で先生をサポートできるのかとか勤務実態をちゃんと把握できるのかということが多分さまざまな課題が出てまいると思います。今すぐはやれないのかもしれませんが、いずれ目視だけではなくて、きちんとみずからの勤務実態をきちんと報告できるようにすることが大事だと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、心のケアについてですが、来年度も「学び適応サポーター」が継続して配置されるというふうに考えますけれども、その辺の見通しはどうかお伺ひします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） この事業については5年間継続しますと、県の教育長が自分の首をかけて続けるというふうにおっしゃっていただいたので、そのまま続くというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 大変大事な部署であります。ただ、この間、総務教育常任委員会で第三中学校を訪問したときに、「私は1年、ことし限りで終わります」という方だったんですね、サポーターさんが。次の仕事に入るんだと思いますが、恐らく今ほとんど、ほとんどというか、全部とは言いませんけれども、そういう人たちも多いのではないかと。ところが、心のケアというのは非常に微妙な問題で、やはり継続して持続して対応することが非常にいいことなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ちょっと通告になかったものですから、迷ったところではありますが。

確かに心のサポートをする方々というのは子供にとってはなれた方がいいというのは、これは一般的に言われることであります。仕事でありますので、勤務する方にとってはさまざまな選択の余地があるのかなというふうには考えております。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） まず5年間は継続してちゃんとそういう予算をとるよということは大きなことでありますから、引き続きこれらも実態をつかみながら持続、継続が図られるように

今後とも粘り強く頑張ってくださいをお願いしておきます。

最後になります。要保護・準要保護の新入学児童生徒学用品費の支給についてです。

先日の総務教育常任委員会で、4月の支給という説明をいただきました。半歩前進かなという思いもありましたけれども、これはやはり目的が新入学児童生徒の学用品などを購入するための支給であります。市内の学校でも、もう11月から、来年1年生になる生徒さんに対して制服の注文だとかそういった用紙が配られておりました。それを見ますと大体5万円以上になるし、運動着なんかも含めて見ますと、運動着が1万6,000円ぐらいといいますから、やはり七、八万円かかると。そうしますと要保護・準要保護の世帯でこの予算を確保することが非常にやはり困難で、それがやはり肩身の狭い思いをさせていくのではないかと。仙台市では中学生については入学前に支給するということが新聞に出ておりました。そういった努力をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 仙台市の例も存じ上げてございます。本市におきましては、前回の説明申し上げましたとおり、新入学用品費の支給につきましてはこれまで所得が確定した後の7月末に実施しておりましたけれども、平成30年度からは希望する世帯を対象に3カ月前倒しして、入学確認後の4月に支給する新年度早期支給を実施し、入学後に滞りなく支給できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にありました入学前支給につきましては、支給を受けた世帯が入学を前に市外へ転出した場合に考えられる二重支給や、逆に転出前後の双方の自治体で未支給となってしまう支給漏れなど、実施に向けての課題を整理する必要があることから、今回は実施を見送る方針としたところであります。ご理解をお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 仙台市でもそういうことはいろいろあってもそんなに半分以上がそうなるということではないと思いますし、それらの対処の仕方もよく聞いた上で、やはり肩身の狭い思いをさせない、それがやはり思いやりの市政だというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。引き続きよろしく願いしておきます。

ちょっと戻りますけれども、ちょっと時間がありますので、新浜町保育所でアンケート調査をしたというのがあったんですけども、それらの内容がさっぱり知らされていないんですよ。説明会でお母さんたちからどんな意見が出されているのか、あればぜひお聞かせ願いたいと

思うんです。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 新浜町保育所の保護者説明会の内容と保護者の意見についてですが、平成29年2月にまず1回目の保護者説明会を開催をいたしまして、平成32年3月に新浜町保育所が閉所することをお知らせしております。その後、11月にも保護者説明会を開催し、これは現在の1歳、2歳児のクラスの全ての児童が平成32年4月までにほかの保育所に転所していただくこととなりますことから、新たに整備を予定している海岸通子育て支援施設内の保育所へ優先的に入所枠を確保することを説明をいたしました。また、それ以外の保育所への転所希望があれば、可能な限り優先的に調整を行うということを説明しております。

保護者からは、「ほかの場所だと遠過ぎる」というご意見や「友達と離れなければならず、環境が変わる子供たちの気持ちはどうなるのか」というふうなお話などが出されております。これらの意見を受けまして、同じ学区内にある藤倉保育所の受け入れ数をどうやったらふやすことができるのだろうかというようなことを現在内部で検討しておりまして、保護者はもちろん、子供たちにも負担がなるべくかからないようにしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 前後してすいません。ただ、非常に大事なことでありまして、主権者は市民です。行政の都合であっち行けのこっち行けというのは、まずその利用者の意見、希望者の意見をきちんと聞いた上でやるべきことだと思います。これからも産業の振興の上でも雇用確保の面でも、それから石巻から、被災されて、会社が塩竈に来ちゃったので、あっちから来て新浜町に住んだと、そして働くことができたし、保育所もあってよかったという矢先に、半年もたたないのに、なくなる、あっちに行けというのは、そういうやり方はないでしょうという意見もあります。だから、そういった点も含めて十分な対応をしていただくことを申し上げて、以上で終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明20日を議会運営委員会開催のため休会とし、21日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明20日を議会運営委員

会開催のため休会とし、21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月19日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

平成29年12月21日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成29年12月21日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第64号ないし第80号

(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第5号及び第7号

(民生・総務教育常任委員会委員長請願審査報告)

第4 議案第81号及び第82号

第5 議員提出議案第8号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

追加日程第1 議員提出議案第9号及び第10号

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之君	建設部次長 兼都市計画課長	本多裕之君
水道部次長 兼業務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	安藤英治君
会計管理者 兼会計課長	菊池有司君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	阿部光浩君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君	選挙管理委員会 事務局局長	相澤勝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	菅原秀一君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番西村勝男議員、5番阿部眞喜議員を指名をいたします。



日程第2 議案第64号ないし第80号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第64号ないし第80号を議題といたします。

去る12月11日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告をお願いをいたします。

13番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第64号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」については、震災復興事業の進捗等を踏まえた行政組織の見直しに伴い、震災復興推進局を廃止するため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 震災復興推進局廃止後における復興業務の実施に当たっては、引き続き定期的に震災復興本部会議を開催するなど、全庁的な連携を図りながら事業のさらなる推進を図られ、市民の安心・安全の確保に努められたい。

次に、議案第65号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の子が2歳に達するまで育児休業を延長することができる場合を定めるため、所要の改正を行うものであり、質

疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部改正により、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、従前の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、「個人情報」の定義に顔認識データや個人番号等の個人識別符号を対象として明確化するほか、思想及び信条、病歴等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」として定義するため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、東日本大震災追悼式開催費や中学校部活動備品等整備事業並びに決算整理に向けた事業費の整理予算等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 地域おこし協力隊活用事業については、本年度の協力隊員数について一定程度的見通しがついたことにより、事業費の減額を行うものであるが、今後の事業実施に当たっては、当該事業の受け入れ期間終了後も協力隊員が地域に根づき、安定した生活基盤が構築できるような環境整備に努められるなど、基幹産業の担い手の確保を図られたい。

1. 中学校部活動備品等整備事業については、寄附金の活用により、市内中学校の吹奏楽部活動において使用する楽器の整備を行うものであるが、今後も部活動の備品等については、十分な予算化を行うなど、計画的な整備を検討され、部活動環境の向上を図られたい。

次に、議案第78号「工事請負契約の締結について」は、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、23年災 第9101・9102号野野島漁港北防波堤・一2m物揚場災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市スポーツ施設（塩竈市体育館及び塩竈市温水プール）の指定管理について、選定委員会の審査を経て候補者となった特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者に指定しようとするものであり、

質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 指定管理者による施設の管理に当たっては、労働基準法や関連する法令等に基づいた適正な運営がなされ、さらには業務に従事する職員の意欲向上につながるような雇用環境の整備や人材育成に努められるよう指導するなど、指定管理者による効果的な施設の管理・運営が行われるよう努められ、市民の健康及び体力の増進やスポーツ交流を通じた地域文化の発展につなげられたい。

以上が本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 国民健康保険事業については、今後の社会情勢の変化や本市における被保険者数の減少及び高齢化の進展に伴う医療給付費の増加などを適切に捉えられ、引き続き本事業の安定的な運営に努めることにより、市民の健康の増進を図られたい。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、介護サービス事業者のスプリンクラー設備等の整備に対する支援を目的とした地域介護・福祉空間整備等施設整備事業や各種福祉サービスの利用児童数の増加による障害児通所給付費が計上さ

れ、また、地方債において、災害援助資金貸付金の限度額が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 障害児通所給付費については、身体や知的等に障がいのある児童や治療方法が確立していない等の特殊な疾病のある児童の福祉向上を図るため、福祉サービスの利用に要する経費の一部を支援するものであり、本年度を上回る利用児童数が見込まれることから事業費を増額するものであるが、当該事業の実施に当たっては、発達障がいと思われる児童の保護者に相談支援を行うことで早期の療養、療育につなげられ、集団生活等への適応が円滑になるよう努められたい。

1. 災害援護資金貸付金については、東日本大震災から6年が経過し、被災した方々の自立再建が進み、借入者数が当初の見込みから減少したことにより、事業の減額を行うものであるが、その償還については、分割による償還方法の周知を徹底されるとともに、個々の事情に寄り添い、きめ細やかな償還方法の相談を行われるなど、償還される方々の経済的な負担感の軽減に努められたい。

次に、議案第75号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」は、保険事業勘定において、介護保険制度の改定に伴うシステム改修事業について、新たに国庫補助金が見込まれることとなったことから、補助金の交付年度に合わせてシステム改修事業費の一部とその財源である一般会計繰入金の減額が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市障害児通園事業施設である塩竈市ひまわり園について、選定委員会の審査を経て候補者となった認定NPO法人さわおとの森を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会でも審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 西村勝男

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番志賀勝利議員。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」については、景観法の規定に基づき、本市における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定や眺望景観保全地区の指定等、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本条例は、鹽竈神社からの眺望や海からの景観を守るものとなっているが、歴史性や伝統、坂道等の「塩竈らしさ」の町並みの保全を具体的な計画行動として実践するとともに、文化財保護の観点からも財源確保に資する課題の解決に向けて検討を加えられたい。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、東日本大震災復興交付金事業12事業の決算整理に向けた減額補正や道路災害復旧費などが計上されました。また、債務負担行為では、地域防災・減災（BCP）計画策定業務委託が追加されました。さらに、地方債については、道路橋りょう災害復旧事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 地域防災・減災（BCP）計画策定事業については、大規模災害発生時においても、水産物の生産・流通を継続的に維持し、確保するため、事前対策を定めた事業継続計画（BCP）を策定するものであるが、今後、BCP協議会の設立に当たっては、塩釜漁港地域の経済活動を行う多くの関係事業者が参加し、長期間にわたって取り組むものであることから、本計画の策定を受託するコンサルタントの選定に当たっては、入念に検討されたい。

1. 公園街路維持管理費については、寄附金を活用し、清水沢公園の公衆トイレの洋式化と内外壁の補修等を行うものであるが、他の市内の公園における公衆トイレについても、多くの利用者が使いやすい施設として維持管理をされるとともに、排水管の破損等の発生事例もあることから、年次計画を定め、適切な点検・修繕等に努められたい。

1. 東日本大震災復興交付金事業については、12事業で9億1,746万5,000円の減額予算が計上されているが、事業進捗に伴う減額以外にも藤倉地区区画整理区域北側排水施設設備事業や

寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業等において、入札不調に伴う減額補正となり、翌年度予算に付け替えることとなっている。また、海岸通地区震災復興市街地再開発事業については、3億7,616万4,000円の減額補正となり、地元にとっても復興のおくれが生活基盤のおくれとなることから多くの市民が関心を寄せており、当該事業の進捗状況に係る情報提供と組合施行の再開発事業への支援に一層万全を期されたい。

次に、議案第71号「平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、船舶建造費に係る決算整理に向けた事業費の整理予算であり、歳入歳出それぞれ705万円を減額し、総額を3億3,565万円にするものであります。また、地方債については、船舶建造事業を減額補正するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、平成28年度決算における実質収支額を繰越金として計上するとともに、一般会計繰出金を計上し、精算を行うものであり、歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、総額を1億8,377万5,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は、越の浦地区下水道整備事業や北浜地区区画整理関連下水道等に係る決算整理に向けた事業費の整理予算を計上し、また、平成28年度決算における実質収支額を繰越金として計上するとともに、一般会計繰越金を計上し、精算を行うものであり、歳入歳出それぞれ9億8,916万9,000円を減額し、総額を52億8,803万1,000円にするものであります。また、地方債については、公営企業災害復旧事業を廃止するとともに、公共下水道事業及び公営企業復興交付金事業の限度額を減額補正するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 平成28年度消費税及び地方消費税の確定申告により、一般管理費において1,500万円が減額され、また、雑入において消費税還付金2億2,150万2,000円が追加されており、他会計においても消費税申告が適切に行われているか確認されたい。

次に、議案第74号「平成29年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」については、平成28年度決算における実質収支額を繰越金として計上するとともに、一般会計繰越金を計上し、精算を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,202万9,000円を追加し、総額を4,092万9,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」に

については、北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る決算整理に向けた事業費の整理予算を計上し、また、平成28年度決算における実質収支額を繰越金として計上するとともに、一般会計繰出金を計上し、精算を行うものであり、歳入歳出それぞれ2,095万4,000円を減額し、総額を4億4,274万6,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」については、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業及び新浜町杉の下線道路事業の区画整理関連に係る決算整理に向けた事業費の整理予算を計上し、歳入歳出それぞれ1億2,409万9,000円を減額し、総額を8,970万1,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について、まず委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

17番小高 洋議員。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、障がい者自立支援電算システムの改修に係る部分について反対討論を行います。

このシステム改修の理由の一つに上げられておりますのは日本年金機構などのマイナンバー制度における情報連携、情報連携とは情報ネットワークシステム上で特定個人情報のやりとりをするということですが、この情報連携を行うためのシステム改修がその一つに上げら

れているということでありました。根本的にはこのマイナンバー制度という国の施策に大きな問題があると考えております。日本に暮らす住民全員に12桁の番号を割り振り、行政や金融機関等の手続に使わせるというこのマイナンバー制度、スタートから2年、こういった状況にあるかと、市民、国民は利便性を実感できず、かえって手続の煩わしさ、あるいは情報管理などへの不安を強めております。国民が求めている制度を無理に押し進めるのは、まず余りにも乱暴ではないかと考えるものであります。

今政府の推進するこのマイナンバー制度が、新しい運用段階に入ろうとしています。税や社会保障など、住民の個人情報を行政機関、自治体の間でやりとりをする情報提供ネットワークシステムを本格運用させるというものです。政府が本格的な運用を開始するとしている情報提供ネットワークシステムは、47都道府県等約1,700の市区町村、そして日本年金機構、税務署等の公的機関をつなぐ巨大なネットワークをつくり、マイナンバーを通じて住民の情報をやりとりをするというのが目的です。もともとの開始予定に対し、2015年5月に日本年金機構の125万件に上る個人情報流出が発覚をし、この間、実施が延期をされてきました。この運用について、ことしの7月あたりから試運転を行ってきたようではありますが、この間、多くの行政機関で対応に不備がある、こういったことが指摘をされ、連携をさらに先延ばしをする、こうした組織も生まれるなど、情報の管理や運用に対する不安は、これは依然として払拭をされておられません。先ほど述べましたように年金機構から125万件という大量の情報流出があり、そして、さらに述べるならば、このマイナンバーについては2015年10月の制度開始以来、誤配送、あるいは漏えい、盗難、こういった事件も起こっております。静岡県湖西市では、ふるさと納税の寄附者の自治体に寄附分の税を控除するよう通知を出しましたが、5,873人中1,992人のマイナンバーが別人のものであったと、こうしたゆゆしき問題も起こったわけでありました。安全だ、安全だと、こうしたことを言っても実際に問題が発生をしているわけではありません。そして、今日のネット社会、想定だにしないリスクが潜在をしております。技術的なリスク、人的な部分でのリスク、一旦流出した情報は、これは二度と取り返すことはできません。マイナンバーのもとに集約をされるさまざまな個人情報が、多くのリスクにさらされる可能性がある、このことに大きな危惧と懸念を覚えるものであります。国のマイナンバー制度推進の拙速さに自治体がついていけない。民間業者も対応に苦慮している。そして何よりも市民、国民がついていけない。こうした状況にあるわけでありました。国民がマイナンバーを切望していないのは、2015年10月の制度開始から2年経つのにさまざまな不安が拭い切れず、政府が奨励

するマイナンバーカードの普及は人口比10%にも満たない、このことから明らかであります。一旦中止をして徹底検証し、国民的な議論を行うべきときだと考えております。よって、本議案のうち、障害者自立支援電算システムの改修に係る部分について、国の施策にのっとったシステム改修の補正予算ではありますが、マイナンバー制度そのものの持つ危険性、個人のプライバシーを危険にさらし、情報漏れ等のリスク拡大につながりかねないことから反対を表明し、反対討論といたします。ご清聴まことにありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者の発言を許可いたします。

5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） 議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について賛成する立場の議員を代表して討論を行います。

今回の一般会計補正予算は、補正前の予算額287億6,756万8,000円を24億2,930万1,000円減額し、補正後の予算額を263億3,826万7,000円にするものであります。補正予算額の多くは決算整理に向けた事業費整理のための減額予算ではありますが、その他の予算には市民生活の向上や産業の振興に関する予算が含まれております。具体的には私立幼稚園就園奨励事業費の636万3,000円や障害児通所給付費の741万7,000円、東日本大震災追悼式開催費の437万8,000円、さらには、去る10月25日に完成しました新魚市場を中心とした本市水産業、水産加工業の災害時業務継続計画、いわゆるBCP策定事業の359万円などがあります。ただいま障がい者自立支援電算システムの改修費に関して反対の討論がありましたが、この補正予算もまた市民サービスの向上に必要なものと考えます。障がい者自立支援電算システム改修費予算は、①日本年金機構等とマイナンバー制度における情報連携を開始するため、また、②障害者総合支援法の平成30年度改正等に対応するために自立支援電算システムの改修を行う予算がありますが、この事業を実施することにより、平成30年7月に開始が予定されている日本年金機構等との情報連携が可能になるものであります。これは全国一律に施行される制度改正であり、仮に塩竈市において必要な整備が行なわれなかった場合には、障がい者が特別障害者手当や自立支援医療費等の申請を本市に申請する場合には従来同様に年金に関する書類等の提出が必要となり、手続面で大変な影響が発生することとなります。確かにマイナンバー制度や情報連携に関しては、情報の漏えいやシステム障害など、さまざまな懸念がされておりますが、情報連携によるサービスの向上や生産性の向上というメリット面から目を背けた議論は、問題解決に向けた本質を見失うことにつながりかねません。懸念されるセキュリティー面に関しては、データの原本は

塩竈市と日本年金機構でシステム管理を行い、情報の連携に使用されるものはあくまで副本データとなり、この副本データが国の中間サーバを経由して市と年金機構との間で情報交換を行うものとなっており、本サーバへのアクセスは容易にできない構造となっております。このほか、マイナンバーのセキュリティーに関しましてはLGWANと呼ばれる専用回線の使用や通信データの暗号化、また、国において情報の一元管理を行わないなど、さまざまな処置が講じられてきており、こうした対応のさらなる徹底を当局を初め、関係する機関にお引き続き留意されるよう求めることが重要であると考えます。反対者におかれましては、障害者自立支援電算システム改修について異を唱えるのであれば、予算の減額修正案を提出するという手法もあるはずではあります。こうした手法を行わずに市民生活に必要な補正予算の一部を取り上げることはあつてはならないと考えます。今回の補正予算は、冒頭述べたとおり、市民生活の向上や産業の振興等に関する事業執行のための予算であり、本議会において可決し、当局において速やかに執行すべきものであると考えます。

以上、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について賛成することを表明し、議員各位からの良識ある判断のもと、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割にて行います。

まず、議案第64号ないし第69号、第71号ないし第80号について採決いたします。

議案第64号ないし第69号、第71号ないし第80号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第64号ないし第69号、第71号ないし第80号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」について採決いたします。

議案第70号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第70号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第5号及び第7号（民生・総務教育常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願第5号及び第7号を議題といたします。

平成29年6月定例会において、民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりました請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」及び平成29年9月定例会において、総務教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりました請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」の請願審査の経過とその結果について、それぞれの常任委員長の報告を求めます。まず民生常任委員長の報告を求めます。

4番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

平成29年6月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」については、12月14日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

請願第5号については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしく審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 西村勝男

○議長（香取嗣雄君） 次に、総務教育常任委員長の報告を求めます。

13番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二君）（登壇） ご報告いたします。

平成29年9月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」について、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（香取嗣雄君） 以上で常任委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」について採決いたします。

請願第5号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、請願第5号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」について採決いたします。

請願第7号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第7号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議案第81号及び第82号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、議案第81号及び第82号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いたしました議案第81号及び第82号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第81号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、平成29年の人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与等につきまして、本年度から給料月額を平均で0.2%、勤勉手当の支給

月数を0.1カ月分引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第82号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります
が、議案第81号と同じく、平成29年の人事院勧告を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市議会
議員並びに市立病院事業管理者に係る期末手当について支給月数を引き上げるため、所要の改
正を行おうとするものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきまし
ては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い
を申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、私から、議案第81号並びに議案第82
号につきましてご説明をさせていただきます。それぞれの議案の提案理由につきましては、先
ほど市長からご説明を申し上げたとおりでございますので、具体的な説明の内容につきまして
ご説明を申し上げます。

ご配付しております資料番号8第4回市議会定例会議案資料（その2）の11ページをお開き
いただきたいと思います。

まず、2. 民間給与との較差に基づく給与改定でございますけれども、（1）月例給につき
ましては、行政職給料表について平均0.2%引き上げるものでございます。世代間の給与配分
の見直しの観点から若年層に重点を置いての改定となりまして、初任給については民間給与と
の間に差があることを踏まえまして、1級の初任給を現行の17万8,200円であるものを1,000円
引き上げ、17万9,200円にするものでございます。

次に、（2）期末・勤勉手当であります、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の
期末・勤勉手当の支給月数を0.10カ月分引き上げ、現行の年間4.30月から4.40月に引き上げを
行い、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分をするものでござい
ます。下の表にありますとおり、平成29年度分につきましては12月期において0.10カ月の引き
上げを行いまして、平成30年度につきましては6月期と12月期にそれぞれ0.05月の引き上げを
行うものでございます。

（3）の条例の施行時期でございますが、公布の日から施行し、平成29年度の取り扱いにつ
いては平成29年4月1日から遡及適用し、平成30年度分の取り扱いについては平成30年4月1

日から適用するものでございます。

次に、3. 給与制度の総合的見直しにつきましては、55歳を超える職員、行政職給与表6級相当以上に対する給料等の1.5%減額支給措置及び平成27年4月1日からの新給料表への円滑な移行のための減給補償につきましては、平成30年3月31日で廃止をされるものでございます。

4. 人事院勧告を受けた国の制度改正の動きにつきましては、記載のとおりでございますのでご参照を願います。

次に、資料の16ページ、お開きをお願いいたします。

特別職給与等の取扱いについて、ご説明を申し上げます。

2. 期末手当等の改正内容でございますが、(1) 特別職の給与につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げまして、年間支給月数を3.30月にするものでございます。表にありますとおり、平成29年度につきましては12月期において0.05月の引き上げを行い、平成30年度につきましては6月期と12月期にそれぞれ0.025月の引き上げを行うものでございます。

(2) 市議会議員の期末手当につきましても特別職と同様の取り扱いを行い、0.05月の引き上げを行い、年間支給月数を3.30月にするものでございます。引き上げの時期とその引き上げの月数につきましては、ただいまご説明しました市長等と同様になります。

次に、(3) 市立病院事業管理者の取り扱いにつきましては、一般職に準じまして勤勉手当の月数を0.1月引き上げ、年間支給月数を4.400月にするものでございます。表記載のとおり、支給の時期は、平成29年度につきましては12月期において0.1月の引き上げを行い、平成30年度につきましては6月期と12月期にそれぞれ0.05月の引き上げを行うものでございます。

(4) 実施時期でございますが、平成29年度につきましては、平成29年12月1日に遡及適用し、平成30年度の取り扱いについては平成30年4月1日から適用するものでございます。

同じ資料の1ページから10ページまでにつきましては、議案第81号の条例の新旧対照表を、または13ページから15ページまでは議案第82号の条例の新旧対照表をお示ししてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

議案第81号及び第82号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） どうも。これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号及び第82号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議案第81号及び第82号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、原案に対する反対者からの発言を許可いたします。

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

議案第81号及び第82号に対する反対討論をしたいと思います。

まず、議案第81号は、一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例ということで、人事院勧告により平成29年4月にさかのぼり、公務員給与の引き上げを行うというものであります。上げ幅は給与で0.2%、賞与で年間0.1カ月分という内容であります。上げ幅だけを捉えるとわずかな幅ではあります、これを実施することにより、塩竈市では年間約3,600万円の経費増となります。また、議案第82号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、これも上げ幅は期末手当が年間で0.1カ月増額という形になりますが、市三役、それから市立病院事業管理者、議員全員の分をあわせまして67万8,000円という経費増になるということをお聞きしております。両方合わせては年間3,667万8,000円の経費増となるということであり、そのお金の出どころは一般財源であります。限られた財源であるがゆえに従来の事業予算を削らないと今回の増額は捻出できないのが現実であります。日ごろ佐藤市長は何かというと財政が厳しいことを理由に新たな事業の予算を拒みます。そういう姿勢を常に見せております。昨日の私の水産加工品ICT化事業バックアップのための予算措置に係る提案に対しても即答を避けられております。また、教育現場では、教材の修理費10万円の予算がつかず、教材が使えないままという、そういう現実を私は市内の小中学校で見まいりました。こうした現実を踏まえたとき、機械的に人事院勧告に準じていいものだろうかとは私は常々疑問に感じている次第です。そもそも人事院勧告の基準とは本当に実情をしっかりと捉えているのか疑問であります。人事院勧告があるたびに算出基準に対する疑問点がたびたびマスコミ等に取り上げられております。昨日ネットで東洋経済オンライン編集部作成の年収ランキングなる資料を検索いたしました。そのデータ

によりますと、全国1,786自治体全平均年収は590万円であります。上場企業の年収平均は597万円であります。わずか7万円を下回る程度の高い水準に公務員給与はあるわけです。中小企業零細企業しか存在しない我がまちの労働者の年収平均は推して知るべしであります。国内景気は上向きであるとの政府発表はあるものの、民間企業労働者の実質賃金はマイナスであるというマスコミ等の報道があり、官民格差はますます開く傾向にあります。地元企業に目を向ければ、基幹産業と言われる水産加工業の状況は近年急速に悪化しており、給与アップはできない、賞与などは支給できる企業も限られている。そんな状況に追い込まれている中で、市役所だけが別天地でよいのでしょうかと私は疑問に感じるわけです。全国的に見ても中小零細企業ではその70%が賞与を支給できない中で必死に生き残りを図っていることを直視していただきたいと思います。本来地方自治体は税収増を目指し、地元産業の振興につながる政策を行うべきであります。しかし、我が塩竈市は、この十数年間産業振興のアドバルーンを上げるものの実効が伴わず、目標を達成することなく今日を迎えております。市立病院、教育委員会にしても目標が達成されておりません。目標を達成できない方々が、給料がたとえわずかな金額だろうと上がるということは、民間企業の経営者にとっては考えられないことであります。市職員の皆様に当たっては、最大のサービス産業である行政マンとして地元の産業振興、住民サービス充実の目的を本当に果たしているのでしょうか。給与を一律にアップするということがいかなものかと私は感じています。市議会議員もしかりであります。私は多くの市民から議員は何をやっているのかと問われます。私自身は平成23年9月に議員となり6年が過ぎましたが、その間、同僚議員の行動、発言をじっと注視してきました。実際のところ、議員とはこんなものでいいのかと思いながら過ごしてまいりました。議場であれ委員会室であれ、会議中、頻繁に居眠りをしている議員もいれば、瓦れき問題が表面化し、100条委員会を設置しても真面目に資料を精査することもなく、私たちが守らなくて誰が市長を守るのだなどとうそぶいている議員もおります。市民から見たらとんでもない議員であります。重点分野雇用創出事業の件にもしかりであります。このことに全く関心を示さず、提出された資料は全く無視している議員の多いことに驚いております。このありさまを私は一市民の目線で見るときに、この人たちは何のために議員をやっているのかとの怒りが込み上げたこともあります。市民の皆さんは見ていないようにして我々議員の行動を逐一見えています。見識ある市民の方はこう言います。市民が納得できる給料に見合った議員としての活動をしてほしいと。本議案がこのまま可決されればまた市民に愛想尽かしされかねません。先日の議会報告会の参加人数がそのことを物語

っているのではないのでしょうか。議会の大きな役割である行政のチェック機能の放棄により、一部の市民だけがいい思いをしているような行政運営を許している議会を市民はじっと目を凝らして見ていると私は感じております。同僚議員の皆さん、塩竈市議会としての見識を示そうではありませんか。議員各位の心意気を示していただきたいと思います。お手盛りはやめましょう。市民の方から、議員さんたち、よく頑張ったね、給料を上げたらと言ってもらえるまで我慢すべきではないのでしょうか。

以上で私の議案第81号及び第82号に対する反対討論を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 議案第81号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第82号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、賛成する立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第81号につきましては、平成29年の人事院勧告を踏まえ、本市一般職の職員の給与について平均改定率で0.2%を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるために所要の改正を行おうとするものであります。また、議案第82号につきましては、同じく平成29年の人事院勧告を踏まえ、本市特別職の職員並びに市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるとともに、市立病院事業管理者の勤勉手当支給月数を0.1月引き上げようとするものであります。この給与改定に伴う影響額は、一般職については全会計ベースで約3,600万円、特別職については約14万円、病院事業管理者は約10万円、議員については約43万円のそれぞれ増額となります。まず、人事院勧告制度であります。今さら申すまでもなく、公務員の労働基本権制約の代償措置として社会一般の諸情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであります。したがって、人事院は、ことし従業員50人以上の全国約1万2,400の民間事業所約53万人を対象に個人別給与実地を行い、公務員と民間の給与格差を比較した結果として今回プラスの給与勧告を行ったものであります。地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に定める情勢適用の原則、いわゆる民間の給与に準ずる民間準拠、そして均衡の原則と、さらには平成29年11月17日に総務副大臣の通知、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについて等において人事院勧告の尊重の対応を求められておるところであります。

本市においては、これまで人事院勧告が給料のマイナス改定、あるいは期末勤勉手当の支給月数をマイナスした場合においても人事院勧告を尊重し、対応してきたことはご案内のとおりであります。ちなみにこれまでの人勧の実施状況を月例給、いわゆる給与について振り返ってみますと、平成14年からマイナス勧告が続き、平成19年を除いて実に12年間勧告なし、あるいはマイナス勧告となっております。この間のマイナス率の合計は実に4.1%となり、平成26年からのプラス勧告を差し引いても2.9%のマイナスとなっております。これを平均年間給与で見ますと、平成11年からの増減の比較をしますと実に9%のマイナス、そして額にして、これは52万6,000円の減額となっております。年間平均給与52万6,000円の減となっております。これは給与を基礎とするために退職金初め、福利厚生等にもこの影響が出ていることをまずご理解いただきたいと思えます。

それから、財源対策になりますが、本市の決算状況から明らかなように、普通会計ベースの人件費の推移は、平成19年度に38億1,000万円に達しまして、平成28年度では36億5,000万円です。1億6,000万円の減少をしている状況にあります。これまでの行財政改革の取り組みにつきましては、それぞれ評価は分かれますが定員適正化や、あるいは時間外手当等の圧縮により総人件費は抑制されてきたと理解しております。こうした状況から、国の示す健全化判断比率の実質赤字比率など、4つの指標におきまして本市はそれを大きく下回り、健全な財政運営が確保されてきているものと思料いたします。

次に、本市の経済状況を見た場合、職員給与の引き下げは適切かと先ほどの賛成討論の中にもありましたが、さきに述べましたように、民間企業調査により示された率であること、さらにこれまでの人事院勧告の歴史を見ても決して地域経済実態からかけ離れたものではない。さらに平成26年度から実施されている、いわゆる給与制度の総合的見直しでは、民間賃金の高い地域については地域手当を措置し、県内では、仙台市、富谷市では6%増、名取市、利府町では3%、隣の多賀城市においては実に10%の給与加算がなされておりますが、本市ではこの地域加算が認められていない状況です。ここに地元経済の現状を反映したものであることをぜひご理解いただきたいと思えます。また、本市の給与水準を比較しますと、国家公務員を100とした場合のラスパイレス指数は、平成28年度の給与実態調査におきまして96.6と国家公務員の水準を下回るとともに類似団体の98.5、全国市平均の99.1と比較しても下回る状況にあり、決して高い給与水準ではない。人事委員会を持たない本市といたしましては、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、こうした地域の民間事業者の給与を考慮した人事院勧告、また公務と

して国及び他の自治体の給与改定の状況を踏まえながら適正な給与水準を確保するため、今回の職員給与の引き上げを提案したものと捉えております。

一方、議案第82号において、いわゆる特別職についてもその期末手当の支給月数の改正をされておりますが、あくまで地方公務員給与法に準拠した月数の改正であり、いわゆる給与、あるいは報酬そのものに影響を与えるものではないということでもあります。当市では特別職の給与及び議員の報酬につきましては特別職等報酬審議会制度がありますが、これまでの改定状況では平成10年度以降一切開催されておられません。そして、その額は平成8年度から据え置きとなっているとともにこれまでの間、財政健全化団体に陥る危機や、あるいは東日本大震災の影響を考慮し、給与の独自削減を職員に強いてきた経過もあり、特別職、議員報酬についても21年間諮問すらせず、職員とともに行財政健全化に努めてきたということは事実でございます。こうした状況の中で特別職及び私ども議員における期末手当については決してお手盛りではなくて、あくまでも期末手当の支給月数の改定であるということをご理解いただきたいと思います。以上、社会一般の情勢に適応すべきとした情勢適応の原則と公務としての近似性、類似性を重視した均衡の原則から、国の人事院勧告、または公務として国及び他の自治体の給与改定の状況を踏まえながら適正かつ極めて妥当性のある対応であると考えております。

なお、職員におかれましては、東日本大震災を受ける復興期を向かえ、さらなる市民生活の安心と安全なまちづくりに今後とも邁進されたい。そして、地元経済の活性化のためにもぜひ職員一人一人の力を十二分に発揮していただきたいと考えるものであります。先ほど反対討論にもありましたけれども、議会における改革も、これは日々検証しながら市民にきちんと応えられるような改革をこれから勘考して行かなければいけないということは当然であります。

最後に、この場をお借りしまして当局にお願いがあります。今回の人事院勧告完全実施につきましては一定の評価はするものの勧告内容に盛られております、いわゆる長時間労働の抑止、ワーク・ライフ・バランスの実施、人事評価制度の適正なる運用、そして職員のメンタルヘルスによる職員の健康管理の確立等々、職員が意欲を持って働ける職場づくりに意を注いでいただきたい。職員のモチベーションが上がることで、結果、市民の幸せにつながるものであると私は考えております。

以上で議案第81号及び議案第82号に関する賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

議案第81号及び第82号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第81号及び第82号については、原案のとおり可決されました。



日程第5 議員提出議案第8号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号「介護福祉施策の充実を求める意見書」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、議案の趣旨説明にかえさせていただきます。

介護福祉施策の充実を求める意見書

国の一連の社会保障制度改革では、高齢化が進み、より増大する社会保障費の抑制のため、公的給付の抑制と国民の負担増が進められている。平成27年度の介護保険制度改定では、介護保険料が上がり、一部の利用者は介護サービス利用料の自己負担が増加した。このことが、サービス利用の制限につながり、要介護者とその家族から将来に対する不安の声が上がっている。

また、平成27年度の介護報酬改定では、改定率2.27%の引き下げにより、介護事業者は大変厳しい環境に置かれている。今回政府は、平成30年度に介護報酬の0.54%引き上げを行う方針を示し「介護離職ゼロ」を目標に掲げた。

このような中、介護現場では、介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えている。このことは、利用者やその家族にとっても大きな打撃となり、今後のサービス利用への不安や、介護事業者の事業運営の破綻が危惧されている。

老化やそれに伴う病気や障がいがあっても日常生活に支障のない生活ができるようにするのは、社会全体としての役割である。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法第25条の精神である。全ての要介護者が個人として尊重され、安心して生活を送れる介

護福祉施策の充実のため、以下の4点について要望する。

記

1. 介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。

1. 介護予防の充実を図り、介護給付費を抑制すること。

1. 介護サービスの利用者が安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。

1. 社会保障充実のため、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第8号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第8号「介護福祉施策の充実を求める意見書」については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

先ほど、請願第5号及び第7号が採択されたことに伴い、「国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議」及び「『学校図書館図書整備等5か年計画』による予算拡充の決議」が提出されましたので、これを事務局に配付させます。

暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま1番小野幸男議員外16名から、議員提出議案第9号「国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議」及び議員提出議案第10号「『学校図書館図書整備等5か年計画』による予算拡充の決議」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第9号及び議員提出議案第10号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議員提出議案第9号及び第10号

○議長（香取嗣雄君） 追加日程第1、議員提出議案第9号及び第10号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、議員提出議案第9号「国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

15番土見大介議員。

○15番（土見大介君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議

塩竈市の医療費は県内でも高い水準にあるものの、国民健康保険事業は安定運営を続けてきた。一方で、同事業を安定的に運営するための国民健康保険事業財政調整基金の残高が14億円と高どまりしていることから、市議会としては、市民を巻き込んで同基金を活用した保険税の減額の可能性や同事業の将来の安定的な運営について議論を深めてきた。

このような中、塩竈市は国民健康保険の都道府県単位化の動向を注視しながら、本定例会に

において、平均改定率をマイナス11.04%とする国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案され、その税率の引き下げ幅は過去最大のものであったことは大変高く評価するものである。今回の減税により5年後の基金残高は国民健康保険事業の安定運営に最低限必要とされる3億円まで減少する見通しである。

塩竈市において、国民健康保険都道府県単位化後の動向や社会情勢の変化による市民の負担増が生じないよう、国民健康保険事業の安定的な運営を継続されるよう求める。

以上、決議する。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第10号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第10号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議

総務省と文部科学省は、平成29年度からの5年間で「学校図書館図書の整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配置」の3点を充実させるため、総額約2,350億円、単年度で約470億円の地方財政措置を行うこととなった。

これは学校図書の充実によって子供の読書活動、探究学習などを促進するとともに、読解力や言語活動の向上を図り、また、学校司書を専任で配置し、学校図書館の効果的な運営を図ることで、児童生徒の学力向上と教育的素養を高めることを目指すものとなっており、本市においても一層の図書整備が急務となっている。

以上のことから「学校図書館図書整備等5か年計画」による「学校図書館図書の整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配置」に係る予算拡充が図られるよう求める。

以上、決議する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第9号及び第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第9号及び第10号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第9号「国民健康保険事業の安定的な運営を求める決議」についてお諮りいたします。

議員提出議案第9号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号「『学校図書館図書整備等5か年計画』による予算拡充の決議」についてお諮りいたします。

議員提出議案第10号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第10号については原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月21日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 阿 部 眞 喜